船員保険事業年報

平成２８年度

全国健康保険協会 船員保険部
船員保険

目　　次

概　　要

事業年報概要 …… 2

総　括　表

船員保険

１．年度別適用状況 …… 14
２．被保険者及び被扶養者の年齢構成割合 …… 15
３．標準報酬月額・年間標準賞与額別被保険者数
(1)　標準報酬月額別被保険者数 …… 16
(2)　年間標準賞与額別被保険者数 …… 17
４．保険給付決定状況（疾病給付） …… 18
５．保険給付諸率 …… 20
６．年金給付決定状況 …… 22
７．一時金決定状況 …… 23
８．行方不明手当金支給決定状況 …… 23
９．介護料支給状況 …… 23
10．限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証交付状況
(1)　限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況 …… 23
(2)　限度額適用認定証交付状況 …… 23
11．年度別収支状況 …… 24
12．年度別適用状況（年度平均） …… 28

介護保険

年度別適用状況（介護保険第２号被保険者） …… 30

全　国　編

第１表　適用状況 …… 32
第２表　賞与支払状況 …… 36
第３表　標準報酬月額別被保険者数 …… 38
第４表　年間標準賞与額別被保険者数 …… 40
第５表　被保険者数・被扶養者数及び扶養率 …… 44
第６表　被保険者数・被扶養者数年齢別内訳 …… 45
第７表　保険給付決定状況（疾病給付） …… 48
第８表　保険給付諸率 …… 66

第９表　特定疾病療養受療証交付数 …… 79
第10表　限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証交付状況
(1) 限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況 …… 80
(2) 限度額適用認定証交付状況 …… 81
第11表　年金受給権者状況 …… 82
第12表　平均年金月額（受給権者） …… 86
第13表　一時金給付決定状況 …… 90
第14表　生活習慣病予防健診及び特定健康診査の実績件数 …… 92
第15表　特定保健指導実施状況 …… 93
第16表　福祉事業 …… 94

都道府県編

第１表　適用状況 …… 102
第２表　賞与支払状況 …… 106
第３表　被保険者数・被扶養者数及び扶養率 …… 108
第４表　被保険者数・被扶養者数年齢別内訳 …… 109
第５表　保険給付決定状況（疾病給付） …… 112
第６表　保険給付諸率 …… 130
第７表　特定疾病療養受療証交付数 …… 143
第８表　限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証交付状況
(1) 限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況 …… 144
(2) 限度額適用認定証交付状況 …… 145

関係諸制度

介護保険

第１表　年度別月別適用状況 …… 148
第２表　都道府県別適用状況 …… 149
第３表　標準報酬月額別被保険者数 …… 150

その他

制度改正経過概要（主として事業統計に関連のある事項）　〔平成29年4月１日現在〕
…… 151
平成22年1月の船員保険制度の見直しについて …… 193

用語の解説

用語の解説 …… 199

例　言

Ⅰ. 船員保険法の呼称について

１．旧法

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）（昭和 61 年 4 月 1 日施行）により、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。この年報においては、同法による改正前の船員保険法を「旧法」という。

２．新法、新々法

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）（平成 22 年 1 月 1 日施行）により、船員保険の職務上疾病・年金部門及び失業部門はそれぞれ、労災保険及び雇用保険に統合された。この年報においては、同法による改正前の船員保険法を「新法」、改正後の船員保険法を「新々法」という。また、単に「法」と表記した場合は「新々法」を指す。

Ⅱ. 平成 22 年 1 月以降の船員保険の保険給付について

平成 19 年の法律改正による職務上疾病・年金部門及び失業部門の一般制度への統合により、平成 22 年 1 月以降の新たな船員保険は、「職務外給付」と ILO 条約や船員法に則った「独自給付」及び「職務上上乗せ給付」を行う制度として、全国健康保険協会が運営することとなった。この年報においては、平成 22 年 1 月以降、全国健康保険協会が支給する船員保険の保険給付を次の１～４のとおり類別して呼んでいる。なお、特に断りが無い場合は、保険給付の統計表の数値は１～４を区分していない。

１．職務外給付

職務外の傷病を支給事由とする保険給付（下船後の療養補償を除く）。

２．独自給付

ILO 条約や船員法に則った船員独自の給付であり、一般制度である労災保険には同趣旨の給付がないことから、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成 22 年 1 月以降においても、新たな船員保険の保険給付として支給するもの。下船後の療養補償及び行方不明手当金が該当する。

３．職務上上乗せ給付

ILO 条約や船員法により、船員に対する災害補償の水準は労災保険の水準を上回る場合があることから、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成 22 年 1 月以降においても、新たな船員保険の保険給付として、船員に対する災害補償の給付水準と労災保険の給付水準との差を補填するために支給するもの。休業手当金、障害年金、障害手当金、遺族年金、遺族一時金等を労災保険の上乗せとして支給している。

４．経過的職務上給付

平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病等が支給事由の給付であり、経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給するもの。

なお、昭和61年3月以前に受給権が発生した障害年金及び遺族年金については旧法の給付基準で日本年金機構が支給している。

Ⅲ. 適用関係の統計表における集計対象ついて

１．船員保険全体

適用関係の統計表において「船員保険全体」と表記した場合は、全年齢の加入者を集計対象としている。

２．75歳未満（再掲）

適用関係の統計表において「75歳未満（再掲）」と表記した場合は、75歳未満の加入者を集計対象としている。

３．75歳以上（再掲）［職務外給付の対象ではない者］

適用関係の統計表において「75歳以上（再掲）」と表記した場合は、75歳以上の加入者（職務外給付の対象ではない後期高齢者医療の被保険者等）を集計対象としている。

４．介護保険

適用関係の統計表において「介護保険」と表記した場合は、介護保険第2号被保険者である40歳～64歳の加入者を集計対象としている。ただし、第2号被保険者非該当者（日本国内に住所を有しない者等）も集計対象に含まれている。

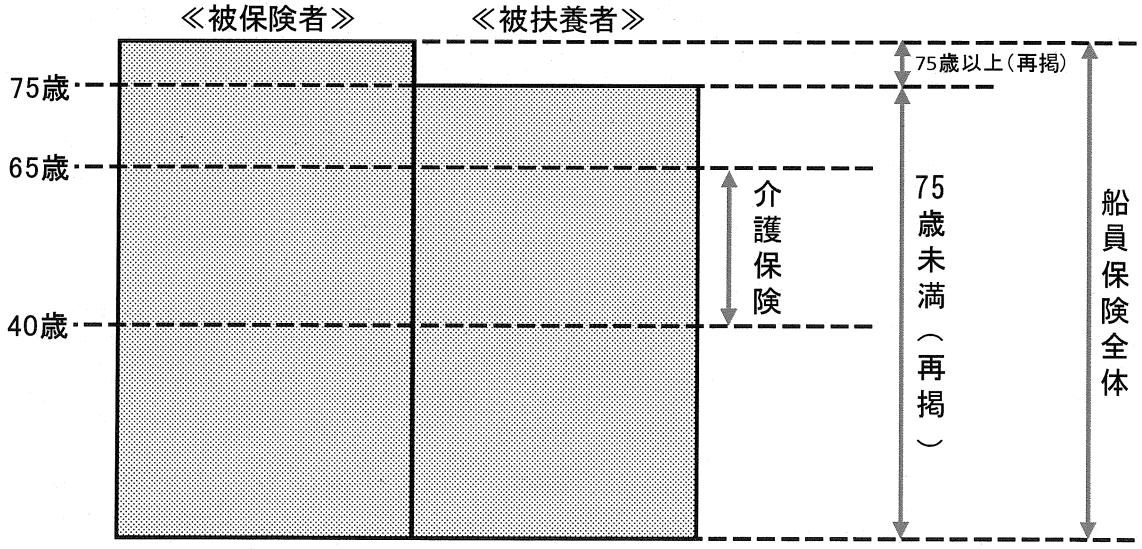

Ⅳ. 都道府県別数値の集計について

１．都道府県別船舶所有者数

船舶所有者については、船舶所有者を管轄する年金事務所の所在地を基準として都道府県別の集計を行っている。

２．都道府県別被保険者数等

強制被保険者及び強制被保険者の被扶養者については、強制被保険者が勤務する船舶所有者を管轄する年金事務所の所在地を基準として、疾病任意継続被保険者及び疾病任意継続被保険者の被扶養者については、住所地を基準として都道府県別の集計を行っている。

３．都道府県別保険給付費

社会保険診療報酬支払基金審査分（現物給付）は、医療機関の所在地を基準として、社会保険診療報酬支払基金審査分以外（現金給付）については、当該保険給付を受給した者の上記２による都道府県区分により、都道府県別の集計を行っている。

Ⅴ. その他

１．統計表の作成

統計表は、全国健康保険協会船員保険部の業務処理結果及び各年度の決算に基づき作成したものである。

２．統計表の符号の用法

統計表の符号の用法は次のとおりである。

「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的にないもの）
「－」は計数のないもの
「０」は四捨五入の結果１単位に満たない数となったもの
「△」は負数のもの
「…」は計数不明（未調査）のもの

３．単位未満の取扱い

統計表の単位未満の数値は四捨五入しているため、計として表記している数値と各項目の合計は一致しないことがある。

概　　要

目　　次

Ⅰ．総括 …… 2

1．加入者数 …… 2

2．被保険者数 …… 3

3．標準報酬月額 …… 4

4．医療費及び加入者１人当たり医療費 …… 5

Ⅱ．船員保険 …… 7

1．適用状況 …… 7

2．医療費の状況 …… 9

3．保険給付の状況
(1)　疾病給付 …… 10
(2)　年金等給付 …… 12

事業年報概要

Ⅰ．総括

医療保険制度の状況について、船員保険を中心に概観する。

船員保険制度は、船員を対象とした総合的な社会保険制度として、国を保険者として運営されてきたが、平成19年の法律改正により、平成22年1月以降においては、これまで船員保険で実施してきた職務上疾病・年金部門及び失業部門はそれぞれ、労災保険及び雇用保険に統合され、新しい船員保険制度は、職務外疾病部門とILO条約や船員法に則った独自給付、職務上上乗せ給付を行う制度として、全国健康保険協会を保険者とし運営することとなった。

1．加入者数

平成28年度末現在の医療保障適用状況をみたものが、表1である。加入者数は、全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」と略す。）が3,807万1千人（総人口の30.0%）、組合管掌健康保険（以下「組合健保」と略す。）が2,946万3千人（同23.2%）、国民健康保険（以下「国保」と略す。）が3,294万人（同26.0%）であり、この3制度で大半を占めている。また、船員保険は12万2千人（同0.1%）であり、共済組合は869万7千人（同6.9%）である。

表1　医療保障適用状況（平成28年度末）

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	126,761	100.0
協会けんぽ	22,428	15,643	38,071	30.0
法第3条第2項	13	6	19	0.0
船員保険	58	64	122	0.1
組合健保	16,284	13,179	29,463	23.2
共済組合	4,514	4,184	8,697	6.9
国保	32,940	・	32,940	26.0
後期高齢者医療	16,778	・	16,778	13.2
生活保護法適用者	・	・	2,145	1.7

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。
2. 総人口は人口推計月報（総務省統計局）平成29年4月1日現在（確定値）による。
3. 生活保護法適用者は、「被保護者調査（平成29年3月分）」（厚生労働省社会・援護局保護課）による。

制度別に加入者数の推移をみたものが、表2である。協会けんぽは、平成18年度から平成19年度までは増加しており、平成20年度は、75歳以上の加入者が後期高齢者医療制度の被保険者となり、75歳以上の被保険者の75歳未満の被扶養者が国保の被保険者となったことなどから減少したが、平成21年度以降は増加している。船員保険は毎年減少を続けているが、減少幅は小さくなりつつある。なお、平成20年度については協会けんぽ同様、後期高齢者医療制度の施行に伴う異動があったことに留意が必要である。

表２　制度別加入者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	船員保険	組合健保	共済組合	国　保	後期高齢者医療
18	35,938	22	161	30,474	9,437	51,268	・
19	36,294	18	157	30,860	9,373	50,724	・
20	34,705	17	144	30,337	9,023	39,492	・
21	34,828	17	141	29,951	9,118	39,098	・
22	34,845	18	136	29,609	9,189	38,769	14,341
23	34,877	18	132	29,504	9,101	38,313	14,733
24	35,103	19	129	29,353	9,000	37,678	15,168
25	35,643	18	127	29,273	8,914	36,927	15,436
26	36,392	19	125	29,129	8,836	35,937	15,767
27	37,165	19	124	29,136	8,774	34,687	16,237
28	38,071	19	122	29,463	8,697	32,940	16,778

注1．各制度の事業年報等を基に作成。
　2．協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

２．被保険者数

制度別に被保険者数の推移をみたものが、表３である。協会けんぽは、平成19年度までは増加していたが、平成20年度は減少し、平成21年度以降は再び増加している。船員保険は、毎年減少を続けているが、減少幅は小さくなりつつあり、平成28年度は微増に転じた。組合健保は、平成20年度までは増加していたが、平成21年度～平成24年度は減少し、平成25年度以降は再び増加している。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは1.4％の増加、船員保険は0.9％の減少、組合健保は0.5％の増加となっている。

表３　被用者保険の制度別被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	船員保険	組合健保	共済組合	被用者保険計
18	19,501	13	63	15,456	4,399	39,434
19	19,807	11	63	15,871	4,397	40,149
20	19,496	11	62	15,906	4,394	39,871
21	19,517	11	61	15,722	4,465	39,780
22	19,580	12	60	15,574	4,523	39,752
23	19,631	12	59	15,553	4,512	39,769
24	19,871	13	58	15,537	4,501	39,983
25	20,303	12	58	15,598	4,491	40,465
26	20,902	12	58	15,644	4,493	41,112
27	21,577	13	58	15,811	4,504	41,964
28	22,428	13	58	16,284	4,514	43,297

注1．各制度の事業年報等を基に作成。
　2．協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。

3．標準報酬月額

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、表４である。平成28年度末の協会けんぽは28万４千円、船員保険は41万３千円、組合健保は37万円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは0.8％の増加、船員保険は1.4％の増加、組合健保は0.1％の減少となっている。協会けんぽ、船員保険、組合健保の標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移をみたものが、図１である。船員保険と協会けんぽ、組合健保を比べると、平成18年度以降は船員保険の方が協会けんぽ、組合健保に比べ高めに推移していたが、平成22年度は低くなり、平成25年度は再び高めに推移し、平成26年度はほぼ同等となっていたが、平成27年度以降は再び高めに推移している。

過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは0.0％、船員保険は0.8％、組合健保は0.0％の増加となっている。

表４　制度別標準報酬月額の平均と対前年度伸び率（年度末現在）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項（日額）	船員保険	組合健保	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	千円	千円
18	283,218	12,721	380,146	369,609	426,742	1,667	・
19	285,468	13,179	391,050	371,037	426,236	1,669	・
20	285,384	12,923	394,179	371,304	418,779	1,680	887
21	276,892	12,806	390,620	359,340	425,882	1,580	842
22	276,392	13,236	388,287	363,306	419,583	1,451	796
23	275,151	13,570	387,114	363,149	421,100	1,416	798
24	276,414	13,601	388,989	365,867	411,900	1,416	797
25	277,116	13,576	394,456	366,541	402,148	1,399	799
26	279,789	13,794	397,567	370,072	415,565	1,444	830
27	282,001	13,991	407,025	370,300	415,960	1,396	804
28	284,285	14,176	412,609	369,810	－	－	828
	%	%	%	%	%	%	%
19	0.8	3.6	2.9	0.4	△ 0.1	0.1	・
20	△ 0.0	△ 1.9	0.8	0.1	△ 1.7	0.7	・
21	△ 3.0	△ 0.9	△ 0.9	△ 3.2	1.7	△ 6.0	△ 5.1
22	△ 0.2	3.4	△ 0.6	1.1	△ 1.5	△ 8.2	△ 5.5
23	△ 0.4	2.5	△ 0.3	△ 0.0	0.4	△ 2.4	0.3
24	0.5	0.2	0.5	0.7	△ 2.2	0.0	△ 0.1
25	0.3	△ 0.2	1.4	0.2	△ 2.4	△ 1.2	0.3
26	1.0	1.6	0.8	1.0	3.3	3.2	3.9
27	0.8	1.4	2.4	0.1	0.1	△ 3.3	△ 3.1
28	0.8	1.3	1.4	△ 0.1	－	－	3.0
10年平均	0.0	1.1	0.8	0.0	－	－	－

注1．各制度の事業年報等を基に作成。
2．協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
3．国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は１世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者１人当たりの額である。
4．平成28年度の組合健保は、速報値である。

図１　標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移（年度末現在）

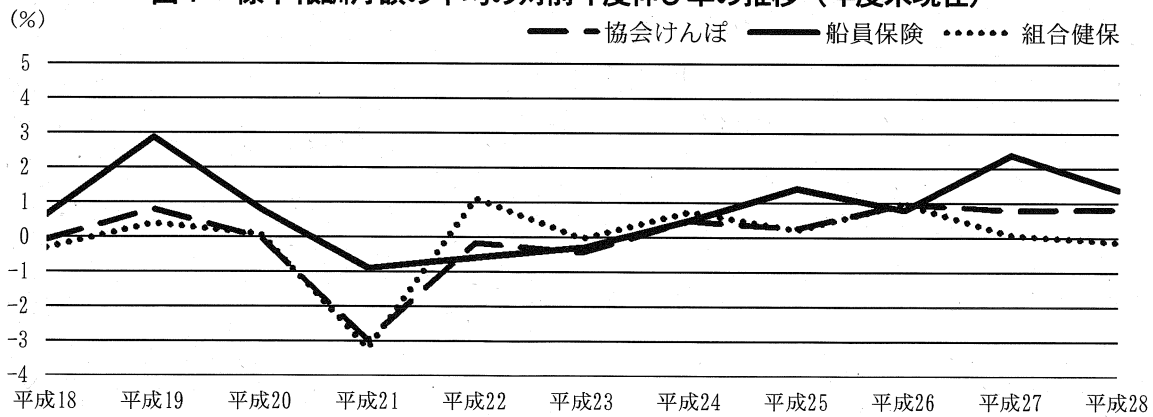

4．医療費及び加入者１人当たり医療費

制度別に医療費総額の推移をみたものが、表５である。協会けんぽは、平成18年度以降、加入者数の増加等により増加している。船員保険の医療費総額は加入者数の減少等により減少傾向にあったが、加入者１人当たり医療費の増加等により平成19年度からは増加に転じ、平成21年度以降は減少となっているが、これは、平成22年１月に職務上給付が労災保険に統合されたことが影響している。平成27年度以降は増加に転じた。

制度別の加入者１人当たり医療費の推移をみたものが、表６である。平成28年度の協会けんぽは17万４千円、船員保険は20万円、組合健保は15万４千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは0.1％の増加、船員保険は2.6％の増加、組合健保は0.1％の減少となっている。協会けんぽ、船員保険、組合健保の加入者１人当たり医療費の対前年度伸び率の推移をみたものが、図２である。船員保険と協会けんぽ、組合健保を比べると、平成18年度以降は船員保険の方が協会けんぽ、組合健保に比べ高めの傾向にある。平成21年度と平成22年度の船員保険の伸び率は低くなっているが、これは、平成22年１月に職務上給付が労災保険に統合されたことが影響している。過去10年間の年度平均増加率は、協会けんぽは2.1％の増加、船員保険は1.9％の増加、組合健保は2.1％の増加となっている。

表５　制度別医療費総額の推移（４月～翌３月）

（単位：億円）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	船員保険	組合健保	共済組合	国　保	後期高齢者医療	計
18	48,941	34	256	37,189	12,054	100,333	112,202	311,010
19	50,661	27	262	38,412	12,153	106,287	112,839	320,641
20	51,876	23	263	39,519	12,336	108,209	114,435	326,662
21	52,832	22	259	40,162	12,580	110,787	120,869	337,511
22	54,515	23	245	41,062	13,126	113,285	127,554	349,810
23	55,615	21	246	41,917	13,451	115,850	133,486	360,585
24	56,476	20	244	42,400	13,375	116,546	137,226	366,286
25	58,078	20	240	42,666	13,331	117,783	142,260	374,379
26	60,230	21	239	43,422	13,442	118,175	145,453	380,981
27	64,146	22	243	44,926	13,727	120,272	152,111	395,447
28	65,672	19	247	45,169	－	115,018	－	－

注1．各制度の事業年報等を基に作成。
2．協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
3．制度改正により平成22年1月以降、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険から支給されるようになったことから、船員保険の医療費については平成20年度以前と平成21年度以降とは単純に比較できないことに留意が必要である。
4．後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

表６　制度別加入者１人当たり医療費と対前年度伸び率（４月～翌３月）

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	船員保険	組合健保	共済組合	国　保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
18	141,797	154,025	166,297	124,753	132,338	248,031	832,780
19	144,955	148,472	174,749	127,137	134,448	263,592	871,115
20	148,205	141,401	179,901	129,749	137,101	272,404	864,919
21	151,739	125,839	182,580	133,137	139,622	280,339	885,340
22	156,212	129,283	177,866	138,224	144,260	288,962	907,216
23	159,465	115,946	183,803	142,006	147,592	298,803	921,620
24	161,306	105,434	186,691	143,976	148,483	305,432	920,673
25	163,817	114,142	187,709	145,672	149,661	314,304	930,496
26	166,944	113,847	189,794	148,586	152,308	322,945	934,008
27	173,966	112,984	195,314	154,259	156,817	338,285	951,679
28	174,114	99,688	200,481	154,105	－	338,804	－
	%	%	%	%	%	%	%
19	2.2	△ 3.6	5.1	1.9	1.6	6.3	4.6
20	2.2	△ 4.8	2.9	2.1	2.0	3.3	△ 0.7
21	2.4	△ 11.0	1.5	2.6	1.8	2.9	2.4
22	2.9	2.7	△ 2.6	3.8	3.3	3.1	2.5
23	2.1	△ 10.3	3.3	2.7	2.3	3.4	1.6
24	1.2	△ 9.1	1.6	1.4	0.6	2.2	△ 0.1
25	1.6	8.3	0.5	1.2	0.8	2.9	1.1
26	1.9	△ 0.3	1.1	2.0	1.8	2.7	0.4
27	4.2	△ 0.8	2.9	3.8	3.0	4.8	1.9
28	0.1	△ 11.8	2.6	△ 0.1	－	0.2	－
10年平均	2.1	△ 4.3	1.9	2.1	－	3.2	－

注1. 各制度の事業年報等を基に作成。
2. 協会けんぽの平成20年9月以前は、政府管掌健康保険に係るものである。
3. 制度改正により平成22年1月以降、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険から支給されるようになったことから、船員保険の加入者1人当たり医療費については平成20年度以前と平成21年度以降とは単純に比較できないことに留意が必要である。
4. 後期高齢者医療の平成20年3月以前は、老人保健法による医療の対象者に係るものである。

図２　加入者１人当たり医療費の対前年度伸び率の推移

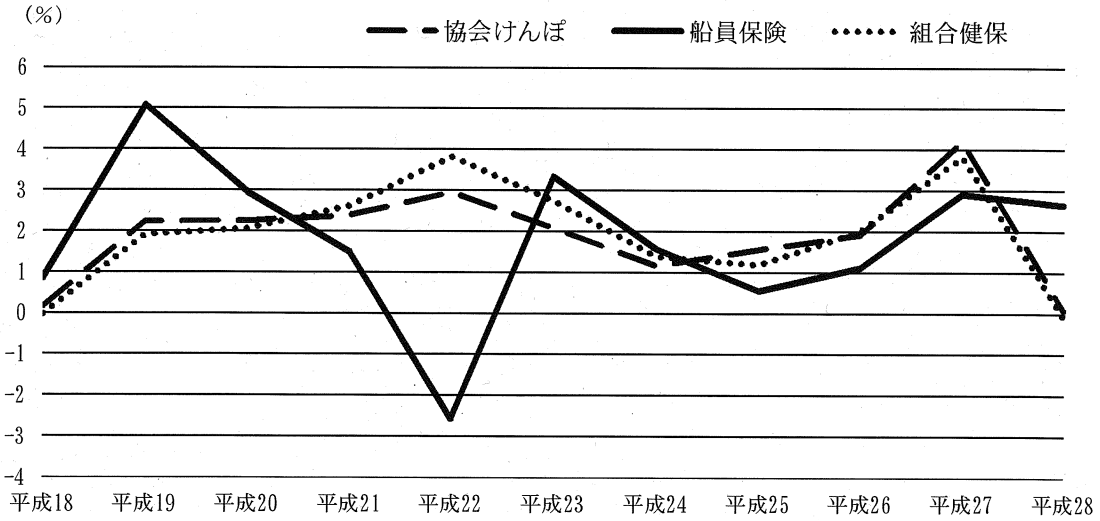

Ⅱ．船員保険

1．適用状況

平成28年度末現在の船舶所有者数は5,619であり、前年度末に比べて51(0.9%)減少となっている。被保険者数は58,031人であり、前年度末に比べて112人(0.2%)増加となっている。(図３)

強制被保険者数は54,974人であり、前年度末に比べて162人(0.3%)増加となっており、その内訳を船舶種別でみると、汽船等は39,213人で前年度末に比べ0.7%の増加、漁船（い）は1,600人で前年度末に比べ1.7%の減少、漁船（ろ）は14,161人で前年度末に比べ0.5%の減少となっている。また、疾病任意継続被保険者数は3,057人で前年度末に比べ1.6%の減少となっている。

被扶養者数は64,161人であり、前年度末に比べ1,681人(2.6%)減少し、扶養率は1.115（※）となっている。

強制被保険者の標準報酬月額の平均は417,083円であり、前年度末に比べ1.4%の増加となっている。強制被保険者について標準報酬月額別の分布をみると、第27級（41万円）が7.0%で最も多く、上限の第50級（130万円）の割合は0.7%となっている。(図４)

加入者の平均年齢（平成29年３月末現在）は、被保険者が47.0歳、被扶養者が30.3歳となっている。(図５、図６)

※75歳以上の強制被保険者465人を除いて算出している。

図３　船員保険の船舶所有者数及び被保険者数の推移（年度末現在）

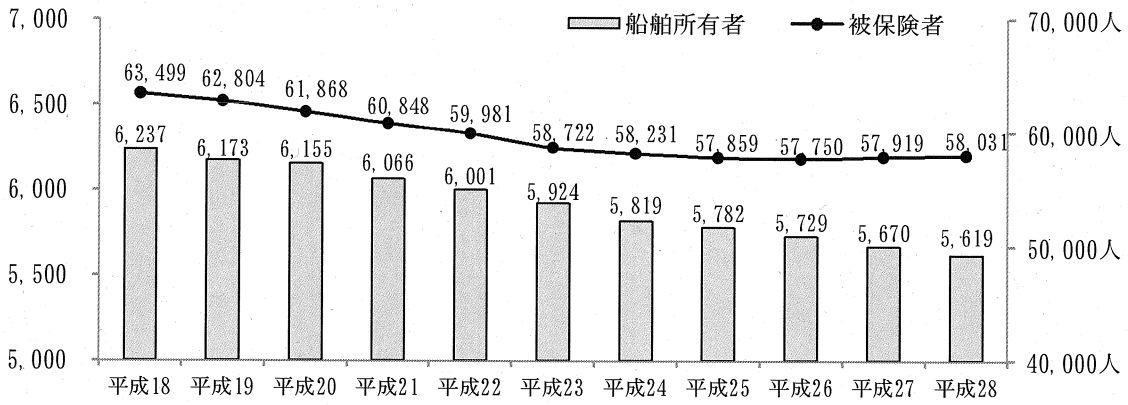

図４　船員保険の標準報酬月額別被保険者の構成割合（平成28年度末）

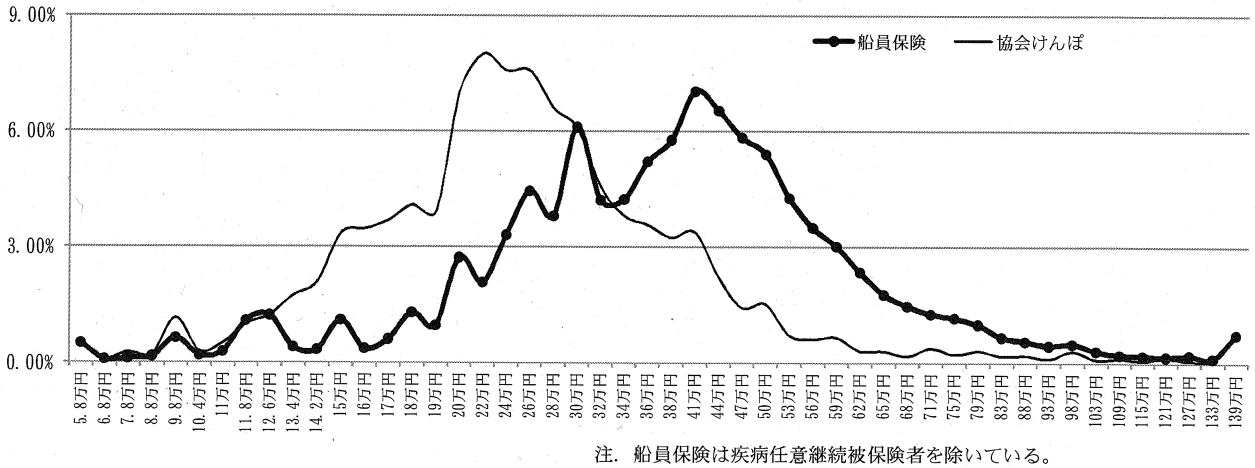

注．船員保険は疾病任意継続被保険者を除いている。

図５　被保険者の年齢階級別構成割合（平成 28 年度末）

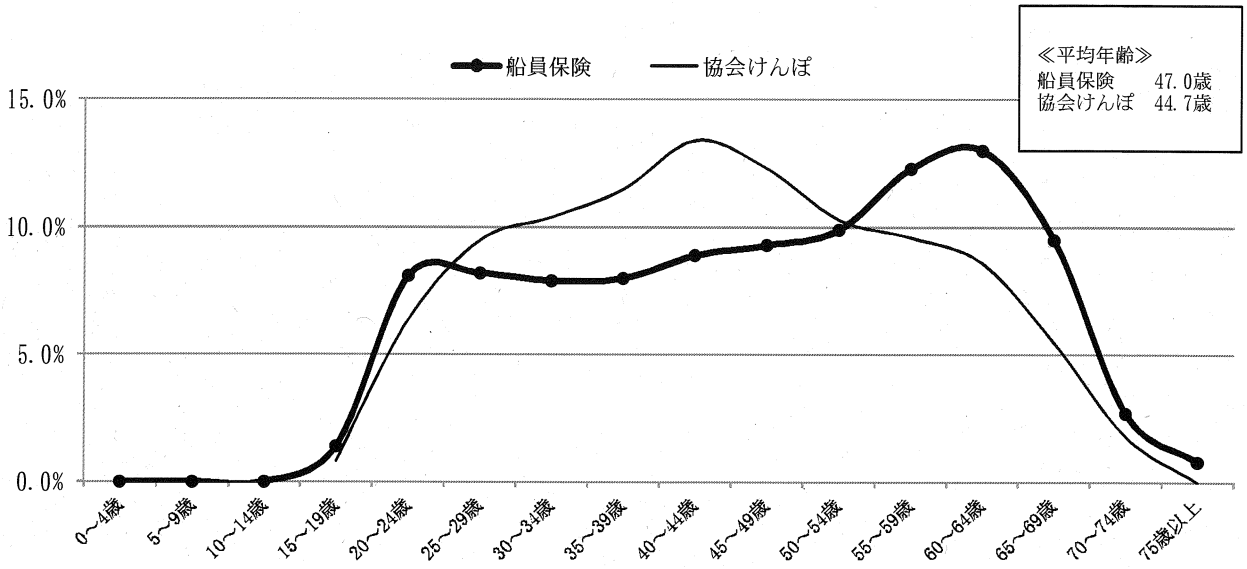

注．協会けんぽは平成28年10月1日現在の年齢構成である。（資料：厚生労働省保険局調）

図６　被扶養者の年齢階級別構成割合（平成 28 年度末）

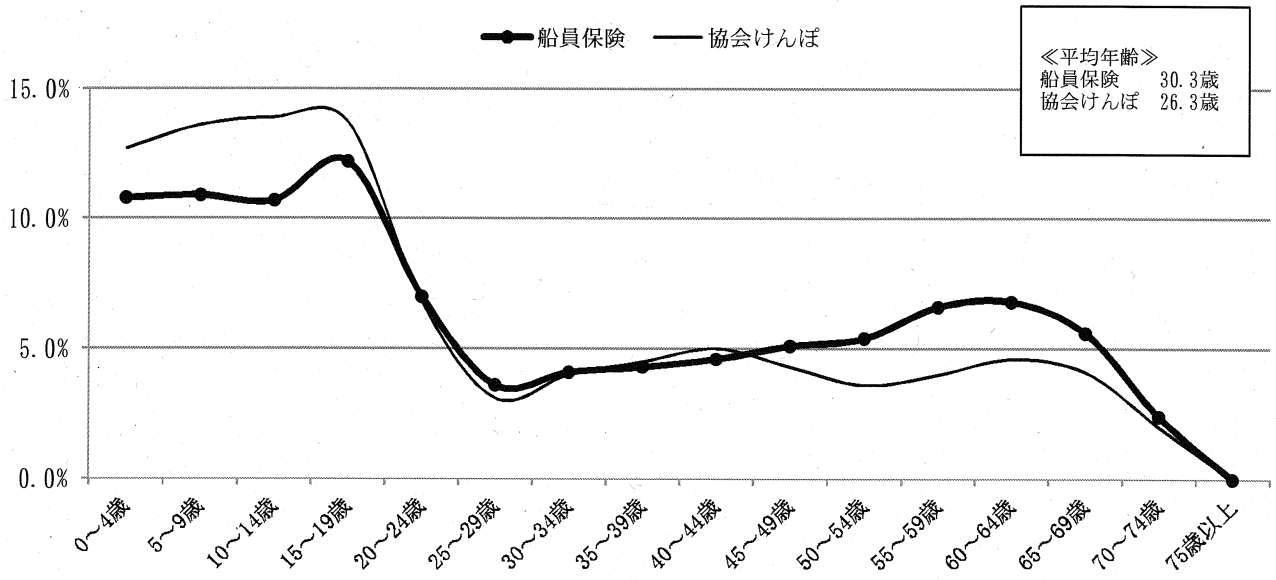

注．協会けんぽは平成28年10月1日現在の年齢構成である。（資料：厚生労働省保険局調）

2．医療費の状況

平成28年度の医療費は247億円であり、前年度に比べ1.3％の増加、加入者1人当たり医療費は200,481円であり、前年度と比べ2.5％の増加となっている。

平成28年度の医療費の内訳をみたものが、表7である。入院は84億円（全体の34.2％）、入院外は85億円（同34.6％）、歯科は23億円（同9.5％）、薬剤支給は47億円（同18.9％）となっている。

表7　船員保険の医療費の状況（平成28年度）

[全体]　（単位：百万円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	合計	割合
入院	3,980	3,779	549	122	8,429	34.2%
入院外	3,262	4,739	439	97	8,536	34.6%
歯科	1,114	1,149	65	20	2,349	9.5%
薬剤支給	2,017	2,300	288	63	4,668	18.9%
入院時食事療養費・生活療養費	128	145	24	4	301	1.2%
訪問看護療養費	6	37	4	0	47	0.2%
療養費	170	158	…	…	328	1.3%
移送費	7	0	…	…	7	0.0%
合計	10,684	12,307	1,369	305	24,666	100.0%

注1．下船後の療養補償及び経過的職務上給付の医療費は被保険者に含まれている。
2．高齢受給者の療養費及び移送費は、被保険者、被扶養者の療養費及び移送費に含まれている。

[内訳①：職務外給付]　（単位：百万円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	合計	割合
入院	2,649	3,779	549	122	7,099	31.0%
入院外	2,997	4,739	439	97	8,272	36.2%
歯科	1,099	1,149	65	20	2,334	10.2%
薬剤支給	1,940	2,300	288	63	4,592	20.1%
入院時食事療養費・生活療養費	84	145	24	4	257	1.1%
訪問看護療養費	5	37	4	0	45	0.2%
療養費	110	158	…	…	267	1.2%
移送費	7	0	…	…	7	0.0%
合計	8,891	12,307	1,369	305	22,873	100.0%

[内訳②：下船後の療養補償]　（単位：百万円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	合計	割合
入院	1,300	・	…	…	1,300	75.7%
入院外	235	・	…	…	235	13.7%
歯科	13	・	…	…	13	0.8%
薬剤支給	65	・	…	…	65	3.8%
入院時食事療養費・生活療養費	42	・	…	…	42	2.4%
訪問看護療養費	2	・	…	…	2	0.1%
療養費	60	・	…	…	60	3.5%
移送費	－	・	…	…	－	－
合計	1,716	・	…	…	1,716	100.0%

[内訳③：経過的職務上給付]　（単位：百万円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	合計	割合
入院	31	・	…	…	31	40.6%
入院外	30	・	…	…	30	38.8%
歯科	2	・	…	…	2	2.1%
薬剤支給	12	・	…	…	12	15.5%
入院時食事療養費・生活療養費	2	・	…	…	2	3.0%
訪問看護療養費	－	・	…	…	－	－
療養費	0	・	…	…	0	0.0%
移送費	－	・	…	…	－	－
合計	76	・	…	…	76	100.0%

3．保険給付の状況

(1) 疾病給付

平成28年度の疾病給付費は226億円であり、前年度と比べ3.0％の増加となっている。

疾病給付費の内訳をみたものが、表８である。医療給付費は196億円（疾病給付費の86.8％）であり、うち診療費部分は156億円で医療給付費の79.5％を占めている。その他の現金給付費は30億円（同13.2％）であり、うち傷病手当金は22億円でその他の現金給付費の73.5％を占めている。

加入者１人当たりで見てみると、疾病給付費は183,764円、医療給付費は159,519円、その他の現金給付費は24,245円となっている。

表８　船員保険の疾病給付費の状況（平成28年度）

[全体]　　（単位：百万円）

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	8,586	9,551	1,188	243	58	—	19,626	86.8%
入院	3,629	3,245	510	111	・	・	7,495	33.2%
入院外	2,431	3,561	369	71	・	・	6,432	28.5%
歯科	785	819	53	14	・	・	1,671	7.4%
薬剤支給	1,475	1,679	241	46	・	・	3,440	15.2%
入院時食事療養費・生活療養費（標準負担額差額支給を除く）	83	69	12	2	・	・	166	0.7%
訪問看護療養費	5	27	3	0	・	・	35	0.2%
入院時食事療養費・生活療養費（標準負担額差額支給）	—	—	…	…	・	・	—	—
療養費	137	112	…	…	・	・	249	1.1%
移送費	7	0	…	…	・	・	7	0.0%
高額療養費	34	39	…	…	58	—	131	0.6%
その他の現金給付費	2,497	486	…	…	・	・	2,983	13.2%
傷病手当金	2,194	・	…	…	・	・	2,194	9.7%
休業手当金	180	・	…	…	・	・	180	0.8%
葬祭料	109	45	…	…	・	・	154	0.7%
出産育児一時金	4	441	…	…	・	・	445	2.0%
出産手当金	10	・	…	…	・	・	10	0.0%
合計	11,083	10,037	1,188	243	58	—	22,609	100.0%

注1．下船後の療養補償・職務上上乗せ給付及び経過的職務上給付は被保険者に含まれている。
2．高齢受給者の現金給付費は、被保険者、被扶養者の現金給付費に含まれている。

[内訳①:職務外給付]

(単位:百万円)

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	6,793	9,551	1,188	243	58	—	17,833	87.4%
入院	2,298	3,245	510	111	・	・	6,164	30.2%
入院外	2,167	3,561	369	71	・	・	6,168	30.2%
歯科	770	819	53	14	・	・	1,656	8.1%
薬剤支給	1,398	1,679	241	46	・	・	3,363	16.5%
入院時食事療養費・生活療養費(標準負担額差額支給を除く)	39	69	12	2	・	・	122	0.6%
訪問看護療養費	3	27	3	0	・	・	33	0.2%
入院時食事療養費・生活療養費(標準負担額差額支給)	—	—	…	…	・	・	—	—
療養費	77	112	…	…	・	・	189	0.9%
移送費	7	0	…	…	・	・	7	0.0%
高額療養費	34	39	…	…	58	—	131	0.6%
その他の現金給付費	2,076	486	…	…	・	・	2,562	12.6%
傷病手当金	1,960	・	…	…	・	・	1,960	9.6%
葬祭料	103	45	…	…	・	・	147	0.7%
出産育児一時金	4	441	…	…	・	・	445	2.2%
出産手当金	10	・	…	…	・	・	10	0.0%
合計	8,869	10,037	1,188	243	58	—	20,395	100.0%

[内訳②:下船後の療養補償・職務上上乗せ給付]

(単位:百万円)

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	1,716	・	…	…	・	・	1,716	90.5%
入院	1,300	・	…	…	・	・	1,300	68.5%
入院外	235	・	…	…	・	・	235	12.4%
歯科	13	・	…	…	・	・	13	0.7%
薬剤支給	65	・	…	…	・	・	65	3.4%
入院時食事療養費・生活療養費	42	・	…	…	・	・	42	2.2%
訪問看護療養費	2	・	…	…	・	・	2	0.1%
療養費	60	・	…	…	・	・	60	3.2%
移送費	—	・	…	…	・	・	—	—
その他の現金給付費	180	・	…	…	・	・	180	9.5%
休業手当金	180	・	…	…	・	・	180	9.5%
合計	1,897	・	…	…	・	・	1,897	100.0%

[内訳③:経過的職務上給付]

(単位:百万円)

	被保険者	被扶養者	高齢一般	高齢現役並み	世帯合算	介護合算	合計	割合
医療給付費	76	・	…	…	・	・	76	24.1%
入院	31	・	…	…	・	・	31	9.8%
入院外	30	・	…	…	・	・	30	9.4%
歯科	2	・	…	…	・	・	2	0.5%
薬剤支給	12	・	…	…	・	・	12	3.7%
入院時食事療養費・生活療養費	2	・	…	…	・	・	2	0.7%
訪問看護療養費	—	・	…	…	・	・	—	—
療養費	0	・	…	…	・	・	0	0.0%
移送費	—	・	…	…	・	・	—	—
その他の現金給付費	241	・	…	…	・	・	241	75.9%
傷病手当金	234	・	…	…	・	・	234	73.7%
葬祭料	7	・	…	…	・	・	7	2.2%
合計	317	・	…	…	・	・	317	100.0%

(2) 年金等給付

平成28年度末現在の新法職務上年金の受給権者は2,189人であり、前年度末に比べて24人(1.1%)減少となっている。そのうち、障害年金受給権者は475人で前年度末と比べて13人（2.7%）減少、遺族年金受給権者は1,714人で前年度末と比べて11人（0.6%）減少となっている。

平成28年度末現在の新法職務上年金受給権者の年金総額は4,622百万円であり、前年度末に比べて26百万円（0.5%）減少となっている。そのうち、障害年金受給権者の年金総額は1,011百万円で前年度末と比べて29百万円(2.8%)減少、遺族年金受給権者の年金総額は3,610百万円で前年度末と比べて4百万円（0.1%）増となっている。

また、平成28年度末現在の新々法職務上年金の受給権者は23人であり、そのうち、障害年金受給権者は10人、遺族年金受給権者は13人となっている。

平成28年度末現在の新々法職務上年金受給権者の年金総額は38百万円であり、そのうち、障害年金受給権者の年金総額は17百万円、遺族年金受給権者の年金総額は21百万円となっている。

図7　船員保険の年金受給権者数の推移（新法職務上年金）

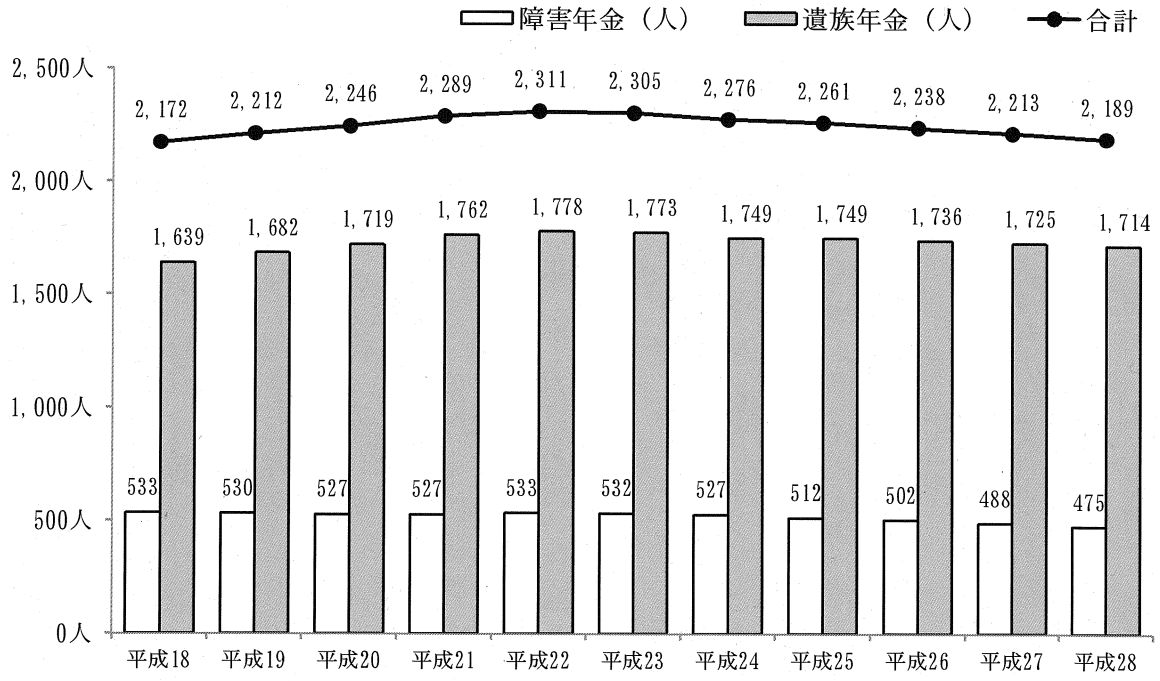

注1.　新法職務上年金とは、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、経過措置により船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成21年1月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給する職務上年金をいう。[経過的職務上給付]

注2.　新々法職務上年金とは、平成22年1月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、労災保険の給付の上乗せとして支給する職務上年金をいう。[職務上上乗せ給付]

総　　括　　表

目　　次

船員保険

1．年度別適用状況 …… 14
2．被保険者及び被扶養者の年齢構成割合 …… 15
3．標準報酬月額・年間標準賞与額別被保険者数
(1)　標準報酬月額別被保険者数 …… 16
(2)　年間標準賞与額別被保険者数 …… 17
4．保険給付決定状況(疾病給付) …… 18
5．保険給付諸率 …… 20
6．年金給付決定状況 …… 22
7．一時金決定状況 …… 23
8．行方不明手当金支給決定状況 …… 23
9．介護料支給状況 …… 23
10．限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証交付状況
(1)　限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況 …… 23
(2)　限度額適用認定証交付状況 …… 23
11．年度別収支状況 …… 24
12．年度別適用状況（年度平均） …… 28

介護保険

年度別適用状況（介護保険第２号被保険者） …… 30

船　員　保　険

1. 年度別適用状況

（年度末現在）

区分				平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
							対前年度末比（%）		対前年度末比（%）		対前年度末比（%）		対前年度末比（%）
船舶所有者数	船員保険全体		総数	5,819	△ 1.8	5,782	△ 0.6	5,729	△ 0.9	5,670	△ 1.0	5,619	△ 0.9
			汽船等	3,481	△ 2.0	3,472	△ 0.3	3,446	△ 0.7	3,421	△ 0.7	3,402	△ 0.6
			漁船（い）	150	1.4	152	1.3	151	△ 0.7	149	△ 1.3	147	△ 1.3
			漁船（ろ）	2,195	△ 1.6	2,165	△ 1.4	2,139	△ 1.2	2,107	△ 1.5	2,077	△ 1.4
	75歳未満（再掲）		総数	4,625	△ 1.7	4,523	△ 2.2	4,472	△ 1.1	4,446	△ 0.6	4,424	△ 0.5
			汽船等	2,918	△ 1.6	2,863	△ 1.9	2,826	△ 1.3	2,825	0.0	2,809	△ 0.6
			漁船（い）	100	8.7	97	△ 3.0	107	10.3	100	△ 6.5	101	1.0
			漁船（ろ）	1,614	△ 2.4	1,570	△ 2.7	1,546	△ 1.5	1,528	△ 1.2	1,521	△ 0.5
被保険者数	船員保険全体	総数		58,231	△ 0.8	57,859	△ 0.6	57,750	△ 0.2	57,919	0.3	58,031	0.2
		強制適用	計	54,674	△ 1.0	54,461	△ 0.4	54,529	0.1	54,812	0.5	54,974	0.3
			汽船等	37,922	△ 0.3	38,003	0.2	38,418	1.1	38,949	1.4	39,213	0.7
			漁船（い）	1,551	10.7	1,593	2.7	1,606	0.8	1,627	1.3	1,600	△ 1.7
			漁船（ろ）	15,201	△ 3.7	14,865	△ 2.2	14,505	△ 2.4	14,236	△ 1.9	14,161	△ 0.5
			75歳以上（再掲）	261	16.0	288	10.3	319	10.8	380	19.1	465	22.4
		任意継続適用		3,557	1.4	3,398	△ 4.5	3,221	△ 5.2	3,107	△ 3.5	3,057	△ 1.6
	75歳未満（再掲）	総数		57,970	△ 0.9	57,571	△ 0.7	57,431	△ 0.2	57,539	0.2	57,566	0.0
		強制適用	計	54,413	△ 1.0	54,173	△ 0.4	54,210	0.1	54,432	0.4	54,509	0.1
			汽船等	37,743	△ 0.4	37,817	0.2	38,199	1.0	38,676	1.2	38,854	0.5
			漁船（い）	1,551	10.8	1,592	2.6	1,604	0.8	1,624	1.2	1,595	△ 1.8
			漁船（ろ）	15,119	△ 3.8	14,764	△ 2.3	14,407	△ 2.4	14,132	△ 1.9	14,060	△ 0.5
		任意継続適用		3,557	1.4	3,398	△ 4.5	3,221	△ 5.2	3,107	△ 3.5	3,057	△ 1.6
被扶養者数			総数	71,237	△ 3.0	69,288	△ 2.7	67,347	△ 2.8	65,842	△ 2.2	64,161	△ 2.6
			男子	20,217	△ 3.1	19,575	△ 3.2	18,967	△ 3.1	18,534	△ 2.3	18,137	△ 2.1
			女子	51,020	△ 3.0	49,713	△ 2.6	48,380	△ 2.7	47,308	△ 2.2	46,024	△ 2.7
扶養率				1.229	△ 2.1	1.204	△ 2.0	1.173	△ 2.6	1.144	△ 2.5	1.115	△ 2.5
標準報酬月額の平均（円）	船員保険全体	強制適用	平均	394,253	0.5	398,720	1.1	401,769	0.8	411,385	2.4	417,083	1.4
			汽船等	408,943	△ 0.1	411,785	0.7	411,297	△ 0.1	417,639	1.5	423,183	1.3
			漁船（い）	377,375	△ 1.2	378,879	0.4	377,812	△ 0.3	380,624	0.7	377,583	△ 0.8
			漁船（ろ）	359,327	2.1	367,445	2.3	379,186	3.2	397,791	4.9	404,655	1.7
			75歳以上（再掲）	241,065	△ 4.5	240,667	△ 0.2	239,285	△ 0.6	239,474	0.1	257,045	7.3
		任意継続適用		308,071	0.6	326,115	5.9	326,420	0.1	330,109	1.1	332,161	0.6
	75歳未満（再掲）	強制適用	平均	394,988	0.6	399,561	1.2	402,725	0.8	412,585	2.4	418,448	1.4
			汽船等	409,718	0.0	412,602	0.7	412,304	△ 0.1	418,916	1.6	424,774	1.4
			漁船（い）	377,375	△ 1.2	378,803	0.4	377,579	△ 0.3	380,453	0.8	377,112	△ 0.9
			漁船（ろ）	360,023	2.1	368,395	2.3	380,127	3.2	398,953	5.0	405,655	1.7
		任意継続適用		308,071	0.6	326,115	5.9	326,420	0.1	330,109	1.1	332,161	0.6
賞与状況（年度累計）	被保険者数	船員保険全体	計	59,009	2.0	61,106	3.6	63,266	3.5	64,672	2.2	65,969	2.0
			汽船等	54,574	0.8	55,954	2.5	58,045	3.7	58,783	1.3	59,929	1.9
			漁船（い）	1,980	10.8	2,898	46.4	3,002	3.6	3,168	5.5	3,418	7.9
			漁船（ろ）	2,455	28.7	2,254	△ 8.2	2,219	△ 1.6	2,721	22.6	2,622	△ 3.6
			75歳以上（再掲）	38	31.0	46	21.1	54	17.4	70	29.6	97	38.6
		75歳未満（再掲）	計	58,971	2.0	61,060	3.5	63,212	3.5	64,602	2.2	65,872	2.0
			汽船等	54,536	0.8	55,908	2.5	57,992	3.7	58,717	1.3	59,838	1.9
			漁船（い）	1,980	10.8	2,898	46.4	3,002	3.6	3,168	5.5	3,416	7.8
			漁船（ろ）	2,455	28.9	2,254	△ 8.2	2,218	△ 1.6	2,717	22.5	2,618	△ 3.6
	標準賞与額の平均（円）	船員保険全体	平均	471,801	△ 1.1	478,799	1.5	492,300	2.8	501,946	2.0	506,763	1.0
			汽船等	470,383	△ 0.4	474,557	0.9	485,306	2.3	494,999	2.0	501,916	1.4
			漁船（い）	417,609	0.9	492,182	17.9	534,087	8.5	515,359	△ 3.5	497,092	△ 3.5
			漁船（ろ）	547,028	△ 18.9	566,890	3.6	618,730	9.1	636,405	2.9	630,164	△ 1.0
			75歳以上（再掲）	258,316	△ 10.1	254,674	△ 1.4	265,037	4.1	231,757	△ 12.6	243,402	5.0
		75歳未満（再掲）	平均	471,939	△ 1.1	478,967	1.5	492,494	2.8	502,239	2.0	507,151	1.0
			汽船等	470,531	△ 0.4	474,738	0.9	485,503	2.3	495,286	2.0	502,298	1.4
			漁船（い）	417,609	0.9	492,182	17.9	534,087	8.5	515,359	△ 3.5	497,263	△ 3.5
			漁船（ろ）	547,028	△ 18.8	566,890	3.6	618,986	9.2	637,210	2.9	630,971	△ 1.0

注　75歳未満（再掲）の船舶所有者数は、被保険者が0人の船舶所有者を除く。

2. 被保険者及び被扶養者の年齢構成割合

（年度末現在）

年齢別階級	被保険者						被扶養者		
	総数	強制適用				疾病任継	総数	強制適用	疾病任継
		計	汽船等	漁船(い)	漁船(ろ)				
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0 ～ 4歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.8	11.0	5.4
5 ～ 9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.9	11.2	4.1
10 ～14	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.7	11.0	5.1
15 ～19	1.4	1.4	0.8	1.8	3.0	0.2	12.2	12.4	7.1
20 ～24	8.1	8.4	7.4	9.6	11.2	1.8	7.0	7.1	5.6
25 ～29	8.2	8.5	9.1	9.9	6.8	1.8	3.6	3.6	2.7
30 ～34	7.9	8.2	8.0	11.1	8.5	2.7	4.1	4.2	3.2
35 ～39	8.0	8.3	8.2	8.8	8.6	3.3	4.3	4.3	3.2
40 ～44	8.9	9.3	9.8	10.9	7.7	2.6	4.6	4.7	2.8
45 ～49	9.3	9.6	10.0	9.6	8.5	3.9	5.1	5.2	3.3
50 ～54	9.9	10.2	10.5	9.3	9.5	4.9	5.4	5.5	4.6
55 ～59	12.3	12.5	12.5	11.7	12.6	8.6	6.6	6.3	12.9
60 ～64	13.0	11.9	11.9	10.2	12.1	33.2	6.8	6.2	19.9
65 ～69	9.5	8.5	8.6	5.8	8.4	27.5	5.6	5.1	16.1
70 ～74	2.7	2.3	2.4	1.1	2.2	9.5	2.4	2.3	4.1
75歳以上	0.8	0.9	0.9	0.4	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
平均年齢	47.0	46.3	46.8	43.8	45.4	59.1	30.3	29.6	44.9

3. 標準報酬月額・年間標準賞与額別被保険者数

(1) 標準報酬月額別被保険者数　　（年度末現在）

標準報酬月額	強制適用 合計		汽船等		漁船（い）		漁船（ろ）	
	被保険者数	割合	被保険者数	割合	被保険者数	割合	被保険者数	割合
		%		%		%		%
総数	54,974	100.00	39,213	100.00	1,600	100.00	14,161	100.00
千円								
58	278	0.51	104	0.27	17	1.06	157	1.11
68	46	0.08	15	0.04	1	0.06	30	0.21
78	63	0.11	32	0.08	−	−	31	0.22
88	87	0.16	52	0.13	−	−	35	0.25
98	350	0.64	236	0.60	2	0.13	112	0.79
104	105	0.19	66	0.17	1	0.06	38	0.27
110	158	0.29	42	0.11	2	0.13	114	0.81
118	600	1.09	50	0.13	−	−	550	3.88
126	676	1.23	22	0.06	4	0.25	650	4.59
134	221	0.40	27	0.07	−	−	194	1.37
142	184	0.33	43	0.11	2	0.13	139	0.98
150	610	1.11	249	0.63	14	0.88	347	2.45
160	203	0.37	78	0.20	5	0.31	120	0.85
170	338	0.61	220	0.56	9	0.56	109	0.77
180	715	1.30	422	1.08	20	1.25	273	1.93
190	529	0.96	212	0.54	5	0.31	312	2.20
200	1,501	2.73	771	1.97	49	3.06	681	4.81
220	1,147	2.09	664	1.69	52	3.25	431	3.04
240	1,820	3.31	1,199	3.06	85	5.31	536	3.79
260	2,445	4.45	1,621	4.13	97	6.06	727	5.13
280	2,094	3.81	1,561	3.98	111	6.94	422	2.98
300	3,358	6.11	2,564	6.54	118	7.38	676	4.77
320	2,318	4.22	1,767	4.51	84	5.25	467	3.30
340	2,328	4.23	1,856	4.73	74	4.63	398	2.81
360	2,866	5.21	2,388	6.09	93	5.81	385	2.72
380	3,175	5.78	2,630	6.71	114	7.13	431	3.04
410	3,871	7.04	3,182	8.11	150	9.38	539	3.81
440	3,591	6.53	2,946	7.51	123	7.69	522	3.69
470	3,206	5.83	2,682	6.84	89	5.56	435	3.07
500	2,972	5.41	2,429	6.19	69	4.31	474	3.35
530	2,344	4.26	1,902	4.85	45	2.81	397	2.80
560	1,923	3.50	1,497	3.82	39	2.44	387	2.73
590	1,656	3.01	1,235	3.15	28	1.75	393	2.78
620	1,291	2.35	995	2.54	13	0.81	283	2.00
650	974	1.77	712	1.82	20	1.25	242	1.71
680	809	1.47	522	1.33	13	0.81	274	1.93
710	697	1.27	481	1.23	13	0.81	203	1.43
750	640	1.16	409	1.04	7	0.44	224	1.58
790	546	0.99	331	0.84	6	0.38	209	1.48
830	364	0.66	173	0.44	8	0.50	183	1.29
880	309	0.56	103	0.26	1	0.06	205	1.45
930	246	0.45	119	0.30	1	0.06	126	0.89
980	267	0.49	122	0.31	6	0.38	139	0.98
1,030	168	0.31	80	0.20	1	0.06	87	0.61
1,090	114	0.21	65	0.17	1	0.06	48	0.34
1,150	106	0.19	51	0.13	−	−	55	0.39
1,210	87	0.16	39	0.10	1	0.06	47	0.33
1,270	107	0.19	67	0.17	−	−	40	0.28
1,330	66	0.12	31	0.08	1	0.06	34	0.24
1,390	405	0.74	149	0.38	6	0.38	250	1.77

(2) 年間標準賞与額別被保険者数　　(年度末現在)

年間標準賞与額	強制適用 合計		汽船等		漁船（い）		漁船（ろ）	
	被保険者数	割合	被保険者数	割合	被保険者数	割合	被保険者数	割合
		%		%		%		%
総数	54,974	100.00	39,213	100.00	1,600	100.00	14,161	100.00
万円								
0	25,901	47.11	12,367	47.11	574	35.88	12,960	91.52
超 以下								
0 ～ 10	832	1.51	718	1.51	33	2.06	81	0.57
10 ～ 20	1,079	1.96	937	1.96	30	1.88	112	0.79
20 ～ 30	1,186	2.16	1,028	2.16	29	1.81	129	0.91
30 ～ 40	1,390	2.53	1,259	2.53	24	1.50	107	0.76
40 ～ 50	1,326	2.41	1,221	2.41	58	3.63	47	0.33
50 ～ 60	1,648	3.00	1,532	3.00	67	4.19	49	0.35
60 ～ 70	1,732	3.15	1,635	3.15	64	4.00	33	0.23
70 ～ 80	1,802	3.28	1,676	3.28	105	6.56	21	0.15
80 ～ 90	2,036	3.70	1,906	3.70	97	6.06	33	0.23
90 ～ 100	2,069	3.76	1,955	3.76	91	5.69	23	0.16
100 ～ 110	2,086	3.79	1,972	3.79	79	4.94	35	0.25
110 ～ 120	1,991	3.62	1,901	3.62	39	2.44	51	0.36
120 ～ 130	1,652	3.01	1,569	3.01	36	2.25	47	0.33
130 ～ 140	1,442	2.62	1,388	2.62	39	2.44	15	0.11
140 ～ 150	1,320	2.40	1,229	2.40	37	2.31	54	0.38
150 ～ 160	971	1.77	931	1.77	27	1.69	13	0.09
160 ～ 170	934	1.70	886	1.70	21	1.31	27	0.19
170 ～ 180	765	1.39	721	1.39	29	1.81	15	0.11
180 ～ 190	589	1.07	553	1.07	20	1.25	16	0.11
190 ～ 200	520	0.95	476	0.95	27	1.69	17	0.12
200 ～ 210	313	0.57	289	0.57	9	0.56	15	0.11
210 ～ 220	244	0.44	214	0.44	10	0.63	20	0.14
220 ～ 230	177	0.32	148	0.32	13	0.81	16	0.11
230 ～ 240	144	0.26	125	0.26	6	0.38	13	0.09
240 ～ 250	128	0.23	94	0.23	6	0.38	28	0.20
250 ～ 260	126	0.23	88	0.23	3	0.19	35	0.25
260 ～ 270	79	0.14	73	0.14	1	0.06	5	0.04
270 ～ 280	62	0.11	54	0.11	2	0.13	6	0.04
280 ～ 290	46	0.08	34	0.08	5	0.31	7	0.05
290 ～ 300	58	0.11	49	0.11	4	0.25	5	0.04
300 ～ 310	40	0.07	31	0.07	－	－	9	0.06
310 ～ 320	26	0.05	18	0.05	4	0.25	4	0.03
320 ～ 330	22	0.04	12	0.04	－	－	10	0.07
330 ～ 340	12	0.02	11	0.02	1	0.06	－	－
340 ～ 350	20	0.04	13	0.04	－	－	7	0.05
350 ～ 360	11	0.02	5	0.02	1	0.06	5	0.04
360 ～ 370	11	0.02	4	0.02	1	0.06	6	0.04
370 ～ 380	7	0.01	6	0.01	－	－	1	0.01
380 ～ 390	9	0.02	7	0.02	2	0.13	－	－
390 ～ 400	21	0.04	16	0.04	1	0.06	4	0.03
400 ～ 410	15	0.03	13	0.03	1	0.06	1	0.01
410 ～ 420	8	0.01	4	0.01	－	－	4	0.03
420 ～ 430	4	0.01	2	0.01	1	0.06	1	0.01
430 ～ 440	18	0.03	15	0.03	－	－	3	0.02
440 ～ 450	19	0.03	17	0.03	－	－	2	0.01
450 ～ 460	3	0.01	3	0.01	－	－	－	－
460 ～ 470	3	0.01	2	0.01	－	－	1	0.01
470 ～ 480	6	0.01	1	0.01	1	0.06	4	0.03
480 ～ 490	5	0.01	－	0.01	1	0.06	4	0.03
490 ～ 500	－	－	－	－	－	－	－	－
500 ～ 510	2	0.00	－	0.00	－	－	2	0.01
510 ～ 520	－	－	－	－	－	－	－	－
520 ～ 530	－	－	－	－	－	－	－	－
530 ～ 540	－	－	－	－	－	－	－	－
540 ～ 550	2	0.00	－	0.00	－	－	2	0.01
550 ～ 560	2	0.00	－	0.00	－	－	2	0.01
560 ～ 570	－	－	－	－	－	－	－	－
570 ～ 573	60	0.11	5	0.11	1	0.06	54	0.38

注　年間標準賞与額は、年度末現在の被保険者（疾病任意継続被保険者を除く）に支払われた標準賞与の年度累計額である。

4. 保険給付決定状況（疾病給付）

					件数	日数	給付費	医療費
							千円	千円
総数					1,416,812	2,443,404	22,608,773	24,665,740
医療給付費（再掲）					1,407,252	2,139,688	19,625,854	24,665,740
被保険者分	被保険者分合計				518,595	1,069,676	10,995,117	10,596,897
	医療給付	合計			510,164	765,960	8,498,073	10,596,897
		診療費	計		333,199	582,060	6,763,805	8,275,050
			入院		7,583	82,750	3,561,144	3,912,967
			入院外		257,883	358,100	2,417,904	3,248,386
			歯科		67,733	141,210	784,756	1,113,697
		薬剤支給			159,362	(183,302)	1,471,143	2,013,363
		入院時食事療養費（標準負担額差額支給除く）			6,860	(187,732)	80,422	125,594
		訪問看護療養費			90	598	4,991	6,405
		入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）			-	-	-	…
		療養費			16,800	…	137,379	169,926
		移送費			10	・	6,560	6,560
		高額療養費	小計		703	…	33,774	…
			一般分	入院	-	…	-	…
				その他	408	…	22,043	…
			多数該当負担軽減分	入院	-	…	-	…
				その他	295	…	11,730	…
	その他の現金給付	小計			8,431	303,716	2,497,044	…
		傷病手当金	計		7,118	251,751	2,193,712	…
			職務上		288	17,048	233,923	…
			職務外		6,830	234,703	1,959,789	…
		休業手当金			1,133	50,278	180,158	…
		葬祭料	計		147	・	109,451	…
			職務上		7	・	6,902	…
			職務外		140	・	102,549	…
		出産育児一時金			10	・	4,184	…
		出産手当金			23	1,687	9,539	…
被扶養者分	被扶養者分合計				830,617	1,255,588	10,036,783	12,307,301
	医療給付	合計			829,488	1,255,588	9,550,908	12,307,301
		診療費	計		535,253	908,186	7,625,325	9,666,790
			入院		8,337	91,958	3,245,081	3,778,540
			入院外		429,971	641,652	3,561,347	4,738,854
			歯科		96,945	174,576	818,896	1,149,397
		（再掲）義務教育就学前	計		103,949	173,906	1,333,578	1,596,487
			入院		1,718	11,441	602,415	682,636
			入院外		89,788	143,635	635,584	794,483
			歯科		12,443	18,830	95,579	119,368
		薬剤支給			270,654	(344,060)	1,678,696	2,300,490
			（再掲）義務教育就学前		62,849	(92,403)	261,517	326,417
		入院時食事療養費（標準負担額差額支給除く）			7,300	(219,847)	68,871	145,145
			（再掲）義務教育就学前		1,225	(18,997)	5,687	12,288
		訪問看護療養費			630	3,342	26,712	36,962
			（再掲）義務教育就学前		50	286	2,753	3,441
		入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）			-	-	-	…
		療養費			22,150	…	111,673	157,709
		移送費			6	・	205	205

※高額療養費の入院分はその他分として計上している。

					件数	日数	給付費	医療費
							千円	千円
被扶養者分	医療給付	高額療養費	小計		795	…	39,426	…
			一般分	入院	－	…	－	…
				その他	482	…	24,573	…
			多数該当負担軽減分	入院	－	…	－	…
				その他	313	…	14,853	…
	その他の現金給付	小計			1,129	・	485,875	…
		家族葬祭料			78	・	44,727	…
		家族出産育児一時金			1,051	・	441,148	…
高齢受給者分	高齢受給者分合計				65,980	118,140	1,519,128	1,761,543
	一般	小計			53,402	97,114	1,249,800	1,430,543
		診療費	計		34,462	73,495	988,743	1,109,934
			入院		1,099	15,172	557,612	595,942
			入院外		29,249	49,401	377,690	448,470
			歯科		4,114	8,922	53,441	65,522
		薬剤支給			18,916	(23,324)	243,838	290,985
		入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給除く）			1,047	(37,830)	13,866	26,013
		訪問看護療養費			24	295	3,353	3,611
	一定以上所得者	小計			12,578	21,026	269,328	331,000
		診療費	計		8,196	15,792	220,576	263,054
			入院		226	2,550	131,065	142,101
			入院外		6,768	10,640	75,360	100,815
			歯科		1,202	2,602	14,151	20,138
		薬剤支給			4,380	(5,228)	46,341	63,640
		入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給除く）			220	(6,167)	2,355	4,225
		訪問看護療養費			2	6	57	81
世帯合算高額療養費		小計			1,620	…	57,745	…
		一般分			1,281	…	36,835	…
		多数該当負担軽減分			339	…	20,910	…
高額医療・高額介護合算療養費					－	…	－	…

注1．「薬剤支給」の「日数」欄の（　）内は処方箋枚数である。
2．「入院時食事療養費」及び「入院時食事療養・生活療養費」の「日数」欄の（　）内は回数であり、日数の合計には含まれていない。
3．被保険者分及び被扶養者分の「入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）」、「療養費」、「移送費」、「高額療養費」及び「その他の現金給付」には高齢受給者分が含まれている。
4．「入院時食事療養費（標準負担額差額支給除く）」及び「入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給除く）」の件数及び回数は診療費の再掲であり、件数及び日数の合計には含まれていない。
5．「傷病手当金（職務上）」の給付費は、傷病手当特別支給金の支給金額を含んでいる。

5. 保険給付諸率

				1000人当たり件数	1件当たり日数	1件当たり金額	1日当たり金額	1人当たり金額	給付総額に対する割合
						円	円	円	%
総数				…	…	15,957	…	…	100.00
医療給付費（再掲）				…	…	13,946	…	…	86.81
被保険者分	被保険者分合計			…	…	21,202	…	…	48.63
	医療給付	合計		…	・	16,658	・	…	37.59
		診療費	計	5,876.17	1.75	20,300	11,620	119,284	29.92
			入院	133.73	10.91	469,622	43,035	62,803	15.75
			入院外	4,547.93	1.39	9,376	6,752	42,641	10.69
			歯科	1,194.51	2.08	11,586	5,557	13,840	3.47
		薬剤支給		2,810.45	(1.15)	9,231	(8,026)	25,945	6.51
		入院時食事療養費（標準負担額差額支給除く）		120.98	(27.37)	11,723	(428)	1,418	0.36
		訪問看護療養費		1.59	6.64	55,455	8,346	88	0.02
		入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）		－	－	－	－	－	－
		療養費		287.17	…	8,177	…	2,348	0.00
		移送費		0.17	・	655,987	・	112	0.03
		高額療養費	小計	12.10	…	48,043	…	582	0.15
			一般分 入院	－	…	－	…	－	－
			一般分 その他	7.02	…	54,028	…	380	－
			多数該当・負担軽減分 入院	－	…	－	…	－	－
			多数該当・負担軽減分 その他	5.08	…	39,764	…	202	0.05
	その他の現金給付	小計		146.23	・	296,174	・	43,307	11.04
		傷病手当金	計	122.77	35.37	308,192	8,714	37,945	9.70
			職務上	5.17	59.19	812,233	13,721	4,201	1.03
			職務外	117.60	34.36	286,938	8,350	33,744	8.67
		休業手当金		20.35	44.38	159,010	3,583	3,236	0.80
		葬祭料	計	2.54	・	744,564	・	1,890	0.48
			職務上	0.13	・	985,940	・	124	0.03
			職務外	2.41	・	732,495	・	1,766	0.45
		出産育児一時金		0.17	・	418,400	・	72	0.02
		出産手当金		0.40	73.35	414,735	5,654	164	0.04
被扶養者分	被扶養者分合計			…	…	12,084	…	…	44.39
	医療給付	合計		…	・	11,514	・	…	42.24
		診療費	計	8,490.13	1.70	14,246	8,396	120,952	33.73
			入院	132.24	11.03	389,238	35,289	51,473	14.35
			入院外	6,820.16	1.49	8,283	5,550	56,490	15.75
			歯科	1,537.73	1.80	8,447	4,691	12,989	3.62
		（再掲）義務教育就学前	計	11,415.02	1.67	12,829	7,668	146,445	5.90
			入院	188.66	6.66	350,649	52,654	66,153	2.66
			入院外	9,859.95	1.60	7,079	4,425	69,796	2.81
			歯科	1,366.41	1.51	7,681	5,076	10,496	0.42
		薬剤支給		4,293.09	(1.27)	6,202	(4,879)	26,627	7.42
			（再掲）義務教育就学前	6,901.68	(1.47)	4,161	(2,830)	28,718	1.16
		入院時食事療養費（差額支給除く）		115.79	(30.12)	9,434	(313)	1,092	0.30
			（再掲）義務教育就学前	134.52	(15.51)	4,642	(299)	624	0.03
		訪問看護療養費		9.99	5.30	42,400	7,993	424	0.12
			（再掲）義務教育就学前	5.49	5.72	55,051	9,624	302	0.01
		入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）		－	－	－	－	－	－
		療養費		343.25	…	5,042	…	1,731	0.49
		移送費		0.09	・	34,190	・	3	0.00

※高額療養費の入院分はその他分として計上している。

					1000人当たり件数	1件当たり日数	1件当たり金額	1日当たり金額	1人当たり金額	給付総額に対する割合
							円	円	円	%
		高額療養費	小計		12.32	…	49,593	…	611	0.17
			一般分	入院	－	…	－	…	－	－
				その他	7.47	…	50,981	…	381	0.11
			多数該当負担軽減分	入院	－	…	－	…	－	－
				その他	4.85	…	47,455	…	230	0.07
	その他の現金給付	小計			17.50	・	430,359	・	7,529	2.15
		家族葬祭料			1.21	・	573,426	・	693	0.20
		家族出産育児一時金			16.29	・	419,741	・	6,836	1.95
	高齢受給者分合計				23,060.52	・	23,024	・	530,947	6.72
高齢受給者分	一般	小計			24,686.96	・	23,404	・	577,764	5.53
		診療費	計		15,931.27	2.13	28,691	13,453	457,081	4.37
			入院		508.05	13.81	507,381	36,753	257,776	2.47
			入院外		13,521.38	1.69	12,913	7,645	174,601	1.67
			歯科		1,901.84	2.17	12,990	5,990	24,705	0.24
		薬剤支給			8,744.59	(1.23)	12,891	(10,454)	112,723	1.08
		入院時食事療養・生活療養費（差額支給除く）			484.01	(36.13)	13,244	(367)	6,410	0.06
		訪問看護療養費			11.09	12.29	139,721	11,367	1,550	0.01
	一定以上所得者	小計			18,020.06	・	21,413	・	385,856	1.19
		診療費	計		11,742.12	1.93	26,913	13,968	316,011	0.98
			入院		323.78	11.28	579,934	51,398	187,772	0.58
			入院外		9,696.28	1.57	11,135	7,083	107,965	0.33
			歯科		1,722.06	2.16	11,773	5,439	20,274	0.06
		薬剤支給			6,275.07	(1.19)	10,580	(8,864)	66,390	0.20
		入院時食事療養・生活療養費（差額支給除く）			315.19	(28.03)	10,704	(382)	3,374	0.01
		訪問看護療養費			2.87	3.00	28,287	9,429	81	0.00
世帯合算高額療養費		小計			13.21	…	35,645	…	471	0.26
		一般分			10.45	…	28,755	…	300	0.16
		多数該当負担軽減分			2.76	…	61,680	…	171	0.09
高額医療・高額介護合算療養費					－	…	－	…	－	－

注１．「1000人当たり件数」及び「１人当たり金額」を算出するのに用いた年度平均加入者数は以下のとおりである。

① 被扶養者分の義務教育就学前の項目は義務教育就学前の被扶養者数

② 被保険者分及び被扶養者分の診療費、薬剤支給、入院時食事療養費（標準負担額差額支給除く）、訪問看護療養費の項目は70歳未満の被保険者数及び被扶養者数

③ 被保険者分及び被扶養者分の入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）、療養費、移送費、高額療養費、世帯合算高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費の項目は75歳以上を除く被保険者数及び被扶養者総数

④ 高齢受給者分は高齢（一般及び一定以上所得者）の加入者数

⑤ 被保険者分のその他の現金給付のうち、傷病手当金（職務上）、休業手当金、葬祭料（職務上）の項目は被保険者総数。傷病手当金（職務外）、出産育児一時金、出産手当金の項目は75歳以上を除く被保険者数

⑥ 被扶養者分のその他の現金給付の項目は被扶養者総数

〈年度平均加入者数〉　（単位：人）

	70歳未満	（再掲）義務教育就学前	高齢（一般）	高齢（一定以上所得者）	75歳以上等の者	総数	（再掲）75歳以上等除く
被保険者数	56,703	…	778	597	423	58,501	58,078
被扶養者数	63,044	9,106	1,385	101	…	64,530	64,530
加入者数	119,748	9,106	2,163	698	423	123,032	122,609

２．被保険者分及び被扶養者分の「入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）」、「療養費」、「移送費」、「高額療養費」及び「その他の現金給付」には高齢受給者分が含まれている。

３．「入院時食事療養費（標準負担額差額支給除く）」及び「入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給除く）」の件数及び日数は診療費の再掲であり、件数及び日数の合計には含まれていない。

6. 年金給付決定状況（新法分）［経過的職務上給付］

（年度末現在）

		受給権者	受給者		
			件数	年金額	平均年金月額
				千円	円
総数		2,189	2,167	4,583,425	176,258
障害年金	計	475	453	973,172	179,023
	1級	42	42	134,346	266,560
	2級	11	11	33,642	254,861
	3級	45	45	129,863	240,486
	4級	51	51	127,060	207,614
	5級	98	97	201,882	173,438
	6級	69	64	115,027	149,775
	7級	159	143	231,353	134,821
遺族年金		1,714	1,714	3,610,253	175,528

（新規裁定）

		受給権者	受給者		
			件数	年金額	平均年金月額
				千円	円
総数		9	9	27,005	250,044
障害年金	計	—	—	—	—
	1級	—	—	—	—
	2級	—	—	—	—
	3級	—	—	—	—
	4級	—	—	—	—
	5級	—	—	—	—
	6級	—	—	—	—
	7級	—	—	—	—
遺族年金		9	9	27,005	250,044

注　旧法分（職務上）の受給者数は、次のとおりである。（資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」）
障害年金　計　年度末現在　775件、新規裁定　0件
遺族年金　計　年度末現在　4,827件、新規裁定　0件

年金給付決定状況（新々法分）［職務上上乗せ給付］

（年度末現在）

		受給権者	受給者		
			件数	年金額	平均年金月額
				千円	円
総数		23	22	36,100	136,744
障害年金	計	10	10	16,919	140,992
	1級	1	1	5,655	471,250
	2級	4	4	5,713	119,025
	3級	—	—	—	—
	4級	—	—	—	—
	5級	—	—	—	—
	6級	5	5	5,551	92,513
	7級	—	—	—	—
遺族年金		13	12	19,181	133,204

（新規裁定）

		受給権者	受給者		
			件数	年金額	平均年金月額
				千円	円
総数		6	6	8,276	114,946
障害年金	計	6	6	8,276	114,946
	1級	—	—	—	—
	2級	3	3	4,033	112,017
	3級	—	—	—	—
	4級	—	—	—	—
	5級	—	—	—	—
	6級	3	3	4,244	117,875
	7級	—	—	—	—
遺族年金		—	—	—	—

7. 一時金決定状況（新法分）［経過的職務上給付］

	件数	金額	1件当たり金額
		千円	円
総数	1	7,056	7,056,000
障害手当金	1	7,056	7,056,000
遺族一時金	－	－	－
その他の一時金	－	－	－

注　「その他の一時金」は、障害差額一時金、障害年金差額一時金、障害前払一時金、遺族年金差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

一時金決定状況（新々法分）［職務上上乗せ給付］

	件数	金額	1件当たり金額
		千円	円
総数	103	51,393	498,961
障害手当金	98	46,506	474,551
遺族一時金	4	3,240	810,000
その他の一時金	1	1,647	1,647,000

注　「その他の一時金」は、障害差額一時金、障害年金差額一時金、障害前払一時金、遺族年金差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

8. 行方不明手当金支給決定状況（新々法分）［独自給付］

件数	日数	金額	1件当たり日数	1日当たり金額	1件当たり金額
		千円		円	円
4	303	2,404	76	7,934	601,000

9. 介護料支給状況［経過的職務上給付］

	件数	金額
		千円
総計	424	23,830

10. 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証交付状況

（1）限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況

	新規交付数	返納数	年度末現在有効認定証数
総計	20	23	15
被保険者	14	15	12
被扶養者	6	8	3

（2）限度額適用認定証交付状況

	新規交付数	返納数	年度末現在有効認定証数
総計	4,395	4,292	2,763
被保険者	2,117	2,029	1,361
被扶養者	2,278	2,263	1,402

11. 年度別収支状況（平成21年12月まで）

区分		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
		千円	千円	千円	千円	千円
収入	総額	87,551,654	84,357,656	82,551,642	75,285,842	76,226,359
	保険料収入	76,338,367	71,865,805	70,992,714	66,571,154	68,225,336
	疾病分	50,728,118	48,186,318	48,402,937	45,486,776	47,085,952
	（医療分）	50,728,118	46,787,813	43,931,932	41,322,443	44,301,274
	（介護分）	・	1,398,505	4,471,005	4,164,333	2,784,678
	年金分	13,021,844	11,968,397	11,403,864	10,675,947	10,585,450
	失業分	6,910,048	6,446,865	6,198,466	5,726,196	5,750,423
	その他	5,678,357	5,264,225	4,987,447	4,682,235	4,803,511
	利子	3,831,913	3,071,230	3,004,010	2,447,318	1,954,179
	国庫負担	6,308,303	5,734,638	5,667,834	5,372,408	5,406,559
	疾病給付分	3,257,876	3,043,558	3,000,000	3,000,000	3,000,000
	年金給付分	27,012	24,780	24,304	22,254	20,165
	失業給付分	1,794,803	1,495,166	1,509,731	1,226,297	1,327,839
	事務費	1,228,612	1,171,134	1,133,799	1,123,857	1,058,555
	積立金より受入	－	－	－	－	－
	その他の収入	1,073,071	3,685,983	2,887,084	894,962	640,285
支出	総額	94,042,114	87,222,122	85,697,456	79,498,402	73,117,772
	保険給付費	50,876,795	46,409,506	42,649,786	39,692,742	35,495,593
	疾病給付分	37,245,120	35,110,022	32,017,660	28,983,611	26,827,363
	年金給付分	3,558,636	3,755,004	3,806,318	3,913,886	3,928,149
	失業給付分	10,073,039	7,544,480	6,825,808	6,795,244	4,740,080
	前期高齢者納付金	・	・	・	・	・
	後期高齢者支援金	・	・	・	・	・
	老人保健拠出金	17,029,811	14,100,378	13,304,377	13,432,683	11,783,976
	退職者給付拠出金	2,928,902	2,988,656	3,134,107	3,272,657	3,210,952
	病床転換支援金	・	・	・	・	・
	介護納付金	・	1,548,192	5,411,051	2,731,313	2,963,892
	福祉事業費	5,700,151	5,140,888	4,665,980	4,330,623	4,051,253
	事務費	2,375,092	2,245,449	2,154,206	2,041,780	1,950,713
	その他の支出	15,131,363	14,789,053	14,377,949	13,996,604	13,661,392
収支差引剰余金		△6,490,460	△2,864,466	△3,145,814	△4,212,560	3,108,587
翌年度へ繰越		116,632	257,301	282,929	35,032	328,745
積立金へ繰入		－	－	－	－	2,779,842
積立金から補足		△6,607,092	△3,121,767	△3,428,743	△4,247,593	－
決算後の積立金		114,875,782	111,754,015	108,325,272	104,077,680	106,857,521
労災勘定へ移換		・	・	・	・	・
雇用勘定へ移換		・	・	・	・	・
移換後残額		・	・	・	・	・

※　各項目の数値は、それぞれ端数整理によっているので、合計とは合致しない場合がある。
※　平成21年度については、平成22年1月に制度改正があったことにより、平成21年4月から平成21年12月までの9ヶ月分の収支を計上している。

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (21年4月～12月まで)
千円	千円	千円	千円	千円	千円
72,478,895	71,378,711	68,903,693	67,937,176	67,391,644	46,449,873
65,176,486	63,920,983	62,113,469	61,518,985	61,189,636	39,552,923
41,348,484	40,455,309	39,315,663	39,909,512	39,699,320	25,338,013
38,188,182	37,381,853	36,374,055	36,545,884	36,640,344	23,120,184
3,160,302	3,073,456	2,941,608	3,363,628	3,058,976	2,217,829
13,799,703	13,649,631	13,227,914	13,483,456	13,494,943	8,736,493
5,458,464	5,311,740	5,181,892	3,694,358	3,549,870	2,698,625
4,569,835	4,504,303	4,388,000	4,431,659	4,445,503	2,779,793
1,530,761	1,651,862	1,322,570	1,256,919	1,253,860	989,853
4,890,935	4,280,143	4,192,821	3,855,403	3,907,454	3,194,861
3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	2,253,543
19,002	18,058	16,209	14,577	12,687	6,545
860,136	331,274	312,899	111,803	156,690	379,178
1,011,797	930,811	863,713	729,023	738,077	555,595
—	—	—	—	—	—
880,713	1,525,723	1,274,833	1,305,869	1,040,695	2,712,236
					0
					0
66,850,492	63,681,384	63,449,733	63,279,413	63,360,748	47,832,069
32,673,383	31,879,213	32,432,232	31,743,387	31,478,736	23,538,618
25,534,165	25,110,156	25,670,120	25,622,518	25,361,212	18,112,730
4,005,684	4,144,304	4,428,750	4,431,809	4,436,002	3,665,443
3,133,534	2,624,753	2,333,362	1,689,060	1,681,522	1,760,445
・	・	・	・	3,750,759	3,121,444
・	・	・	・	5,837,631	4,284,402
8,951,246	6,930,565	6,355,883	6,861,689	795,161	386
3,249,046	3,571,526	4,024,849	4,664,876	1,830,787	821,924
・	・	・	・	3,788	3,827
3,293,485	3,032,339	3,062,210	3,316,706	3,043,441	2,133,308
3,569,860	3,693,589	3,461,739	3,262,666	3,460,148	2,651,632
1,753,895	1,639,789	1,552,211	1,290,283	1,402,184	1,497,705
13,359,577	12,934,363	12,560,609	12,139,806	11,758,113	9,778,823
5,628,403	7,697,327	5,453,960	4,657,763	4,030,897	△1,382,196
522,385	299,472	128,725	57,599	41,143	—
5,106,018	7,397,855	5,325,235	4,600,164	3,989,754	—
—	—	—	—	—	△1,382,196
111,963,539	119,361,394	124,686,629	129,286,793	133,276,547	131,894,351
・	・	・	・	・	△98,258,919
・	・	・	・	・	△2,451,758
・	・	・	・	・	31,183,674

11. 年度別収支状況（平成22年1月以降）

区分		平成21年度(22年1月～3月まで)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		千円	千円	千円	千円	千円
収入	総額	18,780,189	47,956,646	48,033,999	47,371,875	46,643,953
	保険料収入	16,390,365	35,910,506	35,459,055	35,378,945	35,086,433
	船員保険分	15,599,430	32,773,969	32,087,497	31,875,347	31,871,033
	介護保険分	790,934	3,136,537	3,371,559	3,503,597	3,215,401
	国庫補助等	883,701	3,243,186	3,575,359	3,021,034	2,998,273
	職務上年金給付費等交付金	1,304,294	7,799,329	7,959,022	7,164,882	6,283,348
	その他の収入	119,979	538,495	583,907	742,249	758,064
	準備金戻入	81,851	465,130	456,655	1,064,765	1,517,834
支出	総額	14,617,149	45,849,959	44,669,180	45,935,638	46,280,056
	保険給付費	7,818,683	27,628,934	27,032,980	26,552,058	26,211,784
	現物給付	5,835,593	19,084,905	19,244,961	19,239,711	18,771,661
	現金給付等	1,983,090	8,544,029	7,788,019	7,312,347	7,440,123
	拠出金等	4,115,272	11,258,003	10,839,648	11,709,766	12,328,871
	前期高齢者納付金	1,560,716	4,735,242	4,008,416	4,260,401	4,526,790
	後期高齢者支援金	2,142,196	5,575,919	5,636,995	6,155,004	6,468,146
	老人保健拠出金	－	15,938	319	271	239
	退職者給付拠出金	410,956	930,904	1,193,919	1,294,090	1,333,696
	病床転換支援金	1,404	－	－	－	－
	介護納付金	1,066,648	3,229,189	3,265,970	3,311,996	3,348,846
	業務経費・一般管理費	1,598,023	3,510,821	3,251,230	3,188,546	3,253,191
	その他の支出	18,523	223,012	279,351	1,173,272	1,137,364
差引収支過不足額		4,163,040	2,106,687	3,364,819	1,436,237	363,897
準備金残高		35,264,864	36,906,420	39,814,584	40,186,056	39,032,119

※ 各項目の数値は、それぞれ端数整理によっているので、合計とは合致しない場合がある。

※ 平成21年度については、平成22年1月に制度改正があったことにより、平成22年1月から平成22年3月までの3ヶ月分の収支を計上している。

平成26年度	平成27年度	平成28年度
千円	千円	千円
47,345,999	47,205,004	47,736,484
35,856,211	36,145,548	36,806,388
32,660,442	32,913,580	33,551,464
3,195,769	3,231,968	3,254,925
3,029,551	2,972,968	3,000,286
6,067,770	6,052,831	5,798,444
858,792	468,162	554,148
1,533,676	1,565,495	1,577,218
44,484,714	43,574,555	43,501,688
25,879,792	26,078,286	26,745,269
18,507,719	18,891,727	19,359,070
7,372,073	7,186,559	7,386,199
11,664,878	10,815,544	9,917,405
4,100,920	3,779,569	3,182,290
6,396,840	6,381,721	6,301,239
223	223	176
1,166,894	654,030	433,662
－	－	38
3,378,699	3,137,492	3,110,696
3,288,218	3,176,424	3,168,152
273,128	366,809	560,165
2,861,285	3,630,449	4,234,796
40,359,728	42,424,682	45,082,261

12. 年度別適用状況（年度平均）

区分			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
船員保険全体	船舶所有者数	総数	6,281	6,194	6,158	6,108	6,049
		汽船等	3,783	3,734	3,709	…	…
		漁船（い）	156	154	156	…	…
		漁船（ろ）	2,348	2,313	2,300	…	…
	被保険者数	総数	64,573	63,570	62,730	61,510	60,545
		強制適用 計	60,880	60,253	59,535	57,760	57,000
		強制適用 汽船等	40,713	40,612	40,612	39,457	38,657
		強制適用 漁船（い）	1,309	1,293	1,294	1,320	1,337
		強制適用 漁船（ろ）	18,859	18,347	17,630	16,983	17,006
		強制適用 75歳以上（再掲）	·	·	192	191	201
		任意継続適用	3,693	3,318	3,195	3,750	3,545
	標準報酬月額の平均		円	円	円	円	円
		平均	379,781	388,397	394,932	394,630	389,461
		強制適用 平均	383,428	392,439	399,297	399,162	393,770
		強制適用 汽船等	409,150	412,805	413,805	413,601	411,487
		強制適用 漁船（い）	375,817	378,834	384,372	393,900	391,031
		強制適用 漁船（ろ）	328,426	348,316	366,970	366,024	353,714
		強制適用 75歳以上（再掲）	·	·	254,237	…	248,599
		任意継続適用	319,666	314,996	313,595	324,824	320,180
75歳未満（再掲）	船舶所有者数	総数	·	·	5,164	5,034	4,937
		汽船等	·	·	3,266	…	…
		漁船（い）	·	·	106	…	…
		漁船（ろ）	·	·	1,797	…	…
	被保険者数	総数	·	·	62,538	61,319	60,344
		強制適用 計	·	·	59,343	57,569	56,798
		強制適用 汽船等	·	·	40,482	…	…
		強制適用 漁船（い）	·	·	1,293	…	…
		強制適用 漁船（ろ）	·	·	17,568	…	…
		任意継続適用	·	·	3,195	3,750	3,545
	標準報酬月額の平均		円	円	円	円	円
		平均	·	·	395,363	395,092	389,931
		強制適用 平均	·	·	399,766	399,669	394,285
		強制適用 汽船等	·	·	414,214	…	…
		強制適用 漁船（い）	·	·	384,594	…	…
		強制適用 漁船（ろ）	·	·	367,588	…	…
		任意継続適用	·	·	313,595	324,824	320,180

注1　4～3月の平均である。
注2　75歳未満（再掲）の船舶所有者数は、被保険者が0人の船舶所有者を除く。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
5,969	5,874	5,812	5,754	5,734	5,633
3,576	3,517	3,484	3,456	3,449	3,408
151	152	151	152	151	148
2,246	2,212	2,183	2,153	2,141	2,084
59,431	58,966	58,404	58,218	58,368	58,501
56,099	55,773	55,248	55,259	55,445	55,677
38,371	38,294	38,188	38,554	39,080	39,437
1,460	1,518	1,620	1,637	1,660	1,611
16,268	15,961	15,441	15,068	14,704	14,628
217	236	269	305	354	423
3,331	3,192	3,156	2,959	2,924	2,824
円	円	円	円	円	円
388,864	390,616	393,341	399,188	403,880	412,504
394,004	395,625	397,521	403,418	407,977	416,776
410,991	410,087	411,567	411,886	414,830	421,775
382,190	375,491	376,850	379,558	379,540	375,037
354,997	362,841	364,951	384,343	392,973	407,895
251,412	246,779	247,766	245,115	237,805	253,645
302,306	303,109	320,163	320,207	326,191	328,289
4,760	4,701	4,601	4,511	4,463	4,454
3,000	2,949	2,899	2,847	2,827	2,828
99	105	102	106	105	104
1,666	1,653	1,607	1,565	1,539	1,529
59,214	58,729	58,135	57,913	58,014	58,078
55,883	55,537	54,979	54,954	55,091	55,254
38,229	38,136	38,013	38,351	38,833	39,122
1,460	1,518	1,619	1,635	1,656	1,607
16,194	15,884	15,347	14,968	14,602	14,525
3,331	3,192	3,156	2,959	2,924	2,824
円	円	円	円	円	円
389,367	391,195	394,015	400,000	404,893	413,661
394,556	396,258	398,255	404,297	409,069	418,025
411,523	410,729	412,287	412,797	416,000	423,169
382,207	375,491	376,817	379,306	379,327	374,792
355,615	363,499	365,759	385,246	394,012	408,951
302,306	303,109	320,163	320,207	326,191	328,289

介　護　保　険

年度別適用状況（介護保険第2号被保険者）

（年度末現在）

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			対前年度末比（%）		対前年度末比（%）		対前年度末比（%）		対前年度末比（%）		対前年度末比（%）
被保険者数	総数	35,745	△ 3.8	34,335	△ 3.9	33,097	△ 3.6	31,953	△ 3.5	31,053	△ 2.8
	汽船等	23,474	△ 3.0	22,892	△ 2.5	22,418	△ 2.1	21,928	△ 2.2	21,459	△ 2.1
	漁船（い）	879	10.3	864	△ 1.7	837	△ 3.1	846	1.1	826	△ 2.4
	漁船（ろ）	8,996	△ 7.1	8,435	△ 6.2	7,922	△ 6.1	7,429	△ 6.2	7,141	△ 3.9
	任意継続	2,396	△ 3.0	2,144	△ 10.5	1,920	△ 10.4	1,750	△ 8.9	1,627	△ 7.0
被扶養者数		22,185	△ 4.8	21,114	△ 4.8	20,184	△ 4.4	19,231	△ 4.7	18,334	△ 4.7
標準報酬月額の平均	計	422,967	1.1	430,852	1.9	437,946	1.6	450,868	3.0	460,362	2.1
	汽船等	441,899	0.5	446,741	1.1	450,960	0.9	461,224	2.3	471,155	2.2
	漁船（い）	417,579	△ 2.5	427,067	2.3	430,139	0.7	429,688	△ 0.1	431,218	0.4
	漁船（ろ）	399,730	2.8	409,421	2.4	423,053	3.3	444,886	5.2	454,816	2.2
	任意継続	326,713	1.2	347,032	6.2	350,841	1.1	356,735	1.7	357,147	0.1

全　　国　　編

目　　次

第１表　適用状況 …… 32
第２表　賞与支払状況 …… 36
第３表　標準報酬月額別被保険者数 …… 38
第４表　年間標準賞与額別被保険者数 …… 40
第５表　被保険者数・被扶養者数及び扶養率 …… 44
第６表　被保険者数・被扶養者数年齢別内訳 …… 45
第７表　保険給付決定状況（疾病給付） …… 48
第８表　保険給付諸率 …… 66
第９表　特定疾病療養受療証交付数 …… 79
第10表　限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証交付状況
(1)　限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況 …… 80
(2)　限度額適用認定証交付状況 …… 81
第11表　年金受給権者状況 …… 82
第12表　平均年金月額（受給権者） …… 86
第13表　一時金給付決定状況 …… 90
第14表　生活習慣病予防健診及び特定健康診査の実績件数 …… 92
第15表　特定保健指導実施状況 …… 93
第16表　福祉事業 …… 94

船員保険全体

年度別 月別	船舶所有者数				被保険			
					強制			
	総数	汽船等	漁船(い)	漁船(ろ)	計	汽船等	漁船(い)	漁船(ろ)
平成18年度	6,237	3,760	153	2,330	59,732	40,275	1,247	18,210
平成19年度	6,173	3,720	153	2,308	59,282	40,390	1,228	17,664
平成20年度	6,155	3,711	158	2,293	58,195	39,954	1,275	16,966
平成21年度	6,066	…	…	…	56,698	38,820	1,287	16,591
平成22年度	6,001	3,593	154	2,257	56,225	38,408	1,468	16,349
平成23年度	5,924	3,553	148	2,230	55,214	38,022	1,401	15,791
平成24年度	5,819	3,481	150	2,195	54,674	37,922	1,551	15,201
平成25年度	5,782	3,472	152	2,165	54,461	38,003	1,593	14,865
平成26年度	5,729	3,446	151	2,139	54,529	38,418	1,606	14,505
平成27年度	5,670	3,421	149	2,107	54,812	38,949	1,627	14,236
平成27年4月	5,729	3,447	152	2,137	55,515	39,041	1,642	14,832
5月	5,731	3,446	152	2,140	55,510	39,143	1,675	14,692
6月	5,739	3,450	152	2,144	55,208	39,178	1,684	14,346
7月	5,742	3,450	152	2,147	54,913	39,226	1,670	14,017
8月	5,750	3,458	152	2,147	56,221	39,164	1,666	15,391
9月	5,755	3,461	152	2,149	56,791	39,022	1,680	16,089
10月	5,754	3,460	152	2,149	56,590	39,164	1,689	15,737
11月	5,755	3,461	152	2,149	56,227	39,146	1,675	15,406
12月	5,742	3,450	152	2,147	54,643	39,033	1,641	13,969
平成28年1月	5,722	3,442	150	2,137	54,381	38,954	1,640	13,787
2月	5,713	3,436	150	2,134	54,525	38,943	1,635	13,947
3月	5,670	3,421	149	2,107	54,812	38,949	1,627	14,236
平成28年度	5,619	3,402	147	2,077	54,974	39,213	1,600	14,161
平成28年4月	5,642	3,411	148	2,090	55,722	39,585	1,534	14,603
5月	5,642	3,414	149	2,086	55,906	39,600	1,646	14,660
6月	5,629	3,407	149	2,080	55,511	39,583	1,631	14,297
7月	5,634	3,408	149	2,084	55,326	39,597	1,629	14,100
8月	5,633	3,410	149	2,081	56,310	39,494	1,613	15,203
9月	5,633	3,409	149	2,082	56,893	39,378	1,625	15,890
10月	5,637	3,411	149	2,084	57,024	39,514	1,621	15,889
11月	5,629	3,403	148	2,085	56,492	39,496	1,623	15,373
12月	5,632	3,406	148	2,085	54,849	39,343	1,602	13,904
平成29年1月	5,633	3,407	148	2,085	54,476	39,253	1,609	13,614
2月	5,628	3,404	147	2,084	54,640	39,192	1,601	13,847
3月	5,619	3,402	147	2,077	54,974	39,213	1,600	14,161

注1　「船舶所有者数」欄において、同一船舶所有者で、二以上の異なる種類の船舶を有する者は、それぞれ該当する船舶種別欄に含め、
注2　平成26年4月以降の「育児休業（再掲）」欄には、育児休業及び産前産後休業を取得している者を計上している。

状　　況

（年度末・月末現在）

者数			標準報酬月額の平均					
適用		疾病任意継続適用	強制適用					疾病任意継続適用
75歳以上（再掲）	育児休業（再掲）		平均	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	75歳以上（再掲）	
			円	円	円	円		円
・	—	3,767	383,848	407,356	374,930	332,467	・	321,434
・	2	3,522	395,526	412,312	382,816	358,025	・	315,727
185	1	3,673	398,822	412,560	404,435	366,048	257,427	320,602
207	—	4,150	395,175	413,088	396,486	353,160	243,652	328,382
206	2	3,756	392,609	410,856	391,080	349,879	254,146	323,595
225	3	3,508	392,249	409,388	381,932	351,896	252,471	306,302
261	4	3,557	394,253	408,943	377,375	359,327	241,065	308,071
288	4	3,398	398,720	411,785	378,879	367,445	240,667	326,115
319	11	3,221	401,769	411,297	377,812	379,186	239,285	326,420
380	7	3,107	411,385	417,639	380,624	397,791	239,474	330,109
322	11	2,851	401,153	410,036	371,464	381,057	236,745	326,102
336	8	2,930	401,064	411,767	370,260	376,061	234,458	330,156
342	9	3,159	401,997	413,317	373,070	374,476	235,187	328,581
342	11	3,133	398,503	413,291	369,994	360,516	234,158	328,736
349	12	2,570	403,647	413,573	368,579	382,185	239,100	318,158
346	11	2,289	413,202	414,565	389,929	412,325	241,757	317,027
358	10	2,400	415,724	415,467	388,509	419,286	242,771	318,983
365	7	2,631	414,728	415,868	390,599	414,454	243,140	322,257
366	6	3,380	410,459	416,806	387,949	395,369	234,929	330,305
369	7	3,405	411,771	417,793	381,582	398,347	235,285	328,352
370	9	3,227	411,879	417,879	381,906	398,641	236,216	328,966
380	7	3,107	411,385	417,639	380,624	397,791	239,474	330,109
465	10	3,057	417,083	423,183	377,583	404,655	257,045	332,161
381	9	2,735	410,209	416,489	371,252	397,278	244,514	329,394
391	7	2,809	411,369	419,717	370,645	393,393	242,389	332,589
398	8	2,987	411,498	421,078	372,180	389,460	243,839	328,474
405	6	3,002	408,999	421,122	374,489	378,940	244,133	327,873
420	6	2,556	414,998	421,455	373,353	402,645	253,867	320,044
423	6	2,209	422,994	422,122	372,305	430,337	255,924	320,047
431	5	2,211	424,992	422,719	375,790	435,665	262,473	318,829
428	6	2,472	422,403	422,805	378,409	426,014	264,037	327,142
435	7	3,272	418,488	423,352	378,132	409,374	255,839	332,935
439	9	3,407	419,332	423,485	378,273	412,212	255,353	330,833
460	9	3,176	418,632	423,843	378,047	408,575	260,252	332,356
465	10	3,057	417,083	423,183	377,583	404,655	257,045	332,161

「総数」欄には１として計上してあるため、内訳を合計したものは総数と一致しない。

75歳未満（再掲）

年度別 月別	船舶所有者数				被保険 強制		
	総数	汽船等	漁船(い)	漁船(ろ)	計	汽船等	漁船(い)
平成21年度	4,970	…	…	…	56,491	…	…
平成22年度	4,850	3,036	102	1,716	56,019	38,274	1,468
平成23年度	4,705	2,966	92	1,654	54,989	37,876	1,400
平成24年度	4,625	2,918	100	1,614	54,413	37,743	1,551
平成25年度	4,523	2,863	97	1,570	54,173	37,817	1,592
平成26年度	4,472	2,826	107	1,546	54,210	38,199	1,604
平成27年度	4,446	2,825	100	1,528	54,432	38,676	1,624
平成27年4月	4,478	2,824	105	1,556	55,193	38,819	1,640
5月	4,471	2,828	106	1,544	55,174	38,911	1,672
6月	4,423	2,832	107	1,491	54,866	38,941	1,680
7月	4,387	2,837	105	1,452	54,571	38,987	1,666
8月	4,475	2,841	106	1,535	55,872	38,922	1,660
9月	4,559	2,841	106	1,619	56,445	38,783	1,674
10月	4,536	2,826	106	1,611	56,232	38,918	1,683
11月	4,508	2,817	103	1,595	55,862	38,896	1,671
12月	4,446	2,814	102	1,537	54,277	38,776	1,638
平成28年1月	4,415	2,814	104	1,504	54,012	38,688	1,637
2月	4,407	2,819	104	1,491	54,155	38,675	1,632
3月	4,446	2,825	100	1,528	54,432	38,676	1,624
平成28年度	4,424	2,809	101	1,521	54,509	38,854	1,595
平成28年4月	4,468	2,835	101	1,539	55,341	39,309	1,531
5月	4,480	2,846	104	1,537	55,515	39,312	1,643
6月	4,421	2,839	104	1,485	55,113	39,290	1,628
7月	4,397	2,838	105	1,461	54,921	39,299	1,624
8月	4,449	2,835	103	1,518	55,890	39,189	1,608
9月	4,524	2,835	105	1,591	56,470	39,069	1,620
10月	4,515	2,828	106	1,588	56,593	39,200	1,616
11月	4,498	2,819	105	1,581	56,064	39,180	1,618
12月	4,451	2,820	104	1,534	54,414	39,012	1,596
平成29年1月	4,423	2,817	107	1,506	54,037	38,916	1,603
2月	4,399	2,811	106	1,489	54,180	38,836	1,596
3月	4,424	2,809	101	1,521	54,509	38,854	1,595

注1　「船舶所有者数」欄において、同一船舶所有者で、二以上の異なる種類の船舶を有する者は、それぞれ該当する船舶種別欄に含め、
注2　船舶所有者数は、被保険者が0人の船舶所有者を除く。
注3　平成26年４月以降の「育児休業（再掲）」欄には、育児休業及び産前産後休業を取得している者を計上している。

状　　況

（年度末・月末現在）

者数			標準報酬月額の平均				
適用		疾病任意継続適用	強制適用				疾病任意継続適用
漁船(ろ)	育児休業(再掲)		平均	汽船等	漁船(い)	漁船(ろ)	
			円	円	円	円	円
…	－	4,150	395,757	…	…	…	328,382
16,277	2	3,756	393,118	411,317	391,080	350,509	323,595
15,713	3	3,508	392,821	409,910	381,948	352,598	306,302
15,119	4	3,557	394,988	409,718	377,375	360,023	308,071
14,764	4	3,398	399,561	412,602	378,803	368,395	326,115
14,407	11	3,221	402,725	412,304	377,579	380,127	326,420
14,132	7	3,107	412,585	418,916	380,453	398,953	330,109
14,734	11	2,851	402,112	411,059	371,252	381,975	326,102
14,591	8	2,930	402,078	412,844	370,010	377,044	330,156
14,245	9	3,159	403,036	414,421	372,935	375,465	328,581
13,918	11	3,133	399,533	414,403	369,946	361,421	328,736
15,290	12	2,570	404,675	414,741	368,694	382,957	318,158
15,988	11	2,289	414,253	415,712	389,528	413,302	317,027
15,631	10	2,400	416,825	416,634	388,106	420,395	318,983
15,295	7	2,631	415,849	417,069	389,961	415,573	322,257
13,863	6	3,380	411,643	418,027	387,792	396,605	330,305
13,687	7	3,405	412,977	419,069	381,499	399,521	328,352
13,848	9	3,227	413,079	419,158	381,756	399,794	328,966
14,132	7	3,107	412,585	418,916	380,453	398,953	330,109
14,060	10	3,057	418,448	424,774	377,112	405,655	332,161
14,501	9	2,735	411,350	417,694	371,052	398,405	329,394
14,560	7	2,809	412,560	421,024	370,519	394,451	332,589
14,195	8	2,987	412,708	422,402	372,043	390,542	328,474
13,998	6	3,002	410,214	422,444	374,202	380,059	327,873
15,093	6	2,556	416,209	422,772	373,060	403,765	320,044
15,781	6	2,209	424,245	423,459	372,011	431,552	320,047
15,777	5	2,211	426,230	424,107	375,506	436,699	318,829
15,266	6	2,472	423,612	424,193	378,133	426,942	327,142
13,806	7	3,272	419,788	424,824	378,172	410,368	332,935
13,518	9	3,407	420,664	425,001	378,126	413,226	330,833
13,748	9	3,176	419,977	425,414	377,598	409,536	332,356
14,060	10	3,057	418,448	424,774	377,112	405,655	332,161

「総数」欄には1として計上してあるため、内訳を合計したものは総数と一致しない。

第2表　賞　与

船員保険全体

（年度累計）

年度別 月別	被保険者数					標準賞与額の平均				
	計	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	75歳以上（再掲）	平均	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	75歳以上（再掲）
						円	円	円	円	
平成18年度	59,169	55,165	2,104	1,900	・	520,581	519,166	414,433	679,215	・
平成19年度	59,625	55,558	2,079	1,988	・	527,085	520,740	434,541	801,173	・
平成20年度	59,171	55,366	1,973	1,832	22	532,316	522,459	434,824	935,206	247,136
平成21年度	63,291	59,139	2,228	1,924	…	481,609	480,573	451,794	547,969	…
平成22年度	58,634	54,529	2,022	2,083	30	471,742	471,412	421,108	529,547	350,500
平成23年度	57,832	54,138	1,787	1,907	29	476,951	472,079	414,017	674,254	287,483
平成24年度	59,009	54,574	1,980	2,455	38	471,801	470,383	417,609	547,028	258,316
平成25年度	61,106	55,954	2,898	2,254	46	478,799	474,557	492,182	566,890	254,674
平成26年度	63,266	58,045	3,002	2,219	54	492,300	485,306	534,087	618,730	265,037
平成27年度	64,672	58,783	3,168	2,721	70	501,946	494,999	515,359	636,405	231,757
平成27年4月	2,389	1,759	267	363	－	340,701	249,503	232,423	862,264	－
5月	493	299	84	110	3	383,694	241,361	305,310	830,436	236,667
6月	3,022	2,788	95	139	1	626,680	610,074	736,189	884,921	100,000
7月	18,885	17,852	858	175	4	546,358	541,256	562,900	985,691	425,000
8月	6,601	5,729	318	554	17	384,179	369,609	375,088	540,063	252,647
9月	918	813	16	89	5	320,717	322,946	101,250	339,809	257,200
10月	647	566	58	23	－	359,017	277,661	1,212,190	209,609	－
11月	459	392	34	33	2	241,512	203,691	340,265	589,030	190,000
12月	21,381	19,993	969	419	7	549,323	547,781	573,663	566,601	307,857
平成28年1月	7,825	6,898	422	505	25	460,571	456,913	532,571	450,378	193,880
2月	763	603	－	160	5	417,177	409,330	－	443,800	136,000
3月	1,289	1,091	47	151	1	315,048	234,337	174,000	942,099	70,000
平成28年度	65,969	59,929	3,418	2,622	97	506,763	501,916	497,092	630,164	243,402
平成28年4月	1,855	1,497	174	184	2	277,763	246,135	257,379	554,359	96,000
5月	1,133	834	179	120	－	316,884	296,320	269,877	529,925	－
6月	3,244	2,888	116	240	1	633,584	615,291	473,621	931,029	150,000
7月	19,071	17,925	984	162	10	551,177	550,464	551,913	625,611	381,800
8月	6,846	6,096	165	585	25	401,765	386,366	362,533	573,294	241,160
9月	1,160	843	134	183	4	462,162	322,075	518,657	1,066,115	128,000
10月	985	801	140	44	1	290,608	218,973	481,879	986,114	38,000
11月	458	418	33	7	－	732,555	781,261	205,970	306,571	－
12月	23,421	22,030	1,018	373	17	562,522	561,599	614,758	474,525	303,118
平成29年1月	5,708	4,858	353	497	32	374,600	365,197	425,538	430,338	225,563
2月	816	695	35	86	2	439,664	394,924	56,029	957,360	125,000
3月	1,272	1,044	87	141	3	321,835	258,929	303,103	799,163	83,333

注1　被保険者数は賞与を受給した被保険者の人数である。
注2　年度の被保険者数は、当該年度の4月から3月までの累計であり、標準賞与額の平均は当該年度の4月から3月までの平均である。

支　払　状　況

75歳未満（再掲）

（年度累計）

年度別 月別	被保険者数				標準賞与額の平均			
	計	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	平均	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）
					円	円	円	円
平成21年度	63024	58872	2228	1924	480440	479317	451794	547969
平成22年度	58,604	54,503	2,022	2,079	471,804	471,516	421,108	528,668
平成23年度	57,803	54,111	1,787	1,905	477,047	472,195	414,017	673,982
平成24年度	58,971	54,536	1,980	2,455	471,939	470,531	417,609	547,028
平成25年度	61,060	55,908	2,898	2,254	478,967	474,738	492,182	566,890
平成26年度	63,212	57,992	3,002	2,218	492,494	485,503	534,087	618,986
平成27年度	64,602	58,717	3,168	2,717	502,239	495,286	515,359	637,210
平成27年4月	2,389	1,759	267	363	340,701	249,503	232,423	862,264
5月	490	296	84	110	384,594	241,409	305,310	830,436
6月	3,021	2,787	95	139	626,854	610,257	736,189	884,921
7月	18,881	17,848	858	175	546,384	541,282	562,900	985,691
8月	6,584	5,712	318	554	384,519	369,957	375,088	540,063
9月	913	808	16	89	321,065	323,353	101,250	339,809
10月	647	566	58	23	359,017	277,661	1,212,190	209,609
11月	457	390	34	33	241,737	203,762	340,265	589,030
12月	21,374	19,986	969	419	549,402	547,866	573,663	566,601
平成28年1月	7,800	6,874	422	504	461,426	457,814	532,571	451,113
2月	758	601	－	157	419,032	410,027	－	450,497
3月	1,288	1,090	47	151	315,238	234,488	174,000	942,099
平成28年度	65,872	59,838	3,416	2,618	507,151	502,298	497,263	630,971
平成28年4月								
5月	1,853	1,496	174	183	277,959	246,231	257,379	556,896
6月	1,133	834	179	120	316,884	296,320	269,877	529,925
7月	3,243	2,887	116	240	633,734	615,452	473,621	931,029
8月	19061	17916	984	161	551,266	550,533	551,913	628,876
9月	6,821	6,072	164	585	402,353	386,934	363,494	573,294
	1156	839	134	183	463318	323000	518657	1066115
10月								
11月	984	800	140	44	290,865	219,199	481,879	986,114
12月	458	418	33	7	732,555	781,261	205,970	306,571
	23,404	22,013	1,018	373	562,711	561,798	614,758	474,525
平成29年1月								
2月	5,676	4,828	352	496	375,441	366,030	426,165	431,044
3月	814	694	35	85	440,437	395,334	56,029	966,976
	1269	1041	87	141	322399	259435	303103	799163

第3表　標準報酬月額

船員保険全体

（年度末現在）

標準報酬月額	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	被保険者数	割　合	被保険者数	割　合	被保険者数	割　合	被保険者数	割　合	被保険者数	割　合
		%		%		%		%		%
総　数	54,674	100.00	54,461	100.00	54,529	100.00	54,812	100.00	54,974	100.00
円										
58,000	289	0.53	304	0.56	315	0.58	282	0.51	278	0.51
68,000	24	0.04	44	0.08	35	0.06	31	0.06	46	0.08
78,000	73	0.13	86	0.16	81	0.15	75	0.14	63	0.11
88,000	85	0.16	61	0.11	68	0.12	64	0.12	87	0.16
98,000	612	1.12	547	1.00	530	0.97	384	0.70	350	0.64
小　計	1,083	1.98	1,042	1.91	1,029	1.89	836	1.53	824	1.50
104,000	135	0.25	134	0.25	147	0.27	119	0.22	105	0.19
110,000	154	0.28	189	0.35	136	0.25	147	0.27	158	0.29
118,000	539	0.99	467	0.86	494	0.91	604	1.10	600	1.09
126,000	500	0.91	574	1.05	556	1.02	545	0.99	676	1.23
134,000	351	0.64	357	0.66	229	0.42	232	0.42	221	0.40
小　計	1,679	3.07	1,721	3.16	1,562	2.86	1,647	3.00	1,760	3.20
142,000	235	0.43	228	0.42	173	0.32	180	0.33	184	0.33
150,000	832	1.52	696	1.28	800	1.47	614	1.12	610	1.11
160,000	232	0.42	271	0.50	258	0.47	328	0.60	203	0.37
170,000	436	0.80	418	0.77	398	0.73	397	0.72	338	0.61
180,000	831	1.52	875	1.61	818	1.50	763	1.39	715	1.30
小　計	2,566	4.69	2,488	4.57	2,447	4.49	2,282	4.16	2,050	3.73
190,000	467	0.85	463	0.85	479	0.88	504	0.92	529	0.96
200,000	1,552	2.84	1,496	2.75	1,625	2.98	1,556	2.84	1,501	2.73
220,000	1,553	2.84	1,373	2.52	1,367	2.51	1,249	2.28	1,147	2.09
240,000	2,040	3.73	1,898	3.49	1,817	3.33	1,882	3.43	1,820	3.31
260,000	2,470	4.52	2,616	4.80	2,571	4.71	2,390	4.36	2,445	4.45
小　計	8,082	14.78	7,846	14.41	7,859	14.41	7,581	13.83	7,442	13.54
280,000	2,392	4.38	2,347	4.31	2,235	4.10	2,149	3.92	2,094	3.81
300,000	3,568	6.53	3,598	6.61	3,558	6.52	3,424	6.25	3,358	6.11
320,000	2,390	4.37	2,277	4.18	2,373	4.35	2,175	3.97	2,318	4.22
340,000	2,618	4.79	2,531	4.65	2,453	4.50	2,360	4.31	2,328	4.23
360,000	3,107	5.68	2,992	5.49	2,894	5.31	2,874	5.24	2,866	5.21
小　計	14,075	25.74	13,745	25.24	13,513	24.78	12,982	23.68	12,964	23.58
380,000	3,388	6.20	3,239	5.95	3,339	6.12	3,304	6.03	3,175	5.78
410,000	4,233	7.74	4,241	7.79	4,011	7.36	3,919	7.15	3,871	7.04
440,000	3,447	6.30	3,461	6.36	3,546	6.50	3,660	6.68	3,591	6.53
470,000	2,877	5.26	2,971	5.46	3,047	5.59	3,166	5.78	3,206	5.83
500,000	2,720	4.97	2,719	4.99	2,714	4.98	2,990	5.46	2,972	5.41
小　計	16,665	30.48	16,631	30.54	16,657	30.55	17,039	31.09	16,815	30.59
530,000	2,081	3.81	2,001	3.67	1,980	3.63	2,184	3.98	2,344	4.26
560,000	1,635	2.99	1,741	3.20	1,776	3.26	1,818	3.32	1,923	3.50
590,000	1,275	2.33	1,375	2.52	1,610	2.95	1,554	2.84	1,656	3.01
620,000	991	1.81	1,060	1.95	1,076	1.97	1,217	2.22	1,291	2.35
650,000	727	1.33	811	1.49	866	1.59	955	1.74	974	1.77
小　計	6,709	12.27	6,988	12.83	7,308	13.40	7,728	14.10	8,188	14.89
680,000	626	1.14	624	1.15	647	1.19	730	1.33	809	1.47
710,000	546	1.00	651	1.20	677	1.24	802	1.46	697	1.27
750,000	500	0.91	509	0.93	589	1.08	575	1.05	640	1.16
790,000	360	0.66	334	0.61	356	0.65	510	0.93	546	0.99
830,000	214	0.39	251	0.46	312	0.57	342	0.62	364	0.66
小　計	2,246	4.11	2,369	4.35	2,581	4.73	2,959	5.40	3,056	5.56
880,000	198	0.36	242	0.44	243	0.45	282	0.51	309	0.56
930,000	181	0.33	164	0.30	166	0.30	200	0.36	246	0.45
980,000	179	0.33	167	0.31	178	0.33	206	0.38	267	0.49
1,030,000	148	0.27	129	0.24	103	0.19	143	0.26	168	0.31
1,090,000	124	0.23	132	0.24	137	0.25	136	0.25	114	0.21
小　計	830	1.52	834	1.53	827	1.52	967	1.76	1,104	2.01
1,150,000	94	0.17	137	0.25	107	0.20	101	0.18	106	0.19
1,210,000	645	1.18	660	1.21	639	1.17	690	1.26	87	0.16
1,270,000	・	・	・	・	・	・	・	・	107	0.19
1,330,000	・	・	・	・	・	・	・	・	66	0.12
1,390,000	・	・	・	・	・	・	・	・	405	0.74
小　計	739	1.35	797	1.46	746	1.37	791	1.44	771	1.40

注　疾病任意継続被保険者は除く。

別 被 保 険 者 数

75歳未満（再掲）

（年度末現在）

標準報酬月額	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	被保険者数	割　合	被保険者数	割　合	被保険者数	割　合	被保険者数	割　合	被保険者数	割　合
		%		%		%		%		%
総　数	54,413	100.00	54,173	100.00	54,210	100.00	54,432	100.00	54,509	100.00
円										
58,000	281	0.52	290	0.54	291	0.54	255	0.47	250	0.46
68,000	24	0.04	44	0.08	34	0.06	30	0.06	44	0.08
78,000	72	0.13	83	0.15	78	0.14	70	0.13	57	0.10
88,000	82	0.15	57	0.11	63	0.12	61	0.11	82	0.15
98,000	590	1.08	525	0.97	507	0.94	350	0.64	318	0.58
小　計	1,049	1.93	999	1.84	973	1.79	766	1.41	751	1.38
104,000	132	0.24	133	0.25	143	0.26	112	0.21	99	0.18
110,000	153	0.28	183	0.34	133	0.25	144	0.26	153	0.28
118,000	530	0.97	459	0.85	492	0.91	597	1.10	593	1.09
126,000	498	0.92	570	1.05	553	1.02	543	1.00	670	1.23
134,000	340	0.62	342	0.63	219	0.40	220	0.40	212	0.39
小　計	1,653	3.04	1,687	3.11	1,540	2.84	1,616	2.97	1,727	3.17
142,000	232	0.43	225	0.42	166	0.31	177	0.33	179	0.33
150,000	815	1.50	678	1.25	777	1.43	589	1.08	586	1.08
160,000	229	0.42	264	0.49	253	0.47	321	0.59	198	0.36
170,000	435	0.80	415	0.77	394	0.73	392	0.72	328	0.60
180,000	822	1.51	865	1.60	802	1.48	743	1.37	694	1.27
小　計	2,533	4.66	2,447	4.52	2,392	4.41	2,222	4.08	1,985	3.64
190,000	462	0.85	457	0.84	470	0.87	497	0.91	517	0.95
200,000	1,532	2.82	1,474	2.72	1,606	2.96	1,528	2.81	1,468	2.69
220,000	1,545	2.84	1,364	2.52	1,359	2.51	1,239	2.28	1,135	2.08
240,000	2,018	3.71	1,874	3.46	1,790	3.30	1,853	3.40	1,785	3.27
260,000	2,460	4.52	2,597	4.79	2,552	4.71	2,366	4.35	2,416	4.43
小　計	8,017	14.73	7,766	14.34	7,777	14.35	7,483	13.75	7,321	13.43
280,000	2,379	4.37	2,333	4.31	2,222	4.10	2,141	3.93	2,075	3.81
300,000	3,550	6.52	3,580	6.61	3,533	6.52	3,393	6.23	3,318	6.09
320,000	2,380	4.37	2,271	4.19	2,362	4.36	2,164	3.98	2,306	4.23
340,000	2,612	4.80	2,524	4.66	2,450	4.52	2,352	4.32	2,319	4.25
360,000	3,105	5.71	2,988	5.52	2,889	5.33	2,866	5.27	2,847	5.22
小　計	14,026	25.78	13,696	25.28	13,456	24.82	12,916	23.73	12,865	23.60
380,000	3,384	6.22	3,236	5.97	3,327	6.14	3,295	6.05	3,165	5.81
410,000	4,211	7.74	4,232	7.81	4,005	7.39	3,907	7.18	3,854	7.07
440,000	3,443	6.33	3,455	6.38	3,542	6.53	3,653	6.71	3,582	6.57
470,000	2,873	5.28	2,970	5.48	3,045	5.62	3,163	5.81	3,199	5.87
500,000	2,716	4.99	2,714	5.01	2,710	5.00	2,985	5.48	2,969	5.45
小　計	16,627	30.56	16,607	30.66	16,629	30.68	17,003	31.24	16,769	30.76
530,000	2,078	3.82	1,998	3.69	1,977	3.65	2,182	4.01	2,341	4.29
560,000	1,634	3.00	1,739	3.21	1,774	3.27	1,817	3.34	1,921	3.52
590,000	1,270	2.33	1,371	2.53	1,606	2.96	1,550	2.85	1,653	3.03
620,000	990	1.82	1,058	1.95	1,075	1.98	1,215	2.23	1,287	2.36
650,000	727	1.34	810	1.50	864	1.59	955	1.75	973	1.79
小　計	6,699	12.31	6,976	12.88	7,296	13.46	7,719	14.18	8,175	15.00
680,000	624	1.15	623	1.15	647	1.19	729	1.34	808	1.48
710,000	546	1.00	651	1.20	676	1.25	799	1.47	695	1.28
750,000	500	0.92	509	0.94	586	1.08	574	1.05	639	1.17
790,000	359	0.66	332	0.61	355	0.65	509	0.94	543	1.00
830,000	213	0.39	250	0.46	311	0.57	341	0.63	364	0.67
小　計	2,242	4.12	2,365	4.37	2,575	4.75	2,952	5.42	3,049	5.59
880,000	198	0.36	242	0.45	243	0.45	282	0.52	309	0.57
930,000	181	0.33	164	0.30	166	0.31	200	0.37	246	0.45
980,000	179	0.33	167	0.31	177	0.33	204	0.37	261	0.48
1,030,000	148	0.27	129	0.24	103	0.19	143	0.26	167	0.31
1,090,000	124	0.23	132	0.24	137	0.25	136	0.25	114	0.21
小　計	830	1.53	834	1.54	826	1.52	965	1.77	1,097	2.01
1,150,000	93	0.17	137	0.25	107	0.20	101	0.19	106	0.19
1,210,000	644	1.18	659	1.22	639	1.18	689	1.27	87	0.16
1,270,000	・	・	・	・	・	・	・	・	107	0.20
1,330,000	・	・	・	・	・	・	・	・	66	0.12
1,390,000	・	・	・	・	・	・	・	・	404	0.74
小　計	737	1.35	796	1.47	746	1.38	790	1.45	770	1.41

第4表　年間標準賞与

船員保険全体

年間標準賞与額	平成24年度 被保険者数	平成24年度 割合	平成25年度 被保険者数	平成25年度 割合	平成26年度 被保険者数	平成26年度 割合	平成27年度 被保険者数	平成27年度 割合	平成28年度 被保険者数	平成28年度 割合
		%		%		%		%		%
総数	54,674	100.00	54,461	100.00	54,529	100.00	54,812	100.00	54,974	100.00
万円										
0	27,047	49.47	26,742	49.10	26,395	48.41	25,971	47.38	25,901	47.11
超 ～ 以下										
0 ～ 10	968	1.77	974	1.79	1,031	1.89	933	1.70	832	1.51
10 ～ 20	1,154	2.11	1,198	2.20	1,109	2.03	1,060	1.93	1,079	1.96
20 ～ 30	1,287	2.35	1,330	2.44	1,161	2.13	1,342	2.45	1,186	2.16
30 ～ 40	1,436	2.63	1,350	2.48	1,294	2.37	1,391	2.54	1,390	2.53
40 ～ 50	1,580	2.89	1,434	2.63	1,414	2.59	1,425	2.60	1,326	2.41
小計	6,425	11.75	6,286	11.54	6,009	11.02	6,151	11.22	5,813	10.57
50 ～ 60	1,765	3.23	1,718	3.15	1,673	3.07	1,695	3.09	1,648	3.00
60 ～ 70	1,770	3.24	1,816	3.33	1,722	3.16	1,717	3.13	1,732	3.15
70 ～ 80	2,074	3.79	2,160	3.97	1,919	3.52	1,811	3.30	1,802	3.28
80 ～ 90	2,158	3.95	2,167	3.98	2,206	4.05	2,215	4.04	2,036	3.70
90 ～ 100	2,027	3.71	1,975	3.63	2,038	3.74	1,999	3.65	2,069	3.76
小計	9,794	17.91	9,836	18.06	9,558	17.53	9,437	17.22	9,287	16.89
100 ～ 110	1,846	3.38	1,877	3.45	1,951	4	2,010	4	2,086	4
110 ～ 120	1,650	3.02	1,694	3.11	1698	3.11	1813	3.31	1991	3.62
120 ～ 130	1,476	2.70	1,466	2.69	1601	2.94	1525	2.78	1652	3.01
130 ～ 140	1,155	2.11	1,237	2.27	1,382	2.53	1,395	2.55	1,442	2.62
140 ～ 150	1,158	2.12	1,123	2.06	1,045	2	1,244	2	1,320	2
小計	7,285	13.32	7,397	13.58	7,677	14	7,987	15	8,491	15
150 ～ 160	957	1.75	951	1.75	962	2	1,016	2	971	2
160 ～ 170	692	1.27	706	1.30	877	2	900	2	934	2
170 ～ 180	555	1.02	556	1.02	714	1	742	1	765	1
180 ～ 190	421	0.77	502	0.92	512	1	525	1	589	1
190 ～ 200	300	0.55	321	0.59	438	1	492	1	520	1
小計	2,925	5.35	3,036	5.57	3,503	6.42	3,675	6.70	3,779	6.87
200 ～ 210	265	0.48	261	0.48	283	0.52	290	0.53	313	0.57
210 ～ 220	146	0.27	180	0.33	212	0.39	215	0.39	244	0.44
220 ～ 230	137	0.25	132	0.24	138	0.25	174	0.32	177	0.32
230 ～ 240	108	0.20	81	0.15	126	0.23	129	0.24	144	0.26
240 ～ 250	74	0.14	51	0.09	78	0.14	151	0.28	128	0.23
小計	730	1.34	705	1.29	837	1.53	959	1.75	1,006	1.83
250 ～ 260	72	0.13	61	0.11	80	0.15	99	0.18	126	0.23
260 ～ 270	54	0.10	80	0.15	85	0.16	74	0.14	79	0.14
270 ～ 280	35	0.06	39	0.07	51	0.09	61	0.11	62	0.11
280 ～ 290	38	0.07	34	0.06	51	0.09	56	0.10	46	0.08
290 ～ 300	39	0.07	20	0.04	37	0.07	34	0.06	58	0.11
小計	238	0.44	234	0.43	304	0.56	324	0.59	371	0.67
300 ～ 310	32	0.06	19	0.03	17	0.03	26	0.05	40	0.07
310 ～ 320	16	0.03	28	0.05	20	0.04	46	0.08	26	0.05
320 ～ 330	14	0.03	16	0.03	21	0.04	17	0.03	22	0.04
330 ～ 340	18	0.03	9	0.02	10	0.02	12	0.02	12	0.02
340 ～ 350	12	0.02	17	0.03	19	0.03	21	0.04	20	0.04
小計	92	0.17	89	0.16	87	0.16	122	0.22	120	0.22
350 ～ 360	9	0.02	21	0.04	11	0.02	7	0.01	11	0.02
360 ～ 370	7	0.01	11	0.02	10	0.02	10	0.02	11	0.02
370 ～ 380	15	0.03	10	0.02	15	0.03	20	0.04	7	0.01
380 ～ 390	13	0.02	9	0.02	8	0.01	16	0.03	9	0.02
390 ～ 400	9	0.02	12	0.02	11	0.02	10	0.02	21	0.04
小計	53	0.10	63	0.12	55	0.10	63	0.11	59	0.11

注　年間標準賞与額は、年度末現在の被保険者（疾病任意継続被保険者を除く）に支払われた標準賞与の年度累計額である。

額 別 被 保 険 者 数

（年度累計）

年間 標準賞与額			平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			被保険者数	割合	被保険者数	割合	被保険者数	割合	被保険者数	割合	被保険者数	割合
				%		%		%		%		%
超		以下										
400	～	410	－	－	7	0.01	10	0.02	7	0.01	15	0.03
410	～	420	9	0.02	2	0.00	10	0.02	14	0.03	8	0.01
420	～	430	13	0.02	6	0.01	13	0.02	13	0.02	4	0.01
430	～	440	6	0.01	9	0.02	7	0.01	10	0.02	18	0.03
440	～	450	3	0.01	3	0.01	11	0.02	5	0.01	19	0.03
小計			31	0.06	27	0.05	51	0.09	49	0.09	64	0.12
450	～	460	2	0.00	2	0.00	3	0.01	2	0.00	3	0.01
460	～	470	1	0.00	－	－	4	0.01	2	0.00	3	0.01
470	～	480	2	0.00	3	0.01	2	0.00	5	0.01	6	0.01
480	～	490	8	0.01	－	－	－	－	5	0.01	5	0.01
490	～	500	－	－	7	0.01	3	0.01	1	0.00	－	－
小計			13	0.02	12	0.02	12	0.02	15	0.03	17	0.03
500	～	510	－	－	2	0.00	－	－	1	0.00	2	0.00
510	～	520	－	－	－	－	1	0.00	－	－	－	－
520	～	530	3	0.01	2	0.00	－	－	1	0.00	－	－
530	～	540	38	0.07	30	0.06	40	0.07	57	0.10	－	－
540	～	550	・	・	・	・	・	・	・	・	2	0.00
小計			41	0.07	34	0.06	41	0.08	59	0.11	4	0.01
550	～	560	・	・	・	・	・	・	・	・	2	0.00
560	～	570	・	・	・	・	・	・	・	・	－	－
570	～	573	・	・	・	・	・	・	・	・	60	0.11
小計			・	・	・	・	・	・	・	・	62	0.11

第4表（続）　年　間　標　準　賞　与

75歳未満（再掲）

年間標準賞与額	平成24年度 被保険者数	平成24年度 割合	平成25年度 被保険者数	平成25年度 割合	平成26年度 被保険者数	平成26年度 割合	平成27年度 被保険者数	平成27年度 割合	平成28年度 被保険者数	平成28年度 割合
		%		%		%		%		%
総数	54,413	100.00	54,173	100.00	54,210	100.00	54,432	100.00	54,509	100.00
万円										
0	26,806	49.26	26,478	48.88	26,107	48.16	25,629	47.08	25,500	46.78
超 0 ～ 10 以下	965	1.77	972	1.79	1,030	1.90	926	1.70	823	1.51
10 ～ 20	1,152	2.12	1,193	2.20	1,102	2.03	1,057	1.94	1,068	1.96
20 ～ 30	1,284	2.36	1,326	2.45	1,156	2.13	1,332	2.45	1,180	2.16
30 ～ 40	1,436	2.64	1,349	2.49	1,290	2.38	1,389	2.55	1,384	2.54
40 ～ 50	1,578	2.90	1,430	2.64	1,413	2.61	1,425	2.62	1,320	2.42
小計	6,415	11.79	6,270	11.57	5,991	11.05	6,129	11.26	5,775	10.59
50 ～ 60	1,764	3.24	1,716	3.17	1,671	3.08	1,688	3.10	1,641	3.01
60 ～ 70	1,767	3.25	1,814	3.35	1,720	3.17	1,717	3.15	1,727	3.17
70 ～ 80	2,072	3.81	2,159	3.99	1,914	3.53	1,808	3.32	1,796	3.29
80 ～ 90	2,157	3.96	2,166	4.00	2,205	4.07	2,214	4.07	2,035	3.73
90 ～ 100	2,025	3.72	1,974	3.64	2,037	3.76	1,997	3.67	2,066	3.79
小計	9,785	17.98	9,829	18.14	9,547	17.61	9,424	17.31	9,265	17.00
100 ～ 110	1,845	3.39	1,876	3.46	1,951	3.60	2,009	3.69	2,086	3.83
110 ～ 120	1,650	3.03	1,694	3.13	1,697	3.13	1,812	3.33	1,991	3.65
120 ～ 130	1,476	2.71	1,466	2.71	1,601	2.95	1,525	2.80	1,652	3.03
130 ～ 140	1,155	2.12	1,237	2.28	1,382	2.55	1,394	2.56	1,441	2.64
140 ～ 150	1,158	2.13	1,123	2.07	1,045	1.93	1,244	2.29	1,319	2.42
小計	7,284	13.39	7,396	13.65	7,676	14.16	7,984	14.67	8,489	15.57
150 ～ 160	957	1.76	951	1.76	962	1.77	1,016	1.87	971	1.78
160 ～ 170	692	1.27	706	1.30	877	1.62	900	1.65	934	1.71
170 ～ 180	555	1.02	556	1.03	714	1.32	742	1.36	765	1.40
180 ～ 190	421	0.77	502	0.93	512	0.94	525	0.96	589	1.08
190 ～ 200	300	0.55	321	0.59	437	0.81	492	0.90	520	0.95
小計	2,925	5.38	3,036	5.60	3,502	6.46	3,675	6.75	3,779	6.93
200 ～ 210	265	0.49	261	0.48	283	0.52	290	0.53	313	0.57
210 ～ 220	146	0.27	180	0.33	212	0.39	215	0.39	243	0.45
220 ～ 230	137	0.25	132	0.24	138	0.25	174	0.32	177	0.32
230 ～ 240	108	0.20	81	0.15	126	0.23	129	0.24	144	0.26
240 ～ 250	74	0.14	51	0.09	78	0.14	151	0.28	128	0.23
小計	730	1.34	705	1.30	837	1.54	959	1.76	1,005	1.84
250 ～ 260	72	0.13	61	0.11	80	0.15	99	0.18	126	0.23
260 ～ 270	54	0.10	80	0.15	85	0.16	74	0.14	79	0.14
270 ～ 280	35	0.06	39	0.07	51	0.09	61	0.11	62	0.11
280 ～ 290	38	0.07	34	0.06	51	0.09	56	0.10	46	0.08
290 ～ 300	39	0.07	20	0.04	37	0.07	34	0.06	58	0.11
小計	238	0.44	234	0.43	304	0.56	324	0.60	371	0.68
300 ～ 310	32	0.06	19	0.04	17	0.03	26	0.05	39	0.07
310 ～ 320	16	0.03	28	0.05	20	0.04	46	0.08	26	0.05
320 ～ 330	14	0.03	16	0.03	21	0.04	17	0.03	22	0.04
330 ～ 340	18	0.03	9	0.02	10	0.02	12	0.02	12	0.02
340 ～ 350	12	0.02	17	0.03	19	0.04	21	0.04	20	0.04
小計	92	0.17	89	0.16	87	0.16	122	0.22	119	0.22
350 ～ 360	9	0.02	21	0.04	11	0.02	7	0.01	11	0.02
360 ～ 370	7	0.01	11	0.02	10	0.02	10	0.02	11	0.02
370 ～ 380	15	0.03	10	0.02	15	0.03	20	0.04	7	0.01
380 ～ 390	13	0.02	9	0.02	8	0.01	16	0.03	9	0.02
390 ～ 400	9	0.02	12	0.02	11	0.02	10	0.02	21	0.04
小計	53	0.10	63	0.12	55	0.10	63	0.12	59	0.11

額別被保険者数

（年度累計）

年間 標準賞与額			平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			被保険者数	割合	被保険者数	割合	被保険者数	割合	被保険者数	割合	被保険者数	割合
				%		%		%		%		%
超		以下										
400	～	410	－	－	7	0.01	10	0.02	7	0.01	15	0.03
410	～	420	9	0.02	2	0.00	10	0.02	14	0.03	8	0.01
420	～	430	13	0.02	6	0.01	13	0.02	13	0.02	4	0.01
430	～	440	6	0.01	9	0.02	7	0.01	10	0.02	18	0.03
440	～	450	3	0.01	3	0.01	11	0.02	5	0.01	19	0.03
	小計		31	0.06	27	0.05	51	0.09	49	0.09	64	0.12
450	～	460	2	0.00	2	0.00	3	0.01	2	0.00	3	0.01
460	～	470	1	0.00	－	－	4	0.01	2	0.00	3	0.01
470	～	480	2	0.00	3	0.01	2	0.00	5	0.01	6	0.01
480	～	490	8	0.01	－	－	－	－	5	0.01	5	0.01
490	～	500	－	－	7	0.01	3	0.01	1	0.00	－	－
	小計		13	0.02	12	0.02	12	0.02	15	0.03	17	0.03
500	～	510	－	－	2	0.00	－	－	1	0.00	2	0.00
510	～	520	－	－	－	－	1	0.00	－	－	－	－
520	～	530	3	0.01	2	0.00	－	－	1	0.00	－	－
530	～	540	38	0.07	30	0.06	40	0.07	57	0.10	－	－
540	～	550	・	・	・	・	・	・	・	・	2	0.00
	小計		41	0.08	34	0.06	41	0.08	59	0.11	4	0.01
550	～	560	・	・	・	・	・	・	・	・	2	0.00
560	～	570	・	・	・	・	・	・	・	・	－	－
570	～	573	・	・	・	・	・	・	・	・	60	0.11
	小計		・	・	・	・	・	・	・	・	62	0.11

第５表　被保険者数・被扶養者数及び扶養率

（年度末・月末現在）

年度別 月別	被保険者数			被扶養者数			扶養率
	総数	強制適用	疾病任意継続適用	総数	男子	女子	
平成18年度	63,499	59,732	3,767	97,846	27,330	70,516	1.541
平成19年度	62,804	59,282	3,522	94,602	26,240	68,362	1.506
平成20年度	61,683	58,010	3,673	82,266	23,237	59,029	1.334
平成21年度	60,641	56,491	4,150	79,663	22,567	57,096	1.314
平成22年度	59,775	56,019	3,756	76,344	21,508	54,836	1.277
平成23年度	58,497	54,989	3,508	73,468	20,869	52,599	1.256
平成24年度	57,970	54,413	3,557	71,237	20,217	51,020	1.229
平成25年度	57,571	54,173	3,398	69,288	19,575	49,713	1.204
平成26年度	57,431	54,210	3,221	67,347	18,967	48,380	1.173
平成27年度	57,539	54,432	3,107	65,842	18,534	47,308	1.144
平成27年４月	58,044	55,193	2,851	66,508	18,569	47,939	1.146
５月	58,104	55,174	2,930	66,244	18,456	47,788	1.140
６月	58,025	54,866	3,159	65,998	18,389	47,609	1.137
７月	57,704	54,571	3,133	65,618	18,268	47,350	1.137
８月	58,442	55,872	2,570	66,227	18,464	47,763	1.133
９月	58,734	56,445	2,289	66,568	18,588	47,980	1.133
10月	58,632	56,232	2,400	66,505	18,615	47,890	1.134
11月	58,493	55,862	2,631	66,374	18,579	47,795	1.135
12月	57,657	54,277	3,380	65,708	18,403	47,305	1.140
平成28年１月	57,417	54,012	3,405	65,656	18,393	47,263	1.143
２月	57,382	54,155	3,227	65,561	18,385	47,176	1.143
３月	57,539	54,432	3,107	65,842	18,534	47,308	1.144
平成28年度	57,566	54,509	3,057	64,161	18,137	46,024	1.115
平成28年４月	58,076	55,341	2,735	65,156	18,224	46,932	1.122
５月	58,324	55,515	2,809	64,880	18,096	46,784	1.112
６月	58,100	55,113	2,987	64,484	17,983	46,501	1.110
７月	57,923	54,921	3,002	64,306	17,951	46,355	1.110
８月	58,446	55,890	2,556	64,733	18,100	46,633	1.108
９月	58,679	56,470	2,209	64,925	18,190	46,735	1.106
10月	58,804	56,593	2,211	64,881	18,217	46,664	1.103
11月	58,536	56,064	2,472	64,642	18,185	46,457	1.104
12月	57,686	54,414	3,272	64,078	18,018	46,060	1.111
平成29年１月	57,444	54,037	3,407	64,099	18,068	46,031	1.116
２月	57,356	54,180	3,176	64,020	18,066	45,954	1.116
３月	57,566	54,509	3,057	64,161	18,137	46,024	1.115

注　平成20年度以降の被保険者数については、職務外給付の対象ではない75歳以上の者を含まない。

第６表　被保険者数・被扶養者数年齢別内訳

（年度末・月末現在）

年度別 月別	被保険者数				
	総数	年齢別内訳			
		70歳未満	高齢受給者（一般）	高齢受給者 （現役並み所得者）	老人
平成18年度	63,499	62,571	460	223	245
平成19年度	62,804	61,811	486	254	253
平成20年度	61,683	60,864	553	266	・
平成21年度	60,641	59,783	563	295	・
平成22年度	59,775	58,738	691	346	・
平成23年度	58,497	57,346	771	380	・
平成24年度	57,970	56,680	863	427	・
平成25年度	57,571	56,368	772	431	・
平成26年度	57,431	56,107	839	485	・
平成27年度	57,539	56,222	783	534	・
平成27年４月	58,044	56,739	834	471	・
５月	58,104	56,787	836	481	・
６月	58,025	56,719	820	486	・
７月	57,704	56,391	825	488	・
８月	58,442	57,109	825	508	・
９月	58,734	57,397	817	520	・
10月	58,632	57,293	816	523	・
11月	58,493	57,148	814	531	・
12月	57,657	56,352	792	513	・
平成28年１月	57,417	56,127	777	513	・
２月	57,382	56,078	782	522	・
３月	57,539	56,222	783	534	・
平成28年度	57,566	56,075	805	686	・
平成28年４月	58,076	56,774	768	534	・
５月	58,324	57,011	766	547	・
６月	58,100	56,793	750	557	・
７月	57,923	56,604	762	557	・
８月	58,446	57,113	759	574	・
９月	58,679	57,320	784	575	・
10月	58,804	57,409	799	596	・
11月	58,536	57,130	796	610	・
12月	57,686	56,284	779	623	・
平成29年１月	57,444	56,026	778	640	・
２月	57,356	55,902	794	660	・
３月	57,566	56,075	805	686	・

注　平成20年度以降の被保険者数については、職務外給付の対象ではない75歳以上の者を含まない。

第６表（続）　被保険者数・被扶養者数年齢別内訳

（年度末・月末現在）

年度別 月別	被扶養者数					
	総数	年齢別内訳				
		義務教育就学前	義務教育就学以上７０歳未満	高齢受給者（一般）	高齢受給者（現役並み所得者）	老人
平成18年度	97,846	3,817	82,075	2,287	67	9,600
平成19年度	94,602	3,792	79,079	2,523	86	9,122
平成20年度	82,266	9,007	70,966	2,236	57	・
平成21年度	79,663	8,947	68,599	2,052	65	・
平成22年度	76,344	8,866	65,498	1,911	69	・
平成23年度	73,468	9,001	62,620	1,781	66	・
平成24年度	71,237	9,207	60,330	1,629	71	・
平成25年度	69,288	9,406	58,165	1,623	94	・
平成26年度	67,347	9,550	56,148	1,555	94	・
平成27年度	65,842	9,684	54,633	1,430	95	・
平成27年４月	66,508	8,331	56,534	1,554	89	・
５月	66,244	8,440	56,176	1,539	89	・
６月	65,998	8,547	55,829	1,533	89	・
７月	65,618	8,638	55,367	1,523	90	・
８月	66,227	8,847	55,757	1,532	91	・
９月	66,568	9,035	55,901	1,539	93	・
10月	66,505	9,161	55,725	1,526	93	・
11月	66,374	9,224	55,537	1,520	93	・
12月	65,708	9,236	54,891	1,490	91	・
平成28年１月	65,656	9,358	54,728	1,476	94	・
２月	65,561	9,474	54,542	1,447	98	・
３月	65,842	9,684	54,633	1,430	95	・
平成28年度	64,161	9,803	52,863	1,380	115	・
平成28年４月	65,156	8,436	55,220	1,407	93	・
５月	64,880	8,543	54,843	1,401	93	・
６月	64,484	8,644	54,368	1,373	99	・
７月	64,306	8,744	54,081	1,381	100	・
８月	64,733	8,938	54,305	1,386	104	・
９月	64,925	9,098	54,334	1,395	98	・
10月	64,881	9,234	54,161	1,388	98	・
11月	64,642	9,332	53,832	1,377	101	・
12月	64,078	9,378	53,215	1,384	101	・
平成29年１月	64,099	9,507	53,109	1,379	104	・
２月	64,020	9,619	52,923	1,367	111	・
３月	64,161	9,803	52,863	1,380	115	・

注　平成19年度以前の「義務教育就学前」は「3歳未満」の者を意味する。

第7表　保険給付

（被保険者分）

年度別 月別	加入者総計		被保険者							
			合計		診療					
					計			入院		
	件数	金額	件数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額
		千円		千円			千円			千円
平成18年度	1,579,993	24,893,437	564,308	12,888,658	388,824	856,084	7,455,294	11,442	152,657	3,623,836
平成19年度	1,557,417	25,471,344	561,647	13,167,816	383,738	824,677	7,687,954	11,181	149,065	4,030,969
平成20年度	1,537,280	25,267,471	557,917	13,076,260	378,247	800,294	7,547,428	10,718	140,231	3,955,631
平成21年度	1,507,285	24,850,841	548,024	13,059,266	371,778	777,267	7,565,551	10,455	135,604	4,030,526
平成22年度	1,467,960	23,131,916	528,771	11,370,975	351,837	686,828	6,596,125	8,369	101,068	3,259,294
平成23年度	1,451,840	22,750,092	517,714	10,618,875	339,342	640,642	6,433,640	7,673	91,779	3,158,936
平成24年度	1,438,911	22,118,926	512,273	10,165,779	335,828	617,361	6,410,638	7,630	87,292	3,246,987
平成25年度	1,412,947	21,761,814	507,754	10,076,444	331,298	594,276	6,259,131	7,342	81,523	3,157,202
平成26年度	1,402,317	21,648,973	508,000	10,102,894	329,619	583,906	6,251,629	7,205	78,988	3,158,004
平成27年度	1,411,261	21,953,378	512,697	10,365,430	331,635	584,091	6,387,688	7,442	81,045	3,213,325
平成27年4月	116,875	1,786,690	43,272	850,943	28,107	50,171	526,481	594	6,379	260,054
5月	112,777	1,717,452	40,894	811,973	26,591	46,909	528,927	645	7,404	281,275
6月	118,213	1,850,128	42,470	873,641	27,534	50,084	529,124	610	7,065	265,288
7月	117,646	1,868,329	42,507	864,219	27,604	49,805	533,832	649	6,755	269,410
8月	112,507	1,766,476	42,107	825,811	27,277	47,714	492,753	590	6,520	233,824
9月	112,710	1,739,543	40,480	819,172	26,067	45,654	500,896	599	6,541	257,294
10月	121,178	1,908,917	43,148	895,889	27,831	49,458	552,021	691	7,021	285,487
11月	113,747	1,766,731	40,536	800,620	26,507	45,908	503,430	586	6,646	256,552
12月	120,353	1,820,011	43,357	849,101	27,819	47,888	525,467	584	6,140	261,485
平成28年1月	112,294	1,780,205	42,407	835,733	27,221	46,548	502,592	544	6,228	242,937
2月	123,161	1,884,218	44,621	935,210	28,826	50,483	583,439	656	6,934	292,314
3月	129,800	2,064,677	46,898	1,003,119	30,251	53,469	608,725	694	7,412	307,406
平成28年度	1,416,812	22,608,773	518,595	10,995,117	333,199	582,060	6,763,805	7,583	82,750	3,561,144
平成28年4月	116,663	1,865,761	44,275	875,434	28,641	50,082	524,777	591	6,294	249,802
5月	116,151	1,843,264	43,124	896,140	27,677	48,427	561,778	634	7,069	298,307
6月	117,492	1,940,244	42,752	916,900	27,639	49,329	576,936	681	7,150	307,371
7月	113,461	1,849,136	41,135	886,242	27,284	47,890	538,755	648	6,726	274,310
8月	119,238	1,902,711	45,365	924,026	28,250	48,874	548,720	628	6,654	270,368
9月	111,797	1,799,396	40,704	871,148	26,131	45,560	510,268	627	6,351	261,330
10月	118,209	1,860,669	41,526	905,182	26,541	46,325	542,937	596	6,693	296,359
11月	119,577	1,886,116	42,591	908,487	27,397	47,550	582,128	626	7,058	324,558
12月	122,495	1,852,204	44,127	909,438	28,312	49,245	581,766	628	7,489	317,854
平成29年1月	119,669	1,902,365	44,459	954,580	28,467	48,748	606,606	639	7,142	329,992
2月	112,862	1,810,837	40,958	894,290	27,112	47,242	549,947	624	6,873	290,007
3月	129,198	2,096,070	47,579	1,053,249	29,748	52,788	639,188	661	7,251	340,884

注1.　制度改正により、平成22年1月以降において、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険より

注2.　高齢受給者分の現金給付（入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）、療養費、移送費、高額療養費、その他の現金給付）は

注3.　入院時食事療養費（標準負担額差額支給を除く）の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

注4.　傷病手当金（職務上）の金額は、傷病手当特別支給金の支給金額を含んでいる。

注5.　葬祭料（職務外）及び家族葬祭料の金額は、葬祭料付加金の支給金額を含んでいる。

決　定　状　況（疾病給付）

険者分								
療費						薬剤支給		
入院外			歯科					
件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	処方箋枚数	金額
		千円			千円			千円
302,952	519,433	2,767,899	74,430	183,994	1,063,559	145,513	182,719	1,089,814
301,709	504,005	2,748,557	70,848	171,607	908,429	148,828	184,508	1,167,978
296,246	488,564	2,662,955	71,283	171,499	928,843	150,560	184,434	1,200,971
291,025	474,895	2,660,586	70,298	166,768	874,439	151,367	183,295	1,273,498
275,445	427,854	2,503,704	68,023	157,906	833,128	151,582	181,211	1,238,371
265,096	397,909	2,455,652	66,573	150,954	819,052	149,643	177,800	1,324,506
261,240	381,377	2,349,591	66,958	148,692	814,061	150,833	177,518	1,311,608
257,845	368,002	2,315,507	66,111	144,751	786,422	151,140	175,707	1,352,810
255,796	361,764	2,305,967	66,618	143,154	787,659	152,915	177,528	1,346,977
257,243	362,179	2,399,374	66,950	140,867	774,989	156,094	180,381	1,542,473
21,646	31,046	196,335	5,867	12,746	70,091	13,208	15,449	121,965
20,574	28,698	188,679	5,372	10,807	58,974	12,253	14,057	107,356
21,264	30,892	199,068	5,660	12,127	64,768	12,787	14,950	117,089
21,298	30,611	197,329	5,657	12,439	67,093	12,761	14,893	118,165
21,206	29,745	190,804	5,481	11,449	68,125	12,662	14,490	125,669
20,287	28,424	183,894	5,181	10,689	59,708	12,276	14,118	124,258
21,617	30,695	200,843	5,523	11,742	65,691	13,222	15,387	131,876
20,531	28,349	188,516	5,390	10,913	58,363	12,319	14,142	117,503
21,582	30,172	200,800	5,653	11,576	63,182	13,260	15,228	135,688
21,335	29,240	200,716	5,342	11,080	58,940	13,065	14,897	135,575
22,391	31,295	224,075	5,779	12,254	67,050	13,731	15,883	142,573
23,512	33,012	228,315	6,045	13,045	73,004	14,550	16,887	164,755
257,883	358,100	2,417,904	67,733	141,210	784,756	159,362	183,302	1,471,143
22,160	31,198	204,435	5,890	12,590	70,541	13,583	15,843	125,829
21,425	29,804	199,203	5,618	11,554	64,268	13,135	14,983	123,089
21,104	29,749	200,374	5,854	12,430	69,191	12,931	14,940	117,009
21,148	29,620	199,784	5,488	11,544	64,661	12,919	14,893	119,166
21,953	30,568	212,233	5,669	11,652	66,118	13,456	15,501	127,194
20,192	28,208	187,015	5,312	11,001	61,922	12,469	14,341	116,752
20,581	28,604	186,890	5,364	11,028	59,688	12,795	14,695	119,999
21,255	29,054	194,980	5,516	11,438	62,589	13,104	14,999	120,915
21,929	29,991	198,341	5,755	11,765	65,570	13,756	15,783	126,041
22,264	30,096	213,332	5,564	11,510	63,282	13,824	15,788	125,797
20,868	28,760	195,656	5,620	11,609	64,283	13,023	14,809	113,825
23,004	32,448	225,662	6,083	13,089	72,643	14,367	16,727	135,527

支給される（平成22年1月以降の災害に限る）ようになっている。
被保険者分及び被扶養者分の現金給付に含まれている。

（被保険者分）

年度別 月別	被保										
	入院時食事療養費（標準負担額差額支給を除く）			訪問看護療養費			入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）			療養費	
	件数	回数	金額	件数	日数	金額	件数	回数	金額	件数	金額
			千円			千円			千円		千円
平成18年度	10,218	349,013	192,693	26	227	1,831	－	－	－	14,476	179,982
平成19年度	9,990	346,041	187,341	36	317	2,872	－	－	－	14,496	160,534
平成20年度	9,597	327,583	177,558	43	263	2,560	－	－	－	14,967	149,447
平成21年度	9,408	318,344	170,050	41	259	2,537	－	－	－	11,978	127,743
平成22年度	7,365	226,861	115,155	40	242	2,334	－	－	－	14,650	116,062
平成23年度	6,837	208,410	105,885	39	181	1,790	1	3	8	19,378	144,162
平成24年度	6,799	195,482	97,460	46	150	1,519	－	－	－	17,318	120,619
平成25年度	6,517	180,855	90,326	58	298	2,797	－	－	－	17,122	99,983
平成26年度	6,385	174,588	86,327	56	346	3,315	－	－	－	17,076	141,507
平成27年度	6,662	180,663	88,615	59	289	3,015	－	－	－	16,632	105,056
平成27年4月	523	13,817	6,663	4	27	251	－	－	－	1,308	12,731
5月	581	16,555	7,718	6	27	282	－	－	－	1,434	7,555
6月	548	16,130	7,966	5	26	263	－	－	－	1,372	8,493
7月	588	15,437	7,521	5	33	323	－	－	－	1,416	7,092
8月	531	14,507	7,268	3	3	85	－	－	－	1,459	11,386
9月	524	14,161	6,978	6	31	300	－	－	－	1,501	8,351
10月	612	15,545	7,818	5	29	281	－	－	－	1,363	7,290
11月	527	14,803	7,376	6	21	236	－	－	－	1,059	5,535
12月	522	13,819	6,984	3	15	234	－	－	－	1,618	8,369
平成28年1月	493	13,971	6,722	3	14	165	－	－	－	1,425	9,647
2月	590	15,757	7,654	6	36	322	－	－	－	1,373	11,102
3月	623	16,161	7,946	7	27	272	－	－	－	1,304	7,504
平成28年度	6,860	187,732	80,422	90	598	4,991	－	－	－	16,800	137,379
平成28年4月	523	13,761	5,901	8	42	370	－	－	－	1,264	16,052
5月	573	15,806	6,688	5	19	201	－	－	－	1,448	7,759
6月	618	16,078	6,767	7	33	296	－	－	－	1,327	6,375
7月	587	14,889	6,384	4	21	189	－	－	－	115	3,715
8月	568	14,848	6,212	8	49	430	－	－	－	2,821	15,616
9月	563	14,205	6,074	2	14	161	－	－	－	1,350	8,972
10月	546	15,097	6,757	4	27	252	－	－	－	1,470	34,909
11月	562	16,474	7,157	7	55	455	－	－	－	1,392	8,534
12月	568	17,161	7,566	12	99	747	－	－	－	1,372	7,414
平成29年1月	580	16,518	7,145	10	76	602	－	－	－	1,501	12,336
2月	580	16,358	6,764	10	78	592	－	－	－	99	3,634
3月	592	16,537	7,007	13	85	696	－	－	－	2,641	12,064

決　定　状　況（疾病給付）

険　　者　　分

移送費		高額療養費							
		一般分				多数該当負担軽減分			
		入院		その他		入院		その他	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	千円		千円		千円		千円		千円
18	6,843	1,467	185,848	93	5,348	405	68,017	137	6,724
12	3,227	914	117,783	101	3,814	265	35,562	121	7,382
15	7,145	574	57,932	72	2,964	103	9,244	149	11,031
19	11,019	389	34,322	87	5,307	76	6,103	86	6,844
10	2,204	－	－	535	50,278	1	156	255	23,491
6	1,778	－	－	481	48,428	－	－	294	26,375
15	8,288	－	－	360	31,493	－	－	197	15,578
6	2,742	－	－	403	25,331	－	－	207	11,761
10	7,189	－	－	383	29,190	－	－	206	9,844
9	6,044	－	－	377	21,990	－	－	218	13,099
2	1,178	－	－	27	2,256	－	－	20	1,037
－	－	－	－	40	3,071	－	－	10	780
－	－	－	－	32	1,936	－	－	25	1,389
1	30	－	－	19	748	－	－	9	465
2	264	－	－	44	2,568	－	－	27	1,994
－	－	－	－	13	591	－	－	7	502
－	－	－	－	44	2,610	－	－	21	1,364
－	－	－	－	32	3,139	－	－	21	1,079
－	－	－	－	30	1,450	－	－	13	899
2	3,898	－	－	30	1,087	－	－	21	1,027
2	674	－	－	31	818	－	－	18	979
－	－	－	－	35	1,715	－	－	26	1,585
10	6,560	－	－	408	22,043	－	－	295	11,730
1	160	－	－	33	1,243	－	－	21	652
－	－	－	－	35	1,867	－	－	24	927
－	－	－	－	21	1,172	－	－	19	782
2	2,474	－	－	40	1,692	－	－	17	845
4	487	－	－	47	2,885	－	－	24	1,355
1	1,659	－	－	28	1,846	－	－	33	1,318
1	1,535	－	－	31	1,364	－	－	32	1,102
－	－	－	－	34	2,320	－	－	30	1,039
－	－	－	－	28	1,451	－	－	28	895
1	246	－	－	31	2,215	－	－	19	775
－	－	－	－	34	1,477	－	－	18	1,033
－	－	－	－	46	2,511	－	－	30	1,009

※平成22年度途中から高額療養費の入院分はその他分として計上している。

第7表（続）　保険給付

（被保険者分）

年度別 月別	被保険								
	傷病手当金								
	計			職務上			職務外		
	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額
			千円			千円			千円
平成18年度	13,086	416,126	3,519,707	5,307	170,309	1,792,508	7,779	245,817	1,727,199
平成19年度	12,875	412,978	3,604,654	5,114	165,306	1,738,512	7,761	247,672	1,866,142
平成20年度	12,927	418,846	3,732,628	5,131	165,199	1,762,177	7,796	253,647	1,970,451
平成21年度	11,972	398,132	3,690,784	4,799	159,129	1,875,120	7,173	239,003	1,815,664
平成22年度	8,944	336,347	2,994,038	2,209	89,567	1,110,222	6,735	246,780	1,883,816
平成23年度	7,333	262,949	2,242,453	1,025	42,489	529,044	6,308	220,460	1,713,409
平成24年度	6,409	227,476	1,899,012	643	26,459	320,210	5,766	201,017	1,578,803
平成25年度	6,359	232,331	1,970,744	495	23,635	292,667	5,864	208,696	1,678,077
平成26年度	6,487	226,113	1,926,486	347	17,932	215,425	6,140	208,181	1,711,061
平成27年度	6,393	232,666	1,911,053	318	15,567	189,604	6,075	217,099	1,721,450
平成27年4月	473	17,457	152,090	29	1,572	19,593	444	15,885	132,496
5月	444	15,723	129,701	25	1,641	16,282	419	14,082	113,419
6月	579	22,049	178,745	29	1,141	14,464	550	20,908	164,281
7月	582	20,701	170,036	30	1,592	18,137	552	19,109	151,898
8月	506	18,939	153,488	27	1,750	20,581	479	17,189	132,906
9月	496	19,243	152,092	22	884	10,844	474	18,359	141,248
10月	551	19,767	169,186	29	1,383	19,896	522	18,384	149,290
11月	500	17,281	142,227	29	1,364	16,339	471	15,917	125,888
12月	544	18,975	154,346	25	1,162	14,726	519	17,813	139,620
平成28年1月	558	19,582	157,019	25	1,167	15,242	533	18,415	141,777
2月	544	19,829	167,184	22	765	9,924	522	19,064	157,260
3月	616	23,120	184,940	26	1,146	13,574	590	21,974	171,365
平成28年度	7,118	251,751	2,193,712	288	17,048	233,923	6,830	234,703	1,959,789
平成28年4月	608	20,877	174,857	25	1,290	19,796	583	19,587	155,061
5月	694	19,485	167,294	26	1,281	16,390	668	18,204	150,904
6月	651	20,930	171,604	23	979	11,662	628	19,951	159,942
7月	594	21,394	184,450	30	1,694	22,772	564	19,700	161,678
8月	627	22,167	194,773	20	733	8,230	607	21,434	186,542
9月	574	21,613	194,177	25	2,107	30,627	549	19,506	163,550
10月	562	20,783	176,111	20	923	11,265	542	19,860	164,845
11月	542	19,273	164,879	23	1,238	16,510	519	18,035	148,370
12月	533	19,539	167,588	17	892	10,722	516	18,647	156,866
平成29年1月	523	20,236	177,547	27	2,191	27,308	496	18,045	150,239
2月	571	21,476	190,776	21	1,071	16,114	550	20,405	174,662
3月	639	23,978	229,656	31	2,649	42,527	608	21,329	187,129

決　定　状　況（疾病給付）

者分	休業手当金			葬祭料						出産育児一時金		出産手当金		
				計		職務上		職務外						
	件数	日数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	日数	金額
			千円		千円		千円		千円		千円			千円
	・	・	・	234	163,162	53	39,330	181	123,832	10	3,200	19	2,022	10,197
	・	・	・	252	182,670	62	55,270	190	127,400	3	1,050	6	923	4,995
	・	・	・	243	168,143	48	37,531	195	130,613	11	3,940	6	1,177	5,270
	—	—	—	222	159,760	52	47,137	170	112,623	5	1,840	4	1,043	3,909
	693	27,821	92,002	192	124,462	15	12,054	177	112,408	15	6,240	17	1,516	10,057
	962	39,063	138,035	207	139,101	12	12,877	195	126,224	11	4,620	17	769	8,095
	1,071	41,444	151,471	156	103,060	6	5,962	150	97,097	12	5,010	28	1,562	10,022
	954	35,134	128,935	167	113,043	14	11,778	153	101,265	16	6,720	24	1,620	12,122
	1,060	44,591	159,931	157	123,679	13	11,067	144	112,612	10	4,200	21	1,645	12,620
	1,134	52,767	188,299	130	87,678	8	6,908	122	80,770	10	4,184	6	825	6,236
	114	5,264	20,257	7	4,496	—	—	7	4,496	1	420	1	107	1,118
	101	4,656	14,282	13	9,762	1	465	12	9,297	—	—	2	278	2,539
	123	6,439	21,746	11	6,048	—	—	11	6,048	2	840	—	—	—
	104	5,740	21,771	5	4,011	1	911	4	3,100	—	—	1	39	225
	112	5,122	19,781	14	10,136	1	796	13	9,340	1	420	—	—	—
	100	4,529	15,867	14	9,336	1	980	13	8,356	—	—	—	—	—
	96	4,293	13,365	14	9,566	—	—	14	9,566	—	—	1	105	513
	81	3,283	11,678	10	7,995	2	1,779	8	6,216	1	420	—	—	—
	61	2,497	8,524	9	7,140	1	1,000	8	6,140	—	—	—	—	—
	74	3,621	12,790	8	5,210	—	—	8	5,210	—	—	—	—	—
	73	3,300	11,191	15	8,434	1	978	14	7,456	2	840	—	—	—
	95	4,023	17,047	10	5,545	—	—	10	5,545	3	1,244	1	296	1,841
	1,133	50,278	180,158	147	109,451	7	6,902	140	102,549	10	4,184	23	1,687	9,539
	104	4,135	16,634	12	8,960	—	—	12	8,960	—	—	—	—	—
	89	3,996	14,831	10	8,540	—	—	10	8,540	2	824	5	405	2,343
	141	7,379	23,425	12	9,844	—	—	12	9,844	1	420	3	282	2,272
	150	6,868	23,180	8	4,868	—	—	8	4,868	—	—	2	115	525
	109	5,089	15,416	16	9,948	—	—	16	9,948	2	840	1	31	151
	96	4,246	16,174	17	12,797	3	3,497	14	9,300	—	—	3	144	951
	77	3,019	10,975	11	8,680	—	—	11	8,680	—	—	2	77	562
	74	3,280	12,129	9	8,360	—	—	9	8,360	1	420	1	31	151
	75	2,849	9,181	10	6,642	1	502	9	6,140	—	—	1	30	147
	66	3,149	11,302	14	8,908	1	959	13	7,948	1	420	2	260	681
	71	2,703	10,374	17	14,699	—	—	17	14,699	1	420	2	123	749
	81	3,565	16,538	11	7,205	2	1,943	9	5,262	2	840	1	189	1,008

第7表（続）　保険給付

（被扶養者分）

年度別 月別	被扶養								
	合計		診						
			計			入院			入
	件数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数
		千円			千円			千円	
平成18年度	950,933	10,628,089	654,632	1,284,920	7,811,951	11,117	138,353	2,807,510	532,567
平成19年度	918,230	10,671,931	626,150	1,212,112	8,017,029	10,512	131,040	3,085,665	510,474
平成20年度	900,407	10,520,572	609,892	1,164,495	8,133,337	10,415	131,280	3,261,189	496,004
平成21年度	882,974	10,196,045	597,577	1,115,553	7,880,580	9,787	121,682	3,082,666	486,364
平成22年度	867,508	10,185,755	575,478	1,069,541	7,752,362	9,450	113,057	3,102,309	467,953
平成23年度	863,787	10,533,248	567,018	1,038,707	7,960,465	9,448	110,998	3,279,686	458,608
平成24年度	855,766	10,407,915	560,385	1,007,937	7,930,402	9,093	107,311	3,311,838	453,484
平成25年度	834,461	10,189,189	544,978	964,987	7,717,346	8,894	104,771	3,307,724	440,071
平成26年度	822,840	10,026,912	535,233	931,921	7,600,561	8,518	98,954	3,188,321	431,454
平成27年度	829,083	9,998,447	537,054	921,298	7,461,189	8,315	92,525	3,056,598	433,310
平成27年4月	67,724	804,701	43,940	76,198	600,437	681	7,532	234,186	35,356
5月	66,210	783,681	43,023	72,948	593,198	648	7,553	251,009	34,921
6月	69,913	855,231	45,791	80,705	658,240	722	8,230	277,186	36,704
7月	69,272	878,080	45,283	80,181	667,134	788	8,814	290,140	36,184
8月	64,667	798,411	42,540	72,495	605,930	732	8,308	271,083	33,598
9月	66,495	785,479	42,973	73,248	583,727	707	7,697	233,592	34,784
10月	71,928	886,418	46,314	81,391	661,686	751	8,513	274,172	37,521
11月	67,423	827,367	43,816	74,985	608,322	653	7,555	257,232	35,416
12月	71,037	832,620	45,488	77,835	599,501	642	6,987	226,323	36,741
平成28年1月	64,423	805,693	41,464	68,863	590,946	627	7,040	249,958	33,449
2月	72,982	822,222	46,686	78,493	601,220	621	6,712	216,354	38,294
3月	77,009	918,545	49,736	83,956	690,847	743	7,584	275,364	40,342
平成28年度	830,617	10,036,783	535,253	908,186	7,625,325	8,337	91,958	3,245,081	429,971
平成28年4月	66,876	857,296	43,245	74,514	662,010	707	7,756	302,499	34,704
5月	67,663	820,388	43,675	74,144	629,058	705	8,480	262,768	35,415
6月	69,019	870,669	45,050	77,554	668,987	729	8,147	301,473	35,892
7月	66,909	817,507	44,652	76,854	635,044	738	8,111	278,775	35,548
8月	68,104	835,064	43,402	74,222	624,060	735	8,010	269,561	34,057
9月	65,460	792,104	42,365	72,461	594,568	668	7,153	244,193	33,993
10月	71,051	829,711	45,433	77,964	626,533	724	7,707	258,477	36,807
11月	71,269	865,600	45,553	77,502	655,903	720	7,574	286,576	36,827
12月	72,567	825,854	46,390	78,332	613,164	652	7,249	245,471	37,454
平成29年1月	69,614	825,409	44,357	72,202	620,428	636	7,202	256,773	36,055
2月	66,413	804,403	43,494	71,669	619,296	657	6,936	264,580	35,134
3月	75,672	892,777	47,637	80,768	676,273	666	7,633	273,936	38,085

決　定　状　況（疾病給付）

者分											
療費					（再掲）義務教育就学前						
院外		歯科			計			入院			
日数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額	
	千円			千円			千円			千円	
900,927	4,034,641	110,948	245,640	969,801	42,907	84,498	616,030	1,315	8,793	306,349	
849,924	4,007,961	105,164	231,148	923,403	42,336	82,918	680,059	1,296	8,981	370,019	
810,012	3,947,531	103,473	223,203	924,616	92,801	170,654	1,086,693	1,729	12,807	457,072	
778,763	3,903,372	101,426	215,108	894,542	90,831	161,108	1,036,183	1,583	10,492	420,348	
752,290	3,782,131	98,075	204,194	867,921	94,269	169,256	1,143,735	1,644	10,831	496,026	
727,847	3,790,968	98,962	199,862	889,811	95,049	167,517	1,184,585	1,641	10,649	522,535	
708,485	3,745,289	97,808	192,141	873,275	97,746	169,219	1,164,319	1,558	10,104	504,746	
674,730	3,596,011	96,013	185,486	813,612	97,689	166,482	1,181,444	1,586	10,604	520,717	
653,216	3,601,909	95,261	179,751	810,331	99,661	168,042	1,222,257	1,620	11,171	531,725	
652,813	3,594,583	95,429	175,960	810,007	102,287	172,209	1,246,274	1,640	11,252	544,465	
53,688	297,960	7,903	14,978	68,291	7,908	13,443	91,924	125	795	37,974	
51,844	280,623	7,454	13,551	61,566	7,693	12,839	107,957	134	971	58,867	
56,511	309,315	8,365	15,964	71,739	8,403	14,542	115,154	151	1,113	59,405	
55,737	303,878	8,311	15,630	73,116	8,508	14,538	107,153	141	1,154	52,608	
49,493	269,860	8,210	14,694	64,988	7,581	12,295	83,533	132	871	36,396	
51,876	288,221	7,482	13,675	61,913	8,129	13,485	95,735	137	990	40,549	
57,580	316,215	8,042	15,298	71,299	9,022	15,521	103,818	141	898	40,788	
53,330	286,748	7,747	14,100	64,342	8,775	14,919	105,822	127	850	44,683	
56,153	303,858	8,105	14,695	69,320	9,155	15,921	113,582	134	972	48,444	
48,769	280,623	7,388	13,054	60,365	8,093	13,149	110,172	137	1,018	53,747	
57,388	318,225	7,771	14,393	66,642	9,295	15,490	100,817	128	737	32,852	
60,444	339,058	8,651	15,928	76,426	9,725	16,067	110,606	153	883	38,150	
641,652	3,561,347	96,945	174,576	818,896	103,949	173,906	1,333,578	1,718	11,441	602,415	
52,266	291,866	7,834	14,492	67,645	7,848	13,557	122,115	146	1,117	66,669	
52,123	303,446	7,555	13,541	62,844	8,073	13,259	97,882	155	995	45,084	
54,045	296,721	8,429	15,362	70,792	8,323	14,156	121,479	146	1,019	66,954	
53,754	288,002	8,366	14,989	68,267	8,606	14,610	102,330	142	972	45,696	
50,885	283,456	8,610	15,327	71,043	7,892	13,038	96,023	141	997	44,510	
51,437	281,468	7,704	13,871	68,907	8,161	13,536	95,211	135	844	37,949	
55,762	299,837	7,902	14,495	68,219	9,198	15,759	110,475	167	961	43,876	
55,364	300,045	8,006	14,564	69,283	9,411	16,282	124,024	157	1,045	56,340	
56,410	299,027	8,284	14,673	68,666	9,707	16,472	128,142	152	1,035	58,719	
51,767	302,066	7,666	13,233	61,589	8,614	13,611	104,100	125	798	40,079	
51,032	291,554	7,703	13,701	63,162	8,673	13,942	109,281	126	784	44,857	
56,807	323,858	8,886	16,328	78,479	9,443	15,684	122,515	126	874	51,682	

第7表（続）　保険給付

（被扶養者分）

年度別 月別	被扶養								
	（再掲）義務教育就学前						薬剤支給		
	入院外			歯科					
	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	処方箋枚数	金額
			千円			千円			千円
平成18年度	39,942	73,236	300,985	1,650	2,469	8,696	268,353	374,727	1,402,495
平成19年度	39,446	71,627	302,415	1,594	2,310	7,624	265,657	368,277	1,459,108
平成20年度	80,278	138,614	552,253	10,794	19,233	77,368	265,452	361,438	1,505,965
平成21年度	78,722	132,042	541,480	10,526	18,574	74,356	264,926	353,731	1,558,431
平成22年度	82,180	140,228	567,322	10,445	18,197	80,387	267,479	357,425	1,549,676
平成23年度	82,868	139,003	582,290	10,540	17,865	79,761	267,275	354,879	1,650,556
平成24年度	85,489	141,882	579,464	10,699	17,233	80,110	269,128	352,889	1,655,122
平成25年度	85,191	138,465	579,736	10,912	17,413	80,990	263,905	341,151	1,659,491
平成26年度	86,670	139,356	604,732	11,371	17,515	85,799	263,108	338,094	1,633,831
平成27年度	88,921	143,307	616,823	11,726	17,650	84,987	267,306	342,882	1,768,376
平成27年4月	6,929	11,351	47,576	854	1,297	6,374	21,830	28,289	142,946
5月	6,749	10,675	43,414	810	1,193	5,675	21,182	26,785	129,666
6月	7,271	11,884	48,508	981	1,545	7,241	22,197	28,701	136,869
7月	7,345	11,814	46,949	1,022	1,570	7,596	21,890	28,169	140,138
8月	6,515	10,034	40,826	934	1,390	6,311	19,947	24,718	127,291
9月	7,094	11,164	48,689	898	1,331	6,497	21,248	27,076	137,716
10月	7,853	13,017	54,986	1,028	1,606	8,044	23,504	30,817	158,554
11月	7,636	12,586	53,829	1,012	1,483	7,309	21,998	28,407	149,971
12月	7,998	13,437	57,928	1,023	1,512	7,210	23,128	30,252	173,238
平成28年1月	7,011	10,757	50,109	945	1,374	6,316	20,801	25,929	148,119
2月	8,133	13,211	60,320	1,034	1,542	7,644	24,192	31,085	158,115
3月	8,387	13,377	63,689	1,185	1,807	8,768	25,389	32,654	165,754
平成28年度	89,788	143,635	635,584	12,443	18,830	95,579	270,654	344,060	1,678,696
平成28年4月	6,888	11,219	49,400	814	1,221	6,046	21,806	27,919	134,194
5月	7,095	11,021	46,290	823	1,243	6,509	21,995	27,627	129,561
6月	7,112	11,542	46,404	1,065	1,595	8,120	22,083	27,868	136,449
7月	7,469	12,118	48,932	995	1,520	7,702	21,929	27,944	134,103
8月	6,730	10,484	43,600	1,021	1,557	7,913	20,783	26,259	138,520
9月	6,991	11,138	49,128	1,035	1,554	8,134	21,058	26,859	136,288
10月	7,992	13,166	57,749	1,039	1,632	8,849	23,338	30,179	144,447
11月	8,178	13,577	59,543	1,076	1,660	8,141	23,609	30,601	144,829
12月	8,406	13,722	60,912	1,149	1,715	8,511	24,105	31,244	152,514
平成29年1月	7,415	11,244	55,923	1,074	1,569	8,099	22,970	28,395	139,654
2月	7,502	11,616	56,859	1,045	1,542	7,565	22,592	28,178	133,197
3月	8,010	12,788	60,843	1,307	2,022	9,991	24,386	30,987	154,940

決　定　状　況（疾病給付）

者分								
（再　掲）　義　務　教　育　就　学　前			入院時食事療養費（標準負担額差額支給を除く）			（再　掲）　義　務　教　育　就　学　前		
件　数	処方箋枚数	金　額	件　数	回　数	金　額	件　数	回　数	金　額
		千円			千円			千円
23,709	40,142	83,329	10,099	342,883	137,235	948	14,624	5,771
23,872	40,434	86,968	9,570	326,027	129,386	942	16,144	6,112
50,291	80,332	206,279	9,332	320,915	127,596	1,302	22,861	8,777
49,119	76,519	203,565	8,764	299,188	119,069	1,177	18,293	6,982
53,716	84,279	221,551	8,415	279,199	110,812	1,206	19,301	7,395
54,505	84,477	227,792	8,405	272,402	111,664	1,238	19,688	7,662
57,584	88,351	241,048	8,058	263,430	104,970	1,133	16,145	6,234
57,774	86,582	237,959	7,858	253,492	101,123	1,148	17,060	6,559
59,500	88,885	242,955	7,455	236,456	94,923	1,195	19,022	7,308
61,590	91,643	258,411	7,283	220,971	88,932	1,206	18,976	7,306
4,850	7,384	20,379	590	17,834	7,228	88	1,212	466
4,633	6,799	17,970	573	18,276	7,435	111	1,919	737
5,021	7,572	19,888	623	19,370	7,821	113	1,864	721
4,930	7,233	18,554	698	20,903	8,457	109	2,014	780
4,251	5,975	16,323	651	19,699	7,868	104	1,594	602
4,827	7,069	19,714	612	18,427	7,394	95	1,657	641
5,592	8,653	25,143	667	20,763	8,349	105	1,361	526
5,396	8,225	23,117	571	18,284	7,359	87	1,327	512
5,751	8,940	26,681	561	16,471	6,533	95	1,624	629
4,797	6,810	20,629	537	16,717	6,723	93	1,682	652
5,695	8,468	24,283	545	16,206	6,496	95	1,192	456
5,847	8,515	25,732	655	18,021	7,267	111	1,530	583
62,849	92,403	261,517	7,300	219,847	68,871	1,225	18,997	5,687
4,834	7,208	21,105	639	18,458	5,861	113	2,132	695
4,933	7,181	18,613	616	20,792	6,593	116	1,932	579
4,933	7,227	19,660	639	19,339	6,051	107	1,932	587
5,139	7,642	19,927	636	19,169	5,992	91	1,443	425
4,611	6,542	17,202	646	18,284	5,752	92	1,433	429
4,779	7,006	18,904	599	17,487	5,510	99	1,416	425
5,760	8,766	25,118	609	18,594	5,733	111	1,498	416
5,867	8,980	25,076	628	18,214	5,760	112	1,716	535
5,985	9,036	27,210	582	17,472	5,438	121	1,898	557
5,140	7,158	21,339	537	16,914	5,297	79	1,152	333
5,254	7,500	21,821	564	16,533	5,130	88	1,055	299
5,614	8,157	25,543	605	18,591	5,754	96	1,390	406

（被扶養者分）

年度別 月別	被扶養									
	訪問看護療養費			（再　掲）義務教育就学前			入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）			療
	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	回数	金額	件数
			千円			千円			千円	
平成18年度	325	2,083	13,562	16	103	765	7	2,463	229	21,996
平成19年度	338	1,928	12,566	3	8	74	3	160	11	22,002
平成20年度	341	2,097	14,668	29	187	1,417	2	59	8	21,835
平成21年度	333	2,142	14,840	25	154	1,155	1	13	1	17,856
平成22年度	338	2,141	15,243	20	151	1,296	－	－	－	21,645
平成23年度	362	2,039	14,889	13	35	301	－	－	－	26,752
平成24年度	324	1,737	13,020	19	157	1,325	－	－	－	23,920
平成25年度	325	1,664	12,317	12	50	487	－	－	－	22,921
平成26年度	369	1,830	13,432	9	22	258	－	－	－	22,004
平成27年度	495	2,546	19,317	33	212	1,799	－	－	－	22,230
平成27年4月	32	165	1,239	1	4	44	－	－	－	1,761
5月	35	169	1,289	2	19	154	－	－	－	1,798
6月	35	184	1,367	2	11	95	－	－	－	1,725
7月	42	222	1,683	5	40	321	－	－	－	1,901
8月	43	189	1,456	3	22	180	－	－	－	1,949
9月	40	191	1,442	3	20	165	－	－	－	2,089
10月	37	176	1,343	2	12	106	－	－	－	1,910
11月	41	200	1,552	5	29	247	－	－	－	1,381
12月	42	226	1,684	3	11	103	－	－	－	2,239
平成28年1月	42	225	1,729	2	14	117	－	－	－	1,926
2月	53	304	2,257	2	12	102	－	－	－	1,889
3月	53	295	2,278	3	18	165	－	－	－	1,662
平成28年度	630	3,342	26,712	50	286	2,753	－	－	－	22,150
平成28年4月	50	274	2,192	4	15	145	－	－	－	1,630
5月	41	203	1,637	2	9	87	－	－	－	1,785
6月	45	263	2,030	2	17	145	－	－	－	1,674
7月	47	251	1,918	3	18	157	－	－	－	127
8月	56	300	2,410	3	13	118	－	－	－	3,676
9月	53	286	2,241	3	15	133	－	－	－	1,856
10月	47	220	1,765	5	21	199	－	－	－	2,059
11月	56	309	2,454	5	34	327	－	－	－	1,882
12月	61	323	2,638	4	26	256	－	－	－	1,843
平成29年1月	60	291	2,445	10	43	458	－	－	－	2,057
2月	55	290	2,341	6	36	373	－	－	－	119
3月	59	332	2,643	3	39	355	－	－	－	3,442

決　定　状　況（疾病給付）

養費	移送費		高額療養費							
			一般分				多数該当負担軽減分			
			入院		その他		入院		その他	
金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
千円		千円		千円		千円		千円		千円
126,709	−	−	2,292	228,905	145	6,863	1,122	106,795	201	10,682
130,891	3	35	1,407	128,652	125	3,679	662	59,443	165	10,057
124,658	4	70	978	76,128	118	5,408	335	24,538	142	8,661
101,505	2	24	612	43,266	164	7,602	233	13,261	151	11,127
123,280	2	44	−	−	853	60,464	−	−	450	27,750
142,605	6	72	−	−	629	38,128	−	−	410	29,661
123,911	3	42	−	−	541	28,470	−	−	214	12,695
113,845	3	47	−	−	692	36,268	−	−	409	23,113
111,533	4	96	−	−	564	29,142	−	−	337	15,125
112,676	3	32	−	−	461	21,470	−	−	346	16,102
8,432	−	−	−	−	32	2,152	−	−	33	2,167
8,676	−	−	−	−	43	2,393	−	−	39	1,984
9,191	−	−	−	−	50	1,775	−	−	27	1,872
9,934	−	−	−	−	24	969	−	−	19	877
9,341	−	−	−	−	44	1,434	−	−	42	1,409
10,795	−	−	−	−	28	1,256	−	−	16	639
9,983	1	12	−	−	35	1,512	−	−	25	1,120
7,514	−	−	−	−	41	2,254	−	−	35	1,278
10,556	−	−	−	−	33	1,861	−	−	21	1,167
9,706	1	10	−	−	50	2,502	−	−	36	1,241
9,192	−	−	−	−	37	1,053	−	−	24	954
9,356	1	10	−	−	44	2,309	−	−	29	1,393
111,673	6	205	−	−	482	24,573	−	−	313	14,853
7,791	−	−	−	−	29	1,426	−	−	19	876
8,932	−	−	−	−	45	3,346	−	−	27	844
8,742	2	57	−	−	39	1,311	−	−	27	3,073
1,798	−	−	−	−	36	1,992	−	−	33	709
16,851	−	−	−	−	62	2,691	−	−	23	894
9,742	−	−	−	−	30	3,008	−	−	6	347
9,917	−	−	−	−	44	1,146	−	−	37	1,095
9,813	1	30	−	−	34	963	−	−	29	1,061
9,215	−	−	−	−	45	1,963	−	−	32	1,790
10,480	1	7	−	−	34	1,310	−	−	32	1,568
1,737	2	112	−	−	37	2,747	−	−	22	887
16,654	−	−	−	−	47	2,671	−	−	26	1,710

※平成22年度途中から高額療養費の入院分はその他分として計上している。

第7表（続）　保険給付

（被扶養者分）　（高齢受給者分（一般））

年度別 月別	被扶養者分				高齢				
	家族葬祭料		家族出産育児一時金		診				
					計			入院	
	件数	金額	件数	金額	件数	日数	金額	件数	日数
		千円		千円			千円		
平成18年度	768	431,414	1,092	351,250	40,263	103,957	937,171	1,191	18,516
平成19年度	658	350,174	1,060	370,900	47,916	122,766	1,130,967	1,396	22,378
平成20年度	213	110,915	1,095	388,620	48,617	125,579	1,206,808	1,528	24,435
平成21年度	148	76,526	971	369,813	46,417	117,561	1,154,826	1,484	22,956
平成22年度	124	68,734	1,139	477,390	42,258	109,004	1,141,859	1,356	22,030
平成23年度	183	101,820	1,152	483,390	41,008	103,331	1,144,481	1,301	20,736
平成24年度	110	60,662	1,141	478,620	40,853	96,987	1,067,096	1,172	16,531
平成25年度	99	54,939	1,129	470,700	39,398	88,776	1,007,931	1,065	14,125
平成26年度	83	52,293	1,138	475,976	39,080	86,151	1,019,503	1,088	14,864
平成27年度	84	46,962	1,104	463,392	36,661	78,058	994,890	1,031	14,534
平成27年4月	7	2,736	89	37,364	3,195	6,906	80,191	81	1,214
5月	10	5,488	80	33,552	3,039	6,592	73,320	85	1,227
6月	9	4,948	79	33,148	3,108	6,766	75,279	73	1,101
7月	10	5,628	103	43,260	3,080	6,368	84,473	84	1,187
8月	8	4,234	94	39,448	2,974	6,338	88,585	97	1,285
9月	3	1,400	98	41,112	3,079	6,535	90,744	93	1,329
10月	5	3,136	97	40,724	3,238	6,843	80,792	79	1,084
11月	8	5,905	103	43,212	3,044	6,268	81,242	83	1,095
12月	6	4,480	80	33,600	3,155	6,559	90,322	85	1,190
平成28年1月	5	3,556	98	41,160	2,818	6,206	86,462	90	1,389
2月	7	3,469	94	39,464	2,904	6,177	78,121	94	1,195
3月	6	1,982	89	37,348	3,027	6,500	85,358	87	1,238
平成28年度	78	44,727	1,051	441,148	34,462	73,495	988,743	1,099	15,172
平成28年4月	7	5,180	90	37,768	2,884	6,264	88,368	91	1,265
5月	7	3,472	88	36,944	2,868	6,266	87,493	99	1,398
6月	12	7,431	87	36,540	2,972	6,638	97,276	110	1,557
7月	5	2,352	80	33,600	2,793	6,239	98,542	113	1,604
8月	6	3,598	96	40,288	2,932	6,530	87,880	114	1,523
9月	8	5,152	84	35,248	2,889	6,379	91,715	106	1,376
10月	4	1,694	89	37,380	2,842	6,087	77,956	87	1,184
11月	8	4,063	97	40,724	2,875	5,741	64,624	72	916
12月	5	3,060	86	36,072	2,923	5,684	68,734	63	765
平成29年1月	7	3,931	96	40,288	2,754	5,681	74,883	77	1,186
2月	3	1,610	89	37,348	2,768	5,648	67,257	77	1,118
3月	6	3,184	69	28,948	2,962	6,338	84,015	90	1,280

決　定　状　況（疾病給付）

受給者分（一般）									
療費							薬剤支給		
	入院外			歯科					
金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	処方箋枚数	金額
千円			千円			千円			千円
452,070	36,056	77,422	434,018	3,016	8,019	51,082	18,303	27,332	208,102
566,749	42,652	90,731	504,763	3,868	9,657	59,456	22,360	32,824	264,887
645,217	43,124	91,200	503,749	3,965	9,944	57,842	23,106	33,323	245,538
617,624	40,906	84,785	479,782	4,027	9,820	57,420	22,503	31,284	247,452
618,930	37,045	77,510	465,186	3,857	9,464	57,744	21,594	29,775	229,088
609,192	35,513	72,452	473,125	4,194	10,143	62,164	21,393	29,041	240,414
550,792	35,146	69,668	450,993	4,535	10,788	65,311	21,671	28,787	233,405
520,086	33,836	64,434	428,071	4,497	10,217	59,773	21,293	27,559	239,901
546,270	33,574	61,314	413,819	4,418	9,973	59,415	21,115	26,706	246,776
510,528	31,432	54,125	427,909	4,198	9,399	56,453	19,849	24,628	251,512
40,417	2,755	4,865	34,765	359	827	5,009	1,694	2,129	21,620
34,797	2,601	4,599	34,207	353	766	4,316	1,634	2,033	20,127
36,049	2,670	4,794	33,803	365	871	5,427	1,687	2,093	20,139
44,449	2,643	4,365	35,238	353	816	4,787	1,736	2,187	20,509
47,718	2,552	4,359	37,410	325	694	3,456	1,623	2,011	20,120
50,994	2,647	4,492	35,466	339	714	4,284	1,647	1,989	18,416
35,038	2,771	4,849	40,174	388	910	5,579	1,784	2,271	21,110
37,400	2,615	4,421	39,319	346	752	4,524	1,645	2,033	20,116
49,147	2,717	4,589	35,916	353	780	5,260	1,693	2,090	24,010
48,788	2,401	4,088	33,392	327	729	4,282	1,534	1,881	20,381
39,854	2,457	4,188	33,170	353	794	5,097	1,554	1,880	22,966
45,878	2,603	4,516	35,048	337	746	4,433	1,618	2,031	21,996
557,612	29,249	49,401	377,690	4,114	8,922	53,441	18,916	23,324	243,838
52,619	2,437	4,156	30,914	356	843	4,834	1,545	1,904	21,524
51,453	2,429	4,134	31,345	340	734	4,694	1,544	1,890	21,049
60,162	2,525	4,352	32,600	337	729	4,514	1,612	1,969	25,482
63,185	2,329	3,904	30,960	351	731	4,397	1,478	1,805	23,393
50,698	2,469	4,251	32,676	349	756	4,506	1,576	1,965	18,444
55,144	2,454	4,247	31,900	329	756	4,671	1,568	1,933	19,522
42,239	2,430	4,200	31,382	325	703	4,335	1,585	1,944	18,671
30,302	2,463	4,131	30,477	340	694	3,845	1,636	2,041	19,244
33,209	2,498	4,117	30,735	362	802	4,790	1,624	2,021	20,111
41,310	2,341	3,801	29,464	336	694	4,109	1,591	1,966	19,062
31,411	2,358	3,820	31,188	333	710	4,657	1,518	1,835	15,840
45,878	2,516	4,288	34,048	356	770	4,089	1,639	2,051	21,497

第7表（続）　保険給付

（高齢受給者分（一般））　　（高齢受給者分（現役並み所得者））

年度別 月別	高齢受給者分（一般）						高齢		
	入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給を除く）			訪問看護療養費			診		
							計		
	件数	回数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額
			千円			千円			千円
平成18年度	1,126	47,207	19,922	16	117	947	3,769	8,586	114,032
平成19年度	1,347	58,749	24,494	23	180	1,395	4,675	10,295	98,067
平成20年度	1,458	63,969	27,634	37	271	2,168	4,584	10,648	126,039
平成21年度	1,421	59,586	25,433	30	211	1,716	4,692	10,288	108,878
平成22年度	1,291	56,904	24,019	12	148	1,143	4,859	10,099	105,761
平成23年度	1,243	54,669	24,498	40	313	2,614	4,960	10,403	116,490
平成24年度	1,118	43,704	19,187	18	176	1,525	5,229	11,679	162,819
平成25年度	1,021	36,374	15,421	14	168	1,436	5,628	12,244	129,957
平成26年度	1,027	37,922	16,038	30	213	1,746	6,522	12,228	135,995
平成27年度	981	37,529	15,855	26	127	1,284	7,574	15,180	221,506
平成27年4月	74	3,021	1,225	3	21	210	580	1,143	18,678
5月	78	3,020	1,317	3	16	199	583	1,103	16,731
6月	68	2,754	1,186	2	5	74	624	1,335	16,140
7月	81	3,067	1,278	△ 1	△ 9	△ 111	612	1,202	12,063
8月	94	3,496	1,492	3	14	126	649	1,220	19,887
9月	88	3,330	1,418	1	3	26	617	1,213	17,133
10月	77	2,781	1,210	1	2	22	638	1,307	16,749
11月	80	2,789	1,156	3	13	113	627	1,379	26,918
12月	82	3,173	1,416	1	3	25	650	1,365	14,850
平成28年1月	88	3,630	1,574	3	19	219	638	1,250	21,775
2月	87	3,115	1,224	5	22	222	650	1,308	16,586
3月	84	3,353	1,357	2	18	158	706	1,355	23,995
平成28年度	1,047	37,830	13,866	24	295	3,353	8,196	15,792	220,576
平成28年4月	86	3,226	1,165	2	16	150	624	1,183	15,047
5月	97	3,480	1,258	1	15	154	572	1,014	10,747
6月	103	3,935	1,387	3	41	410	663	1,211	20,177
7月	108	4,069	1,479	2	39	400	686	1,244	14,204
8月	109	3,846	1,315	3	40	425	724	1,423	25,530
9月	101	3,415	1,238	1	14	183	662	1,165	14,545
10月	81	2,919	1,119	1	19	259	658	1,330	17,582
11月	69	2,337	873	3	26	288	681	1,342	16,643
12月	63	1,835	688	1	8	68	710	1,302	16,571
平成29年1月	73	2,875	1,124	3	49	683	721	1,386	18,005
2月	72	2,814	1,061	2	6	68	705	1,452	18,583
3月	85	3,079	1,160	2	22	266	790	1,740	32,941

決　定　状　況（疾病給付）

受給者分（現役並み所得者）

療養費

入院			入院外			歯科		
件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額
		千円			千円			千円
128	1,713	75,429	3,206	5,798	32,422	435	1,075	6,180
124	1,568	50,293	3,935	7,247	40,546	616	1,480	7,228
153	2,271	78,008	3,752	6,759	39,706	679	1,618	8,325
126	1,474	53,090	4,012	7,405	48,741	554	1,409	7,047
113	1,231	54,608	4,067	7,201	42,816	679	1,667	8,337
122	1,574	64,946	4,106	7,025	42,124	732	1,804	9,419
209	2,790	109,462	4,234	6,997	43,646	786	1,892	9,711
166	2,055	68,793	4,565	7,984	49,833	897	2,205	11,331
168	1,602	68,172	5,374	8,406	56,291	980	2,220	11,531
259	3,071	135,897	6,227	9,577	72,302	1,088	2,532	13,307
17	235	12,721	480	708	5,080	83	200	876
21	235	9,585	484	705	6,333	78	163	814
27	301	9,981	501	796	5,061	96	238	1,099
20	144	5,428	506	841	5,572	86	217	1,062
20	242	13,373	541	776	5,427	88	202	1,088
21	220	10,441	497	780	5,368	99	213	1,324
18	221	9,744	530	857	5,697	90	229	1,308
32	414	20,670	514	789	5,306	81	176	942
28	317	6,128	536	847	7,697	86	201	1,025
21	265	12,558	519	780	7,893	98	205	1,325
17	253	9,981	543	827	5,434	90	228	1,171
17	224	15,287	576	871	7,434	113	260	1,274
226	2,550	131,065	6,768	10,640	75,360	1,202	2,602	14,151
16	192	8,209	522	803	5,920	86	188	918
9	114	4,688	484	723	5,019	79	177	1,040
19	195	12,653	545	811	6,565	99	205	959
18	140	6,998	562	872	6,170	106	232	1,036
25	311	18,326	596	902	6,009	103	210	1,194
19	165	7,689	543	795	5,582	100	205	1,274
16	240	10,403	553	903	5,897	89	187	1,282
17	190	9,036	567	933	6,535	97	219	1,072
15	161	8,726	590	923	6,665	105	218	1,180
19	177	10,164	596	969	6,542	106	240	1,299
25	270	9,912	575	958	7,393	105	224	1,277
28	395	24,260	635	1,048	7,063	127	297	1,618

（高齢受給者分（現役並み所得者））

年度別 月別	高齢受給者分（現役並み所得者）								
	薬剤支給			入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給を除く）			訪問看護療養費		
	件数	処方箋枚数	金額	件数	回数	金額	件数	日数	金額
			千円			千円			千円
平成18年度	1,673	2,261	15,529	124	4,209	1,937	－	－	－
平成19年度	2,055	2,777	19,307	117	4,016	1,829	－	－	－
平成20年度	2,094	2,809	20,106	134	5,225	2,595	－	－	－
平成21年度	2,234	2,884	23,160	118	3,530	1,824	－	－	－
平成22年度	2,380	2,973	23,324	106	2,805	1,429	－	－	－
平成23年度	2,375	2,921	23,316	112	4,044	2,027	－	－	－
平成24年度	2,594	3,166	24,350	187	6,337	2,821	－	－	－
平成25年度	2,903	3,491	29,502	142	4,479	1,913	－	－	－
平成26年度	3,387	4,134	34,948	154	3,567	1,676	－	－	－
平成27年度	3,982	4,901	40,125	240	6,718	2,991	2	16	163
平成27年４月	311	381	3,301	16	559	225	－	－	－
５月	286	351	2,939	21	612	272	－	－	－
６月	310	393	3,442	24	606	287	－	－	－
７月	333	417	3,016	19	268	113	－	－	－
８月	341	414	3,566	20	566	259	1	9	86
９月	308	391	3,353	20	472	209	－	－	－
10月	343	446	3,469	15	420	184	－	－	－
11月	349	399	3,421	26	927	408	－	－	－
12月	353	427	3,179	23	524	247	－	－	－
平成28年１月	343	407	3,384	21	587	259	－	－	－
２月	338	412	3,165	18	647	288	－	－	－
３月	367	463	3,892	17	530	240	1	7	77
平成28年度	4,380	5,228	46,341	220	6,167	2,355	2	6	57
平成28年４月	349	424	3,199	16	455	178	－	－	－
５月	319	376	2,971	9	262	91	－	－	－
６月	350	425	3,414	17	479	162	－	－	－
７月	360	440	3,506	17	313	117	－	－	－
８月	390	456	3,665	25	788	337	－	－	－
９月	359	422	3,353	18	406	139	－	－	－
10月	361	422	3,988	17	634	217	－	－	－
11月	382	449	5,533	17	479	197	－	－	－
12月	389	477	4,880	14	317	137	1	3	28
平成29年１月	377	440	3,886	18	441	196	1	3	28
２月	358	418	3,637	25	687	253	－	－	－
３月	386	479	4,307	27	906	331	－	－	－

決　定　状　況（疾病給付）

（世帯合算分）　　（再掲）

世帯合算高額療養費				高額医療・高額介護合算療養費		高額療養費総計（再掲）					
一般分		多数該当負担軽減分				合計		一般分		多数該当負担軽減分	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	千円		千円				千円		千円		千円
454	49,336	274	29,714	・	・	6,590	698,231	4,451	476,299	2,139	221,932
283	41,675	228	48,976	・	・	4,271	457,023	2,830	295,603	1,441	161,420
302	21,303	216	18,448	・	・	2,989	235,657	2,044	163,735	945	71,922
230	17,031	181	15,209	－	－	2,209	160,072	1,482	107,528	727	52,544
381	33,265	197	15,298	－	－	2,672	210,702	1,769	144,007	903	66,694
363	29,236	200	14,892	－	－	2,377	186,720	1,473	115,793	904	70,927
351	22,009	156	12,020	－	－	1,819	122,266	1,252	81,972	567	40,294
1,116	45,598	379	24,502	1	20	3,206	166,573	2,211	107,197	995	59,376
951	38,025	392	24,461	－	－	2,833	145,787	1,898	96,356	935	49,430
1,009	36,358	378	24,817	－	－	2,789	133,836	1,847	79,818	942	54,018
57	2,942	39	2,652	－	－	208	13,205	116	7,349	92	5,856
87	4,028	41	2,865	－	－	260	15,121	170	9,492	90	5,629
68	2,477	31	2,232	－	－	233	11,681	150	6,188	83	5,493
72	2,155	35	2,534	－	－	178	7,749	115	3,872	63	3,876
117	6,151	25	1,984	－	－	299	15,539	205	10,153	94	5,386
62	1,758	21	1,833	－	－	147	6,579	103	3,605	44	2,974
82	2,307	16	765	－	－	223	9,678	161	6,430	62	3,249
90	3,062	30	2,308	－	－	249	13,121	163	8,456	86	4,665
79	2,734	28	1,507	－	－	204	9,618	142	6,045	62	3,573
83	2,429	45	2,295	－	－	265	10,582	163	6,018	102	4,564
82	2,205	25	2,009	－	－	217	8,019	150	4,076	67	3,942
130	4,109	42	1,832	－	－	306	12,942	209	8,132	97	4,810
1,281	36,835	339	20,910	－	－	3,118	130,945	2,171	83,452	947	47,493
86	2,167	22	1,232	－	－	210	7,595	148	4,836	62	2,759
40	1,859	20	1,113	－	－	191	9,956	120	7,072	71	2,884
97	2,806	24	1,560	－	－	227	10,703	157	5,289	70	5,414
78	2,458	20	1,289	－	－	224	8,984	154	6,141	70	2,843
114	3,422	30	2,601	－	－	300	13,848	223	8,998	77	4,849
116	2,854	38	2,594	－	－	251	11,968	174	7,708	77	4,259
146	3,564	39	2,421	－	－	329	10,692	221	6,074	108	4,618
113	3,388	27	1,238	－	－	267	10,009	181	6,671	86	3,338
125	4,078	28	1,618	－	－	286	11,794	198	7,491	88	4,302
117	2,655	32	1,855	－	－	265	10,378	182	6,180	83	4,198
110	3,740	30	1,706	－	－	251	11,591	181	7,965	70	3,626
139	3,843	29	1,683	－	－	317	13,428	232	9,025	85	4,402

第８表　保　険　給

（被保険者分）

年度別 月別	被保険者1000人当たり診療件数				診療１件当たり日数				被保険者１人当たり診療費
	合　計	入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	平　均
									円
平成18年度	6,105.16	179.66	4,756.83	1,168.67	2.20	13.34	1.71	2.47	19,174
平成19年度	6,127.78	178.55	4,817.89	1,131.35	2.15	13.33	1.67	2.42	20,034
平成20年度	6,125.28	173.57	4,797.36	1,154.35	2.12	13.08	1.65	2.41	19,954
平成21年度	6,146.35	172.85	4,811.32	1,162.19	2.09	12.97	1.63	2.37	20,350
平成22年度	5,923.76	140.91	4,637.58	1,145.28	1.95	12.08	1.55	2.32	18,748
平成23年度	5,836.21	131.96	4,559.28	1,144.96	1.89	11.96	1.50	2.27	18,959
平成24年度	5,840.06	132.69	4,542.97	1,164.40	1.84	11.44	1.46	2.22	19,089
平成25年度	5,811.91	128.80	4,523.34	1,159.78	1.79	11.10	1.43	2.19	18,893
平成26年度	5,821.79	127.26	4,517.91	1,176.62	1.77	10.96	1.41	2.15	18,966
平成27年度	5,849.27	131.26	4,537.17	1,180.84	1.76	10.89	1.41	2.10	19,261
平成27年４月	495.37	10.47	381.50	103.40	1.79	10.74	1.43	2.17	18,731
５月	468.26	11.36	362.30	94.60	1.76	11.48	1.39	2.01	19,891
６月	485.45	10.75	374.90	99.79	1.82	11.58	1.45	2.14	19,217
７月	489.51	11.51	377.68	100.32	1.80	10.41	1.44	2.20	19,339
８月	477.63	10.33	371.33	95.97	1.75	11.05	1.40	2.09	18,065
９月	454.15	10.44	353.45	90.27	1.75	10.92	1.40	2.06	19,216
10月	485.77	12.06	377.31	96.40	1.78	10.16	1.42	2.13	19,835
11月	463.83	10.25	359.26	94.32	1.73	11.34	1.38	2.02	18,992
12月	493.66	10.36	382.99	100.32	1.72	10.51	1.40	2.05	18,889
平成28年１月	484.99	9.69	380.12	95.18	1.71	11.45	1.37	2.07	18,463
２月	514.03	11.70	399.28	103.05	1.75	10.57	1.40	2.12	20,240
３月	538.06	12.34	418.20	107.52	1.77	10.68	1.40	2.16	20,122
平成28年度	5,876.17	133.73	4,547.93	1,194.51	1.75	10.91	1.39	2.08	20,300
平成28年４月	504.47	10.41	390.32	103.74	1.75	10.65	1.41	2.14	18,323
５月	485.47	11.12	375.80	98.54	1.75	11.15	1.39	2.06	20,298
６月	486.66	11.99	371.60	103.08	1.78	10.50	1.41	2.12	20,874
７月	482.02	11.45	373.61	96.95	1.76	10.38	1.40	2.10	19,746
８月	494.63	11.00	384.38	99.26	1.73	10.60	1.39	2.06	19,424
９月	455.88	10.94	352.27	92.67	1.74	10.13	1.40	2.07	19,527
10月	462.31	10.38	358.50	93.43	1.75	11.23	1.39	2.06	20,457
11月	479.56	10.96	372.05	96.55	1.74	11.27	1.37	2.07	21,248
12月	503.02	11.16	389.61	102.25	1.74	11.93	1.37	2.04	20,548
平成29年１月	508.10	11.41	397.39	99.31	1.71	11.18	1.35	2.07	21,309
２月	484.99	11.16	373.30	100.53	1.74	11.01	1.38	2.07	20,284
３月	530.50	11.79	410.24	108.48	1.77	10.97	1.41	2.15	21,487

付　諸　率

険者分										
療1件当たり金額			診療1日当たり金額				被保険者1人当たり金額			
入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	合　計	入　院	入院外	歯　科
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
316,713	9,136	14,289	8,709	23,738	5,329	5,780	117,060	56,900	43,460	16,700
360,520	9,110	12,822	9,322	27,042	5,453	5,294	122,766	64,369	43,891	14,506
369,064	8,989	13,030	9,431	28,208	5,451	5,416	122,222	64,057	43,123	15,042
385,512	9,142	12,439	9,734	29,723	5,602	5,243	125,076	66,634	43,986	14,457
389,448	9,090	12,248	9,604	32,249	5,852	5,276	111,057	54,876	42,154	14,027
411,695	9,263	12,303	10,042	34,419	6,171	5,426	110,650	54,329	42,234	14,087
425,555	8,994	12,158	10,384	37,197	6,161	5,475	111,481	56,465	40,859	14,157
430,019	8,980	11,895	10,532	38,728	6,292	5,433	109,803	55,386	40,621	13,796
438,307	9,015	11,824	10,707	39,981	6,374	5,502	110,417	55,777	40,728	13,912
431,782	9,327	11,576	10,936	39,649	6,625	5,502	112,664	56,676	42,319	13,669
437,802	9,070	11,947	10,494	40,767	6,324	5,499	9,279	4,583	3,460	1,235
436,085	9,171	10,978	11,276	37,990	6,575	5,457	9,314	4,953	3,323	1,039
434,898	9,362	11,443	10,565	37,550	6,444	5,341	9,329	4,677	3,510	1,142
415,116	9,265	11,860	10,718	39,883	6,446	5,394	9,467	4,778	3,499	1,190
396,312	8,998	12,429	10,327	35,863	6,415	5,950	8,628	4,094	3,341	1,193
429,539	9,065	11,524	10,972	39,336	6,470	5,586	8,727	4,483	3,204	1,040
413,150	9,291	11,894	11,161	40,662	6,543	5,595	9,635	4,983	3,506	1,147
437,802	9,182	10,828	10,966	38,602	6,650	5,348	8,809	4,489	3,299	1,021
447,749	9,304	11,177	10,973	42,587	6,655	5,458	9,325	4,640	3,563	1,121
446,575	9,408	11,033	10,797	39,007	6,864	5,320	8,955	4,328	3,576	1,050
445,601	10,007	11,602	11,557	42,157	7,160	5,472	10,404	5,213	3,996	1,196
442,948	9,711	12,077	11,385	41,474	6,916	5,596	10,827	5,468	4,061	1,299
469,622	9,376	11,586	11,620	43,035	6,752	5,557	119,284	62,803	42,641	13,840
422,677	9,225	11,976	10,478	39,689	6,553	5,603	9,243	4,400	3,601	1,242
470,516	9,298	11,440	11,601	42,199	6,684	5,562	9,854	5,232	3,494	1,127
451,352	9,495	11,819	11,696	42,989	6,735	5,566	10,159	5,412	3,528	1,218
423,318	9,447	11,782	11,250	40,784	6,745	5,601	9,518	4,846	3,529	1,142
430,523	9,668	11,663	11,227	40,632	6,943	5,674	9,608	4,734	3,716	1,158
416,794	9,262	11,657	11,200	41,148	6,630	5,629	8,902	4,559	3,263	1,080
497,247	9,081	11,127	11,720	44,279	6,534	5,412	9,457	5,162	3,255	1,040
518,463	9,173	11,347	12,242	45,984	6,711	5,472	10,190	5,681	3,413	1,096
506,137	9,045	11,394	11,814	42,443	6,613	5,573	10,336	5,647	3,524	1,165
516,420	9,582	11,373	12,444	46,204	7,088	5,498	10,827	5,890	3,808	1,130
464,756	9,376	11,438	11,641	42,195	6,803	5,537	9,838	5,188	3,500	1,150
515,709	9,810	11,942	12,109	47,012	6,955	5,550	11,399	6,079	4,024	1,295

（被扶養者分）

年度別 月別	被扶養者1000人当たり診療件数				診療1件当たり日数				被扶診
	合計	入院	入院外	歯科	平均	入院	入院外	歯科	平均
									円
平成18年度	7,456.75	126.63	6,066.33	1,263.78	1.96	12.45	1.69	2.21	11,933
平成19年度	7,441.72	124.93	6,066.92	1,249.86	1.94	12.47	1.66	2.20	12,804
平成20年度	7,548.37	128.90	6,138.83	1,280.64	1.91	12.60	1.63	2.16	13,336
平成21年度	7,628.21	124.93	6,208.55	1,294.73	1.87	12.43	1.60	2.12	13,188
平成22年度	7,630.19	125.30	6,204.53	1,300.36	1.86	11.96	1.61	2.08	13,471
平成23年度	7,837.81	130.60	6,339.28	1,367.94	1.83	11.75	1.59	2.02	14,039
平成24年度	8,002.17	129.85	6,475.64	1,396.68	1.80	11.80	1.56	1.96	14,152
平成25年度	8,022.19	130.92	6,477.94	1,413.33	1.77	11.78	1.53	1.93	14,161
平成26年度	8,115.14	129.15	6,541.66	1,444.34	1.74	11.62	1.51	1.89	14,200
平成27年度	8,330.78	128.98	6,721.50	1,480.29	1.72	11.13	1.51	1.84	13,893
平成27年4月	677.41	10.50	545.07	121.84	1.73	11.06	1.52	1.90	13,665
5月	665.83	10.03	540.44	115.36	1.70	11.66	1.48	1.82	13,788
6月	711.31	11.22	570.15	129.94	1.76	11.40	1.54	1.91	14,375
7月	707.49	12.31	565.33	129.85	1.77	11.19	1.54	1.88	14,733
8月	658.47	11.33	520.06	127.08	1.70	11.35	1.47	1.79	14,244
9月	661.77	10.89	535.67	115.22	1.70	10.89	1.49	1.83	13,584
10月	713.77	11.57	578.26	123.94	1.76	11.34	1.53	1.90	14,287
11月	676.58	10.08	546.87	119.62	1.71	11.57	1.51	1.82	13,884
12月	709.34	10.01	572.94	126.39	1.71	10.88	1.53	1.81	13,179
平成28年1月	647.01	9.78	521.94	115.28	1.66	11.23	1.46	1.77	14,252
2月	729.29	9.70	598.19	121.39	1.68	10.81	1.50	1.85	12,878
3月	773.29	11.55	627.24	134.51	1.69	10.21	1.50	1.84	13,890
平成28年度	8,490.13	132.24	6,820.16	1,537.73	1.70	11.03	1.49	1.80	14,246
平成28年4月	679.35	11.11	545.18	123.07	1.72	10.97	1.51	1.85	15,308
5月	689.03	11.12	558.72	119.19	1.70	12.03	1.47	1.79	14,403
6月	714.94	11.57	569.61	133.77	1.72	11.18	1.51	1.82	14,850
7月	710.74	11.75	565.83	133.16	1.72	10.99	1.51	1.79	14,222
8月	686.27	11.62	538.51	136.14	1.71	10.90	1.49	1.78	14,379
9月	667.88	10.53	535.90	121.45	1.71	10.71	1.51	1.80	14,034
10月	716.67	11.42	580.60	124.65	1.72	10.65	1.51	1.83	13,790
11月	721.19	11.40	583.04	126.75	1.70	10.52	1.50	1.82	14,399
12月	741.14	10.42	598.37	132.35	1.69	11.12	1.51	1.77	13,218
平成29年1月	708.40	10.16	575.81	122.43	1.63	11.32	1.44	1.73	13,987
2月	695.44	10.50	561.77	123.17	1.65	10.56	1.45	1.78	14,239
3月	760.17	10.63	607.75	141.80	1.70	11.46	1.49	1.84	14,196

付　諸　率

養			者			分				
療１件当たり金額			診療１日当たり金額				被扶養者１人当たり金額			
入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	合　計	入　院	入院外	歯　科
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
252,542	7,576	8,741	6,080	20,292	4,478	3,948	88,984	31,980	45,958	11,047
293,537	7,851	8,781	6,614	23,548	4,716	3,995	95,281	36,673	47,634	10,975
313,124	7,959	8,936	6,984	24,841	4,873	4,142	100,663	40,362	48,857	11,444
314,976	8,026	8,820	7,064	25,334	5,012	4,159	100,597	39,351	49,827	11,419
328,287	8,082	8,850	7,248	27,440	5,027	4,250	102,788	41,133	50,147	11,508
347,130	8,266	8,991	7,664	29,547	5,208	4,452	110,036	45,335	52,402	12,300
364,218	8,259	8,928	7,868	30,862	5,286	4,545	113,244	47,292	53,482	12,470
371,905	8,171	8,474	7,997	31,571	5,330	4,386	113,601	48,690	52,934	11,977
374,304	8,348	8,506	8,156	32,220	5,514	4,508	115,239	48,341	54,612	12,286
367,601	8,296	8,488	8,099	33,035	5,506	4,603	115,738	47,414	55,759	12,565
343,885	8,427	8,641	7,880	31,092	5,550	4,559	9,257	3,610	4,594	1,053
387,359	8,036	8,259	8,132	33,233	5,413	4,543	9,180	3,885	4,343	953
383,914	8,427	8,576	8,156	33,680	5,474	4,494	10,225	4,306	4,805	1,114
368,198	8,398	8,797	8,320	32,918	5,452	4,678	10,423	4,533	4,748	1,142
370,332	8,032	7,916	8,358	32,629	5,452	4,423	9,379	4,196	4,177	1,006
330,399	8,286	8,275	7,969	30,348	5,556	4,527	8,989	3,597	4,439	953
365,076	8,428	8,866	8,130	32,206	5,492	4,661	10,198	4,225	4,873	1,099
393,924	8,097	8,305	8,113	34,048	5,377	4,563	9,393	3,972	4,428	994
352,528	8,270	8,553	7,702	32,392	5,411	4,717	9,349	3,529	4,738	1,081
398,656	8,390	8,171	8,581	35,505	5,754	4,624	9,221	3,900	4,379	942
348,396	8,310	8,576	7,660	32,234	5,545	4,630	9,392	3,380	4,971	1,041
370,611	8,405	8,834	8,229	36,308	5,609	4,798	10,741	4,281	5,272	1,188
389,238	8,283	8,447	8,396	35,289	5,550	4,691	120,952	51,473	56,490	12,989
427,862	8,410	8,635	8,884	39,002	5,584	4,668	10,400	4,752	4,585	1,063
372,721	8,568	8,318	8,484	30,987	5,822	4,641	9,924	4,146	4,787	991
413,544	8,267	8,399	8,626	37,004	5,490	4,608	10,617	4,784	4,709	1,123
377,743	8,102	8,160	8,263	34,370	5,358	4,555	10,108	4,437	4,584	1,087
366,750	8,323	8,251	8,408	33,653	5,571	4,635	9,868	4,262	4,482	1,123
365,558	8,280	8,944	8,205	34,139	5,472	4,968	9,373	3,850	4,437	1,086
357,012	8,146	8,633	8,036	33,538	5,377	4,706	9,883	4,077	4,730	1,076
398,022	8,147	8,654	8,463	37,837	5,420	4,757	10,384	4,537	4,750	1,097
376,489	7,984	8,289	7,828	33,863	5,301	4,680	9,796	3,922	4,777	1,097
403,731	8,378	8,034	8,593	35,653	5,835	4,654	9,908	4,101	4,824	984
402,709	8,298	8,200	8,641	38,146	5,713	4,610	9,902	4,230	4,662	1,010
411,315	8,504	8,832	8,373	35,888	5,701	4,806	10,792	4,371	5,168	1,252

（被扶養者分）

年度別 月別	被扶 （再掲）義務教育								
	1000人当たり診療件数				診療１件当たり日数				診
	合計	入院	入院外	歯科	合計	入院	入院外	歯科	平均
									円
平成18年度	11,085.65	339.75	10,319.60	426.30	1.97	6.69	1.83	1.50	14,357
平成19年度	11,010.42	337.05	10,258.82	414.56	1.96	6.93	1.82	1.45	16,063
平成20年度	10,966.47	204.32	9,486.60	1,275.55	1.84	7.41	1.73	1.78	11,710
平成21年度	10,869.07	189.43	9,420.08	1,259.57	1.77	6.63	1.68	1.76	11,408
平成22年度	11,295.00	196.98	9,846.53	1,251.49	1.80	6.59	1.71	1.74	12,133
平成23年度	11,395.62	196.74	9,935.22	1,263.66	1.76	6.49	1.68	1.69	12,463
平成24年度	11,407.38	181.83	9,976.93	1,248.62	1.73	6.49	1.66	1.61	11,912
平成25年度	11,221.74	182.19	9,786.07	1,253.48	1.70	6.69	1.63	1.60	12,094
平成26年度	11,207.10	182.17	9,746.23	1,278.69	1.69	6.90	1.61	1.54	12,264
平成27年度	11,367.85	182.26	9,882.40	1,303.19	1.68	6.86	1.61	1.51	12,184
平成27年４月	949.23	15.00	831.71	102.51	1.70	6.36	1.64	1.52	11,624
５月	911.49	15.88	799.64	95.97	1.67	7.25	1.58	1.47	14,033
６月	983.15	17.67	850.71	114.78	1.73	7.37	1.63	1.57	13,704
７月	984.95	16.32	850.31	118.31	1.71	8.18	1.61	1.54	12,594
８月	856.90	14.92	736.41	105.57	1.62	6.60	1.54	1.49	11,019
９月	899.72	15.16	785.17	99.39	1.66	7.23	1.57	1.48	11,777
10月	984.83	15.39	857.22	112.21	1.72	6.37	1.66	1.56	11,507
11月	951.32	13.77	827.84	109.71	1.70	6.69	1.65	1.47	12,059
12月	991.23	14.51	865.96	110.76	1.74	7.25	1.68	1.48	12,407
平成28年１月	864.82	14.64	749.20	100.98	1.62	7.43	1.53	1.45	13,613
２月	981.11	13.51	858.45	109.14	1.67	5.76	1.62	1.49	10,846
３月	1,004.23	15.80	866.07	122.37	1.65	5.77	1.59	1.52	11,373
平成28年度	11,415.02	188.66	9,859.95	1,366.41	1.67	6.66	1.60	1.51	12,829
平成28年４月	930.30	17.31	816.50	96.49	1.73	7.65	1.63	1.50	15,560
５月	944.98	18.14	830.50	96.34	1.64	6.42	1.55	1.51	12,125
６月	962.86	16.89	822.77	123.21	1.70	6.98	1.62	1.50	14,596
７月	984.22	16.24	854.19	113.79	1.70	6.85	1.62	1.53	11,891
８月	882.97	15.78	752.96	114.23	1.65	7.07	1.56	1.52	12,167
９月	897.01	14.84	768.41	113.76	1.66	6.25	1.59	1.50	11,667
10月	996.10	18.09	865.50	112.52	1.71	5.75	1.65	1.57	12,011
11月	1,008.47	16.82	876.34	115.30	1.73	6.66	1.66	1.54	13,179
12月	1,035.08	16.21	896.35	122.52	1.70	6.81	1.63	1.49	13,201
平成29年１月	906.07	13.15	779.95	112.97	1.58	6.38	1.52	1.46	12,085
２月	901.65	13.10	779.91	108.64	1.61	6.22	1.55	1.48	12,600
３月	963.28	12.85	817.10	133.33	1.66	6.94	1.60	1.55	12,974

付　諸　率

養者分										
就学前										
療1件当たり金額			診療1日当たり金額				1人当たり金額			
入院	入院外	歯科	平均	入院	入院外	歯科	合計	入院	入院外	歯科
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
232,965	7,536	5,271	7,290	34,840	4,110	3,522	159,160	79,150	77,764	2,247
285,509	7,667	4,783	8,202	41,200	4,222	3,300	176,864	96,232	78,650	1,983
264,356	6,879	7,168	6,368	35,689	3,984	4,023	128,417	54,013	65,261	9,143
265,539	6,878	7,064	6,432	40,064	4,101	4,003	123,992	50,300	64,795	8,898
301,719	6,903	7,696	6,757	45,797	4,046	4,418	137,039	59,432	67,975	9,632
318,425	7,027	7,567	7,071	49,069	4,189	4,465	142,022	62,648	69,812	9,563
323,971	6,778	7,488	6,881	49,955	4,084	4,649	135,881	58,906	67,626	9,349
328,321	6,805	7,422	7,097	49,106	4,187	4,651	135,715	59,816	66,596	9,304
328,225	6,977	7,545	7,274	47,599	4,339	4,899	137,445	59,794	68,003	9,648
331,991	6,937	7,248	7,237	48,388	4,304	4,815	138,507	60,510	68,552	9,445
303,791	6,866	7,464	6,838	47,766	4,191	4,915	11,034	4,558	5,711	765
439,310	6,433	7,006	8,408	60,626	4,067	4,757	12,791	6,975	5,144	672
393,412	6,671	7,382	7,919	53,374	4,082	4,687	13,473	6,950	5,675	847
373,103	6,392	7,432	7,371	45,587	3,974	4,838	12,405	6,090	5,435	879
275,731	6,266	6,757	6,794	41,787	4,069	4,540	9,442	4,114	4,615	713
295,980	6,863	7,235	7,099	40,959	4,361	4,881	10,596	4,488	5,389	719
289,279	7,002	7,825	6,689	45,421	4,224	5,009	11,333	4,452	6,002	878
351,837	7,049	7,223	7,093	52,569	4,277	4,929	11,472	4,844	5,836	792
361,524	7,243	7,048	7,134	49,840	4,311	4,769	12,298	5,245	6,272	781
392,315	7,147	6,684	8,379	52,797	4,658	4,597	11,773	5,743	5,355	675
256,660	7,417	7,393	6,509	44,576	4,566	4,957	10,641	3,468	6,367	807
249,343	7,594	7,399	6,884	43,204	4,761	4,852	11,422	3,939	6,577	905
350,649	7,079	7,681	7,668	52,654	4,425	5,076	146,445	66,153	69,796	10,496
456,637	7,172	7,428	9,008	59,686	4,403	4,952	14,475	7,903	5,856	717
290,862	6,524	7,909	7,382	45,310	4,200	5,237	11,458	5,277	5,418	762
458,592	6,525	7,625	8,581	65,706	4,020	5,091	14,054	7,746	5,368	939
321,802	6,551	7,741	7,004	47,012	4,038	5,067	11,703	5,226	5,596	881
315,672	6,478	7,750	7,365	44,644	4,159	5,082	10,743	4,980	4,878	885
281,104	7,027	7,859	7,034	44,963	4,411	5,234	10,465	4,171	5,400	894
262,731	7,226	8,517	7,010	45,657	4,386	5,422	11,964	4,752	6,254	958
358,855	7,281	7,566	7,617	53,914	4,386	4,904	13,290	6,037	6,381	872
386,311	7,246	7,407	7,779	56,734	4,439	4,962	13,664	6,261	6,495	908
320,634	7,542	7,541	7,648	50,225	4,974	5,162	10,950	4,216	5,882	852
356,009	7,579	7,239	7,838	57,216	4,895	4,906	11,361	4,663	5,911	786
410,171	7,596	7,644	7,811	59,132	4,758	4,941	12,498	5,272	6,207	1,019

第８表（続）　保　険　給

（高齢受給者分（一般））

年度別 月別	高齢受給者								
	1000人当たり診療件数				診療１件当たり日数				診
	合　計	入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	平　均
									円
平成18年度	16,143.95	477.55	14,457.10	1,209.30	2.58	15.55	2.15	2.66	23,276
平成19年度	16,252.81	473.51	14,467.30	1,312.00	2.56	16.03	2.13	2.50	23,603
平成20年度	16,783.29	527.49	14,887.03	1,368.78	2.58	15.99	2.11	2.51	24,823
平成21年度	17,069.26	545.72	15,042.66	1,480.88	2.53	15.47	2.07	2.44	24,879
平成22年度	16,123.88	517.39	14,134.82	1,471.67	2.58	16.25	2.09	2.45	27,021
平成23年度	15,948.15	505.96	13,811.12	1,631.06	2.52	15.94	2.04	2.42	27,909
平成24年度	16,029.17	459.85	13,789.96	1,779.36	2.37	14.10	1.98	2.38	26,120
平成25年度	16,533.52	446.93	14,199.41	1,887.18	2.25	13.26	1.90	2.27	25,583
平成26年度	15,941.80	443.82	13,695.75	1,802.22	2.20	13.66	1.83	2.26	26,088
平成27年度	15,807.83	444.56	13,553.14	1,810.13	2.13	14.10	1.72	2.24	27,138
平成27年４月	1,337.94	33.92	1,153.69	150.34	2.16	14.99	1.77	2.30	25,099
５月	1,279.58	35.79	1,095.16	148.63	2.17	14.44	1.77	2.17	24,126
６月	1,320.87	31.02	1,134.72	155.12	2.18	15.08	1.80	2.39	24,221
７月	1,311.75	35.78	1,125.64	150.34	2.07	14.13	1.65	2.31	27,426
８月	1,261.77	41.15	1,082.73	137.89	2.13	13.25	1.71	2.14	29,786
９月	1,306.88	39.47	1,123.51	143.89	2.12	14.29	1.70	2.11	29,472
10月	1,382.58	33.73	1,183.18	165.67	2.11	13.72	1.75	2.35	24,951
11月	1,304.20	35.56	1,120.39	148.24	2.06	13.19	1.69	2.17	26,689
12月	1,382.56	37.25	1,190.62	154.69	2.08	14.00	1.69	2.21	28,628
平成28年１月	1,250.78	39.95	1,065.69	145.14	2.20	15.43	1.70	2.23	30,682
２月	1,302.83	42.17	1,102.29	158.37	2.13	12.71	1.70	2.25	26,901
３月	1,367.83	39.31	1,176.23	152.28	2.15	14.23	1.73	2.21	28,199
平成28年度	15,931.27	508.05	13,521.38	1,901.84	2.13	13.81	1.69	2.17	28,691
平成28年４月	1,325.98	41.84	1,120.46	163.68	2.17	13.90	1.71	2.37	30,641
５月	1,323.49	45.69	1,120.90	156.90	2.18	14.12	1.70	2.16	30,507
６月	1,399.91	51.81	1,189.35	158.74	2.23	14.15	1.72	2.16	32,731
７月	1,303.31	52.73	1,086.79	163.79	2.23	14.19	1.68	2.08	35,282
８月	1,366.90	53.15	1,151.05	162.70	2.23	13.36	1.72	2.17	29,973
９月	1,325.84	48.65	1,126.20	150.99	2.21	12.98	1.73	2.30	31,746
10月	1,299.50	39.78	1,111.11	148.61	2.14	13.61	1.73	2.16	27,430
11月	1,323.06	33.13	1,133.46	156.47	2.00	12.72	1.68	2.04	22,478
12月	1,351.36	29.13	1,154.88	167.36	1.94	12.14	1.65	2.22	23,515
平成29年１月	1,276.77	35.70	1,085.30	155.77	2.06	15.40	1.62	2.07	27,191
２月	1,280.89	35.63	1,091.16	154.10	2.04	14.52	1.62	2.13	24,298
３月	1,355.61	41.19	1,151.49	162.93	2.14	14.22	1.70	2.16	28,364

付　諸　率

者分（一般）										
療1件当たり金額			診療1日当たり金額				1人当たり金額			
入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	合　計	入　院	入院外	歯　科
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
379,572	12,037	16,937	9,015	24,415	5,606	6,370	375,770	181,263	174,025	20,482
405,980	11,834	15,371	9,212	25,326	5,563	6,157	383,617	192,238	171,212	20,167
422,262	11,681	14,588	9,610	26,405	5,524	5,817	416,608	222,738	173,902	19,968
416,189	11,729	14,259	9,823	26,905	5,659	5,847	424,673	227,123	176,434	21,115
456,438	12,557	14,971	10,475	28,095	6,002	6,101	435,686	236,158	177,495	22,033
468,249	13,323	14,822	11,076	29,378	6,530	6,129	445,093	236,917	184,000	24,176
469,959	12,832	14,402	11,002	33,319	6,473	6,054	418,688	216,110	176,952	25,626
488,344	12,651	13,292	11,354	36,820	6,644	5,850	422,982	218,256	179,642	25,084
502,086	12,326	13,448	11,834	36,751	6,749	5,958	415,883	222,838	168,808	24,237
495,177	13,614	13,448	12,746	35,126	7,906	6,006	428,986	220,134	184,510	24,342
498,977	12,619	13,954	11,612	33,293	7,146	6,057	33,581	16,925	14,558	2,098
409,375	13,152	12,226	11,123	28,359	7,438	5,634	30,872	14,651	14,403	1,817
493,818	12,660	14,869	11,126	32,742	7,051	6,231	31,993	15,320	14,366	2,306
529,150	13,333	13,560	13,265	37,446	8,073	5,866	35,977	18,930	15,008	2,039
491,939	14,659	10,634	13,977	37,135	8,582	4,980	37,584	20,245	15,872	1,466
548,319	13,399	12,638	13,886	38,370	7,895	6,000	38,516	21,644	15,053	1,818
443,521	14,498	14,379	11,806	32,323	8,285	6,131	34,497	14,961	17,154	2,382
450,603	15,036	13,074	12,961	34,155	8,894	6,015	34,808	16,024	16,846	1,938
578,196	13,219	14,900	13,771	41,300	7,827	6,743	39,580	21,537	15,739	2,305
542,090	13,908	13,095	13,932	35,125	8,168	5,874	38,376	21,655	14,821	1,901
423,976	13,500	14,439	12,647	33,350	7,920	6,419	35,048	17,880	14,881	2,287
527,335	13,464	13,153	13,132	37,058	7,761	5,942	38,571	20,731	15,837	2,003
507,381	12,913	12,990	13,453	36,753	7,645	5,990	457,081	257,776	174,601	24,705
578,235	12,685	13,580	14,107	41,596	7,439	5,735	40,629	24,193	14,214	2,223
519,729	12,905	13,807	13,963	36,805	7,582	6,396	40,375	23,744	14,465	2,166
546,931	12,911	13,395	14,654	38,640	7,491	6,192	45,820	28,338	15,356	2,126
559,163	13,293	12,526	15,795	39,392	7,930	6,015	45,983	29,485	14,447	2,052
444,720	13,234	12,910	13,458	33,288	7,687	5,960	40,969	23,635	15,233	2,101
520,224	12,999	14,198	14,378	40,075	7,511	6,179	42,090	25,307	14,640	2,144
485,502	12,915	13,339	12,807	35,675	7,472	6,166	35,645	19,314	14,350	1,982
420,865	12,374	11,308	11,257	33,081	7,378	5,540	29,740	13,945	14,025	1,769
527,132	12,304	13,231	12,093	43,411	7,465	5,972	31,777	15,353	14,210	2,214
536,492	12,586	12,229	13,181	34,831	7,752	5,921	34,716	19,152	13,660	1,905
407,941	13,227	13,985	11,908	28,096	8,164	6,559	31,123	14,536	14,432	2,155
509,757	13,533	11,487	13,256	35,842	7,940	5,311	38,451	20,997	15,583	1,872

（高齢受給者分（現役並み所得者））

年度別 月別	高齢受給者								
	1000人当たり診療件数				診療１件当たり日数				診
	合計	入院	入院外	歯科	平均	入院	入院外	歯科	平均
									円
平成18年度	14,440.61	490.42	12,283.52	1,666.67	2.28	13.38	1.81	2.47	30,255
平成19年度	14,571.43	386.49	12,264.94	1,920.00	2.20	12.65	1.84	2.40	20,977
平成20年度	14,625.90	488.17	11,971.28	2,166.45	2.32	14.84	1.80	2.38	27,495
平成21年度	13,953.90	374.72	11,931.60	1,647.58	2.19	11.70	1.85	2.54	23,205
平成22年度	13,135.39	305.47	10,994.37	1,835.55	2.08	10.89	1.77	2.46	21,766
平成23年度	11,983.09	294.75	9,919.87	1,768.47	2.10	12.90	1.71	2.46	23,486
平成24年度	11,352.99	453.77	9,192.69	1,706.53	2.23	13.35	1.65	2.41	31,138
平成25年度	12,103.23	356.99	9,817.20	1,929.03	2.18	12.38	1.75	2.46	23,091
平成26年度	11,753.12	302.75	9,684.34	1,766.03	1.87	9.54	1.56	2.27	20,852
平成27年度	12,632.11	431.97	10,385.55	1,814.59	2.00	11.86	1.54	2.33	29,246
平成27年４月	1,035.71	30.36	857.14	148.21	1.97	13.82	1.48	2.41	32,203
５月	1,022.81	36.84	849.12	136.84	1.89	11.19	1.46	2.09	28,698
６月	1,085.22	46.96	871.30	166.96	2.14	11.15	1.59	2.48	25,866
７月	1,058.82	34.60	875.43	148.79	1.96	7.20	1.66	2.52	19,710
８月	1,083.47	33.39	903.17	146.91	1.88	12.10	1.43	2.30	30,643
９月	1,006.53	34.26	810.77	161.50	1.97	10.48	1.57	2.15	27,769
10月	1,035.71	29.22	860.39	146.10	2.05	12.28	1.62	2.54	26,253
11月	1,004.81	51.28	823.72	129.81	2.20	12.94	1.54	2.17	42,931
12月	1,076.16	46.36	887.42	142.38	2.10	11.32	1.58	2.34	22,847
平成28年１月	1,051.07	34.60	855.02	161.45	1.96	12.62	1.50	2.09	34,131
２月	1,048.39	27.42	875.81	145.16	2.01	14.88	1.52	2.53	25,518
３月	1,122.42	27.03	915.74	179.65	1.92	13.18	1.51	2.30	33,987
平成28年度	11,742.12	323.78	9,696.28	1,722.06	1.93	11.28	1.57	2.16	26,913
平成28年４月	995.22	25.52	832.54	137.16	1.90	12.00	1.54	2.19	24,114
５月	893.75	14.06	756.25	123.44	1.77	12.67	1.49	2.24	18,789
６月	1,010.67	28.96	830.79	150.91	1.83	10.26	1.49	2.07	30,433
７月	1,044.14	27.40	855.40	161.34	1.81	7.78	1.55	2.19	20,706
８月	1,067.85	36.87	879.06	151.92	1.97	12.44	1.51	2.04	35,262
９月	983.66	28.23	806.84	148.59	1.76	8.68	1.46	2.05	21,971
10月	948.13	23.05	796.83	128.24	2.02	15.00	1.63	2.10	26,720
11月	957.81	23.91	797.47	136.43	1.97	11.18	1.65	2.26	24,439
12月	980.66	20.72	814.92	145.03	1.83	10.73	1.56	2.08	23,339
平成29年１月	969.09	25.54	801.08	142.47	1.92	9.32	1.63	2.26	24,973
２月	914.40	32.43	745.78	136.19	2.06	10.80	1.67	2.13	26,358
３月	986.27	34.96	792.76	158.55	2.20	14.11	1.65	2.34	41,698

付　諸　率

分			(現役並み所得者)							
療1件当たり金額			診療1日当たり金額				1人当たり金額			
入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	合　計	入　院	入院外	歯　科
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
589,287	10,113	14,208	13,281	44,033	5,592	5,749	436,902	288,999	124,224	23,680
405,587	10,304	11,734	9,526	32,074	5,595	4,884	305,662	156,757	126,376	22,529
509,857	10,583	12,260	11,837	34,350	5,875	5,145	402,144	248,896	126,687	26,561
421,350	12,149	12,720	10,583	36,018	6,582	5,001	323,801	157,889	144,955	20,958
483,261	10,528	12,278	10,472	44,361	5,946	5,001	285,905	147,624	115,745	22,536
532,342	10,259	12,868	11,198	41,262	5,996	5,221	281,432	156,905	101,770	22,757
523,741	10,309	12,355	13,941	39,234	6,238	5,133	353,507	237,659	94,763	21,085
414,414	10,916	12,633	10,614	33,476	6,242	5,139	279,478	147,941	107,168	24,369
405,788	10,475	11,767	11,122	42,555	6,697	5,194	245,072	122,852	101,440	20,780
524,699	11,611	12,230	14,592	44,252	7,550	5,255	369,433	226,653	120,587	22,193
748,314	10,584	10,557	16,341	54,133	7,175	4,381	33,353	22,717	9,072	1,565
456,409	13,084	10,431	15,169	40,786	8,983	4,992	29,353	16,815	11,110	1,427
369,651	10,101	11,447	12,090	33,158	6,358	4,617	28,070	17,358	8,801	1,911
271,390	11,012	12,355	10,035	37,693	6,626	4,896	20,870	9,391	9,641	1,838
668,638	10,031	12,360	16,301	55,259	6,994	5,385	33,201	22,325	9,060	1,816
497,201	10,801	13,372	14,125	47,460	6,882	6,215	27,950	17,033	8,757	2,160
541,353	10,749	14,535	12,815	44,092	6,648	5,712	27,191	15,819	9,248	2,124
645,952	10,323	11,624	19,520	49,929	6,725	5,350	43,138	33,126	8,503	1,509
218,870	14,360	11,918	10,879	19,332	9,087	5,099	24,586	10,146	12,743	1,697
597,984	15,208	13,517	17,420	47,387	10,119	6,462	35,874	20,688	13,003	2,182
587,139	10,008	13,009	12,681	39,452	6,571	5,135	26,752	16,099	8,765	1,888
899,213	12,906	11,274	17,708	68,244	8,535	4,900	38,147	24,303	11,819	2,025
579,934	11,135	11,773	13,968	51,398	7,083	5,439	316,011	187,772	107,965	20,274
513,040	11,341	10,680	12,719	42,753	7,372	4,885	23,999	13,092	9,442	1,465
520,941	10,369	13,168	10,599	41,127	6,941	5,877	16,793	7,326	7,841	1,625
665,970	12,045	9,690	16,662	64,889	8,094	4,680	30,758	19,289	10,007	1,462
388,770	10,979	9,776	11,418	49,985	7,076	4,467	21,620	10,651	9,392	1,577
733,050	10,083	11,594	17,941	58,927	6,662	5,687	37,655	27,030	8,863	1,761
404,696	10,280	12,735	12,485	46,601	7,021	6,212	21,612	11,425	8,294	1,892
650,169	10,663	14,407	13,219	43,345	6,530	6,857	25,334	14,989	8,497	1,848
531,539	11,525	11,052	12,402	47,559	7,004	4,895	23,408	12,709	9,191	1,508
581,728	11,297	11,236	12,727	54,198	7,221	5,412	22,888	12,052	9,206	1,629
534,945	10,977	12,257	12,991	57,423	6,751	5,414	24,201	13,661	8,793	1,746
396,477	12,858	12,165	12,798	36,711	7,718	5,703	24,102	12,856	9,589	1,657
866,445	11,122	12,744	18,932	61,419	6,739	5,449	41,125	30,288	8,817	2,021

第８表（続）　保　険　給

（被保険者分）

年度別 月別	被保険 薬剤支給		高額療養費 入院		高額療養費 その他		傷病 計（平均）			
	1000人当たり件数	1件当たり金額	1000人当たり件数	1件当たり金額	1000人当たり件数	1件当たり金額	1000人当たり件数	1件当たり日数	1件当たり金額	1人当たり金額
		円		円		円			円	円
平成18年度	2,284.79	7,489	29.11	135,611	3.58	52,486	202.65	31.80	268,967	54,507
平成19年度	2,376.58	7,848	18.62	130,064	3.51	50,430	202.53	32.08	279,973	56,704
平成20年度	2,438.15	7,977	10.83	99,226	3.53	63,324	206.07	32.40	288,747	59,503
平成21年度	2,502.45	8,413	7.58	86,934	2.82	70,236	207.09	33.26	308,285	64,820
平成22年度	2,552.14	8,170	0.02	155,920	13.09	93,377	150.36	37.61	334,754	50,696
平成23年度	2,573.65	8,851	－	－	13.09	96,521	124.80	35.86	305,803	38,367
平成24年度	2,622.99	8,696	－	－	9.48	84,508	109.71	35.49	296,304	32,624
平成25年度	2,651.43	8,951	－	－	10.49	60,808	109.83	36.54	309,914	34,162
平成26年度	2,700.81	8,809	－	－	10.17	66,271	112.30	34.86	296,976	33,444
平成27年度	2,753.13	9,882	－	－	10.26	58,972	110.46	36.39	298,929	33,093
平成27年４月	232.79	9,234	－	－	0.81	70,053	8.17	36.91	321,543	2,636
５月	215.77	8,762	－	－	0.86	77,014	7.66	35.41	292,120	2,245
６月	225.44	9,157	－	－	0.98	58,327	10.01	38.08	308,714	3,093
７月	226.29	9,260	－	－	0.49	43,324	10.12	35.57	292,157	2,962
８月	221.72	9,925	－	－	1.21	64,258	8.68	37.43	303,336	2,640
９月	213.88	10,122	－	－	0.34	54,664	8.46	38.80	306,637	2,596
10月	230.78	9,974	－	－	1.11	61,132	9.41	35.87	307,053	2,898
11月	215.56	9,538	－	－	0.91	79,594	8.57	34.56	284,454	2,443
12月	235.31	10,233	－	－	0.75	54,626	9.46	34.88	283,724	2,691
平成28年１月	232.78	10,377	－	－	0.89	41,456	9.74	35.09	281,395	2,749
２月	244.86	10,383	－	－	0.85	36,679	9.50	36.45	307,324	2,923
３月	258.80	11,323	－	－	1.06	54,091	10.72	37.53	300,227	3,226
平成28年度	2,810.45	9,231	－	－	12.10	48,043	122.77	35.37	308,192	37,945
平成28年４月	239.25	9,264	－	－	0.93	35,082	10.49	34.34	287,594	3,025
５月	230.39	9,371	－	－	1.01	47,358	11.92	28.08	241,058	2,880
６月	227.69	9,049	－	－	0.69	48,839	11.22	32.15	263,600	2,963
７月	228.23	9,224	－	－	0.98	44,501	10.28	36.02	310,522	3,203
８月	235.60	9,453	－	－	1.21	59,717	10.75	35.35	310,642	3,338
９月	217.53	9,363	－	－	1.04	51,860	9.80	37.65	338,288	3,325
10月	222.87	9,379	－	－	1.07	39,146	9.57	36.98	313,364	3,001
11月	229.37	9,227	－	－	1.09	52,480	9.28	35.56	304,205	2,827
12月	244.40	9,163	－	－	0.97	41,889	9.25	36.66	314,424	2,914
平成29年１月	246.74	9,100	－	－	0.87	59,801	9.13	38.69	339,478	3,116
２月	232.96	8,740	－	－	0.91	48,285	9.97	37.61	334,109	3,340
３月	256.21	9,433	－	－	1.32	46,319	11.12	37.52	359,399	4,025

※平成22年度途中から高額療養費の入院分はその他分として計上している。

付　諸　率

（被扶養者分）

者分								被扶養者分			
手当金								薬剤支給			
職務上				職務外						（再掲）義務教育就学前	
1000人当たり件数	1件当たり日数	1件当たり金額	1人当たり金額	1000人当たり件数	1件当たり日数	1件当たり金額	1人当たり金額	1000人当たり件数	1件当たり金額	1000人当たり件数	1件当たり金額
		円	円			円	円		円		円
82.19	32.09	337,763	27,759	120.47	31.60	222,034	26,748	3,056.74	5,226	6,125.57	3,515
80.45	32.32	339,951	27,348	122.09	31.91	240,451	29,356	3,157.30	5,492	6,208.45	3,643
81.79	32.20	343,437	28,091	124.28	32.54	252,751	31,412	3,285.39	5,673	5,942.98	4,102
90.11	33.16	390,731	35,210	116.98	33.32	253,125	29,610	3,381.84	5,883	5,877.70	4,144
38.75	40.55	502,590	19,478	111.61	36.64	279,705	31,218	3,546.47	5,794	6,436.07	4,124
18.27	41.45	516,141	9,431	106.53	34.95	271,625	28,936	3,694.51	6,175	6,534.72	4,179
11.53	41.15	497,993	5,741	98.18	34.86	273,812	26,883	3,843.08	6,150	6,720.30	4,186
8.96	47.75	591,247	5,297	100.87	35.59	286,166	28,865	3,884.74	6,288	6,636.62	4,119
6.28	51.68	620,821	3,898	106.02	33.91	278,674	29,546	3,989.21	6,210	6,690.91	4,083
5.74	48.95	596,238	3,420	104.72	35.74	283,366	29,673	4,146.45	6,616	6,844.92	4,196
0.52	54.21	675,631	353	7.65	35.78	298,415	2,283	336.55	6,548	582.16	4,202
0.45	65.64	651,297	293	7.21	33.61	270,690	1,952	327.81	6,122	548.93	3,879
0.53	39.34	498,761	262	9.48	38.01	298,693	2,831	344.80	6,166	587.46	3,961
0.55	53.07	604,575	330	9.57	34.62	275,178	2,632	342.00	6,402	570.73	3,763
0.48	64.81	762,274	366	8.20	35.89	277,466	2,274	308.76	6,381	480.50	3,840
0.39	40.18	492,906	191	8.07	38.73	297,992	2,405	327.21	6,481	534.26	4,084
0.51	47.69	686,071	352	8.90	35.22	285,997	2,546	362.24	6,746	610.41	4,496
0.52	47.03	563,402	291	8.05	33.79	267,279	2,152	339.68	6,817	585.00	4,284
0.46	46.48	589,027	269	9.00	34.32	269,018	2,422	360.66	7,490	622.67	4,639
0.46	46.68	609,682	280	9.28	34.55	265,997	2,469	324.58	7,121	512.61	4,300
0.40	34.77	451,111	182	9.10	36.52	301,264	2,741	377.91	6,536	601.12	4,264
0.47	44.08	522,092	248	10.25	37.24	290,449	2,978	394.75	6,529	603.78	4,401
5.17	59.19	812,233	4,201	117.60	34.36	286,938	33,744	4,293.09	6,202	6,901.68	4,161
0.45	51.60	791,851	355	10.04	33.60	265,971	2,670	342.56	6,154	573.02	4,366
0.47	49.27	630,382	293	11.45	27.25	225,904	2,587	347.00	5,890	577.43	3,773
0.41	42.57	507,044	210	10.81	31.77	254,684	2,753	350.46	6,179	570.68	3,985
0.54	56.47	759,078	412	9.74	34.93	286,663	2,791	349.05	6,115	587.72	3,878
0.36	36.65	411,509	146	10.39	35.31	307,319	3,192	328.62	6,665	515.89	3,731
0.44	84.28	1,225,073	538	9.36	35.53	297,906	2,787	331.98	6,472	525.28	3,956
0.35	46.15	563,271	198	9.22	36.64	304,142	2,803	368.14	6,189	623.78	4,361
0.41	53.83	717,811	292	8.87	34.75	285,876	2,535	373.77	6,134	628.70	4,274
0.31	52.47	630,717	195	8.94	36.14	304,003	2,719	385.11	6,327	638.20	4,546
0.50	81.15	1,011,403	501	8.63	36.38	302,902	2,615	366.84	6,080	540.65	4,152
0.38	51.00	767,317	295	9.59	37.10	317,568	3,045	361.23	5,896	546.21	4,153
0.56	85.45	1,371,836	774	10.56	35.08	307,778	3,251	389.14	6,354	572.68	4,550

第８表（続）　保　険　給　付　諸　率

（被扶養者分）　（高齢受給者分）　（世帯合算分）（再掲）

年度別 月別	被扶養者分 高額療養費 入院 1000人当たり件数	被扶養者分 高額療養費 入院 1件当たり金額	被扶養者分 高額療養費 その他 1000人当たり件数	被扶養者分 高額療養費 その他 1件当たり金額	高齢受給者分（一般） 薬剤支給 1000人当たり件数	高齢受給者分（一般） 薬剤支給 1件当たり金額	高齢受給者分（現役並み所得者） 薬剤支給 1000人当たり件数	高齢受給者分（現役並み所得者） 薬剤支給 1件当たり金額	世帯合算高額療養費 1000人当たり件数	世帯合算高額療養費 1件当たり金額	高額療養費総計（再掲） 1000人当たり件数	高額療養費総計（再掲） 1件当たり金額
		円		円		円		円		円		円
平成18年度	37.97	98,330	3.85	50,706	7,338.81	11,370	6,409.96	9,282	4.72	108,586	42.73	105,953
平成19年度	23.86	90,911	3.34	47,368	7,584.37	11,846	6,405.19	9,395	3.41	177,399	28.47	107,006
平成20年度	15.78	76,669	3.12	54,111	7,976.53	10,627	6,681.20	9,602	3.55	76,739	20.51	78,841
平成21年度	10.49	66,896	3.91	59,457	8,275.19	10,996	6,643.87	10,367	2.90	78,444	15.57	72,464
平成22年度	－	－	16.82	67,701	8,239.36	10,609	6,433.88	9,800	4.19	84,020	19.39	78,855
平成23年度	－	－	13.99	65,244	8,319.81	11,238	5,737.87	9,817	4.22	78,380	17.81	78,553
平成24年度	－	－	10.51	54,524	8,502.88	10,770	5,631.99	9,387	3.88	67,120	13.93	67,216
平成25年度	－	－	15.81	53,933	8,935.69	11,267	6,243.01	10,163	11.70	46,890	25.09	51,957
平成26年度	－	－	13.32	49,131	8,613.39	11,687	6,103.62	10,318	10.69	46,527	22.56	51,460
平成27年度	－	－	12.21	46,558	8,558.68	12,671	6,641.28	10,077	11.18	44,106	22.48	47,987
平成27年４月	－	－	0.98	66,443	709.38	12,763	555.36	10,613	0.77	58,270	1.67	63,486
５月	－	－	1.24	53,379	688.00	12,317	501.75	10,275	1.03	53,853	2.09	58,157
６月	－	－	1.17	47,366	716.96	11,938	539.13	11,102	0.80	47,571	1.88	50,134
７月	－	－	0.66	42,940	739.35	11,814	576.12	9,056	0.87	43,825	1.44	43,533
８月	－	－	1.30	33,055	688.59	12,397	569.28	10,456	1.14	57,284	2.40	51,971
９月	－	－	0.66	43,060	699.07	11,182	502.45	10,888	0.66	43,270	1.17	44,757
10月	－	－	0.90	43,866	761.74	11,833	556.82	10,115	0.78	31,355	1.78	43,401
11月	－	－	1.15	46,474	704.80	12,229	559.29	9,801	0.96	44,753	1.99	52,694
12月	－	－	0.82	56,076	741.89	14,182	584.44	9,005	0.87	39,639	1.65	47,149
平成28年１月	－	－	1.31	43,532	680.87	13,286	565.07	9,867	1.04	36,905	2.15	39,932
２月	－	－	0.93	32,909	697.17	14,779	545.16	9,363	0.87	39,383	1.77	36,953
３月	－	－	1.11	50,712	731.13	13,595	583.47	10,605	1.39	34,540	2.48	42,296
平成28年度	－	－	12.32	49,593	8,744.59	12,891	6,275.07	10,580	13.21	35,645	25.43	41,996
平成28年４月	－	－	0.74	47,944	710.34	13,931	556.62	9,167	0.88	31,475	1.70	36,167
５月	－	－	1.11	58,190	712.51	13,633	498.44	9,312	0.49	49,533	1.55	52,124
６月	－	－	1.02	66,417	759.30	15,808	533.54	9,755	0.99	36,084	1.85	47,151
７月	－	－	1.07	39,143	689.69	15,827	547.95	9,740	0.80	38,234	1.83	40,109
８月	－	－	1.31	42,174	734.73	11,703	575.22	9,399	1.17	41,826	2.44	46,159
９月	－	－	0.55	93,214	719.60	12,450	533.43	9,340	1.25	35,381	2.03	47,681
10月	－	－	1.25	27,674	724.74	11,780	520.17	11,047	1.50	32,347	2.66	32,498
11月	－	－	0.97	32,123	752.88	11,763	537.27	14,485	1.14	33,044	2.17	37,485
12月	－	－	1.20	48,728	750.81	12,383	537.29	12,544	1.26	37,229	2.35	41,237
平成29年１月	－	－	1.03	43,604	737.60	11,981	506.72	10,308	1.23	30,268	2.18	39,162
２月	－	－	0.92	61,589	702.45	10,434	464.33	10,160	1.15	38,904	2.07	46,180
３月	－	－	1.14	60,018	750.11	13,116	481.90	11,159	1.38	32,894	2.60	42,359

※平成22年度途中から高額療養費の入院分はその他分として計上している。

第９表　特定疾病療養受療証交付数

年度別 月別	新規交付数			返納数			年度末（月末）現在有効受療証数		
	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者
平成18年度	59	8	51	180	58	122	136	24	112
平成19年度	48	15	33	50	14	36	134	25	109
平成20年度	80	26	54	56	14	42	158	37	121
平成21年度	83	15	68	69	14	55	12	4	8
平成22年度	148	26	122	56	11	45	104	19	85
平成23年度	70	14	56	57	14	43	117	19	98
平成24年度	58	14	44	67	17	50	108	16	92
平成25年度	83	21	62	78	14	64	113	23	90
平成26年度	67	24	43	18	4	14	162	43	119
平成27年度	69	17	52	36	10	26	195	50	145
平成27年４月	6	2	4	12	6	6	156	39	117
５月	7	2	5	2	－	2	161	41	120
６月	9	3	6	2	－	2	168	44	124
７月	2	1	1	3	－	3	167	45	122
８月	5	－	5	5	－	5	167	45	122
９月	7	1	6	1	－	1	173	46	127
10月	7	2	5	5	2	3	175	46	129
11月	7	2	5	－	－	－	182	48	134
12月	4	1	3	2	－	2	184	49	135
平成28年１月	8	1	7	4	2	2	188	48	140
２月	4	1	3	－	－	－	192	49	143
３月	3	1	2	－	－	－	195	50	145
平成28年度	69	17	52	63	18	45	201	49	152
平成28年４月	5	2	3	6	2	4	194	50	144
５月	5	－	5	3	1	2	196	49	147
６月	8	4	4	4	2	2	200	51	149
７月	6	2	4	6	1	5	200	52	148
８月	8	－	8	3	－	3	205	52	153
９月	6	－	6	8	2	6	203	50	153
10月	3	1	2	5	2	3	201	49	152
11月	4	2	2	6	1	5	199	50	149
12月	5	－	5	6	2	4	198	48	150
平成29年１月	7	4	3	4	1	3	201	51	150
２月	5	1	4	9	2	7	197	50	147
３月	7	1	6	3	2	1	201	49	152

注　平成22年1月以降については、全国健康保険協会より交付した受療証のみを対象としている。

第10表　（1）限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況

年度別 月別	新規交付数			返納数			年度末(月末)現在 有効認定証数			うち長期該当者		
	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者
平成18年度	7	1	6	12	2	10	4	−	4	1	−	1
平成19年度	11	1	10	7	−	7	8	1	7	3	−	3
平成20年度	12	4	8	7	−	7	13	5	8	−	−	−
平成21年度	9	1	8	2	1	1	1	−	1	−	−	−
平成22年度	3	1	2	1	−	1	3	1	2	−	−	−
平成23年度	14	7	7	13	6	7	4	2	2	−	−	−
平成24年度	16	6	10	9	4	5	11	4	7	−	−	−
平成25年度	16	5	11	21	7	14	6	2	4	−	−	−
平成26年度	23	15	8	22	13	9	7	4	3	1	1	−
平成27年度	33	22	11	23	13	10	17	13	4	2	1	1
平成27年4月	2	1	1	−	−	−	9	5	4	1	1	−
5月	1	1	−	−	−	−	10	6	4	1	1	−
6月	3	1	2	−	−	−	13	7	6	1	1	−
7月	2	1	1	15	8	7	−	−	−	−	−	−
8月	5	4	1	−	−	−	5	4	1	1	1	−
9月	3	2	1	1	−	1	7	6	1	1	1	−
10月	3	3	−	1	1	−	9	8	1	1	1	−
11月	3	2	1	2	2	−	10	8	2	1	1	−
12月	1	1	−	−	−	−	11	9	2	1	1	−
平成28年1月	2	1	1	1	1	−	12	9	3	1	1	−
2月	5	4	1	2	1	1	15	12	3	1	1	−
3月	3	1	2	1	−	1	17	13	4	2	1	1
平成28年度	20	14	6	23	15	8	15	12	3	−	−	−
平成28年4月	2	1	1	1	1	−	19	13	6	3	2	1
5月	−	−	−	1	1	−	18	12	6	2	1	1
6月	−	−	−	−	−	−	18	12	6	2	1	1
7月	1	−	1	18	12	6	1	−	1	−	−	−
8月	5	3	2	−	−	−	6	3	3	−	−	−
9月	2	2	−	−	−	−	8	5	3	−	−	−
10月	3	3	−	−	−	−	11	8	3	−	−	−
11月	1	1	−	1	1	−	11	8	3	−	−	−
12月	4	3	1	1	−	1	14	11	3	−	−	−
平成29年1月	1	1	−	1	−	1	14	12	2	−	−	−
2月	1	−	1	−	−	−	15	12	3	−	−	−
3月	−	−	−	−	−	−	15	12	3	−	−	−

注1　平成18年度以前は「標準負担額減額認定証」の交付状況を掲載している。

注2　平成22年1月以降については、全国健康保険協会より交付した認定証のみを対象としている。

第10表　（2）限度額適用認定証交付状況

年度別 月別	新規交付数			返納数			年度末(月末)現在 有効認定証数		
	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者
平成18年度	・	・	・	・	・	・	・	・	・
平成19年度	1,744	766	978	577	253	324	1,167	513	654
平成20年度	2,235	972	1,263	1,442	656	786	1,960	829	1,131
平成21年度	2,552	1,143	1,409	1,163	531	632	576	239	337
平成22年度	2,943	1,317	1,626	2,173	945	1,228	1,346	611	735
平成23年度	3,014	1,312	1,702	2,856	1,290	1,566	1,504	633	871
平成24年度	3,458	1,539	1,919	2,928	1,262	1,666	2,034	910	1,124
平成25年度	3,635	1,650	1,985	3,617	1,613	2,004	2,046	942	1,104
平成26年度	5,275	2,341	2,934	5,331	2,399	2,932	1,990	884	1,106
平成27年度	4,226	2,004	2,222	3,557	1,616	1,941	2,659	1,272	1,387
平成27年4月	367	180	187	279	128	151	2,078	936	1,142
5月	290	146	144	211	106	105	2,157	976	1,181
6月	342	160	182	263	101	162	2,236	1,035	1,201
7月	369	159	210	225	100	125	2,380	1,094	1,286
8月	344	164	180	253	119	134	2,471	1,139	1,332
9月	355	154	201	311	132	179	2,515	1,161	1,354
10月	385	168	217	291	129	162	2,609	1,200	1,409
11月	345	162	183	295	144	151	2,659	1,218	1,441
12月	337	166	171	401	178	223	2,595	1,206	1,389
平成28年1月	367	182	185	383	163	220	2,579	1,225	1,354
2月	334	170	164	314	151	163	2,599	1,244	1,355
3月	391	193	198	331	165	166	2,659	1,272	1,387
平成28年度	4,395	2,117	2,278	4,292	2,029	2,263	2,763	1,361	1,402
平成28年4月	344	173	171	356	172	184	2,648	1,274	1,374
5月	373	166	207	336	164	172	2,685	1,276	1,409
6月	398	193	205	384	161	223	2,699	1,308	1,391
7月	346	146	200	360	164	196	2,685	1,290	1,395
8月	391	192	199	367	179	188	2,709	1,303	1,406
9月	403	194	209	353	162	191	2,759	1,335	1,424
10月	373	158	215	370	177	193	2,762	1,316	1,446
11月	338	153	185	369	172	197	2,731	1,297	1,434
12月	313	162	151	354	168	186	2,690	1,291	1,399
平成29年1月	368	200	168	415	212	203	2,643	1,279	1,364
2月	352	177	175	321	144	177	2,674	1,312	1,362
3月	396	203	193	307	154	153	2,763	1,361	1,402

注　平成22年1月以降については、全国健康保険協会より交付した認定証のみを対象としている。

第11表　年　金　受　給

（年度末・月末現在）

年度別 月別	合計		障害年金								遺族年金	
			1級		2級		3級		その他			
	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額
		千円		千円		千円		千円		千円		千円
平成18年度	2,172	4,512,262	61	204,912	11	35,124	51	158,155	410	747,846	1,639	3,366,224
平成19年度	2,212	4,619,139	62	208,119	12	38,252	51	157,670	405	741,360	1,682	3,473,737
平成20年度	2,246	4,712,903	60	200,995	12	38,283	49	152,972	406	746,078	1,719	3,574,576
平成21年度	2,289	4,805,619	60	200,408	13	40,585	50	153,100	404	741,671	1,762	3,669,855
平成22年度	2,311	4,806,643	59	194,319	14	42,863	51	149,816	409	748,917	1,778	3,670,728
平成23年度	2,305	4,828,070	58	191,886	14	42,975	50	147,731	410	756,322	1,773	3,689,156
平成24年度	2,276	4,774,718	54	179,191	14	42,944	52	153,902	407	752,614	1,749	3,646,067
平成25年度	2,261	4,719,984	49	163,411	13	39,897	46	131,574	404	749,532	1,749	3,635,571
平成26年度	2,238	4,672,049	48	160,316	12	35,949	47	133,858	395	736,532	1,736	3,605,395
平成27年度	2,213	4,647,256	46	153,077	11	33,474	45	129,395	386	724,865	1,725	3,606,446
平成27年4月	2,234	4,669,484	48	160,316	12	35,949	47	133,858	392	732,356	1,735	3,607,005
5月	2,233	4,664,036	48	160,316	12	35,949	47	133,858	392	732,356	1,734	3,601,558
6月	2,233	4,666,231	48	160,316	12	35,949	47	133,858	391	731,852	1,735	3,604,257
7月	2,231	4,664,429	48	160,316	12	35,949	47	133,858	391	731,852	1,733	3,602,454
8月	2,225	4,668,155	48	160,945	11	33,474	47	134,334	389	729,311	1,730	3,610,092
9月	2,225	4,668,304	47	158,424	11	33,474	47	134,334	389	729,311	1,731	3,612,762
10月	2,223	4,665,526	47	158,424	11	33,474	47	134,334	388	727,389	1,730	3,611,905
11月	2,221	4,661,993	47	158,424	11	33,474	44	127,609	388	727,389	1,731	3,615,098
12月	2,221	4,663,540	47	158,424	11	33,474	44	127,609	388	727,389	1,731	3,616,644
平成28年1月	2,218	4,657,845	47	158,424	11	33,474	44	127,609	388	727,389	1,728	3,610,949
2月	2,216	4,654,446	47	158,424	11	33,474	45	129,395	387	725,843	1,726	3,607,310
3月	2,213	4,647,256	46	153,077	11	33,474	45	129,395	386	724,865	1,725	3,606,446
平成28年度	2,189	4,621,630	42	134,346	11	33,642	45	129,863	377	713,527	1,714	3,610,253
平成28年4月	2,209	4,637,024	46	153,077	11	33,474	45	129,395	384	721,231	1,723	3,599,847
5月	2,207	4,629,395	46	153,077	11	33,474	45	129,395	384	721,335	1,721	3,592,114
6月	2,204	4,623,501	46	153,077	11	33,474	45	129,395	383	719,885	1,719	3,587,670
7月	2,202	4,619,301	46	153,077	11	33,474	45	129,395	383	719,885	1,717	3,583,470
8月	2,201	4,639,373	46	153,664	11	33,642	45	129,863	383	723,207	1,716	3,598,998
9月	2,198	4,634,980	46	153,664	11	33,642	45	129,863	382	722,258	1,714	3,595,554
10月	2,193	4,619,949	44	142,487	11	33,642	45	129,863	381	720,704	1,712	3,593,253
11月	2,191	4,613,264	43	137,695	11	33,642	45	129,863	379	716,840	1,713	3,595,225
12月	2,191	4,615,076	43	137,695	11	33,642	45	129,863	379	716,840	1,713	3,597,037
平成29年1月	2,192	4,621,233	43	137,695	11	33,642	45	129,863	378	714,393	1,715	3,605,641
2月	2,188	4,615,937	43	137,695	11	33,642	45	129,863	378	714,393	1,711	3,600,344
3月	2,189	4,621,630	42	134,346	11	33,642	45	129,863	377	713,527	1,714	3,610,253

注　平成22年1月以降の新法に基づく障害年金及び遺族年金は、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、協会が支給するものである。［経過的職務上給付］

権　者　状　況（新　法）

（新規裁定）

合　計		障害年金								遺族年金	
		1　級		2　級		3　級		その他			
件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額
	千円		千円		千円		千円		千円		千円
82	189,977	2	8,840	－	－	3	10,273	10	20,105	67	150,760
75	180,088	4	12,480	1	3,128	1	1,747	3	5,764	66	156,969
74	171,687	1	6,448	－	－	1	2,788	12	23,585	60	138,866
64	150,447	1	2,704	1	2,392	2	4,100	5	10,289	55	130,962
54	134,431	3	9,880	－	－	2	3,736	17	39,414	32	81,401
23	56,013	－	－	－	－	1	2,572	7	14,504	15	38,938
9	29,411	1	5,457	－	－	－	－	2	5,249	6	18,706
21	50,935	－	－	－	－	－	－	2	4,493	19	46,442
13	34,017	－	－	－	－	－	－	2	6,292	11	27,726
9	23,299	－	－	－	－	－	－	－	－	9	23,299
1	3,298	－	－	－	－	－	－	－	－	1	3,298
1	870	－	－	－	－	－	－	－	－	1	870
1	2,699	－	－	－	－	－	－	－	－	1	2,699
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1	2,318	－	－	－	－	－	－	－	－	1	2,318
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	5,828	－	－	－	－	－	－	－	－	2	5,828
2	5,363	－	－	－	－	－	－	－	－	2	5,363
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1	2,923	－	－	－	－	－	－	－	－	1	2,923
9	27,005	－	－	－	－	－	－	－	－	9	27,005
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1	3,069	－	－	－	－	－	－	－	－	1	3,069
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	3,438	－	－	－	－	－	－	－	－	2	3,438
1	3,228	－	－	－	－	－	－	－	－	1	3,228
2	7,903	－	－	－	－	－	－	－	－	2	7,903
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	9,367	－	－	－	－	－	－	－	－	3	9,367

経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険

第11表（続）　年　金　受　給

（年度末・月末現在）

年度別 月別	合計		障害年金								遺族年金	
			1級		2級		3級		その他			
	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額
		千円		千円		千円		千円		千円		千円
平成22年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
平成23年度	4	9,015	1	4,765	－	－	－	－	－	－	3	4,249
平成24年度	7	13,429	1	4,740	－	－	－	－	－	－	6	8,689
平成25年度	10	16,345	1	4,451	1	1,985	－	－	1	971	7	8,937
平成26年度	12	19,948	1	4,462	1	1,865	－	－	1	926	9	12,695
平成27年度	17	30,734	1	5,780	1	1,791	－	－	2	1,336	13	21,826
平成27年4月	12	19,948	1	4,462	1	1,865	－	－	1	926	9	12,695
5月	13	21,663	1	4,462	1	1,865	－	－	1	926	10	14,409
6月	13	21,663	1	4,462	1	1,865	－	－	1	926	10	14,409
7月	14	24,987	1	4,462	1	1,865	－	－	1	926	11	17,734
8月	14	26,414	1	5,780	1	1,791	－	－	1	533	11	18,310
9月	14	26,414	1	5,780	1	1,791	－	－	1	533	11	18,310
10月	14	26,414	1	5,780	1	1,791	－	－	1	533	11	18,310
11月	16	29,931	1	5,780	1	1,791	－	－	1	533	13	21,826
12月	16	29,931	1	5,780	1	1,791	－	－	1	533	13	21,826
平成28年1月	16	29,931	1	5,780	1	1,791	－	－	1	533	13	21,826
2月	16	29,931	1	5,780	1	1,791	－	－	1	533	13	21,826
3月	17	30,734	1	5,780	1	1,791	－	－	2	1,336	13	21,826
平成28年度	23	38,022	1	5,655	4	5,713	－	－	5	5,551	13	21,103
平成28年4月	17	30,734	1	5,780	1	1,791	－	－	2	1,336	13	21,826
5月	17	30,734	1	5,780	1	1,791	－	－	2	1,336	13	21,826
6月	17	30,734	1	5,780	1	1,791	－	－	2	1,336	13	21,826
7月	17	30,734	1	5,780	1	1,791	－	－	2	1,336	13	21,826
8月	17	29,746	1	5,655	1	1,681	－	－	2	1,307	13	21,103
9月	17	29,746	1	5,655	1	1,681	－	－	2	1,307	13	21,103
10月	17	29,746	1	5,655	1	1,681	－	－	2	1,307	13	21,103
11月	17	29,746	1	5,655	1	1,681	－	－	2	1,307	13	21,103
12月	17	29,746	1	5,655	1	1,681	－	－	2	1,307	13	21,103
平成29年1月	17	29,746	1	5,655	1	1,681	－	－	2	1,307	13	21,103
2月	23	38,022	1	5,655	4	5,713	－	－	5	5,551	13	21,103
3月	23	38,022	1	5,655	4	5,713	－	－	5	5,551	13	21,103

注　新々法に基づく障害年金及び遺族年金は、平成22年1月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡について、労災保険の給付の上乗せと

権　者　状　況（新々法）

（新規裁定）

合　計		障害年金								遺族年金	
		1　級		2　級		3　級		その他			
件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額
	千円		千円		千円		千円		千円		千円
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	7,093	1	4,765	－	－	－	－	－	－	2	2,328
4	2,812	－	－	－	－	－	－	－	－	4	2,812
2	2,957	－	－	1	1,985	－	－	1	971	－	－
3	3,297	－	－	－	－	－	－	－	－	3	3,297
5	9,359	－	－	－	－	－	－	1	803	4	8,556
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1	1,715	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1,715
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1	3,325	－	－	－	－	－	－	－	－	1	3,325
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	3,517	－	－	－	－	－	－	－	－	2	3,517
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1	803	－	－	－	－	－	－	1	803	－	－
6	8,276	－	－	3	4,033	－	－	3	4,244	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	4,140	－	－	2	2,725	－	－	1	1,415	－	－
3	4,136	－	－	1	1,307	－	－	2	2,829	－	－

して支給するものである。［職務上上乗せ給付］

第12表　平均年金

（年度末・月末現在）

年度別 月別	障害年金					遺族年金
	平均	1級	2級	3級	その他	
	円	円	円	円	円	円
平成18年度	179,180	279,935	266,090	258,424	152,001	171,152
平成19年度	180,095	279,730	265,638	257,631	152,543	172,104
平成20年度	180,001	279,159	265,856	260,156	153,136	173,288
平成21年度	179,596	278,344	260,160	255,167	152,985	173,565
平成22年度	177,598	274,462	255,136	244,797	152,591	172,044
平成23年度	178,401	275,699	255,805	246,218	153,724	173,395
平成24年度	178,471	276,530	255,618	246,638	154,098	173,721
平成25年度	176,499	277,909	255,748	238,358	154,606	173,221
平成26年度	177,067	278,326	249,645	237,337	155,386	173,070
平成27年度	177,734	277,314	253,593	239,619	156,491	174,224
平成27年4月	177,435	278,326	249,645	237,337	155,688	173,247
5月	177,435	278,326	249,645	237,337	155,688	173,085
6月	177,707	278,326	249,645	237,337	155,979	173,115
7月	177,707	278,326	249,645	237,337	155,979	173,228
8月	178,125	279,418	253,593	238,181	156,236	173,897
9月	178,060	280,893	253,593	238,181	156,236	173,925
10月	178,097	280,893	253,593	238,181	156,226	173,984
11月	178,043	280,893	253,593	241,683	156,226	174,037
12月	178,043	280,893	253,593	241,683	156,226	174,112
平成28年1月	178,043	280,893	253,593	241,683	156,226	174,139
2月	178,084	280,893	253,593	239,619	156,297	174,165
3月	177,734	277,314	253,593	239,619	156,491	174,224
平成28年度	177,734	277,314	253,593	239,619	156,491	174,224
平成28年4月	177,435	278,326	249,645	237,337	155,688	173,247
5月	177,435	278,326	249,645	237,337	155,688	173,085
6月	177,707	278,326	249,645	237,337	155,979	173,115
7月	177,707	278,326	249,645	237,337	155,979	173,228
8月	178,125	279,418	253,593	238,181	156,236	173,897
9月	178,060	280,893	253,593	238,181	156,236	173,925
10月	178,097	280,893	253,593	238,181	156,226	173,984
11月	178,043	280,893	253,593	241,683	156,226	174,037
12月	178,043	280,893	253,593	241,683	156,226	174,112
平成29年1月	178,043	280,893	253,593	241,683	156,226	174,139
2月	178,084	280,893	253,593	239,619	156,297	174,165
3月	177,734	277,314	253,593	239,619	156,491	174,224

注　平成22年1月以降の新法に基づく障害年金及び遺族年金は、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、全国健康保険協会が支給するものである。[経過的職務上給付]

月　額　（受給権者・新 法）

（新規裁定）

障害年金					遺族年金
平　均	1　級	2　級	3　級	その他	
円	円	円	円	円	円
217,876	368,333	—	285,361	167,538	187,512
214,061	260,000	260,667	145,550	160,111	198,194
195,363	537,333	—	232,333	163,785	192,869
180,417	225,333	199,333	170,833	171,483	198,427
200,871	274,444	—	155,663	193,206	211,982
177,874	—	—	214,292	172,671	216,319
297,381	454,742	—	—	218,700	259,801
187,221	—	—	—	187,221	203,693
262,150	—	—	—	262,150	210,044
—	—	—	—	—	215,731
—	—	—	—	—	274,867
—	—	—	—	—	72,500
—	—	—	—	—	224,892
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	193,142
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	242,825
—	—	—	—	—	223,467
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	243,600
					—
—	—	—	—	—	215,731
—	—	—	—	—	274,867
—	—	—	—	—	72,500
—	—	—	—	—	224,892
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	193,142
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	242,825
—	—	—	—	—	223,467
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	243,600

経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても新法の給付基準で

第12表（続）　平　均　年　金

（年度末・月末現在）

年度別 月別	障害年金					遺族年金
	平均	1級	2級	3級	その他	
	円	円	円	円	円	円
平成22年度	－	－	－	－	－	－
平成23年度	397,117	397,117	－	－	－	118,039
平成24年度	394,983	394,983	－	－	－	120,685
平成25年度	205,772	370,933	165,442	－	80,942	106,389
平成26年度	201,489	371,842	155,442	－	77,183	117,542
平成27年度	185,575	481,683	149,283	－	55,667	139,912
平成27年4月	201,489	371,842	155,442	－	77,183	117,542
5月	201,489	371,842	155,442	－	77,183	120,077
6月	201,489	371,842	155,442	－	77,183	120,077
7月	201,489	371,842	155,442	－	77,183	134,346
8月	225,131	481,683	149,283	－	44,425	138,709
9月	225,131	481,683	149,283	－	44,425	138,709
10月	225,131	481,683	149,283	－	44,425	138,709
11月	225,131	481,683	149,283	－	44,425	139,912
12月	225,131	481,683	149,283	－	44,425	139,912
平成28年1月	225,131	481,683	149,283	－	44,425	139,912
2月	225,131	481,683	149,283	－	44,425	139,912
3月	185,575	481,683	149,283	－	55,667	139,912
平成28年度	177,435	266,560	254,861	240,486	157,720	175,528
平成28年4月	177,842	277,314	253,593	239,619	156,517	174,108
5月	177,860	277,314	253,593	239,619	156,540	173,935
6月	177,978	277,314	253,593	239,619	156,633	173,922
7月	177,978	277,314	253,593	239,619	156,633	173,921
8月	178,759	278,377	254,861	240,486	157,356	174,777
9月	178,965	278,377	254,861	240,486	157,561	174,813
10月	177,875	269,863	254,861	240,486	157,634	174,905
11月	177,482	266,851	254,861	240,486	157,616	174,899
12月	177,482	266,851	254,861	240,486	157,616	174,987
平成29年1月	177,427	266,851	254,861	240,486	157,494	175,201
2月	177,427	266,851	254,861	240,486	157,494	175,353
3月	177,435	266,560	254,861	240,486	157,720	175,528

注　新々法に基づく障害年金及び遺族年金は、平成22年1月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡について、労災保険の給付の上乗せと

月　額　（受給権者・新々法）

（新規裁定）

障害年金					遺族年金
平均	1級	2級	3級	その他	
円	円	円	円	円	円
—	—	—	—	—	—
397, 117	397, 117	—	—	—	96, 992
—	—	—	—	—	58, 575
123, 192	—	165, 442	—	80, 942	—
—	—	—	—	—	91, 586
66, 908	—	—	—	66, 908	178, 246
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	142, 892
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	277, 042
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	146, 525
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
66, 908	—	—	—	66, 908	—
—	—	—	—	—	250, 044
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	255, 783
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	143, 229
—	—	—	—	—	268, 975
—	—	—	—	—	329, 296
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	260, 194

して支給するものである。［職務上上乗せ給付］

第13表　一時金給付決定状況（新法）

年度別 月別	合計		障害手当金		遺族一時金		その他の一時金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		千円		千円		千円		千円
平成18年度	91	403,280	80	291,553	7	64,181	4	47,546
平成19年度	76	305,855	70	224,355	6	81,500	－	－
平成20年度	76	293,269	65	178,643	9	99,043	2	15,583
平成21年度	62	260,974	51	169,210	11	91,764	－	－
平成22年度	68	235,346	64	195,164	3	22,182	1	18,000
平成23年度	19	106,453	17	76,670	－	－	2	29,783
平成24年度	15	94,823	11	54,839	3	23,443	1	16,541
平成25年度	13	113,174	6	29,381	3	43,866	4	39,927
平成26年度	10	83,896	6	29,233	3	49,834	1	4,829
平成27年度	3	7,324	3	7,324	－	－	－	－
平成27年4月	－	－	－	－	－	－	－	－
5月	－	－	－	－	－	－	－	－
6月	1	1,680	1	1,680	－	－	－	－
7月	1	4,468	1	4,468	－	－	－	－
8月	－	－	－	－	－	－	－	－
9月	－	－	－	－	－	－	－	－
10月	－	－	－	－	－	－	－	－
11月	－	－	－	－	－	－	－	－
12月	－	－	－	－	－	－	－	－
平成28年1月	－	－	－	－	－	－	－	－
2月	－	－	－	－	－	－	－	－
3月	1	1,176	1	1,176	－	－	－	－
平成28年度	3	7,324	3	7,324	－	－	－	－
平成28年4月	－	－	－	－	－	－	－	－
5月	－	－	－	－	－	－	－	－
6月	1	1,680	1	1,680	－	－	－	－
7月	1	4,468	1	4,468	－	－	－	－
8月	－	－	－	－	－	－	－	－
9月	－	－	－	－	－	－	－	－
10月	－	－	－	－	－	－	－	－
11月	－	－	－	－	－	－	－	－
12月	－	－	－	－	－	－	－	－
平成29年1月	－	－	－	－	－	－	－	－
2月	－	－	－	－	－	－	－	－
3月	1	1,176	1	1,176	－	－	－	－

注1　平成22年1月以降の新法に基づく障害手当金、遺族一時金及びその他の一時金は、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給するものである。［経過的職務上給付］

注2　「その他の一時金」は、障害差額一時金、障害年金差額一時金、障害前払一時金、遺族年金差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

第13表（続）　一時金給付決定状況（新々法）

年度別 月別	合計		障害手当金		遺族一時金		その他の一時金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		千円		千円		千円		千円
平成18年度	・	・	・	・	・	・	・	・
平成19年度	・	・	・	・	・	・	・	・
平成20年度	・	・	・	・	・	・	・	・
平成21年度	－	－	－	－	－	－	－	－
平成22年度	5	1,664	4	638	1	1,026	－	－
平成23年度	17	7,974	11	4,842	6	3,132	－	－
平成24年度	29	24,873	26	22,433	2	1,890	1	550
平成25年度	109	50,718	100	38,766	7	4,638	2	7,314
平成26年度	150	73,294	144	65,329	6	7,965	－	－
平成27年度	152	76,598	140	65,796	11	7,792	1	3,010
平成27年4月	22	13,239	19	10,977	3	2,262	－	－
5月	8	4,486	7	3,217	1	1,269	－	－
6月	23	9,603	22	8,847	1	756	－	－
7月	24	12,181	23	11,776	1	405	－	－
8月	5	2,834	5	2,834	－	－	－	－
9月	9	3,274	8	2,788	1	486	－	－
10月	13	10,071	11	6,656	1	405	1	3,010
11月	17	9,081	15	7,575	2	1,506	－	－
12月	4	1,416	4	1,416	－	－	－	－
平成28年1月	9	1,692	9	1,692	－	－	－	－
2月	8	4,560	7	3,858	1	702	－	－
3月	10	4,158	10	4,158	－	－	－	－
平成28年度	1	7,056	1	7,056	－	－	－	－
平成28年4月	－	－	－	－	－	－	－	－
5月	－	－	－	－	－	－	－	－
6月	－	－	－	－	－	－	－	－
7月	－	－	－	－	－	－	－	－
8月	－	－	－	－	－	－	－	－
9月	－	－	－	－	－	－	－	－
10月	－	－	－	－	－	－	－	－
11月	－	－	－	－	－	－	－	－
12月	1	7,056	1	7,056	－	－	－	－
平成29年1月	－	－	－	－	－	－	－	－
2月	－	－	－	－	－	－	－	－
3月	－	－	－	－	－	－	－	－

注1　新々法に基づく障害手当金、遺族一時金及びその他の一時金は、平成22年1月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡について、労災保険の上乗せとして支給するものである。[職務上上乗せ給付]

注2　「その他の一時金」は、障害差額一時金、障害年金差額一時金、障害前払一時金、遺族年金差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

第14表　生活習慣病予防健診及び特定健康診査の実績件数

				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定健康診査対象者数（40～74歳）〈年度末時点〉			計	A (B＋C)	64,711	63,504	62,324	60,943
			被保険者数	B	39,071	38,525	38,058	37,577
			被扶養者数	C	25,640	24,979	24,266	23,366
計				D (F+N)	17,636	17,733	18,123	18,059
			実施率（％）	E (D/A)	27.3	27.9	36.4	29.6
被保険者計				F (H+J+L)	13,937	13,823	13,850	13,893
			実施率（％）	G (F/B)	35.7	35.9	36.4	37.0
生活習慣病予防健診	総合健診	（40～74歳）		H	1,318	1,334	1,545	1,792
			実施率（％）	I (H/B)	3.4	3.5	4.1	4.8
		（35～39歳）			215	220	269	236
	一般健診	（40～74歳）		J	5,966	5,965	5,980	6,162
			実施率（％）	K (J/B)	15.3	15.5	15.7	16.4
		（35～39歳）			765	787	766	594
	巡回健診	（40～74歳）		L	6,653	6,524	6,325	6,404
			実施率（％）	M (L/B)	17.0	16.9	16.6	17.0
		（35～39歳）			1,075	1,035	1,010	815
特定健康診査				N	3,699	3,910	4,273	4,166
			実施率（％）	O (N/C)	14.4	15.7	17.6	17.8

第15表　特定保健指導実施状況

				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
被保険者	特定保健指導	対象者件数（件）	積極的支援	2,809	2,679	2,726	2,770
			動機づけ支援	1,295	1,302	1,321	1,358
			特定保健指導合計	4,104	3,981	4,047	4,128
		初回面談実施件数（件）	積極的支援	548	475	708	532
			動機づけ支援	256	261	363	289
			特定保健指導合計	804	736	1,071	821
		初回面談実施（%）	積極的支援	19.5	17.7	26.0	19.2
			動機づけ支援	19.8	20.0	27.5	21.2
			特定保健指導合計	19.6	18.5	26.5	19.9
		6ヶ月後評価実施件数（件）	積極的支援	117	283	283	311
			動機づけ支援	99	245	290	300
			特定保健指導合計	216	528	573	611
		6ヶ月後評価実施（%）	積極的支援	4.2	10.6	10.4	11.2
			動機づけ支援	7.6	18.8	22.0	22.1
			特定保健指導合計	5.3	13.3	14.2	14.8
被扶養者	特定保健指導	対象者件数（件）	積極的支援	105	129	134	145
			動機づけ支援	301	306	314	309
			特定保健指導合計	406	435	448	454
		初回面談実施件数（件）	積極的支援	8	13	20	14
			動機づけ支援	41	42	47	60
			特定保健指導合計	49	55	67	74
		初回面談実施（%）	積極的支援	7.6	10.1	14.9	9.7
			動機づけ支援	13.6	13.7	15.0	19.4
			特定保健指導合計	12.1	12.6	15.0	16.3
		6ヶ月後評価実施件数（件）	積極的支援	2	11	16	9
			動機づけ支援	15	43	46	42
			特定保健指導合計	17	54	62	51
		6ヶ月後評価実施（%）	積極的支援	1.9	8.5	11.9	6.2
			動機づけ支援	5.0	14.1	14.6	13.6
			特定保健指導合計	4.2	12.4	13.8	11.2

注　「6か月後評価実施件数」について、平成26年度以降は“前年度に初回面談を実施済みの方”を含めて集計している。

第16表　福　祉

年度別 月別	特別支							
	合計		休業特別支給金		予後特別支給金		障害特別支給金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		千円		千円		千円		千円
平成22年度	－	－	－	－	－	－	・	・
平成23年度	－	－	－	－	－	－	・	・
平成24年度	688	210,788	602	92,722	－	－	15	30,086
平成25年度	657	203,926	487	79,388	2	932	54	40,928
平成26年度	775	198,476	473	72,997	2	494	94	36,275
平成26年4月	75	16,587	40	5,367	－	－	10	3,836
5月	37	13,510	32	3,641	－	－	1	514
6月	91	26,224	56	7,625	2	494	9	1,695
7月	54	15,660	44	8,773	－	－	5	5,650
8月	68	17,150	33	6,287	－	－	10	3,041
9月	43	7,822	35	4,418	－	－	3	2,104
10月	62	6,726	27	2,444	－	－	9	1,109
11月	62	13,570	41	5,692	－	－	10	3,850
12月	81	16,190	37	9,597	－	－	13	2,034
平成27年1月	54	11,222	40	6,463	－	－	6	1,297
2月	82	18,474	34	4,029	－	－	14	9,898
3月	66	35,340	54	8,658	－	－	4	1,247
平成27年度	893	198,185	583	101,158	1	293	75	26,613
平成27年4月	116	38,285	67	14,655	－	－	12	10,822
5月	53	10,040	50	9,128	－	－	1	232
6月	116	24,953	68	9,842	－	－	13	1,474
7月	80	26,499	60	11,760	－	－	7	3,931
8月	90	14,532	49	6,816	1	293	9	2,502
9月	54	14,484	53	14,359	－	－	－	－
10月	79	18,592	35	4,828	－	－	8	857
11月	42	5,628	38	4,978	－	－	1	97
12月	91	14,073	47	7,427	－	－	9	2,356
平成28年1月	39	6,804	34	3,282	－	－	2	296
2月	84	14,600	40	8,152	－	－	10	1,795
3月	49	9,695	42	5,931	－	－	3	2,250
平成28年度	609	139,787	539	92,409	2	789	26	17,484
平成28年4月	38	7,440	36	4,941	－	－	1	2,139
5月	55	7,477	52	6,244	－	－	1	135
6月	60	11,517	57	10,935	－	－	1	418
7月	72	42,767	55	33,887	1	376	8	6,177
8月	75	7,937	70	6,596	－	－	3	1,032
9月	45	4,338	44	3,858	－	－	－	－
10月	42	4,281	37	3,790	－	－	2	117
11月	43	5,788	35	4,546	－	－	1	112
12月	42	10,520	31	2,560	－	－	6	5,662
平成29年1月	46	8,848	40	4,740	－	－	2	1,528
2月	38	15,335	35	3,446	1	413	－	－
3月	53	13,539	47	6,868	－	－	1	164

給金							
遺族特別支給金		経過的特別支給金					
		計		障害		遺族	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	千円		千円		千円		千円
・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・
3	1,204	34	43,388	21	14,545	13	28,843
51	20,424	63	62,254	41	27,220	22	35,034
134	35,573	72	53,137	58	17,505	14	35,633
20	5,830	5	1,553	5	1,553	—	—
—	—	4	9,355	1	2,200	3	7,155
20	1,332	4	15,078	1	240	3	14,838
—	—	5	1,237	5	1,237	—	—
20	1,332	5	6,489	2	571	3	5,918
1	585	4	715	4	715	—	—
24	2,825	2	349	2	349	—	—
—	—	11	4,028	10	3,394	1	634
24	1,673	7	2,886	6	2,062	1	824
—	—	8	3,461	7	1,371	1	2,090
24	1,673	10	2,873	10	2,873	—	—
1	20,322	7	5,114	5	939	2	4,174
175	20,415	59	49,706	48	17,514	11	32,192
26	7,030	11	5,778	9	4,171	2	1,607
—	—	2	680	2	680	—	—
25	1,733	10	11,904	6	1,190	4	10,714
1	717	12	10,091	10	2,989	2	7,102
30	4,398	1	523	1	523	—	—
—	—	1	125	1	125	—	—
30	1,957	6	10,950	4	1,215	2	9,735
—	—	3	553	3	553	—	—
31	2,356	4	1,933	4	1,933	—	—
—	—	3	3,226	2	192	1	3,034
32	2,223	2	2,430	2	2,430	—	—
—	—	4	1,514	4	1,514	—	—
1	4,653	41	24,451	39	21,930	2	2,521
—	—	1	360	1	360	—	—
—	—	2	1,098	2	1,098	—	—
—	—	2	164	2	164	—	—
—	—	8	2,327	8	2,327	—	—
—	—	2	309	2	309	—	—
—	—	1	480	1	480	—	—
—	—	3	374	3	374	—	—
—	—	7	1,130	7	1,130	—	—
—	—	5	2,298	5	2,298	—	—
—	—	4	2,581	3	1,241	1	1,340
—	—	2	11,476	2	11,476	—	—
1	4,653	4	1,854	3	674	1	1,181

年度別 月別	特別支給金（経過措置分）							
	合計		傷病手当特別支給金		第一種特別支給金		第二種特別支給金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		千円		千円		千円		千円
平成22年度	60,748	1,907,329	1,939	221,527	116	157,180	58,693	1,528,623
平成23年度	57,652	1,654,651	1,002	125,870	43	70,060	56,607	1,458,721
平成24年度	55,317	1,526,307	639	75,621	25	38,460	54,653	1,412,226
平成25年度	61,545	1,708,507	488	70,174	26	58,550	61,031	1,579,783
平成26年度	51,089	1,417,364	346	49,620	26	50,610	50,639	1,317,133
平成26年4月	8,584	228,905	36	6,433	2	1,590	8,546	220,882
5月	61	13,168	30	3,288	4	9,200	27	680
6月	8,544	230,790	36	4,906	4	5,750	8,504	220,134
7月	50	7,224	29	3,837	1	3,000	20	387
8月	8,483	222,364	29	3,617	—	—	8,454	218,747
9月	49	9,952	25	3,328	3	6,140	21	484
10月	8,432	216,032	26	3,166	—	—	8,406	217,123
11月	49	5,070	29	4,765	—	—	20	305
12月	8,403	232,901	31	6,259	5	9,790	8,367	216,852
平成27年1月	55	18,283	28	4,752	5	9,140	22	4,391
2月	8,325	221,869	26	2,780	1	3,000	8,298	216,089
3月	54	6,486	21	2,426	1	3,000	32	1,059
平成27年度	49,242	1,338,029	307	42,256	11	24,980	48,902	1,270,793
平成27年4月	8,276	218,285	29	4,948	—	—	8,247	213,337
5月	59	7,842	25	3,965	1	3,000	33	878
6月	8,220	218,994	24	3,424	2	3,200	8,194	212,370
7月	45	7,422	29	3,444	2	3,390	14	588
8月	8,185	215,798	27	4,364	—	—	8,158	211,433
9月	42	2,785	22	2,221	—	—	20	564
10月	8,140	214,057	28	4,152	1	2,941	8,111	211,103
11月	45	3,542	27	3,156	—	—	18	385
12月	8,100	219,362	24	3,245	2	6,000	8,074	210,118
平成28年1月	42	10,122	25	3,819	2	6,000	15	303
2月	8,036	211,200	22	2,490	—	—	8,014	208,711
3月	52	4,339	25	2,945	1	390	26	1,004
3月	54	6,486	21	2,426	1	3,000	32	1,059
平成28年度	47,256	1,300,782	284	51,721	8	21,650	46,964	1,227,411
平成28年4月	7,976	214,394	25	4,316	1	3,000	7,950	207,078
5月	49	3,868	26	3,387	—	—	23	481
6月	7,903	208,395	23	2,891	—	—	7,880	205,505
7月	54	6,152	30	5,722	—	—	24	430
8月	7,860	206,457	20	2,087	—	—	7,840	204,370
9月	48	9,886	24	6,374	1	3,000	23	512
10月	7,793	202,488	20	2,789	—	—	7,773	203,693
11月	52	4,157	23	3,660	—	—	29	497
12月	7,730	212,013	17	2,689	3	6,650	7,710	202,674
平成29年1月	47	9,379	26	5,965	1	3,000	20	415
2月	7,692	211,434	21	4,037	2	6,000	7,669	201,397
3月	52	8,108	29	7,750	—	—	23	359

事　業

就学等援護費						脊髄損傷患者等介護事業		高額医療費貸付事業		出産費貸付事業	
計		就学援護費		就労保育援護費							
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	千円		千円		千円		千円		千円		千円
233	50,953	233	50,953	—	—	48	2,397	34	3,891	1	330
222	53,337	220	53,217	2	120	37	1,770	54	5,599	—	—
198	41,954	198	41,954	—	—	31	1,570	8	679	—	—
196	46,023	192	44,691	4	1,332	24	1,369	7	1,095	—	—
182	43	179	42	3	1	24	1,369	3	171	—	—
94	23	93	23	1	—	2	114	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	—	—	—	—
88	19	86	19	2	1	2	112	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	1	24	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	1	62	—	—
—	—	—	—	—	—	3	171	1	85	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	—	—	—	—
160	35,070	159	34,998	1	72	20	1,141	2	218	—	—
84	18,486	84	18,486	—	—	2	114	1	145	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	1	73	—	—
76	16,259	75	16,188	1	71	2	112	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	2	114	—	—	—	—
144	30	144	30	—	—	12	685	5	147	—	—
75	16	75	16	—	—	1	57	2	38	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	1	11	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	1	42	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	1	57	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	—	—	—	—
69	14	69	14	—	—	1	56	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1	57	—	—	—	—

年度別 月別	整形外科療養事業									
	計		診療		義肢等の支給・修理		移送		眼鏡等の支給	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		千円		千円		千円		千円		千円
平成22年度	97	26,236	34	340	55	25,539	5	46	3	311
平成23年度	83	19,336	30	258	45	19,020	8	59	－	－
平成24年度	98	26,163	36	300	55	25,793	7	69	－	－
平成25年度	64	－ 17,063	24	229	38	16,817	2	17	－	－
平成26年度	77	19,439	27	250	45	19,131	5	58	－	－
平成26年4月	9	…	4	…	5	…	－	…	－	…
5月	7	…	3	…	3	…	1	…	－	…
6月	7	…	3	…	4	…	－	…	－	…
7月	10	…	3	…	6	…	1	…	－	…
8月	2	…	1	…	1	…	－	…	－	…
9月	7	…	3	…	4	…	－	…	－	…
10月	9	…	2	…	7	…	－	…	－	…
11月	2	…	－	…	2	…	－	…	－	…
12月	10	…	4	…	5	…	1	…	－	…
平成27年1月	6	…	2	…	3	…	1	…	－	…
2月	6	…	2	…	4	…	－	…	－	…
3月	2	…	－	…	1	…	1	…	－	…
平成27年度	56	16,895	21	210	33	16,667	2	18	－	－
平成27年4月	8	…	3	…	5	…	－	…	－	…
5月	2	…	1	…	1	…	－	…	－	…
6月	2	…	－	…	2	…	－	…	－	…
7月	3	…	1	…	2	…	－	…	－	…
8月	6	…	2	…	3	…	1	…	－	…
9月	5	…	2	…	2	…	1	…	－	…
10月	8	…	3	…	5	…	－	…	－	…
11月	－	…	－	…	－	…	－	…	－	…
12月	2	…	1	…	1	…	－	…	－	…
平成28年1月	4	…	2	…	2	…	－	…	－	…
2月	7	…	3	…	4	…	－	…	－	…
3月	9	…	3	…	6	…	－	…	－	…
3月	2	…	－	…	1	…	1	…	－	…
平成28年度	78	21,649	32	245	41	21,361	5	43	－	－
平成27年4月	2	…	－	…	1	…	1	…	－	…
5月	1	…	－	…	1	…	－	…	－	…
6月	13	…	5	…	7	…	1	…	－	…
7月	5	…	2	…	3	…	－	…	－	…
8月	9	…	4	…	4	…	1	…	－	…
9月	4	…	2	…	2	…	－	…	－	…
10月	7	…	3	…	4	…	－	…	－	…
11月	9	…	4	…	5	…	－	…	－	…
12月	6	…	3	…	3	…	－	…	－	…
平成28年1月	12	…	5	…	6	…	1	…	－	…
2月	8	…	3	…	4	…	1	…	－	…
3月	2	…	1	…	1	…	－	…	－	…

事　業

無線医療助言事業	洋上救急医療援護事業	保養事業		契約保養施設利用補助事業	旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業
		宿泊利用補助	日帰り入浴利用補助		
通信数	出動件数	利用宿泊数	利用数	利用宿泊数	利用宿泊数
1,012	33	16,848	15,332	1,382	−
974	24	12,057	17,629	1,723	−
1,025	22	11,752	12,060	1,275	−
1,088	18	10,319	4,543	1,607	−
913	25	11,028	5,254	2,299	298
65	2	915	529	109	4
77	3	1,040	478	242	15
46	2	769	492	154	7
96	4	820	383	141	35
104	1	697	203	267	25
72	3	753	557	91	8
55	2	921	420	129	13
62	−	962	283	192	17
76	2	863	587	301	2
94	2	987	229	196	25
82	2	989	542	207	29
84	2	1,312	551	270	118
1,074	15	11,215	15,752	2,735	1,106
104	1	1,041	1,175	253	35
40	3	1,040	1,309	215	81
77	2	900	1,302	173	25
128	1	660	1,062	330	401
130	2	715	1,047	290	64
69	−	773	1,255	157	22
98	−	1,001	1,276	209	33
81	1	1,115	1,184	145	69
70	3	892	1,375	369	64
110	−	874	1,281	217	110
93	1	1,054	1,732	96	49
74	1	1,150	1,754	281	153
84	2	1,312	551	270	118
932	26	12,292	18,358	4,500	908
48	1	1,311	1,823	166	37
127	2	1,138	1,573	211	75
93	5	955	1,578	134	50
66	−	978	1,407	238	76
56	3	867	1,233	430	146
103	4	916	1,484	244	27
106	4	1,060	1,411	443	50
87	1	1,002	1,434	310	68
61	2	756	1,555	489	91
74	2	982	1552	899	112
56	1	1233	1533	328	48
55	1	1094	1775	608	128

都　道　府　県　編

目　　次

第１表　　適用状況 …… 102
第２表　　賞与支払状況 …… 106
第３表　　被保険者数・被扶養者数及び扶養率 …… 108
第４表　　被保険者数・被扶養者数年齢別内訳 …… 109
第５表　　保険給付決定状況（疾病給付） …… 112
第６表　　保険給付諸率 …… 130
第７表　　特定疾病療養受療証交付数 …… 143
第８表　　限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証交付状況
(1)　限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況 …… 144
(2)　限度額適用認定証交付状況 …… 145

船員保険全体

都道府県別	船舶所有者数				被保険				
					強制適				
	総数	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	計	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	75歳以上（再掲）
総数	5,619	3,402	147	2,077	54,974	39,213	1,600	14,161	465
北海道	549	111	9	429	2,636	1,189	81	1,366	14
青森	177	32	－	145	973	189	－	784	7
岩手	55	14	3	38	374	97	5	272	1
宮城	186	50	11	130	1,209	311	141	757	2
秋田	37	13	1	23	152	55	－	97	1
山形	43	7	3	33	128	57	9	62	2
福島	91	9	5	77	474	136	17	321	3
茨城	46	7	3	36	822	166	4	652	5
栃木	－	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬	－	－	－	－	－	－	－	－	－
埼玉	3	2	－	1	4	3	－	1	－
千葉	115	68	7	40	1,194	337	57	800	23
東京	216	191	12	13	5,618	5,041	436	141	6
神奈川	150	128	6	17	3,009	2,607	262	140	14
新潟	56	40	4	12	458	375	－	83	1
富山	36	12	－	24	130	25	－	105	1
石川	157	12	2	143	403	34	1	368	1
福井	93	14	－	79	397	87	－	310	－
山梨	－	－	－	－	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡	117	51	3	63	1,479	542	24	913	22
愛知	84	60	－	24	882	803	－	79	5
三重	85	46	4	35	941	367	47	527	6
滋賀	－	－	－	－	－	－	－	－	－
京都	19	6	2	11	71	15	3	53	－
大阪	147	145	2	－	2,869	2,857	12	－	24
兵庫	314	247	4	63	3,065	2,589	8	468	31
奈良	1	1	－	－	3	3	－	－	1
和歌山	45	34	－	11	398	289	－	109	6
鳥取	52	6	－	47	614	27	－	587	1
島根	103	21	3	79	930	183	2	745	3
岡山	129	129	－	－	1,264	1,263	1	－	17
広島	354	354	－	－	3,161	3,158	2	1	58
山口	208	166	1	41	2,212	1,927	5	280	23
徳島	174	163	1	10	1,377	1,338	－	39	21
香川	109	107	2	－	1,091	1,075	16	－	22
愛媛	291	263	17	11	4,394	3,909	167	318	38
高知	145	35	3	107	862	193	7	662	10
福岡	198	163	2	33	2,251	2,145	2	104	11
佐賀	59	54	－	5	338	321	－	17	5
長崎	307	219	22	66	3,034	1,545	154	1,335	21
熊本	177	158	6	13	1,357	1,235	77	45	20
大分	111	81	1	29	1,034	876	4	154	17
宮崎	126	18	2	106	1,193	194	8	991	17
鹿児島	121	84	3	34	1,344	917	42	385	2
沖縄	133	81	3	49	829	733	6	90	3

注1　「船舶所有者数」欄において、同一船舶所有者で、二以上の異なる種類の船舶を有するものは、それぞれ該当する船舶種別欄に含め、

注2　「育児休業（再掲）」欄には、育児休業及び産前産後休業を取得している者を計上している。

状　　況

（年度末現在）

者数		年度平均被保険者数（含任意継続）	標準報酬月額の平均					
用	疾病任意継続適用		強制適用					疾病任意継続適用
育児休業（再掲）			平均	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	75歳以上（再掲）	
			円	円	円	円		円
10	3,057	58,501	417,083	423,183	377,583	404,655	257,045	332,161
0	500	3,253	444,829	419,881	386,049	470,029	394,143	348,532
0	108	1,125	340,999	345,069	−	340,018	281,714	299,741
0	115	516	446,540	387,113	166,400	472,882	560,000	349,043
0	452	1,633	452,854	381,556	339,631	503,234	404,000	347,788
0	15	165	296,382	380,909	−	248,454	190,000	310,667
0	21	153	244,828	317,193	208,000	183,645	220,000	338,095
0	75	584	337,418	367,779	348,824	323,950	179,333	395,733
0	20	844	475,241	477,711	270,000	475,871	289,600	322,500
0	−	−	−	−	−	−	−	−
0	2	2	−	−	−	−	−	395,000
0	8	9	394,500	459,333	−	200,000	−	361,250
0	65	1,277	283,667	402,196	354,386	228,698	229,217	318,985
2	15	5,632	540,517	541,520	414,055	895,674	305,000	344,533
1	31	3,075	473,626	483,024	412,786	412,471	244,571	395,806
0	28	503	421,882	401,781	−	512,699	180,000	367,929
0	17	212	329,108	306,000	−	334,610	300,000	323,412
0	109	607	332,079	330,588	170,000	332,658	280,000	269,927
0	4	392	243,914	356,782	−	212,239	−	250,000
0	−	−	−	−	−	−	−	−
0	1	1	−	−	−	−	−	200,000
0	1	1	−	−	−	−	−	410,000
1	32	1,510	542,149	419,458	464,167	617,034	224,182	312,938
1	16	901	418,662	423,173	−	372,810	176,400	304,625
0	41	1,005	488,640	394,708	385,957	563,211	251,000	318,683
0	−	−	−	−	−	−	−	−
0	3	67	282,958	293,333	190,000	285,283	−	410,000
2	25	2,932	413,429	413,566	380,833	−	215,583	331,200
0	74	3,120	439,918	425,754	262,500	521,308	310,774	326,351
0	1	4	241,333	241,333	−	−	104,000	410,000
0	4	411	352,769	397,557	−	234,018	172,667	327,500
0	35	645	590,199	284,074	−	604,279	300,000	367,943
0	50	983	371,776	333,727	230,000	381,503	400,000	286,680
2	15	1,266	403,935	404,112	180,000	−	202,588	325,067
0	56	3,235	384,567	384,559	470,000	240,000	267,586	321,036
0	156	2,378	395,436	409,263	214,000	303,514	251,478	315,103
0	41	1,444	382,370	385,526	−	274,103	171,333	275,220
0	32	1,143	348,139	347,851	367,500	−	177,818	317,500
0	93	4,511	410,749	416,670	393,329	347,107	323,789	345,097
0	99	888	336,828	372,756	351,429	326,199	243,600	319,455
1	101	2,376	405,415	414,768	205,000	216,365	250,364	306,198
0	18	340	381,438	382,885	−	354,118	221,200	326,667
0	189	3,242	372,035	387,845	296,351	362,469	323,524	323,291
0	78	1,418	350,569	356,512	356,597	177,156	274,100	313,615
0	64	1,102	353,768	367,998	270,000	275,000	199,059	317,094
0	83	1,259	283,968	365,485	193,750	268,739	234,706	296,843
0	134	1,484	397,168	401,293	361,905	391,190	305,000	360,552
0	30	855	353,040	377,572	280,000	158,111	293,333	384,267

「総数」欄には１として計上してあるため、内訳を合計したものは総数と一致しない。

75歳未満（再掲）

都道府県別	船舶所有者数				被保険		
					強制		
	総数	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	計	汽船等	漁船（い）
総数	4,424	2,809	101	1,521	54,509	38,854	1,595
北海道	301	88	6	207	2,622	1,182	80
青森	108	26	－	82	966	186	－
岩手	44	12	3	29	373	97	5
宮城	125	30	9	91	1,207	311	140
秋田	33	12	－	21	151	55	－
山形	39	7	2	30	126	57	9
福島	60	9	2	49	471	134	17
茨城	41	6	1	34	817	166	4
栃木	－	－	－	－	－	－	－
群馬	－	－	－	－	－	－	－
埼玉	2	1	－	1	4	3	－
千葉	93	55	4	34	1,171	335	57
東京	177	163	9	5	5,612	5,037	436
神奈川	117	102	5	11	2,995	2,597	262
新潟	39	29	－	10	457	375	－
富山	29	8	－	21	129	24	－
石川	125	6	1	118	402	34	1
福井	88	13	－	75	397	87	－
山梨	－	－	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－	－	－
静岡	98	41	1	56	1,457	531	24
愛知	74	53	－	21	877	799	－
三重	69	33	4	32	935	367	47
滋賀	－	－	－	－	－	－	－
京都	18	5	2	11	71	15	3
大阪	119	117	2	－	2,845	2,833	12
兵庫	271	209	1	61	3,034	2,558	8
奈良	1	1	－	－	2	2	－
和歌山	42	34	－	8	392	285	－
鳥取	48	6	－	43	613	27	－
島根	84	16	1	67	927	183	2
岡山	109	109	－	－	1,247	1,246	1
広島	290	290	－	－	3,103	3,100	2
山口	176	142	1	33	2,189	1,908	5
徳島	121	113	－	8	1,356	1,317	－
香川	92	90	2	－	1,069	1,053	16
愛媛	275	251	14	10	4,356	3,876	164
高知	107	28	1	78	852	187	7
福岡	147	127	1	19	2,240	2,134	2
佐賀	48	44	－	4	333	316	－
長崎	252	182	15	55	3,013	1,525	154
熊本	144	128	5	11	1,337	1,215	77
大分	88	66	1	21	1,017	859	4
宮崎	114	16	2	96	1,176	192	8
鹿児島	110	75	3	32	1,342	916	42
沖縄	106	66	3	37	826	730	6

注1　「船舶所有者数」欄において、同一船舶所有者で、二以上の異なる種類の船舶を有するものは、それぞれ該当する船舶種別欄に含め、

注2　船舶所有者数は、被保険者が0人の船舶所有者を除く。

注3　「育児休業（再掲）」欄には、育児休業及び産前産後休業を取得している者を計上している。

状　　況

（年度末現在）

者数			年度平均被保険者数(含任意継続)	標準報酬月額の平均				
適用		疾病任意継続適用		強制適用				疾病任意継続適用
漁船（ろ）	育児休業（再　掲）			平　均	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	
				円	円	円	円	円
14,060	10	3,057	58,078	418,448	424,774	377,112	405,655	332,161
1,360	0	500	3,239	445,099	420,795	385,000	469,757	348,532
780	0	108	1,117	341,429	346,548	－	340,208	299,741
271	0	115	516	446,236	387,113	166,400	472,561	349,043
756	0	452	1,631	452,935	381,556	341,643	502,907	347,788
96	0	15	164	297,086	380,909	－	249,063	310,667
60	0	21	151	245,222	317,193	208,000	182,433	338,095
320	0	75	581	338,425	370,746	348,824	324,338	395,733
647	0	20	838	476,377	477,711	270,000	477,311	322,500
－	0	－	－	－	－	－	－	－
－	0	2	2	－	－	－	－	395,000
1	0	8	9	394,500	459,333	－	200,000	361,250
779	0	65	1,254	284,736	402,925	354,386	228,814	318,985
139	2	15	5,626	540,768	541,750	414,055	902,662	344,533
136	1	31	3,063	474,696	484,000	412,786	416,309	395,806
82	0	28	502	422,411	401,781	－	516,756	367,929
105	0	17	211	329,333	306,250	－	334,610	323,412
367	0	109	607	332,209	330,588	170,000	332,801	269,927
310	0	4	391	243,914	356,782	－	212,239	250,000
－	0	－	－	－	－	－	－	－
－	0	1	1	－	－	－	－	200,000
－	0	1	1	－	－	－	－	410,000
902	1	32	1,486	546,950	422,422	464,167	622,461	312,938
78	1	16	895	420,043	424,345	－	375,974	304,625
521	0	41	999	490,165	394,708	385,957	566,806	318,683
－	0	－	－	－	－	－	－	－
53	0	3	67	282,958	293,333	190,000	285,283	410,000
－	2	25	2,914	415,098	415,243	380,833	－	331,200
468	0	74	3,091	441,238	427,148	262,500	521,308	326,351
－	0	1	3	310,000	310,000	－	－	410,000
107	0	4	407	355,526	401,116	－	234,093	327,500
586	0	35	644	590,672	284,074	－	604,799	367,943
742	0	50	979	371,685	333,727	230,000	381,429	286,680
－	2	15	1,250	406,680	406,862	180,000	－	325,067
1	0	56	3,183	386,753	386,747	470,000	240,000	321,036
276	0	156	2,360	396,948	410,826	214,000	304,326	315,103
39	0	41	1,425	385,639	388,942	－	274,103	275,220
－	0	32	1,127	351,645	351,404	367,500	－	317,500
316	0	93	4,476	411,507	417,683	387,659	348,133	345,097
658	0	99	879	337,923	376,802	351,429	326,729	319,455
104	1	101	2,366	406,177	415,616	205,000	216,365	306,198
17	0	18	337	383,844	385,443	－	354,118	326,667
1,334	0	189	3,224	372,373	388,607	296,351	362,591	323,291
45	0	78	1,401	351,713	357,868	356,597	177,156	313,615
154	0	64	1,089	356,354	371,341	270,000	275,000	317,094
976	0	83	1,243	284,680	366,760	193,750	269,279	296,843
384	0	134	1,481	397,306	401,284	361,905	391,688	360,552
90	0	30	851	353,257	377,918	280,000	158,111	384,267

「総数」欄には１として計上してあるため、内訳を合計したものは総数と一致しない。

第2表　賞　与

船員保険全体

（年度累計）

都道府県別	被保険者数					標準賞与額の平均				
	計	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	75歳以上（再掲）	平均	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	75歳以上（再掲）
						円	円	円	円	円
総数	65,969	59,929	3,418	2,622	97	506,763	501,916	497,092	630,164	243,402
北海道	2,627	2,385	137	105	1	390,821	378,850	620,131	363,533	30,000
青森	324	318	－	6	2	502,114	502,720	－	470,000	74,000
岩手	171	149	－	22	－	308,807	308,644	－	309,909	－
宮城	952	576	326	50	－	531,779	579,625	363,629	1,076,940	－
秋田	117	107	－	10	－	441,709	474,019	－	96,000	－
山形	102	83	10	9	－	500,304	546,349	359,400	232,222	－
福島	295	261	32	2	2	478,376	470,203	512,438	1,000,000	70,000
茨城	284	277	7	－	－	652,982	657,426	477,143	－	－
栃木	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
埼玉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉	713	495	156	62	1	530,144	457,966	273,782	1,751,452	100,000
東京	9,115	8,085	1,029	1	2	625,709	644,317	479,429	707,000	766,000
神奈川	4,821	4,265	553	3	2	747,413	748,127	744,154	333,333	95,000
新潟	681	677	4	－	－	515,529	516,226	397,500	－	－
富山	36	36	－	－	－	209,667	209,667	－	－	－
石川	76	53	2	21	－	538,539	556,000	221,500	524,667	－
福井	198	190	－	8	－	336,556	334,742	－	379,625	－
山梨	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡	984	915	69	－	5	452,633	443,341	575,855	－	186,000
愛知	1,775	1,775	－	－	－	469,446	469,446	－	－	－
三重	748	662	73	13	－	408,627	383,530	630,603	440,154	－
滋賀	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
京都	42	38	4	－	－	249,048	252,474	216,500	－	－
大阪	4,584	4,584	－	－	3	521,162	521,162	－	－	50,000
兵庫	3,358	3,339	16	3	6	500,594	500,323	420,500	1,228,667	407,000
奈良	2	2	－	－	－	205,000	205,000	－	－	－
和歌山	412	371	－	41	1	427,046	466,396	－	70,976	80,000
鳥取	57	47	－	10	－	308,000	278,064	－	448,700	－
島根	515	355	4	156	－	523,779	374,817	331,750	867,686	－
岡山	1,812	1,810	2	－	2	446,497	446,752	215,500	－	350,000
広島	4,601	4,597	2	2	25	410,863	410,803	835,500	125,000	222,280
山口	2,916	2,846	10	60	4	503,960	508,454	222,400	337,717	276,250
徳島	937	937	－	－	2	406,110	406,110	－	－	135,000
香川	1,067	1,057	10	－	－	432,545	431,274	566,800	－	－
愛媛	6,963	6,361	314	288	23	431,078	433,986	402,354	398,170	271,261
高知	276	238	21	17	1	643,496	397,130	300,000	4,516,941	330,000
福岡	3,751	3,701	4	46	3	508,308	511,386	336,000	275,674	380,333
佐賀	450	450	－	－	－	439,076	439,076	－	－	－
長崎	4,218	2,421	325	1,472	2	488,041	420,986	424,680	612,318	136,000
熊本	1,168	976	186	6	－	272,892	250,196	391,597	285,000	－
大分	1,150	1,140	10	－	－	496,562	497,200	423,800	－	－
宮崎	450	356	13	81	1	452,833	304,548	263,154	1,135,000	290,000
鹿児島	1,772	1,560	88	124	2	500,696	498,946	683,920	392,685	300,000
沖縄	1,449	1,434	11	4	7	441,614	442,040	479,000	186,000	194,857

注　被保険者数は、賞与を受給した被保険者の人数である。

支　払　状　況

75歳未満（再掲）

（年度累計）

都道府県別	被保険者数				標準賞与額の平均			
	計	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	平均	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）
					円	円	円	円
総数	65,872	59,838	3,416	2,618	507,151	502,298	497,263	630,971
北海道	2,626	2,384	137	105	390,958	378,996	620,131	363,533
青森	322	316	－	6	504,773	505,434	－	470,000
岩手	171	149	－	22	308,807	308,644	－	309,909
宮城	952	576	326	50	531,779	579,625	363,629	1,076,940
秋田	117	107	－	10	441,709	474,019	－	96,000
山形	102	83	10	9	500,304	546,349	359,400	232,222
福島	293	259	32	2	481,164	473,293	512,438	1,000,000
茨城	284	277	7	－	652,982	657,426	477,143	－
栃木	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬	－	－	－	－	－	－	－	－
埼玉	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉	712	494	156	62	530,749	458,690	273,782	1,751,452
東京	9,113	8,083	1,029	1	625,678	644,287	479,429	707,000
神奈川	4,819	4,263	553	3	747,684	748,433	744,154	333,333
新潟	681	677	4	－	515,529	516,226	397,500	－
富山	36	36	－	－	209,667	209,667	－	－
石川	76	53	2	21	538,539	556,000	221,500	524,667
福井	198	190	－	8	336,556	334,742	－	379,625
山梨	－	－	－	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡	979	910	69	－	453,995	444,755	575,855	－
愛知	1,775	1,775	－	－	469,446	469,446	－	－
三重	748	662	73	13	408,627	383,530	630,603	440,154
滋賀	－	－	－	－	－	－	－	－
京都	42	38	4	－	249,048	252,474	216,500	－
大阪	4,581	4,581	－	－	521,471	521,471	－	－
兵庫	3,352	3,333	16	3	500,761	500,491	420,500	1,228,667
奈良	2	2	－	－	205,000	205,000	－	－
和歌山	411	371	－	40	427,891	466,396	－	70,750
鳥取	57	47	－	10	308,000	278,064	－	448,700
島根	515	355	4	156	523,779	374,817	331,750	867,686
岡山	1,810	1,808	2	－	446,603	446,859	215,500	－
広島	4,576	4,572	2	2	411,894	411,834	835,500	125,000
山口	2,912	2,842	10	60	504,273	508,781	222,400	337,717
徳島	935	935	－	－	406,690	406,690	－	－
香川	1,067	1,057	10	－	432,545	431,274	566,800	－
愛媛	6,940	6,343	312	285	431,607	434,350	403,619	401,204
高知	275	237	21	17	644,636	397,414	300,000	4,516,941
福岡	3,748	3,698	4	46	508,411	511,492	336,000	275,674
佐賀	450	450	－	－	439,076	439,076	－	－
長崎	4,216	2,419	325	1,472	488,208	421,221	424,680	612,318
熊本	1,168	976	186	6	272,892	250,196	391,597	285,000
大分	1,150	1,140	10	－	496,562	497,200	423,800	－
宮崎	449	355	13	81	453,196	304,589	263,154	1,135,000
鹿児島	1,770	1,558	88	124	500,923	499,201	683,920	392,685
沖縄	1,442	1,427	11	4	442,812	443,253	479,000	186,000

第３表　被保険者数・被扶養者数及び扶養率

（年度末現在）

都道府県別	被保険者数			被扶養者数			扶養率
	総数	強制適用	疾病任意継続適用	総数	男子	女子	
総数	57,566	54,509	3,057	64,161	18,137	46,024	1.115
北海道	3,122	2,622	500	3,484	1,052	2,432	1.116
青森	1,074	966	108	1,030	262	768	0.959
岩手	488	373	115	415	107	308	0.850
宮城	1,659	1,207	452	1,348	339	1,009	0.813
秋田	166	151	15	184	58	126	1.108
山形	147	126	21	149	42	107	1.014
福島	546	471	75	517	149	368	0.947
茨城	837	817	20	899	244	655	1.074
栃木	－	－	－	－	－	－	－
群馬	2	－	2	2	－	2	1.000
埼玉	12	4	8	6	1	5	0.500
千葉	1,236	1,171	65	1,293	365	928	1.046
東京	5,627	5,612	15	8,030	2,064	5,966	1.427
神奈川	3,026	2,995	31	2,810	829	1,981	0.929
新潟	485	457	28	502	171	331	1.035
富山	146	129	17	106	27	79	0.726
石川	511	402	109	468	156	312	0.916
福井	401	397	4	450	140	310	1.122
山梨	－	－	－	－	－	－	－
長野	1	－	1	－	－	－	－
岐阜	1	－	1	－	－	－	－
静岡	1,489	1,457	32	1,574	449	1,125	1.057
愛知	893	877	16	992	294	698	1.111
三重	976	935	41	1,099	334	765	1.126
滋賀	－	－	－	－	－	－	－
京都	74	71	3	70	21	49	0.946
大阪	2,870	2,845	25	3,234	925	2,309	1.127
兵庫	3,108	3,034	74	3,880	1,111	2,769	1.248
奈良	3	2	1	1	－	1	0.333
和歌山	396	392	4	494	139	355	1.247
鳥取	648	613	35	671	203	468	1.035
島根	977	927	50	1,045	356	689	1.070
岡山	1,262	1,247	15	1,523	437	1,086	1.207
広島	3,159	3,103	56	3,420	909	2,511	1.083
山口	2,345	2,189	156	2,526	695	1,831	1.077
徳島	1,397	1,356	41	1,653	450	1,203	1.183
香川	1,101	1,069	32	1,179	326	853	1.071
愛媛	4,449	4,356	93	4,946	1,317	3,629	1.112
高知	951	852	99	636	183	453	0.669
福岡	2,341	2,240	101	2,649	740	1,909	1.132
佐賀	351	333	18	420	128	292	1.197
長崎	3,202	3,013	189	3,793	1,148	2,645	1.185
熊本	1,415	1,337	78	1,519	444	1,075	1.073
大分	1,081	1,017	64	1,194	330	864	1.105
宮崎	1,259	1,176	83	1,088	333	755	0.864
鹿児島	1,476	1,342	134	1,575	421	1,154	1.067
沖縄	856	826	30	1,287	438	849	1.504

注　被保険者数については、職務外給付の対象ではない75歳以上の者を含まない。

第４表　被保険者数・被扶養者数年齢別内訳

（年度末現在）

都道府県別	被保険者数			
	総数	年齢別内訳		
		70歳未満	高齢受給者（一般）	高齢受給者（現役並み所得者）
総数	57,566	56,075	805	686
北海道	3,122	3,044	27	51
青森	1,074	1,049	14	11
岩手	488	478	3	7
宮城	1,659	1,601	21	37
秋田	166	163	3	－
山形	147	141	6	－
福島	546	528	5	13
茨城	837	822	4	11
栃木	－	－	－	－
群馬	2	2	－	－
埼玉	12	10	1	1
千葉	1,236	1,184	42	10
東京	5,627	5,575	18	34
神奈川	3,026	2,966	40	20
新潟	485	481	3	1
富山	146	134	7	5
石川	511	499	7	5
福井	401	399	2	－
山梨	－	－	－	－
長野	1	1	－	－
岐阜	1	1	－	－
静岡	1,489	1,452	20	17
愛知	893	882	8	3
三重	976	954	12	10
滋賀	－	－	－	－
京都	74	74	－	－
大阪	2,870	2,778	64	28
兵庫	3,108	3,045	34	29
奈良	3	2	－	1
和歌山	396	383	8	5
鳥取	648	647	－	1
島根	977	953	13	11
岡山	1,262	1,212	26	24
広島	3,159	3,031	56	72
山口	2,345	2,280	42	23
徳島	1,397	1,342	37	18
香川	1,101	1,048	33	20
愛媛	4,449	4,313	65	71
高知	951	916	17	18
福岡	2,341	2,299	22	20
佐賀	351	344	4	3
長崎	3,202	3,139	31	32
熊本	1,415	1,360	37	18
大分	1,081	1,029	39	13
宮崎	1,259	1,228	16	15
鹿児島	1,476	1,441	9	26
沖縄	856	845	9	2

注　被保険者数については、職務外給付の対象ではない75歳以上の者を含まない。

第４表（続）　被保険者数・被扶養者数年齢別内訳

（年度末現在）

都道府県別	被扶養者数				
	総数	年齢別内訳			
		義務教育就学前	義務教育就学以上７０歳未満	高齢受給者（一般）	高齢受給者（現役並み所得者）
総数	64,161	9,803	52,863	1,380	115
北海道	3,484	662	2,763	50	9
青森	1,030	146	865	18	1
岩手	415	67	340	7	1
宮城	1,348	149	1,161	34	4
秋田	184	41	138	5	－
山形	149	19	120	10	－
福島	517	74	434	8	1
茨城	899	190	690	19	－
栃木	－	－	－	－	－
群馬	2	－	2	－	－
埼玉	6	－	6	－	－
千葉	1,293	275	981	36	1
東京	8,030	1,241	6,608	158	23
神奈川	2,810	580	2,182	47	1
新潟	502	77	416	9	－
富山	106	11	91	3	1
石川	468	87	372	9	－
福井	450	111	331	8	－
山梨	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－
静岡	1,574	232	1,305	33	4
愛知	992	191	787	14	－
三重	1,099	198	874	26	1
滋賀	－	－	－	－	－
京都	70	14	52	4	－
大阪	3,234	420	2,727	83	4
兵庫	3,880	555	3,245	78	2
奈良	1	－	1	－	－
和歌山	494	58	424	11	1
鳥取	671	115	549	7	－
島根	1,045	256	765	22	2
岡山	1,523	217	1,266	34	6
広島	3,420	409	2,923	78	10
山口	2,526	300	2,176	46	4
徳島	1,653	199	1,419	31	4
香川	1,179	148	993	33	5
愛媛	4,946	558	4,253	122	13
高知	636	65	542	29	－
福岡	2,649	432	2,161	52	4
佐賀	420	72	337	10	1
長崎	3,793	620	3,086	82	5
熊本	1,519	207	1,271	40	1
大分	1,194	117	1,042	32	3
宮崎	1,088	170	882	35	1
鹿児島	1,575	262	1,279	32	2
沖縄	1,287	258	1,004	25	－

第5表　保険給付

（被保険者分）

都道府県別	加入者総計		被保険者								
			合計		診療						
					計			入院			
	件数	金額	件数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額	
		千円		千円			千円			千円	
総数	1,416,812	22,608,773	518,595	10,995,117	333,199	582,060	6,763,805	7,583	82,750	3,561,144	
北海道	96,641	1,727,418	34,633	852,703	21,590	39,111	485,031	562	6,638	276,246	
青森	45,087	617,480	16,132	313,185	10,370	19,082	208,435	231	2,555	104,207	
岩手	31,219	525,355	10,097	223,719	6,650	11,201	132,285	144	1,284	69,147	
宮城	91,255	1,557,213	32,790	768,137	21,413	38,972	488,953	527	5,623	230,530	
秋田	7,650	104,747	3,059	46,790	1,872	3,218	30,322	31	317	15,335	
山形	7,443	89,297	2,424	39,583	1,549	2,624	26,312	28	322	14,054	
福島	18,396	253,847	7,868	123,048	4,711	7,729	65,725	76	775	30,374	
茨城	12,780	205,848	5,500	130,855	3,674	6,143	82,529	68	776	38,285	
栃木	959	13,159	218	6,687	159	315	6,248	7	101	5,087	
群馬	868	17,154	215	2,342	170	267	2,037	3	7	322	
埼玉	4,954	45,662	1,289	20,765	879	1,582	14,977	16	153	7,146	
千葉	49,844	666,966	19,128	316,302	12,398	21,010	235,740	213	2,263	115,518	
東京	24,689	631,214	9,017	351,813	5,362	8,528	81,712	69	568	33,734	
神奈川	46,172	596,531	17,521	306,398	10,986	17,337	181,610	154	1,338	88,224	
新潟	12,346	166,850	5,443	82,810	3,593	5,569	52,254	61	723	24,560	
富山	4,346	65,364	1,916	42,561	1,286	2,155	32,757	34	345	16,415	
石川	16,823	360,557	6,798	182,645	4,701	8,691	121,396	163	1,773	75,971	
福井	7,634	89,721	2,797	35,333	2,013	3,075	27,306	23	187	7,934	
山梨	259	1,893	76	1,050	57	76	924	1	8	626	
長野	666	5,095	229	1,800	176	279	1,419	1	2	54	
岐阜	765	6,541	192	1,538	134	198	1,126	2	2	131	
静岡	31,074	410,952	12,023	219,227	7,573	11,820	97,568	108	1,045	34,325	
愛知	20,437	266,677	7,655	141,337	5,146	7,974	83,315	77	638	39,597	
三重	28,714	415,370	10,881	213,649	7,166	11,519	116,165	118	1,216	54,946	
滋賀	594	5,989	131	1,190	94	137	1,079	3	10	437	
京都	4,191	71,740	1,432	37,724	1,041	1,730	26,706	27	290	12,787	
大阪	25,373	514,650	9,426	300,459	5,718	10,260	159,126	155	1,536	104,338	
兵庫	65,838	1,019,958	24,062	514,266	15,504	25,664	299,448	274	3,498	160,845	
奈良	1,227	13,898	336	6,662	257	386	5,998	4	38	4,094	
和歌山	9,834	131,302	4,059	69,137	2,780	4,532	47,349	51	561	24,493	
鳥取	15,963	295,264	6,310	165,330	4,458	7,773	93,500	109	1,151	49,029	
島根	25,003	424,063	9,489	196,096	6,105	10,109	111,021	109	1,014	53,121	
岡山	15,755	260,591	5,262	125,122	3,556	5,651	68,569	74	819	33,680	
広島	50,365	750,192	19,405	382,710	11,843	19,736	211,137	224	2,085	101,504	
山口	64,302	1,074,203	24,667	513,005	15,743	28,696	327,454	362	4,430	188,634	
徳島	23,361	357,550	8,264	151,810	5,248	8,632	102,190	120	1,033	52,218	
香川	23,117	352,982	8,762	167,835	5,971	9,972	101,576	104	1,248	43,191	
愛媛	63,265	1,079,894	22,009	506,153	14,928	25,885	288,906	297	3,201	132,467	
高知	27,793	618,111	10,860	283,198	6,930	13,175	187,313	237	2,358	103,828	
福岡	68,933	1,139,602	25,016	547,601	15,862	29,746	381,628	433	5,343	230,169	
佐賀	16,802	205,270	5,547	77,701	3,390	6,161	47,453	74	801	17,874	
長崎	128,316	1,906,555	45,187	849,563	28,427	50,593	548,583	759	8,254	285,726	
熊本	49,987	808,057	15,354	380,074	9,840	19,398	284,003	344	4,756	189,428	
大分	39,459	641,519	14,994	312,558	10,082	17,514	220,046	298	2,797	119,190	
宮崎	48,269	706,710	16,225	279,496	10,088	18,335	201,586	243	3,091	108,972	
鹿児島	60,256	996,531	24,034	518,425	15,300	28,999	344,398	423	4,427	192,569	
沖縄	27,788	393,231	9,863	184,728	6,406	10,501	128,592	142	1,350	69,782	

注1.　制度改正により、平成22年1月以降において、平成21年12月まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険より

注2.　高齢受給者分の現金給付（入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）、療養費、移送費、高額療養費、その他の現金給付）は

注3.　入院時食事療養費（標準負担額差額支給を除く）の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

注4.　傷病手当金（職務上）の金額は、傷病手当特別支給金の支給金額を含んでいる。

注5.　葬祭料（職務外）及び家族葬祭料の金額は、葬祭料付加金の支給金額を含んでいる。

決　定　状　況（疾病給付）

険者分								
療費						薬剤支給		
入院外			歯科					
件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	処方箋枚数	金額
		千円			千円			千円
257,883	358,100	2,417,904	67,733	141,210	784,756	159,362	183,302	1,471,143
16,694	23,080	152,136	4,334	9,393	56,649	11,516	13,126	119,734
8,375	12,238	77,096	1,764	4,289	27,131	5,342	6,311	53,813
5,095	6,789	44,521	1,411	3,128	18,617	3,162	3,521	35,333
16,811	24,623	211,194	4,075	8,726	47,229	10,221	11,846	109,600
1,514	2,165	10,788	327	736	4,199	1,073	1,255	7,921
1,233	1,686	9,238	288	616	3,020	793	916	9,920
3,741	5,181	27,288	894	1,773	8,063	2,741	3,171	20,343
2,782	3,794	35,481	824	1,573	8,763	1,476	1,686	11,116
116	150	944	36	64	218	59	66	376
112	143	1,145	55	117	570	45	49	299
590	914	5,045	273	515	2,786	402	471	2,369
9,578	13,667	95,266	2,607	5,080	24,956	6,071	6,923	41,656
4,026	5,546	32,511	1,267	2,414	15,467	2,017	2,259	15,797
8,125	10,866	66,208	2,707	5,133	27,178	5,608	6,335	37,286
2,707	3,259	19,633	825	1,587	8,061	1,672	1,839	10,711
978	1,267	13,542	274	543	2,800	510	583	3,707
3,668	5,027	35,439	870	1,891	9,986	1,718	1,962	21,923
1,568	2,062	15,174	422	826	4,198	628	750	4,187
44	51	217	12	17	81	19	25	121
95	131	652	80	146	712	53	61	380
94	133	644	38	63	351	58	69	412
5,901	7,766	46,930	1,564	3,009	16,313	3,859	4,323	32,697
3,952	5,312	32,377	1,117	2,024	11,340	2,118	2,413	19,070
5,513	7,348	44,153	1,535	2,955	17,067	3,101	3,568	26,043
61	77	399	30	50	243	37	40	105
743	973	10,958	271	467	2,960	331	397	3,212
4,171	6,007	38,731	1,392	2,717	16,057	2,326	2,681	16,458
11,841	15,957	102,450	3,389	6,209	36,153	6,916	7,979	54,234
169	212	1,272	84	136	632	79	85	637
2,228	3,004	17,696	501	967	5,159	1,048	1,222	11,994
3,418	4,668	31,490	931	1,954	12,981	1,581	1,859	18,474
4,882	7,063	45,710	1,114	2,032	12,190	2,921	3,455	36,468
2,743	3,492	26,844	739	1,340	8,046	1,273	1,467	9,572
9,242	12,847	83,771	2,377	4,804	25,862	6,307	7,256	56,978
12,330	17,657	103,025	3,051	6,609	35,795	7,969	9,291	78,844
4,030	5,372	37,729	1,098	2,227	12,243	2,358	2,678	22,630
4,602	6,276	43,845	1,265	2,448	14,540	2,312	2,592	20,496
11,519	16,301	123,216	3,112	6,383	33,223	5,361	6,175	59,783
5,373	7,818	66,165	1,320	2,999	17,319	3,471	4,018	41,503
12,056	16,624	109,936	3,373	7,779	41,523	7,935	9,218	66,905
2,774	4,206	23,737	542	1,154	5,842	1,976	2,360	15,190
22,011	29,982	190,267	5,657	12,357	72,590	14,954	17,098	150,030
7,526	10,425	72,881	1,970	4,217	21,694	4,937	5,656	44,544
7,951	10,696	78,117	1,833	4,021	22,739	4,276	5,025	40,559
7,927	10,826	68,041	1,918	4,418	24,574	5,697	6,486	50,572
12,093	18,093	120,330	2,784	6,479	31,499	7,973	9,317	63,776
4,881	6,326	43,674	1,383	2,825	15,135	3,062	3,419	23,367

支給される（平成22年1月以降の災害に限る）ようになっている。

被保険者分及び被扶養者分の現金給付に含まれている。

（被保険者分）

都道府県別	被保										
	入院時食事療養費（標準負担額差額支給を除く）			訪問看護療養費			入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）			療養費	
	件数	回数	金額	件数	日数	金額	件数	回数	金額	件数	金額
			千円			千円			千円		千円
総数	6,860	187,732	80,422	90	598	4,991	－	－	－	16,800	137,379
北海道	501	15,226	6,658	3	17	164	－	－	－	697	3,631
青森	187	4,783	2,232	－	－	－	－	－	－	236	1,798
岩手	138	3,054	1,241	－	－	－	－	－	－	120	648
宮城	468	12,322	5,431	8	91	633	－	－	－	632	13,213
秋田	28	776	308	－	－	－	－	－	－	66	376
山形	27	725	279	－	－	－	－	－	－	60	367
福島	62	1,318	580	－	－	－	－	－	－	309	1,618
茨城	65	1,930	709	2	10	83	－	－	－	242	1,095
栃木	6	199	63	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬	3	11	6	－	－	－	－	－	－	－	－
埼玉	14	330	152	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉	195	5,267	2,283	4	7	54	－	－	－	491	2,560
東京	69	1,494	647	－	－	－	－	－	－	1,069	8,588
神奈川	146	3,115	1,531	－	－	－	－	－	－	640	3,430
新潟	57	1,809	846	－	－	－	－	－	－	112	424
富山	33	767	349	4	11	94	－	－	－	85	884
石川	154	4,390	1,759	－	－	－	－	－	－	291	1,606
福井	16	312	111	－	－	－	－	－	－	129	548
山梨	1	19	6	－	－	－	－	－	－	－	－
長野	1	3	0	－	－	－	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡	94	2,258	767	12	104	1,107	－	－	－	366	4,342
愛知	70	1,417	707	－	－	－	－	－	－	270	1,177
三重	114	2,880	1,349	－	－	－	－	－	－	402	3,181
滋賀	3	14	6	－	－	－	－	－	－	－	－
京都	27	676	329	－	－	－	－	－	－	21	109
大阪	138	3,097	1,438	－	－	－	－	－	－	980	4,852
兵庫	264	8,669	4,442	9	60	386	－	－	－	1,057	5,570
奈良	3	92	26	－	－	－	－	－	－	－	－
和歌山	45	1,307	584	－	－	－	－	－	－	177	735
鳥取	96	2,420	1,165	－	－	－	－	－	－	81	476
島根	90	1,897	785	11	45	565	－	－	－	218	1,287
岡山	52	1,221	589	－	－	－	－	－	－	288	1,357
広島	203	4,652	2,185	△ 2	△ 2	△ 24	－	－	－	814	4,134
山口	333	10,212	4,091	1	1	16	－	－	－	635	3,842
徳島	106	2,147	804	－	－	－	－	－	－	568	2,456
香川	91	2,315	961	1	1	18	－	－	－	339	1,623
愛媛	253	6,800	2,963	3	39	294	－	－	－	1,165	8,636
高知	204	5,232	2,385	4	16	126	－	－	－	241	3,903
福岡	396	13,000	5,438	－	－	－	－	－	－	927	4,852
佐賀	68	1,950	672	5	20	182	－	－	－	90	352
長崎	685	18,354	7,502	15	90	692	－	－	－	1,122	4,560
熊本	330	12,053	4,234	－	－	－	－	－	－	352	3,151
大分	280	6,390	2,799	6	64	422	－	－	－	452	2,217
宮崎	224	7,564	3,465	1	2	21	－	－	－	286	1,081
鹿児島	387	10,241	4,353	3	22	158	－	－	－	480	31,755
沖縄	133	3,024	1,191	－	－	－	－	－	－	290	946

決　定　状　況（疾病給付）

険者分									
移送費		高額療養費							
		一般分				多数該当負担軽減分			
		入院		その他		入院		その他	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	千円		千円		千円		千円		千円
10	6,560	－	－	408	22,043	－	－	295	11,730
－	－	－	－	21	946	－	－	20	592
－	－	－	－	9	432	－	－	2	6
－	－	－	－	2	28	－	－	3	97
3	483	－	－	14	462	－	－	15	612
－	－	－	－	3	218	－	－	1	13
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	5	422	－	－	5	96
－	－	－	－	1	2	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	17	1,044	－	－	23	751
1	2,415	－	－	18	1,043	－	－	34	1,769
－	－	－	－	15	840	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	3	161	－	－	2	24
－	－	－	－	4	100	－	－	9	310
－	－	－	－	1	25	－	－	6	218
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	12	999	－	－	1	13
－	－	－	－	8	321	－	－	1	4
2	1,819	－	－	8	805	－	－	2	53
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	2	32	－	－	10	341
－	－	－	－	14	354	－	－	7	239
－	－	－	－	31	2,320	－	－	14	876
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	5	277	－	－	1	55
－	－	－	－	1	9	－	－	4	96
－	－	－	－	10	606	－	－	14	1,029
－	－	－	－	13	479	－	－	2	34
－	－	－	－	23	1,333	－	－	11	665
－	－	－	－	20	858	－	－	8	591
－	－	－	－	10	848	－	－	2	33
－	－	－	－	7	334	－	－	1	13
－	－	－	－	34	1,550	－	－	36	649
3	308	－	－	6	279	－	－	6	142
－	－	－	－	16	836	－	－	10	1,301
－	－	－	－	3	61	－	－	－	－
－	－	－	－	24	588	－	－	27	607
－	－	－	－	19	1,005	－	－	4	104
－	－	－	－	8	828	－	－	2	52
－	－	－	－	8	916	－	－	2	16
1	1,535	－	－	7	547	－	－	10	331
－	－	－	－	6	135	－	－	－	－

※高額療養費の入院分はその他分として計上している。

（被保険者分）

都道府県別	被保								
	傷病手当金								
	計			職務上			職務外		
	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額
			千円			千円			千円
総数	7,118	251,751	2,193,712	288	17,048	233,923	6,830	234,703	1,959,789
北海道	598	17,715	193,129	75	2,382	29,835	523	15,333	163,294
青森	141	5,210	39,146	−	−	−	141	5,210	39,146
岩手	134	5,059	48,245	25	964	14,693	109	4,095	33,553
宮城	413	13,307	131,205	22	1,139	22,391	391	12,168	108,814
秋田	35	1,074	4,953	−	−	−	35	1,074	4,953
山形	19	628	2,010	−	−	−	19	628	2,010
福島	87	3,685	30,067	6	366	4,295	81	3,319	25,772
茨城	81	3,205	28,984	−	−	−	81	3,205	28,984
栃木	−	−	−	−	−	−	−	−	−
群馬	−	−	−	−	−	−	−	−	−
埼玉	6	180	1,889	1	58	1,076	5	122	813
千葉	109	4,253	26,839	3	133	3,027	106	4,120	23,812
東京	454	16,553	222,235	5	396	13,948	449	16,157	208,287
神奈川	240	9,613	70,765	5	731	7,867	235	8,882	62,897
新潟	55	1,899	16,522	1	81	1,096	54	1,818	15,426
富山	19	444	3,320	−	−	−	19	444	3,320
石川	65	3,593	33,672	2	863	19,236	63	2,730	14,436
福井	11	390	2,323	−	−	−	11	390	2,323
山梨	−	−	−	−	−	−	−	−	−
長野	−	−	−	−	−	−	−	−	−
岐阜	−	−	−	−	−	−	−	−	−
静岡	157	5,622	70,124	−	−	−	157	5,622	70,124
愛知	101	3,295	33,366	9	274	3,081	92	3,021	30,285
三重	172	6,681	57,536	17	790	8,204	155	5,891	49,332
滋賀	−	−	−	−	−	−	−	−	−
京都	25	762	6,156	−	−	−	25	762	6,156
大阪	353	11,995	107,444	4	366	5,536	349	11,629	101,909
兵庫	449	14,959	126,982	13	572	5,133	436	14,387	121,849
奈良	−	−	−	−	−	−	−	−	−
和歌山	45	1,173	7,272	12	365	3,647	33	808	3,626
鳥取	131	4,083	42,175	−	−	−	131	4,083	42,175
島根	153	4,903	35,286	−	−	−	153	4,903	35,286
岡山	117	4,369	40,721	12	799	12,214	105	3,570	28,507
広島	348	12,456	95,135	28	1,269	10,995	320	11,187	84,140
山口	263	10,798	90,242	11	1,461	21,764	252	9,337	68,479
徳島	52	2,811	19,451	−	−	−	52	2,811	19,451
香川	112	5,260	38,104	16	971	7,660	96	4,289	30,444
愛媛	433	14,914	128,343	−	−	−	433	14,914	128,343
高知	166	6,838	42,837	14	1,227	10,129	152	5,611	32,708
福岡	205	8,211	73,904	1	658	15,259	204	7,553	58,646
佐賀	79	2,102	12,944	−	−	−	79	2,102	12,944
長崎	531	17,288	120,563	4	686	6,449	527	16,602	114,114
熊本	187	6,037	39,653	−	−	−	187	6,037	39,653
大分	151	5,200	40,003	−	−	−	151	5,200	40,003
宮崎	118	3,485	19,015	−	−	−	118	3,485	19,015
鹿児島	215	8,225	62,462	1	314	4,408	214	7,911	58,055
沖縄	88	3,476	28,685	1	183	1,981	87	3,293	26,704

決　定　状　況（疾病給付）

被保険者分

休業手当金			葬祭料						出産育児一時金		出産手当金		
			計		職務上		職務外						
件数	日数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	日数	金額
		千円		千円		千円		千円		千円			千円
1,133	50,278	180,158	147	109,451	7	6,902	140	102,549	10	4,184	23	1,687	9,539
181	7,714	36,136	7	6,682	—	—	7	6,682	—	—	—	—	—
27	1,475	4,451	5	2,872	—	—	5	2,872	—	—	—	—	—
23	881	3,925	3	1,915	1	880	2	1,035	—	—	—	—	—
69	3,068	15,906	2	1,640	—	—	2	1,640	—	—	—	—	—
5	164	199	4	2,480	—	—	4	2,480	—	—	—	—	—
2	67	214	1	480	—	—	1	480	—	—	—	—	—
7	238	1,858	3	2,340	—	—	3	2,340	—	—	—	—	—
20	1,200	3,116	4	3,220	—	—	4	3,220	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	34	315	1	1,063	1	1,063	—	—	—	—	—	—	—
9	432	836	5	4,117	1	1,657	4	2,460	1	420	—	—	—
56	2,463	11,408	6	6,199	—	—	6	6,199	—	—	—	—	—
28	1,951	5,975	4	4,960	—	—	4	4,960	—	—	—	—	—
10	341	1,242	1	812	1	812	—	—	—	—	—	—	—
6	97	787	1	480	—	—	1	480	—	—	—	—	—
9	449	1,200	1	680	—	—	1	680	—	—	—	—	—
9	525	616	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	2,068	7,844	2	840	—	—	2	840	1	420	3	470	2,507
8	325	837	—	—	—	—	—	—	1	420	2	251	2,120
28	1,306	6,698	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	2	20	1	820	—	—	1	820	—	—	—	—	—
21	1,194	3,804	6	6,340	—	—	6	6,340	1	404	—	—	—
73	3,643	12,043	9	7,966	—	—	9	7,966	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	263	870	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	1,446	7,796	2	1,640	—	—	2	1,640	—	—	—	—	—
54	2,370	6,769	3	2,280	—	—	3	2,280	—	—	—	—	—
10	547	1,740	2	1,640	—	—	2	1,640	1	420	—	—	—
55	2,440	6,968	6	4,200	—	—	6	4,200	—	—	—	—	—
23	944	3,276	5	3,792	—	—	5	3,792	—	—	—	—	—
24	982	2,722	2	676	—	—	2	676	—	—	—	—	—
14	908	1,963	5	2,745	1	502	4	2,244	—	—	—	—	—
38	1,782	5,863	11	9,164	—	—	11	9,164	—	—	—	—	—
28	1,062	2,076	5	2,327	—	—	5	2,327	—	—	—	—	—
46	1,576	4,831	5	3,528	1	1,028	4	2,500	3	1,260	7	591	3,117
3	179	246	1	600	—	—	1	600	—	—	—	—	—
73	2,647	7,701	11	7,520	—	—	11	7,520	2	840	1	85	378
10	607	1,225	5	2,156	—	—	5	2,156	—	—	—	—	—
12	772	1,871	5	3,760	—	—	5	3,760	—	—	—	—	—
21	675	905	4	1,920	—	—	4	1,920	—	—	—	—	—
28	1,134	2,964	7	4,728	1	959	6	3,768	—	—	10	290	1,417
9	307	945	2	868	—	—	2	868	—	—	—	—	—

第5表（続）　保険給付

（被扶養者分）

都道府県別	合計		被扶養						
			診						
			計			入院			入
	件数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数
		千円			千円			千円	
総数	830,617	10,036,783	535,253	908,186	7,625,325	8,337	91,958	3,245,081	429,971
北海道	58,216	776,465	36,477	62,641	581,787	838	7,975	282,597	29,230
青森	26,698	259,411	16,592	27,735	191,517	183	1,874	66,425	13,723
岩手	19,767	271,093	13,206	23,273	217,931	250	3,656	96,729	10,464
宮城	54,084	673,783	35,772	57,099	529,911	401	4,434	212,182	28,954
秋田	4,181	45,107	2,649	4,045	28,313	41	279	11,279	2,103
山形	4,605	41,956	2,976	4,590	31,174	38	280	10,662	2,427
福島	9,593	107,281	5,876	9,868	75,769	104	1,191	33,320	4,897
茨城	6,817	69,450	4,386	6,658	44,707	49	340	11,102	3,337
栃木	677	5,751	481	724	4,500	3	31	1,472	377
群馬	583	7,091	431	746	5,735	6	115	2,838	351
埼玉	3,522	22,873	2,242	3,558	17,160	24	117	3,597	1,832
千葉	28,475	295,849	18,827	30,506	237,564	262	2,260	98,715	15,017
東京	15,246	256,985	8,229	14,014	165,244	123	1,457	98,197	6,584
神奈川	27,443	271,440	16,835	26,484	191,863	157	1,252	83,396	13,548
新潟	6,366	69,689	4,164	6,505	57,343	63	803	28,782	3,340
富山	2,223	19,749	1,489	2,238	14,443	25	172	4,953	1,212
石川	9,135	148,321	6,329	11,288	120,933	141	1,816	61,453	5,136
福井	4,624	49,922	3,307	5,213	37,841	49	309	10,408	2,755
山梨	183	843	116	157	576	－	－	－	87
長野	418	3,155	292	434	2,636	5	34	931	241
岐阜	573	5,003	390	596	3,996	5	37	1,700	303
静岡	17,589	169,085	11,086	17,625	122,860	146	1,511	45,433	8,955
愛知	12,010	108,903	8,106	13,067	81,991	93	909	26,046	6,378
三重	16,486	177,863	10,965	17,787	134,327	140	1,379	49,758	8,686
滋賀	405	3,350	271	395	2,234	3	13	416	206
京都	2,629	27,061	1,941	2,831	21,282	24	160	6,685	1,544
大阪	14,466	177,989	9,058	15,566	126,248	133	1,601	59,916	7,195
兵庫	38,633	432,569	25,955	42,170	321,744	300	3,291	116,304	20,282
奈良	848	6,657	579	859	5,271	12	40	1,617	495
和歌山	5,132	49,233	3,625	5,628	38,775	30	256	13,161	2,874
鳥取	8,966	102,199	6,421	10,345	82,077	126	1,047	32,487	5,332
島根	14,177	206,694	9,270	16,374	153,914	229	2,599	77,371	7,656
岡山	9,722	109,492	6,508	10,646	81,778	68	547	25,616	5,157
広島	27,932	312,944	17,552	29,796	225,750	236	2,448	91,978	14,090
山口	35,551	470,957	22,334	41,112	342,150	347	5,152	140,129	18,000
徳島	13,589	165,959	8,893	14,638	127,034	121	1,443	59,134	6,916
香川	12,949	152,192	8,738	14,890	109,914	115	1,186	43,670	6,960
愛媛	37,607	477,671	25,527	45,029	361,775	385	4,163	133,758	19,884
高知	15,019	293,645	9,801	16,299	254,346	128	1,600	49,882	7,890
福岡	41,153	537,054	26,067	46,380	427,513	450	4,725	214,922	20,574
佐賀	10,529	115,227	6,638	11,540	84,203	74	727	38,454	5,456
長崎	77,205	917,211	49,351	85,564	701,017	888	10,742	333,984	39,527
熊本	31,839	366,596	19,754	33,729	261,739	297	3,432	111,153	16,573
大分	22,418	293,392	14,877	26,633	240,347	311	3,743	114,920	12,265
宮崎	29,043	340,956	18,102	32,482	269,413	332	4,099	125,516	14,618
鹿児島	34,331	427,804	22,005	40,901	336,787	411	5,206	149,694	17,878
沖縄	16,960	192,865	10,763	17,528	149,894	171	1,507	62,339	8,662

決　定　状　況（疾病給付）

者分										
療費					（再掲）義務教育就学前					
院外		歯科			計			入院		
日数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額
	千円			千円			千円			千円
641,652	3,561,347	96,945	174,576	818,896	103,949	173,906	1,333,578	1,718	11,441	602,415
42,184	236,767	6,409	12,482	62,424	8,252	13,355	106,293	230	1,143	48,835
20,724	100,526	2,686	5,137	24,566	2,532	4,226	19,215	28	107	3,334
15,011	98,391	2,492	4,606	22,811	1,904	3,277	36,547	52	455	20,965
41,272	266,607	6,417	11,393	51,122	3,480	5,101	27,350	26	163	7,226
2,915	13,158	505	851	3,876	546	902	7,279	18	101	3,979
3,488	17,025	511	822	3,486	643	986	5,331	11	53	1,818
7,118	35,292	875	1,559	7,157	1,121	1,736	11,375	21	122	4,603
4,444	25,145	1,000	1,874	8,459	1,195	1,825	12,562	14	66	3,328
532	2,177	101	161	851	107	157	1,334	1	5	530
518	2,310	74	113	587	108	166	1,016	1	8	324
2,789	10,359	386	652	3,204	626	988	3,992	5	15	229
22,446	112,311	3,548	5,800	26,538	5,190	7,960	68,713	77	470	35,266
9,934	52,644	1,522	2,623	14,402	1,905	3,808	84,072	53	737	70,394
19,945	83,793	3,130	5,287	24,674	5,006	8,454	84,669	52	542	49,997
4,492	23,073	761	1,210	5,487	673	1,098	13,131	13	125	5,475
1,603	7,065	252	463	2,425	426	637	4,368	13	53	1,695
7,413	50,290	1,052	2,059	9,190	1,152	2,282	30,015	47	569	19,209
4,080	23,553	503	824	3,879	1,077	1,663	8,451	16	67	1,790
118	371	29	39	205	38	54	214	—	—	—
305	1,334	46	95	371	76	112	1,093	2	14	636
448	1,722	82	111	574	92	156	689	1	7	150
12,880	63,471	1,985	3,234	13,956	2,342	3,634	21,443	27	146	6,779
9,567	43,268	1,635	2,591	12,677	2,228	3,738	21,677	28	119	5,368
12,848	67,236	2,139	3,560	17,334	2,112	3,245	20,541	20	131	7,806
278	1,374	62	104	444	111	170	976	2	10	331
2,014	11,873	373	657	2,724	510	755	6,950	11	59	2,160
10,821	49,939	1,730	3,144	16,393	1,793	2,906	25,395	24	192	11,405
30,020	158,747	5,373	8,859	46,693	4,776	7,733	58,882	61	389	26,580
719	3,200	72	100	454	79	118	795	4	12	341
4,079	18,639	721	1,293	6,974	428	693	3,193	2	10	327
7,681	41,315	963	1,617	8,275	1,327	2,047	13,294	29	126	4,509
11,342	63,895	1,385	2,433	12,648	2,345	3,885	27,250	62	250	10,783
8,056	44,993	1,283	2,043	11,169	1,555	2,567	16,140	12	70	5,443
21,539	104,790	3,226	5,809	28,982	3,965	6,663	52,359	67	643	24,564
28,564	167,499	3,987	7,396	34,521	3,818	7,064	45,725	63	369	17,787
10,065	52,277	1,856	3,130	15,624	1,483	2,732	26,555	24	229	15,510
10,869	52,540	1,663	2,835	13,705	1,724	2,826	13,416	24	76	2,246
31,817	190,245	5,258	9,049	37,772	4,871	8,749	57,246	79	399	20,699
11,237	187,896	1,783	3,462	16,568	919	1,523	10,190	14	84	2,637
31,896	165,554	5,043	9,759	47,038	5,729	9,941	63,625	82	418	18,374
8,815	36,852	1,108	1,998	8,897	1,364	2,411	18,080	17	133	8,513
58,079	291,510	8,936	16,743	75,523	7,923	12,922	79,243	94	512	27,200
25,214	127,887	2,884	5,083	22,699	4,471	7,943	54,649	72	397	22,301
18,409	105,530	2,301	4,481	19,898	2,349	4,601	45,017	64	781	27,924
22,046	115,447	3,152	6,337	28,450	3,268	5,614	31,917	41	188	6,590
28,674	160,017	3,716	7,021	27,075	3,451	5,690	44,515	61	388	19,475
12,344	71,441	1,930	3,677	16,115	2,859	4,793	46,799	53	488	26,981

（被扶養者分）

都道府県別	被扶養								
	（再掲）義務教育就学前						薬剤支給		
	入院外			歯科					
	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	処方箋枚数	金額
			千円			千円			千円
総数	89,788	143,635	635,584	12,443	18,830	95,579	270,654	344,060	1,678,696
北海道	6,970	10,479	48,238	1,052	1,733	9,219	20,660	25,468	140,770
青森	2,204	3,592	13,587	300	527	2,294	9,737	12,510	59,037
岩手	1,602	2,370	13,575	250	452	2,006	6,451	7,671	43,293
宮城	3,020	4,314	17,202	434	624	2,922	17,681	21,827	125,956
秋田	469	715	2,966	59	86	335	1,470	1,777	12,556
山形	558	846	3,124	74	87	389	1,600	2,065	9,831
福島	960	1,404	5,795	140	210	978	3,477	4,271	21,290
茨城	993	1,425	7,637	188	334	1,597	2,158	2,613	13,638
栃木	88	129	478	18	23	326	196	253	1,229
群馬	87	130	561	20	28	131	152	213	1,330
埼玉	560	902	3,318	61	71	445	1,278	1,666	5,649
千葉	4,473	6,619	28,970	640	871	4,476	9,181	11,482	44,540
東京	1,614	2,755	11,944	238	316	1,735	4,342	5,422	24,976
神奈川	4,411	7,163	30,378	543	749	4,294	9,608	12,264	44,977
新潟	595	898	7,277	65	75	378	2,072	2,548	9,662
富山	369	525	2,400	44	59	272	634	768	3,338
石川	1,024	1,592	10,121	81	121	684	2,548	3,186	18,323
福井	992	1,483	6,177	69	113	484	1,155	1,471	5,398
山梨	33	49	178	5	5	36	67	87	267
長野	64	79	389	10	19	68	126	137	507
岐阜	75	131	430	16	18	109	183	246	980
静岡	1,977	3,004	12,172	338	484	2,492	5,943	7,500	30,754
愛知	1,953	3,264	14,361	247	355	1,948	3,570	4,773	16,747
三重	1,826	2,761	11,182	266	353	1,553	5,086	6,491	29,061
滋賀	89	135	567	20	25	79	134	172	1,109
京都	449	628	4,470	50	68	320	645	799	3,949
大阪	1,569	2,377	11,431	200	337	2,559	3,786	4,795	18,344
兵庫	4,023	6,416	27,036	692	928	5,265	11,240	14,236	66,126
奈良	71	102	434	4	4	20	269	325	1,370
和歌山	367	573	2,385	59	110	480	1,156	1,418	6,436
鳥取	1,179	1,747	7,858	119	174	928	2,423	2,998	14,224
島根	2,031	3,242	14,715	252	393	1,752	4,710	6,071	32,965
岡山	1,355	2,259	9,254	188	238	1,443	2,719	3,789	15,094
広島	3,400	5,303	23,752	498	717	4,043	9,134	11,668	58,920
山口	3,326	6,075	24,868	429	620	3,070	12,189	15,906	92,976
徳島	1,254	2,207	9,457	205	296	1,588	3,802	5,007	25,876
香川	1,426	2,351	9,243	274	399	1,928	3,623	4,670	31,319
愛媛	4,131	7,420	32,591	661	930	3,955	10,159	13,778	65,006
高知	758	1,163	6,224	147	276	1,329	4,936	6,040	34,063
福岡	4,863	8,318	38,464	784	1,205	6,787	13,812	18,500	78,705
佐賀	1,197	2,014	8,238	150	264	1,330	3,735	4,984	25,902
長崎	6,916	10,956	44,478	913	1,454	7,565	26,139	32,590	161,974
熊本	3,999	6,933	29,253	400	613	3,094	11,550	15,190	88,411
大分	2,060	3,539	15,673	225	281	1,420	7,062	9,200	40,182
宮崎	2,844	4,650	22,163	383	776	3,165	10,508	13,372	56,994
鹿児島	3,044	4,794	22,918	346	508	2,122	11,776	14,825	66,195
沖縄	2,520	3,804	17,652	286	501	2,166	5,772	7,018	28,445

決　定　状　況（疾病給付）

者分								
			入院時食事療養費（標準負担額差額支給を除く）					
（再　掲）　義　務　教　育　就　学　前						（再　掲）　義　務　教　育　就　学　前		
件　数	処方箋枚数	金　額	件　数	回　数	金　額	件　数	回　数	金　額
		千円			千円			千円
62,849	92,403	261,517	7,300	219,847	68,871	1,225	18,997	5,687
5,381	7,376	22,671	724	18,138	5,358	177	1,958	572
1,783	2,692	6,468	169	4,507	1,299	22	184	58
1,166	1,555	4,472	222	9,208	2,791	31	783	240
1,959	2,703	7,940	385	10,832	3,413	24	360	115
339	464	1,267	35	656	195	14	219	63
446	634	1,656	28	551	181	10	79	24
754	1,016	2,933	96	3,118	917	18	234	65
677	915	2,804	42	716	196	13	101	25
46	64	137	3	81	23	1	9	3
23	30	51	4	93	25	1	18	5
463	707	1,887	19	228	52	2	13	3
2,994	4,096	12,163	221	5,319	1,525	64	947	281
1,230	1,727	5,633	105	2,725	837	51	1,660	529
3,375	4,828	13,497	123	1,960	568	32	415	123
357	534	1,297	59	2,106	720	11	332	113
150	203	496	17	342	111	8	82	23
626	909	2,724	123	4,709	1,375	39	1,416	429
495	681	1,513	41	571	154	11	74	22
32	43	151	－	－	－	－	－	－
27	31	80	3	41	12	1	22	7
58	93	355	5	94	27	1	17	5
1,463	2,125	5,735	119	3,633	1,083	21	264	74
1,249	1,971	4,918	80	2,203	601	15	172	53
1,207	1,746	4,459	102	3,240	980	8	236	78
63	93	248	3	22	7	2	19	6
223	305	819	19	301	89	7	87	27
943	1,296	3,107	118	3,908	1,224	19	289	85
2,497	3,632	9,633	271	8,277	2,558	45	741	213
28	37	69	10	64	16	2	12	4
151	210	529	32	633	194	2	22	7
537	702	1,653	103	2,124	628	16	170	51
1,354	1,945	6,365	202	6,054	1,779	44	307	91
822	1,368	3,637	66	1,363	412	11	142	39
2,409	3,467	9,405	202	4,997	1,615	47	511	148
2,550	4,019	11,502	297	13,159	4,388	37	483	143
828	1,415	3,745	106	3,225	924	11	99	31
871	1,332	3,327	103	2,972	918	13	79	23
2,671	4,590	12,241	324	10,237	3,194	49	628	174
472	689	1,777	118	4,165	1,293	10	127	37
3,528	5,526	18,629	399	11,356	3,391	63	812	213
837	1,284	3,116	65	1,700	557	10	210	76
4,874	7,187	20,556	798	26,838	9,156	59	643	183
3,005	4,741	13,615	256	8,351	2,523	40	462	134
1,506	2,358	8,454	282	9,200	2,953	57	1,896	580
2,340	3,504	8,662	308	10,520	3,682	25	258	71
2,246	3,194	7,765	354	12,312	3,961	47	707	200
1,794	2,366	7,354	139	2,998	971	34	698	245

（被扶養者分）

都道府県別	被扶養									
	訪問看護療養費			（再掲）義務教育就学前			入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給）			療
	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	回数	金額	件数
			千円			千円			千円	
総数	630	3,342	26,712	50	286	2,753	－	－	－	22,150
北海道	15	59	447	－	－	－	－	－	－	926
青森	26	55	581	－	－	－	－	－	－	322
岩手	13	49	325	3	11	123	－	－	－	81
宮城	77	308	2,298	－	－	－	－	－	－	518
秋田	12	147	969	－	－	－	－	－	－	38
山形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	24
福島	－	－	－	－	－	－	－	－	－	208
茨城	10	33	269	－	－	－	－	－	－	235
栃木	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
埼玉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2
千葉	23	73	567	－	－	－	－	－	－	412
東京	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,469
神奈川	－	－	－	－	－	－	－	－	－	915
新潟	－	－	－	－	－	－	－	－	－	126
富山	14	14	152	－	－	－	－	－	－	81
石川	26	153	1,296	－	－	－	－	－	－	216
福井	－	－	－	－	－	－	－	－	－	143
山梨	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡	－	－	－	－	－	－	－	－	－	507
愛知	－	－	－	－	－	－	－	－	－	309
三重	－	－	－	－	－	－	－	－	－	396
滋賀	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
京都	13	24	251	1	1	18	－	－	－	24
大阪	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,536
兵庫	34	163	1,194	－	－	－	－	－	－	1,296
奈良	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
和歌山	－	－	－	－	－	－	－	－	－	346
鳥取	5	38	331	－	－	－	－	－	－	105
島根	13	21	172	－	－	－	－	－	－	133
岡山	－	－	－	－	－	－	－	－	－	461
広島	1	1	12	1	1	12	－	－	－	1,159
山口	43	139	1,358	－	－	－	－	－	－	871
徳島	4	11	149	4	11	149	－	－	－	838
香川	－	－	－	－	－	－	－	－	－	547
愛媛	73	660	5,592	12	115	963	－	－	－	1,715
高知	－	－	－	－	－	－	－	－	－	270
福岡	37	274	1,911	12	32	346	－	－	－	1,151
佐賀	5	6	55	－	－	－	－	－	－	139
長崎	89	557	4,402	－	－	－	－	－	－	1,528
熊本	19	152	1,341	5	65	683	－	－	－	475
大分	17	75	638	5	28	265	－	－	－	425
宮崎	7	28	251	－	－	－	－	－	－	384
鹿児島	19	156	1,032	7	22	192	－	－	－	462
沖縄	35	146	1,120	－	－	－	－	－	－	357

決　定　状　況（疾病給付）

者分										
養費	移送費		高額療養費							
			一般分				多数該当負担軽減分			
			入院		その他		入院		その他	
金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
千円		千円		千円		千円		千円		千円
111,673	6	205	－	－	482	24,573	－	－	313	14,853
6,272	1	47	－	－	40	4,535	－	－	12	371
1,414	－	－	－	－	5	44	－	－	3	59
429	－	－	－	－	3	249	－	－	－	－
1,754	－	－	－	－	8	263	－	－	3	79
151	－	－	－	－	3	11	－	－	2	5
117	－	－	－	－	4	234	－	－	－	－
1,080	－	－	－	－	13	244	－	－	－	－
1,361	－	－	－	－	6	54	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2,208	1	22	－	－	4	103	－	－	4	100
12,741	2	97	－	－	55	2,727	－	－	33	1,110
4,556	－	－	－	－	14	589	－	－	4	132
623	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
401	－	－	－	－	1	2	－	－	1	42
1,210	－	－	－	－	4	160	－	－	－	－
500	－	－	－	－	6	570	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2,535	－	－	－	－	15	687	－	－	14	1,087
1,539	－	－	－	－	4	132	－	－	4	114
2,000	－	－	－	－	14	547	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
150	－	－	－	－	3	81	－	－	－	－
7,580	－	－	－	－	26	1,185	－	－	8	352
6,218	－	－	－	－	26	1,479	－	－	6	100
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1,653	－	－	－	－	1	6	－	－	－	－
674	－	－	－	－	1	2	－	－	1	63
614	－	－	－	－	10	413	－	－	6	696
2,284	1	30	－	－	9	125	－	－	1	13
7,021	－	－	－	－	24	983	－	－	20	858
4,435	－	－	－	－	28	2,927	－	－	38	1,428
3,418	－	－	－	－	11	332	－	－	25	1,268
2,842	－	－	－	－	13	690	－	－	14	646
9,208	－	－	－	－	48	2,431	－	－	26	3,321
1,196	－	－	－	－	5	164	－	－	1	162
5,635	－	－	－	－	21	799	－	－	22	876
666	－	－	－	－	3	63	－	－	－	－
6,994	1	10	－	－	11	336	－	－	8	482
2,610	－	－	－	－	7	326	－	－	12	211
1,945	－	－	－	－	9	308	－	－	12	427
2,140	－	－	－	－	3	4	－	－	20	492
2,080	－	－	－	－	16	593	－	－	13	357
1,407	－	－	－	－	8	176	－	－	－	－

※高額療養費の入院分はその他分として計上している。

第5表（続）　保険給付

（被扶養者分）　　（高齢受給者分（一般））

都道府県別	被扶養者分				高齢				
	家族葬祭料		家族出産育児一時金		診				
					計			入院	
	件数	金額	件数	金額	件数	日数	金額	件数	日数
		千円		千円			千円		
総数	78	44,727	1,051	441,148	34,462	73,495	988,743	1,099	15,172
北海道	3	2,422	82	34,456	1,354	3,136	57,371	53	903
青森	−	−	13	5,460	1,236	2,829	31,261	30	337
岩手	2	1,456	11	4,620	693	1,442	21,218	29	419
宮城	1	28	24	10,080	2,037	4,629	69,320	76	1,267
秋田	−	−	7	2,908	241	481	7,037	8	124
山形	−	−	1	420	254	470	6,236	11	120
福島	−	−	19	7,980	385	744	5,589	9	56
茨城	−	−	22	9,224	216	318	2,078	3	32
栃木	−	−	−	−	27	40	309	1	4
群馬	−	−	−	−	32	71	3,637	2	16
埼玉	−	−	−	−	94	143	1,690	−	−
千葉	2	417	21	8,804	1,256	2,379	38,915	44	432
東京	10	4,766	106	44,488	171	353	6,856	9	91
神奈川	1	1,050	66	27,704	494	824	10,649	10	81
新潟	1	81	3	1,260	315	598	10,096	12	154
富山	−	−	3	1,260	122	226	1,448	1	9
石川	−	−	12	5,024	470	1,092	22,372	20	302
福井	−	−	13	5,460	139	328	3,138	4	74
山梨	−	−	−	−	−	−	−	−	−
長野	−	−	−	−	17	23	131	−	−
岐阜	−	−	−	−	−	−	−	−	−
静岡	−	−	24	10,080	737	1,349	13,403	14	201
愛知	3	1,898	14	5,880	435	1,342	12,760	21	499
三重	2	1,288	23	9,660	836	1,623	18,045	22	345
滋賀	−	−	−	−	39	62	1,348	2	16
京都	−	−	3	1,260	94	146	1,111	−	−
大阪	8	4,592	44	18,464	742	1,649	21,904	21	318
兵庫	7	4,186	69	28,964	1,788	3,211	52,079	48	423
奈良	−	−	−	−	15	19	90	−	−
和歌山	1	910	3	1,260	440	775	8,029	10	89
鳥取	−	−	10	4,200	397	1,144	18,666	20	249
島根	1	1,862	34	14,280	678	1,147	9,270	6	47
岡山	3	1,355	20	8,400	425	715	21,346	15	124
広島	6	2,666	36	15,120	1,479	2,678	27,392	21	183
山口	5	3,234	43	18,060	1,875	4,384	57,354	60	743
徳島	1	658	15	6,300	799	1,357	15,416	13	70
香川	−	−	14	5,864	805	1,434	15,579	17	127
愛媛	11	7,000	48	20,144	1,966	4,376	61,683	69	1,261
高知	1	336	5	2,084	895	1,981	26,102	29	324
福岡	1	616	42	17,608	1,356	2,974	36,100	41	544
佐賀	−	−	9	3,780	411	775	8,964	13	100
長崎	3	1,372	75	31,468	3,124	7,371	89,104	127	1,862
熊本	1	616	21	8,820	1,488	3,458	40,010	51	821
大分	1	308	15	6,284	1,100	1,918	18,965	22	104
宮崎	−	−	19	7,980	1,453	3,530	68,249	67	1,270
鹿児島	−	−	40	16,800	976	2,940	36,173	53	918
沖縄	3	1,610	22	9,240	556	1,011	10,250	15	113

決　定　状　況（疾病給付）

受給者分（一般）

療費							薬剤支給		
	入院外			歯科					
金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	処方箋枚数	金額
千円			千円			千円			千円
557,612	29,249	49,401	377,690	4,114	8,922	53,441	18,916	23,324	243,838
40,034	1,171	1,897	15,116	130	336	2,220	858	1,076	10,495
14,699	1,111	2,260	15,252	95	232	1,310	762	971	10,414
12,419	597	873	7,921	67	150	878	394	476	4,796
42,556	1,726	2,779	23,866	235	583	2,897	1,138	1,377	13,736
4,510	215	327	2,326	18	30	201	156	190	5,277
3,784	215	307	2,193	28	43	260	126	151	1,066
1,583	331	567	3,659	45	121	346	276	338	2,347
72	189	232	1,655	24	54	351	127	144	1,245
151	26	36	158	—	—	—	26	31	323
721	26	48	2,842	4	7	74	22	34	1,392
—	66	92	1,202	28	51	488	41	43	254
24,496	1,064	1,619	12,792	148	328	1,627	657	784	8,234
3,514	151	246	3,099	11	16	243	88	102	992
5,931	422	610	3,955	62	133	763	286	359	2,203
7,407	261	344	2,034	42	100	655	179	200	2,526
248	97	151	831	24	66	370	58	63	992
16,322	405	697	5,495	45	93	555	196	211	3,070
1,673	103	187	943	32	67	523	54	70	765
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	15	21	119	2	2	11	2	5	10
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7,209	638	988	5,411	85	160	783	479	594	4,876
8,440	319	650	3,227	95	193	1,092	184	248	1,502
9,036	718	1,091	8,034	96	187	976	388	459	3,700
940	30	33	336	7	13	72	19	21	88
△ 2	80	112	953	14	34	160	30	44	5,779
13,211	583	999	6,559	138	332	2,135	316	389	3,357
28,901	1,486	2,265	20,165	254	523	3,014	836	1,030	8,744
—	13	15	75	2	4	15	13	14	233
3,401	370	589	4,127	60	97	501	167	192	2,008
6,332	356	850	12,127	21	45	207	194	296	2,033
1,389	592	915	6,653	80	185	1,228	325	446	3,808
13,415	369	517	7,460	41	74	470	129	146	1,142
11,635	1,244	2,071	13,069	214	424	2,688	859	1,088	9,568
30,042	1,542	3,067	23,795	273	574	3,517	1,118	1,383	10,835
3,194	645	991	10,408	141	296	1,814	435	506	3,956
6,198	690	1,127	8,421	98	180	960	415	544	14,397
37,708	1,670	2,689	21,321	227	426	2,653	878	1,069	15,759
12,645	743	1,375	11,651	123	282	1,805	519	683	6,198
22,360	1,142	2,004	11,654	173	426	2,086	762	937	6,299
4,583	364	612	3,959	34	63	422	242	293	2,368
56,538	2,632	4,664	26,877	365	845	5,689	1,823	2,264	25,771
20,087	1,288	2,324	17,941	149	313	1,982	909	1,204	11,053
6,563	973	1,565	10,719	105	249	1,683	558	625	9,941
45,834	1,248	1,962	20,243	138	298	2,173	961	1,107	10,041
23,711	831	1,813	11,420	92	209	1,043	583	720	5,917
4,123	492	820	5,628	49	78	499	328	397	4,326

（高齢受給者分（一般））　　（高齢受給者分（現役並み所得者））

都道府県別	高齢受給者分（一般）						高齢		
	入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給を除く）			訪問看護療養費			診		
							計		
	件数	回数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額
			千円			千円			千円
総数	1,047	37,830	13,866	24	295	3,353	8,196	15,792	220,576
北海道	50	2,299	760	－	－	－	863	1,357	17,543
青森	27	864	289	－	－	－	138	252	1,290
岩手	28	982	369	－	－	－	163	258	2,323
宮城	72	3,396	1,305	－	－	－	770	1,515	25,362
秋田	8	324	146	－	－	－	3	3	16
山形	11	230	83	－	－	－	20	24	162
福島	9	137	43	－	－	－	162	420	14,036
茨城	1	1	0	－	－	－	57	94	1,030
栃木	1	6	2	－	－	－	6	7	75
群馬	－	－	－	13	223	2,675	1	1	1
埼玉	－	－	－	－	－	－	5	6	40
千葉	33	958	314	－	－	－	191	377	5,968
東京	9	213	73	－	－	－	67	164	11,615
神奈川	10	187	70	－	－	－	252	554	3,238
新潟	11	398	176	－	－	－	21	67	1,303
富山	1	24	9	－	－	－	10	17	84
石川	20	734	261	－	－	－	153	236	2,381
福井	4	184	52	－	－	－	4	5	13
山梨	－	－	－	－	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡	14	554	209	2	7	61	148	252	2,264
愛知	20	1,419	828	－	－	－	94	126	617
三重	22	940	297	－	－	－	74	113	1,020
滋賀	2	40	13	－	－	－	－	－	－
京都	－	－	－	－	－	－	2	3	12
大阪	20	798	261	－	－	－	228	513	7,019
兵庫	45	1,025	380	－	－	－	277	439	5,892
奈良	－	－	－	－	－	－	10	18	224
和歌山	9	227	82	－	－	－	23	46	2,437
鳥取	19	642	209	－	－	－	67	185	5,754
島根	6	121	45	－	－	－	183	493	6,224
岡山	15	308	105	－	－	－	125	159	1,545
広島	21	448	168	－	－	－	396	882	11,442
山口	59	1,913	554	－	－	－	625	1,090	15,120
徳島	13	157	53	－	－	－	171	672	18,288
香川	17	315	128	－	－	－	119	184	1,474
愛媛	64	2,752	1,034	－	－	－	470	918	10,653
高知	29	856	278	－	－	－	339	648	6,511
福岡	40	1,425	457	－	－	－	375	679	7,245
佐賀	13	265	85	－	－	－	38	58	539
長崎	122	3,896	1,510	9	65	617	544	883	11,882
熊本	49	2,142	898	－	－	－	203	343	6,163
大分	18	225	104	－	－	－	245	642	4,244
宮崎	67	3,553	1,132	－	－	－	323	660	3,695
鹿児島	53	2,612	994	－	－	－	187	367	3,535
沖縄	15	260	90	－	－	－	44	62	300

決　定　状　況（疾病給付）

受給者分（現役並み所得者）

療費								
入院			入院外			歯科		
件数	日数	金額	件数	日数	金額	件数	日数	金額
		千円			千円			千円
226	2,550	131,065	6,768	10,640	75,360	1,202	2,602	14,151
20	191	10,159	750	966	6,051	93	200	1,333
—	—	—	122	211	1,025	16	41	265
2	18	1,256	132	175	824	29	65	244
23	269	16,875	653	1,046	7,377	94	200	1,109
—	—	—	3	3	16	—	—	—
—	—	—	19	23	159	1	1	3
8	159	12,516	128	209	1,071	26	52	450
2	11	300	39	49	571	16	34	158
—	—	—	6	7	75	—	—	—
—	—	—	1	1	1	—	—	—
—	—	—	5	6	40	—	—	—
8	35	4,201	140	228	1,189	43	114	578
3	28	9,197	55	119	2,358	9	17	60
4	20	1,127	205	429	1,685	43	105	426
2	47	1,189	19	20	114	—	—	—
—	—	—	9	12	53	1	5	31
2	20	1,057	117	141	972	34	75	352
—	—	—	4	5	13	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	33	1,042	122	171	919	24	48	303
—	—	—	71	96	489	23	30	128
—	—	—	65	94	860	9	19	159
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	2	3	12	—	—	—
10	134	4,956	157	254	1,392	61	125	671
10	73	3,381	223	281	2,000	44	85	510
—	—	—	8	14	211	2	4	13
2	22	2,347	18	18	60	3	6	30
8	89	4,912	49	74	766	10	22	76
7	126	4,978	161	311	986	15	56	259
—	—	—	105	110	1,229	20	49	316
11	179	7,589	310	559	2,713	75	144	1,141
17	189	6,000	531	747	8,380	77	154	740
19	384	14,406	120	207	3,596	32	81	286
2	5	174	91	135	1,093	26	44	207
6	62	3,586	398	726	6,516	66	130	551
8	51	2,964	270	449	2,828	61	148	718
12	91	3,638	309	466	3,103	54	122	503
1	3	80	25	32	289	12	23	170
13	119	6,883	476	654	4,194	55	110	805
7	50	2,046	165	221	3,709	31	72	408
5	76	1,484	217	508	2,402	23	58	358
9	49	1,232	282	544	2,137	32	67	325
3	17	1,488	151	272	1,670	33	78	376
—	—	—	35	44	210	9	18	90

（高齢受給者分（現役並み所得者））

都道府県別	高齢受給者分（現役並み所得者）								
	薬剤支給			入院時食事療養・生活療養費（標準負担額差額支給を除く）			訪問看護療養費		
	件数	処方箋枚数	金額	件数	回数	金額	件数	日数	金額
			千円			千円			千円
総数	4,380	5,228	46,341	220	6,167	2,355	2	6	57
北海道	602	690	7,483	20	434	151	2	6	57
青森	85	98	498	－	－	－	－	－	－
岩手	89	106	1,059	2	46	19	－	－	－
宮城	396	472	3,491	23	700	234	－	－	－
秋田	5	5	71	－	－	－	－	－	－
山形	11	13	116	－	－	－	－	－	－
福島	94	122	658	7	416	119	－	－	－
茨城	41	53	566	1	24	7	－	－	－
栃木	4	4	6	－	－	－	－	－	－
群馬	2	2	17	－	－	－	－	－	－
埼玉	3	3	40	－	－	－	－	－	－
千葉	102	115	717	7	71	24	－	－	－
東京	23	35	375	3	52	18	－	－	－
神奈川	145	169	1,334	4	37	11	－	－	－
新潟	16	16	168	2	124	39	－	－	－
富山	5	8	38	－	－	－	－	－	－
石川	45	53	798	2	48	18	－	－	－
福井	4	4	18	－	－	－	－	－	－
山梨	－	－	－	－	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡	72	81	447	2	97	52	－	－	－
愛知	33	40	461	－	－	－	－	－	－
三重	37	46	280	－	－	－	－	－	－
滋賀	－	－	－	－	－	－	－	－	－
京都	2	3	43	－	－	－	－	－	－
大阪	92	116	989	9	288	138	－	－	－
兵庫	147	170	1,442	10	165	105	－	－	－
奈良	5	7	32	－	－	－	－	－	－
和歌山	8	8	90	2	57	40	－	－	－
鳥取	20	28	213	8	241	85	－	－	－
島根	129	168	1,036	7	349	125	－	－	－
岡山	53	57	379	－	－	－	－	－	－
広島	219	278	2,244	11	475	245	－	－	－
山口	385	484	3,686	17	529	185	－	－	－
徳島	38	41	187	19	752	271	－	－	－
香川	37	49	370	2	7	2	－	－	－
愛媛	177	208	1,908	6	145	51	－	－	－
高知	137	170	1,496	8	114	46	－	－	－
福岡	225	273	1,740	12	212	84	－	－	－
佐賀	20	21	119	1	5	2	－	－	－
長崎	309	350	6,814	12	271	124	－	－	－
熊本	135	148	1,354	7	124	48	－	－	－
大分	104	123	904	5	213	64	－	－	－
宮崎	217	268	1,571	8	126	33	－	－	－
鹿児島	87	101	980	3	45	15	－	－	－
沖縄	20	22	101	－	－	－	－	－	－

決　定　状　況（疾病給付）

（世帯合算分）　　（再掲）

世帯合算高額療養費				高額医療・高額介護合算療養費		高額療養費総計（再掲）					
一般分		多数該当負担軽減分				合計		一般分		多数該当負担軽減分	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	千円		千円				千円		千円		千円
1,281	36,835	339	20,910	－	－	3,118	130,945	2,171	83,452	947	47,493
94	2,828	19	1,564	－	－	206	10,836	155	8,309	51	2,527
28	822	8	311	－	－	55	1,673	42	1,297	13	376
12	462	4	296	－	－	24	1,133	17	739	7	394
30	1,150	10	695	－	－	80	3,262	52	1,875	28	1,387
3	179	2	124	－	－	14	550	9	408	5	141
3	96	－	－	－	－	7	330	7	330	－	－
14	429	4	296	－	－	41	1,488	32	1,095	9	393
21	614	1	2	－	－	29	672	28	670	1	2
1	4	－	－	－	－	1	4	1	4	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
34	578	1	65	－	－	83	2,641	55	1,725	28	916
65	1,983	12	503	－	－	217	9,136	138	5,754	79	3,382
25	976	6	211	－	－	64	2,748	54	2,405	10	343
6	43	－	－	－	－	6	43	6	43	－	－
6	266	6	217	－	－	19	712	10	430	9	283
26	692	－	－	－	－	43	1,262	34	951	9	310
9	210	3	271	－	－	25	1,294	16	804	9	489
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11	553	13	776	－	－	66	4,114	38	2,239	28	1,875
15	161	11	109	－	－	43	841	27	615	16	226
11	475	1	40	－	－	36	1,920	33	1,827	3	93
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	10	－	－	－	－	17	464	7	123	10	341
94	1,935	9	598	－	－	158	4,663	134	3,474	24	1,189
57	1,421	38	3,060	－	－	172	9,255	114	5,220	58	4,036
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5	247	－	－	－	－	12	586	11	531	1	55
6	410	3	364	－	－	16	945	8	422	8	523
19	489	3	275	－	－	62	3,508	39	1,509	23	2,000
33	955	6	505	－	－	64	2,113	55	1,560	9	553
58	2,105	17	1,373	－	－	153	7,317	105	4,422	48	2,895
67	1,753	14	754	－	－	175	8,311	115	5,538	60	2,773
52	862	13	748	－	－	113	4,091	73	2,043	40	2,049
16	177	14	828	－	－	65	2,688	36	1,201	29	1,487
134	3,645	24	1,338	－	－	302	12,935	216	7,626	86	5,308
21	420	3	216	－	－	42	1,383	32	863	10	520
33	1,854	13	1,168	－	－	115	6,834	70	3,489	45	3,345
15	265	－	－	－	－	21	389	21	389	－	－
94	2,837	21	1,123	－	－	185	5,973	129	3,760	56	2,212
44	1,125	15	735	－	－	101	3,506	70	2,456	31	1,050
34	998	6	349	－	－	71	2,962	51	2,134	20	828
42	1,025	5	514	－	－	80	2,966	53	1,944	27	1,022
32	1,563	26	1,125	－	－	104	4,515	55	2,702	49	1,812
9	215	8	357	－	－	31	883	23	526	8	357

第6表　保　険　給

（被保険者分）

都道府県別	被保険者1000人当たり診療件数				診療1件当たり日数				被保険者1人当たり診療費
	合　計	入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	平　均
									円
総　数	5,876.17	133.73	4,547.93	1,194.51	1.75	10.91	1.39	2.08	20,300
北海道	6,827.96	177.74	5,279.57	1,370.65	1.81	11.81	1.38	2.17	22,466
青森	9,533.44	212.36	7,699.38	1,621.70	1.84	11.06	1.46	2.43	20,100
岩手	13,153.12	284.82	10,077.47	2,790.84	1.68	8.92	1.33	2.22	19,893
宮城	13,528.27	332.95	10,620.83	2,574.50	1.82	10.67	1.46	2.14	22,834
秋田	11,663.55	193.15	9,433.02	2,037.38	1.72	10.23	1.43	2.25	16,197
山形	10,725.91	193.88	8,537.80	1,994.23	1.69	11.50	1.37	2.14	16,986
福島	8,306.20	134.00	6,595.94	1,576.26	1.64	10.20	1.38	1.98	13,951
茨城	4,456.48	82.48	3,374.51	999.49	1.67	11.41	1.36	1.91	22,463
栃木	1,908,000.00	84,000.00	1,392,000.00	432,000.00	1.98	14.43	1.29	1.78	39,298
群馬	85,000.00	1,500.00	56,000.00	27,500.00	1.57	2.33	1.28	2.13	11,981
埼玉	109,875.00	2,000.00	73,750.00	34,125.00	1.80	9.56	1.55	1.89	17,038
千葉	10,273.17	176.49	7,936.47	2,160.20	1.69	10.62	1.43	1.95	19,014
東京	959.94	12.35	720.76	226.83	1.59	8.23	1.38	1.91	15,239
神奈川	3,649.53	51.16	2,699.11	899.26	1.58	8.69	1.34	1.90	16,531
新潟	7,226.95	122.70	5,444.85	1,659.40	1.55	11.85	1.20	1.92	14,543
富山	6,475.87	171.21	4,924.88	1,379.77	1.68	10.15	1.30	1.98	25,472
石川	7,918.59	274.56	6,178.55	1,465.47	1.85	10.88	1.37	2.17	25,823
福井	5,182.58	59.21	4,036.90	1,086.46	1.53	8.13	1.32	1.96	13,565
山梨	684,000.00	12,000.00	528,000.00	144,000.00	1.33	8.00	1.16	1.42	16,204
長野	264,000.00	1,500.00	142,500.00	120,000.00	1.59	2.00	1.38	1.83	8,062
岐阜	123,692.31	1,846.15	86,769.23	35,076.92	1.48	1.00	1.41	1.66	8,402
静岡	5,211.98	74.33	4,061.25	1,076.39	1.56	9.68	1.32	1.92	12,884
愛知	5,817.98	87.05	4,468.06	1,262.86	1.55	8.29	1.34	1.81	16,190
三重	7,312.87	120.42	5,625.99	1,566.46	1.61	10.31	1.33	1.93	16,211
滋賀	－	－	－	－	1.46	3.33	1.26	1.67	11,475
京都	15,654.14	406.02	11,172.93	4,075.19	1.66	10.74	1.31	1.72	25,654
大阪	2,021.33	54.79	1,474.46	492.08	1.79	9.91	1.44	1.95	27,829
兵庫	5,113.18	90.36	3,905.13	1,117.68	1.66	12.77	1.35	1.83	19,314
奈良	181,411.76	2,823.53	119,294.12	59,294.12	1.50	9.50	1.25	1.62	23,339
和歌山	7,058.82	129.50	5,657.22	1,272.11	1.63	11.00	1.35	1.93	17,032
鳥取	6,929.53	169.43	5,312.95	1,447.15	1.74	10.56	1.37	2.10	20,973
島根	6,377.09	113.86	5,099.58	1,163.65	1.66	9.30	1.45	1.82	18,185
岡山	2,946.96	61.33	2,273.20	612.43	1.59	11.07	1.27	1.81	19,283
広島	3,865.94	73.12	3,016.89	775.93	1.67	9.31	1.39	2.02	17,828
山口	6,870.67	157.99	5,381.15	1,331.54	1.82	12.24	1.43	2.17	20,800
徳島	3,829.96	87.58	2,941.07	801.31	1.64	8.61	1.33	2.03	19,472
香川	5,566.07	96.95	4,289.91	1,179.21	1.67	12.00	1.36	1.94	17,012
愛媛	3,425.36	68.15	2,643.13	714.08	1.73	10.78	1.42	2.05	19,353
高知	8,158.54	279.02	6,325.52	1,554.01	1.90	9.95	1.46	2.27	27,029
福岡	6,806.75	185.81	5,173.51	1,447.43	1.88	12.34	1.38	2.31	24,059
佐賀	10,296.13	224.75	8,425.21	1,646.17	1.82	10.82	1.52	2.13	13,998
長崎	8,965.62	239.38	6,942.07	1,784.17	1.78	10.87	1.36	2.18	19,298
熊本	7,292.94	254.96	5,577.91	1,460.07	1.97	13.83	1.39	2.14	28,862
大分	9,723.06	287.39	7,667.93	1,767.74	1.74	9.39	1.35	2.19	21,826
宮崎	8,294.92	199.81	6,518.02	1,577.09	1.82	12.72	1.37	2.30	19,983
鹿児島	10,552.33	291.74	8,340.48	1,920.11	1.90	10.47	1.50	2.33	22,510
沖縄	7,617.88	168.86	5,804.38	1,644.63	1.64	9.51	1.30	2.04	20,074

付　諸　率

険者分										
療1件当たり金額			診療1日当たり金額				被保険者1人当たり金額			
入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	合　計	入　院	入院外	歯　科
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
469, 622	9, 376	11, 586	11, 620	43, 035	6, 752	5, 557	119, 284	62, 803	42, 641	13, 840
491, 541	9, 113	13, 071	12, 401	41, 616	6, 592	6, 031	153, 394	87, 364	48, 114	17, 916
451, 113	9, 206	15, 381	10, 923	40, 786	6, 300	6, 326	191, 620	95, 801	70, 877	24, 943
480, 190	8, 738	13, 194	11, 810	53, 853	6, 558	5, 952	261, 649	136, 767	88, 058	36, 823
437, 438	12, 563	11, 590	12, 546	40, 998	8, 577	5, 412	308, 910	145, 644	133, 428	29, 838
494, 662	7, 125	12, 842	9, 423	48, 374	4, 983	5, 706	188, 920	95, 542	67, 214	26, 164
501, 943	7, 492	10, 486	10, 027	43, 647	5, 479	4, 903	182, 195	97, 318	63, 965	20, 911
399, 656	7, 294	9, 019	8, 504	39, 192	5, 267	4, 548	115, 882	53, 554	48, 113	14, 216
563, 016	12, 754	10, 635	13, 435	49, 336	9, 352	5, 571	100, 106	46, 439	43, 038	10, 630
726, 651	8, 138	6, 051	19, 836	50, 362	6, 294	3, 403	74, 980, 944	61, 038, 708	11, 328, 408	2, 613, 828
107, 241	10, 225	10, 361	7, 628	45, 960	8, 008	4, 871	1, 018, 386	160, 862	572, 590	284, 935
446, 623	8, 551	10, 204	9, 467	46, 706	5, 520	5, 409	1, 872, 083	893, 246	630, 637	348, 200
542, 337	9, 946	9, 573	11, 220	51, 046	6, 971	4, 913	195, 337	95, 720	78, 939	20, 679
488, 899	8, 075	12, 208	9, 582	59, 391	5, 862	6, 407	14, 629	6, 039	5, 820	2, 769
572, 883	8, 149	10, 040	10, 475	65, 937	6, 093	5, 295	60, 331	29, 308	21, 994	9, 029
402, 621	7, 253	9, 770	9, 383	33, 969	6, 024	5, 079	105, 103	49, 400	39, 490	16, 213
482, 794	13, 846	10, 218	15, 200	47, 580	10, 688	5, 156	164, 951	82, 660	68, 192	14, 099
466, 080	9, 662	11, 478	13, 968	42, 849	7, 050	5, 281	204, 485	127, 969	59, 695	16, 821
344, 940	9, 678	9, 948	8, 880	42, 426	7, 359	5, 082	70, 301	20, 426	39, 068	10, 808
625, 836	4, 932	6, 730	12, 153	78, 230	4, 255	4, 751	11, 083, 416	7, 510, 032	2, 604, 276	969, 108
54, 222	6, 867	8, 902	5, 085	27, 111	4, 980	4, 878	2, 128, 241	81, 333	978, 617	1, 068, 291
65, 604	6, 849	9, 235	5, 687	65, 604	4, 841	5, 570	1, 039, 319	121, 115	594, 281	323, 923
317, 825	7, 953	10, 430	8, 254	32, 847	6, 043	5, 421	67, 149	23, 624	32, 299	11, 227
514, 250	8, 193	10, 153	10, 448	62, 065	6, 095	5, 603	94, 194	44, 768	36, 605	12, 821
465, 646	8, 009	11, 118	10, 085	45, 186	6, 009	5, 775	118, 546	56, 072	45, 058	17, 416
145, 552	6, 541	8, 100	7, 873	43, 666	5, 182	4, 860	－	－	－	－
473, 608	14, 748	10, 924	15, 437	44, 095	11, 262	6, 339	401, 587	192, 292	164, 776	44, 518
673, 150	9, 286	11, 535	15, 509	67, 929	6, 448	5, 910	56, 252	36, 884	13, 692	5, 676
587, 024	8, 652	10, 668	11, 668	45, 982	6, 420	5, 823	98, 757	53, 046	33, 788	11, 923
1, 023, 387	7, 530	7, 526	15, 539	107, 725	6, 002	4, 648	4, 234, 016	2, 889, 562	898, 234	446, 221
480, 261	7, 943	10, 298	10, 448	43, 660	5, 891	5, 335	120, 226	62, 192	44, 934	13, 100
449, 809	9, 213	13, 943	12, 029	42, 597	6, 746	6, 643	145, 337	76, 211	48, 947	20, 178
487, 346	9, 363	10, 942	10, 982	52, 387	6, 472	5, 999	115, 969	55, 488	47, 747	12, 733
455, 137	9, 786	10, 887	12, 134	41, 123	7, 687	6, 004	56, 826	27, 912	22, 246	6, 668
453, 145	9, 064	10, 880	10, 698	48, 683	6, 521	5, 383	68, 922	33, 134	27, 346	8, 442
521, 088	8, 356	11, 732	11, 411	42, 581	5, 835	5, 416	142, 910	82, 325	44, 963	15, 622
435, 148	9, 362	11, 150	11, 838	50, 550	7, 023	5, 498	74, 577	38, 108	27, 534	8, 935
415, 299	9, 527	11, 494	10, 186	34, 608	6, 986	5, 940	94, 687	40, 262	40, 871	13, 554
446, 019	10, 697	10, 676	11, 161	41, 383	7, 559	5, 205	66, 292	30, 396	28, 273	7, 623
438, 095	12, 314	13, 121	14, 217	44, 032	8, 463	5, 775	220, 519	122, 235	77, 895	20, 390
531, 569	9, 119	12, 310	12, 830	43, 079	6, 613	5, 338	163, 766	98, 771	47, 176	17, 818
241, 540	8, 557	10, 779	7, 702	22, 315	5, 644	5, 062	144, 125	54, 287	72, 095	17, 743
376, 450	8, 644	12, 832	10, 843	34, 617	6, 346	5, 874	173, 018	90, 115	60, 009	22, 894
550, 661	9, 684	11, 012	14, 641	39, 829	6, 991	5, 145	210, 489	140, 395	54, 016	16, 079
399, 967	9, 825	12, 405	12, 564	42, 614	7, 303	5, 655	212, 212	114, 947	75, 336	21, 930
448, 442	8, 583	12, 812	10, 995	35, 254	6, 285	5, 562	165, 756	89, 602	55, 947	20, 206
455, 245	9, 950	11, 314	11, 876	43, 499	6, 651	4, 862	237, 529	132, 814	82, 991	21, 725
491, 425	8, 948	10, 944	12, 246	51, 691	6, 904	5, 357	152, 918	82, 984	51, 937	17, 998

第6表（続）　保　険　給

（被扶養者分）

都道府県別	被扶養者1000人当たり診療件数				被扶養者診療1件当たり日数				被扶養者診
	合　計	入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	平　均
									円
総　数	8,490.13	132.24	6,820.16	1,537.73	1.70	11.03	1.49	1.80	14,246
北海道	10,007.41	229.90	8,019.20	1,758.30	1.72	9.52	1.44	1.95	15,949
青森	15,310.98	168.87	12,663.49	2,478.62	1.67	10.24	1.51	1.91	11,543
岩手	29,455.76	557.62	23,339.78	5,558.36	1.76	14.62	1.43	1.85	16,502
宮城	26,372.43	295.63	21,345.95	4,730.85	1.60	11.06	1.43	1.78	14,814
秋田	15,246.04	235.97	12,103.60	2,906.47	1.53	6.80	1.39	1.69	10,688
山形	20,571.43	262.67	16,776.50	3,532.26	1.54	7.37	1.44	1.61	10,475
福島	10,801.47	191.18	9,001.84	1,608.46	1.68	11.45	1.45	1.78	12,895
茨城	5,083.74	56.80	3,867.86	1,159.08	1.52	6.94	1.33	1.87	10,193
栃木	－	－	－	－	1.51	10.33	1.41	1.59	9,355
群馬	215,500.00	3,000.00	175,500.00	37,000.00	1.73	19.17	1.48	1.53	13,307
埼玉	420,375.00	4,500.00	343,500.00	72,375.00	1.59	4.88	1.52	1.69	7,654
千葉	14,756.63	205.36	11,770.35	2,780.93	1.62	8.63	1.49	1.63	12,618
東京	1,075.77	16.08	860.72	198.97	1.70	11.85	1.51	1.72	20,081
神奈川	6,096.88	56.86	4,906.47	1,133.54	1.57	7.97	1.47	1.69	11,397
新潟	8,191.48	123.93	6,570.49	1,497.05	1.56	12.75	1.34	1.59	13,771
富山	8,299.12	139.34	6,755.23	1,404.55	1.50	6.88	1.32	1.84	9,700
石川	11,486.39	255.90	9,321.23	1,909.26	1.78	12.88	1.44	1.96	19,108
福井	7,649.19	113.34	6,372.40	1,163.45	1.58	6.31	1.48	1.64	11,443
山梨	－	－	－	－	1.35	－	1.36	1.34	4,964
長野	－	－	－	－	1.49	6.80	1.27	2.07	9,027
岐阜	－	－	－	－	1.53	7.40	1.48	1.35	10,246
静岡	7,251.28	95.50	5,857.41	1,298.38	1.59	10.35	1.44	1.63	11,082
愛知	8,508.00	97.61	6,694.31	1,716.09	1.61	9.77	1.50	1.58	10,115
三重	10,188.94	130.09	8,071.24	1,987.61	1.62	9.85	1.48	1.66	12,251
滋賀	－	－	－	－	1.46	4.33	1.35	1.68	8,244
京都	32,126.90	397.24	25,555.86	6,173.79	1.46	6.67	1.30	1.76	10,965
大阪	2,832.99	41.60	2,250.31	541.08	1.72	12.04	1.50	1.82	13,938
兵庫	7,015.02	81.08	5,481.75	1,452.19	1.62	10.97	1.48	1.65	12,396
奈良	579,000.00	12,000.00	495,000.00	72,000.00	1.48	3.33	1.45	1.39	9,103
和歌山	7,307.24	60.47	5,793.38	1,453.38	1.55	8.53	1.42	1.79	10,696
鳥取	10,396.98	204.02	8,633.65	1,559.30	1.61	8.31	1.44	1.68	12,783
島根	9,182.76	226.84	7,583.95	1,371.97	1.77	11.35	1.48	1.76	16,603
岡山	4,392.10	45.89	3,480.34	865.87	1.64	8.04	1.56	1.59	12,566
広島	5,203.55	69.97	4,177.19	956.39	1.70	10.37	1.53	1.80	12,862
山口	8,984.21	139.59	7,240.79	1,603.83	1.84	14.85	1.59	1.86	15,320
徳島	5,442.47	74.05	4,232.56	1,135.86	1.65	11.93	1.46	1.69	14,285
香川	7,557.73	99.47	6,019.89	1,438.37	1.70	10.31	1.56	1.70	12,579
愛媛	5,243.84	79.09	4,084.63	1,080.12	1.76	10.81	1.60	1.72	14,172
高知	17,060.05	222.80	13,733.68	3,103.57	1.66	12.50	1.42	1.94	25,951
福岡	9,811.00	169.37	7,743.56	1,898.06	1.78	10.50	1.55	1.94	16,401
佐賀	16,643.54	185.54	13,679.90	2,778.10	1.74	9.82	1.62	1.80	12,685
長崎	13,281.27	238.98	10,637.45	2,404.84	1.73	12.10	1.47	1.87	14,205
熊本	13,561.10	203.89	11,377.35	1,979.86	1.71	11.56	1.52	1.76	13,250
大分	12,825.00	268.10	10,573.28	1,983.62	1.79	12.04	1.50	1.95	16,156
宮崎	17,561.97	322.10	14,181.91	3,057.97	1.79	12.35	1.51	2.01	14,883
鹿児島	14,275.83	266.64	11,598.42	2,410.77	1.86	12.67	1.60	1.89	15,305
沖縄	8,629.38	137.10	6,944.88	1,547.40	1.63	8.81	1.43	1.91	13,927

付　諸　率

養者分										
療1件当たり金額			診療1日当たり金額				被扶養者1人当たり金額			
入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	合　計	入　院	入院外	歯　科
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
389,238	8,283	8,447	8,396	35,289	5,550	4,691	120,952	51,473	56,490	12,989
337,228	8,100	9,740	9,288	35,435	5,613	5,001	159,612	77,530	64,957	17,126
362,979	7,325	9,146	6,905	35,446	4,851	4,782	176,730	61,297	92,765	22,669
386,917	9,403	9,154	9,364	26,458	6,555	4,952	486,091	215,753	219,459	50,880
529,133	9,208	7,967	9,281	47,853	6,460	4,487	390,670	156,428	196,553	37,689
275,092	6,257	7,676	7,000	40,426	4,514	4,555	162,952	64,914	75,728	22,310
280,585	7,015	6,823	6,792	38,079	4,881	4,241	215,488	73,702	117,686	24,100
320,383	7,207	8,180	7,678	27,976	4,958	4,591	139,281	61,250	64,875	13,157
226,581	7,535	8,459	6,715	32,654	5,658	4,514	51,819	12,869	29,145	9,805
490,678	5,774	8,423	6,215	47,485	4,092	5,284	－	－	－	－
472,986	6,581	7,935	7,688	24,678	4,459	5,197	2,867,555	1,418,957	1,154,986	293,613
149,877	5,655	8,300	4,823	30,744	3,714	4,914	3,217,566	674,445	1,942,397	600,724
376,776	7,479	7,480	7,787	43,679	5,004	4,576	186,203	77,373	88,030	20,801
798,352	7,996	9,463	11,791	67,397	5,299	5,491	21,602	12,837	6,882	1,883
531,183	6,185	7,883	7,244	66,610	4,201	4,667	69,484	30,202	30,346	8,936
456,852	6,908	7,211	8,815	35,843	5,137	4,535	112,805	56,620	45,390	10,795
198,107	5,829	9,624	6,454	28,795	4,408	5,238	80,501	27,604	39,379	13,517
435,836	9,792	8,736	10,713	33,840	6,784	4,463	219,479	111,530	91,271	16,679
212,418	8,549	7,712	7,259	33,684	5,773	4,708	87,527	24,075	54,480	8,972
－	4,259	7,076	3,667	－	3,140	5,262	－	－	－	－
186,210	5,533	8,074	6,074	27,384	4,372	3,909	－	－	－	－
339,984	5,683	7,001	6,705	45,944	3,844	5,172	－	－	－	－
311,185	7,088	7,031	6,971	30,068	4,928	4,315	80,362	29,717	41,516	9,128
280,065	6,784	7,753	6,275	28,653	4,523	4,893	86,057	27,338	45,414	13,305
355,411	7,741	8,104	7,552	36,082	5,233	4,869	124,820	46,236	62,477	16,107
138,745	6,671	7,158	5,656	32,018	4,943	4,267	－	－	－	－
278,544	7,690	7,303	7,518	41,782	5,895	4,146	352,255	110,649	196,521	45,085
450,493	6,941	9,476	8,110	37,424	4,615	5,214	39,485	18,739	15,619	5,127
387,680	7,827	8,690	7,630	35,340	5,288	5,271	86,960	31,434	42,906	12,620
134,753	6,465	6,303	6,136	40,426	4,451	4,538	5,270,849	1,617,034	3,200,025	453,790
438,711	6,485	9,673	6,890	51,411	4,570	5,394	78,162	26,530	37,573	14,059
257,833	7,748	8,593	7,934	31,029	5,379	5,117	132,900	52,603	66,897	13,399
337,866	8,346	9,132	9,400	29,770	5,633	5,198	152,466	76,643	63,294	12,529
376,701	8,725	8,706	7,682	46,829	5,585	5,467	55,190	17,287	30,365	7,538
389,736	7,437	8,984	7,577	37,573	4,865	4,989	66,927	27,268	31,067	8,592
403,831	9,306	8,658	8,322	27,199	5,864	4,668	137,635	56,369	67,379	13,887
488,708	7,559	8,418	8,678	40,980	5,194	4,992	77,744	36,190	31,993	9,562
379,736	7,549	8,241	7,382	36,821	4,834	4,834	95,067	37,771	45,443	11,853
347,423	9,568	7,184	8,034	32,130	5,979	4,174	74,317	27,477	39,081	7,759
389,706	23,814	9,292	15,605	31,177	16,721	4,786	442,726	86,827	327,059	28,839
477,605	8,047	9,327	9,218	45,486	5,190	4,820	160,906	80,892	62,310	17,704
519,643	6,754	8,030	7,297	52,894	4,181	4,453	211,123	96,415	92,400	22,308
376,108	7,375	8,452	8,193	31,091	5,019	4,511	188,657	89,881	78,451	20,325
374,254	7,717	7,871	7,760	32,387	5,072	4,466	179,683	76,307	87,794	15,583
369,518	8,604	8,647	9,024	30,703	5,733	4,440	207,196	99,069	90,974	17,153
378,059	7,898	9,026	8,294	30,621	5,237	4,490	261,376	121,771	112,003	27,602
364,220	8,950	7,286	8,234	28,754	5,581	3,856	218,492	97,115	103,812	17,565
364,553	8,248	8,350	8,552	41,366	5,788	4,383	120,180	49,981	57,279	12,920

第6表（続）　保　険　給

（被扶養者分）

都道府県別	被扶（再掲）義務教育								
	1000人当たり診療件数				診療1件当たり日数				診
	合　計	入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	平　均
									円
総数	11,415.02	188.66	9,859.95	1,366.41	1.67	6.66	1.60	1.51	12,829
北海道	13,162.83	366.87	11,117.91	1,678.05	1.62	4.97	1.50	1.65	12,881
青森	16,805.31	185.84	14,628.32	1,991.15	1.67	3.82	1.63	1.76	7,589
岩手	29,105.73	794.90	24,489.17	3,821.66	1.72	8.75	1.48	1.81	19,195
宮城	24,449.65	182.67	21,217.80	3,049.18	1.47	6.27	1.43	1.44	7,859
秋田	15,096.77	497.70	12,967.74	1,631.34	1.65	5.61	1.52	1.46	13,332
山形	33,694.32	576.42	29,240.17	3,877.73	1.53	4.82	1.52	1.18	8,290
福島	15,551.45	291.33	13,317.92	1,942.20	1.55	5.81	1.46	1.50	10,148
茨城	6,974.71	81.71	5,795.72	1,097.28	1.53	4.71	1.44	1.78	10,512
栃木	－	－	－	－	1.47	5.00	1.47	1.28	12,466
群馬	－	－	－	－	1.54	8.00	1.49	1.40	9,409
埼玉	－	－	－	－	1.58	3.00	1.61	1.16	6,377
千葉	19,671.51	291.85	16,953.89	2,425.77	1.53	6.10	1.48	1.36	13,239
東京	1,678.54	46.70	1,422.13	209.71	2.00	13.91	1.71	1.33	44,133
神奈川	9,343.91	97.06	8,233.32	1,013.53	1.69	10.42	1.62	1.38	16,913
新潟	9,250.86	178.69	8,178.69	893.47	1.63	9.62	1.51	1.15	19,510
富山	17,627.59	537.93	15,268.97	1,820.69	1.50	4.08	1.42	1.34	10,254
石川	13,356.52	544.93	11,872.46	939.13	1.98	12.11	1.55	1.49	26,054
福井	10,628.29	157.89	9,789.47	680.92	1.54	4.19	1.49	1.64	7,847
山梨	－	－	－	－	1.42	－	1.48	1.00	5,635
長野	－	－	－	－	1.47	7.00	1.23	1.90	14,382
岐阜	－	－	－	－	1.70	7.00	1.75	1.13	7,484
静岡	11,090.77	127.86	9,362.27	1,600.63	1.55	5.41	1.52	1.43	9,156
愛知	13,482.60	169.44	11,818.46	1,494.70	1.68	4.25	1.67	1.44	9,729
三重	11,478.26	108.70	9,923.91	1,445.65	1.54	6.55	1.51	1.33	9,726
滋賀	－	－	－	－	1.53	5.00	1.52	1.25	8,797
京都	43,714.29	942.86	38,485.71	4,285.71	1.48	5.36	1.40	1.36	13,627
大阪	4,574.95	61.24	4,003.40	510.31	1.62	8.00	1.51	1.69	14,163
兵庫	9,908.71	126.56	8,346.47	1,435.68	1.62	6.38	1.59	1.34	12,329
奈良	－	－	－	－	1.49	3.00	1.44	1.00	10,063
和歌山	7,173.18	33.52	6,150.84	988.83	1.62	5.00	1.56	1.86	7,459
鳥取	13,281.07	290.24	11,799.83	1,190.99	1.54	4.34	1.48	1.46	10,018
島根	9,757.28	257.98	8,450.76	1,048.54	1.66	4.03	1.60	1.56	11,620
岡山	7,660.10	59.11	6,674.88	926.11	1.65	5.83	1.67	1.27	10,379
広島	10,363.76	175.13	8,886.95	1,301.68	1.68	9.60	1.56	1.44	13,205
山口	13,951.28	230.21	12,153.47	1,567.60	1.85	5.86	1.83	1.45	11,976
徳島	7,888.30	127.66	6,670.21	1,090.43	1.84	9.54	1.76	1.44	17,906
香川	12,358.42	172.04	10,222.22	1,964.16	1.64	3.17	1.65	1.46	7,782
愛媛	9,433.83	153.00	8,000.65	1,280.18	1.80	5.05	1.80	1.41	11,752
高知	17,815.83	271.41	14,694.67	2,849.76	1.66	6.00	1.53	1.88	11,088
福岡	13,722.16	196.41	11,647.90	1,877.84	1.74	5.10	1.71	1.54	11,106
佐賀	21,147.29	263.57	18,558.14	2,325.58	1.77	7.82	1.68	1.76	13,255
長崎	13,613.40	161.51	11,883.16	1,568.73	1.63	5.45	1.58	1.59	10,002
熊本	22,762.83	366.57	20,359.78	2,036.49	1.78	5.51	1.73	1.53	12,223
大分	21,683.08	590.77	19,015.38	2,076.92	1.96	12.20	1.72	1.25	19,164
宮崎	21,266.81	266.81	18,507.59	2,492.41	1.72	4.59	1.64	2.03	9,767
鹿児島	14,344.30	253.55	12,652.58	1,438.17	1.65	6.36	1.57	1.47	12,899
沖縄	11,924.92	221.06	10,510.95	1,192.91	1.68	9.21	1.51	1.75	16,369

付　諸　率

養		者		分							
就学前											
療1件当たり金額			診療1日当たり金額				1人当たり金額				
入院	入院外	歯科	平均	入院	入院外	歯科	合計	入院	入院外	歯科
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
350,649	7,079	7,681	7,668	52,654	4,425	5,076	146,445	66,153	69,796	10,496
212,327	6,921	8,764	7,959	42,725	4,603	5,320	169,549	77,897	76,946	14,706
119,055	6,165	7,647	4,547	31,154	3,783	4,353	127,533	22,125	90,182	15,226
403,180	8,474	8,025	11,153	46,078	5,728	4,439	558,681	320,489	207,521	30,670
277,924	5,696	6,732	5,362	44,331	3,987	4,682	192,153	50,768	120,857	20,528
221,029	6,324	5,676	8,070	39,391	4,148	3,894	201,271	110,005	82,005	9,260
165,233	5,598	5,259	5,406	34,294	3,692	4,473	279,329	95,243	163,694	20,391
219,170	6,036	6,986	6,553	37,726	4,127	4,657	157,810	63,851	80,391	13,568
237,718	7,691	8,497	6,883	50,425	5,359	4,783	73,321	19,424	44,573	9,323
529,975	5,433	18,099	8,496	105,995	3,706	14,164	－	－	－	－
324,168	6,446	6,559	6,121	40,521	4,314	4,685	－	－	－	－
45,723	5,925	7,298	4,040	15,241	3,679	6,270	－	－	－	－
457,996	6,477	6,994	8,632	75,033	4,377	5,139	260,439	133,667	109,806	16,967
1,328,191	7,400	7,289	22,078	95,514	4,335	5,490	74,078	62,026	10,524	1,529
961,476	6,887	7,908	10,015	92,245	4,241	5,733	158,037	93,321	56,702	8,015
421,163	12,231	5,818	11,959	43,801	8,104	5,043	180,488	75,259	100,030	5,199
130,422	6,505	6,190	6,857	31,990	4,572	4,616	180,752	70,158	99,324	11,270
408,711	9,884	8,445	13,153	33,760	6,357	5,653	347,994	222,718	117,345	7,931
111,866	6,227	7,016	5,082	26,714	4,165	4,284	83,401	17,663	60,961	4,777
－	5,385	7,280	3,965	－	3,627	7,280	－	－	－	－
318,112	6,081	6,765	9,759	45,445	4,926	3,560	－	－	－	－
149,864	5,733	6,795	4,414	21,409	3,282	6,040	－	－	－	－
251,069	6,157	7,374	5,901	46,431	4,052	5,149	101,544	32,102	57,640	11,803
191,704	7,353	7,886	5,799	45,107	4,400	5,487	131,175	32,482	86,905	11,788
390,300	6,124	5,837	6,330	59,588	4,050	4,399	111,634	42,424	60,772	8,439
165,256	6,373	3,934	5,744	33,051	4,202	3,147	－	－	－	－
196,318	9,956	6,399	9,205	36,602	7,118	4,705	595,675	185,100	383,150	27,425
475,211	7,286	12,793	8,739	59,401	4,809	7,592	64,797	29,101	29,168	6,528
435,744	6,720	7,609	7,614	68,330	4,214	5,674	122,161	55,146	56,091	10,924
85,260	6,114	4,958	6,737	28,420	4,256	4,958	－	－	－	－
163,652	6,500	8,134	4,607	32,730	4,163	4,363	53,508	5,486	39,979	8,043
155,488	6,665	7,795	6,495	35,787	4,498	5,331	133,054	45,129	78,641	9,284
173,925	7,245	6,951	7,014	43,133	4,539	4,457	113,383	44,868	61,226	7,289
453,583	6,829	7,674	6,287	77,757	4,096	6,062	79,505	26,813	45,586	7,107
366,629	6,986	8,118	7,858	38,202	4,479	5,638	136,857	64,206	62,084	10,567
282,338	7,477	7,156	6,473	48,204	4,093	4,952	167,084	64,996	90,869	11,218
646,257	7,541	7,747	9,720	67,730	4,285	5,365	141,250	82,501	50,302	8,448
93,568	6,482	7,035	4,747	29,548	3,931	4,831	96,173	16,098	66,257	13,818
262,014	7,889	5,984	6,543	51,878	4,392	4,253	110,870	40,089	63,121	7,660
188,349	8,211	9,041	6,691	31,391	5,352	4,815	197,540	51,119	120,657	25,764
224,078	7,909	8,657	6,400	43,958	4,624	5,633	152,396	44,011	92,128	16,257
500,750	6,882	8,865	7,499	64,006	4,090	5,037	280,311	131,981	127,714	20,617
289,359	6,431	8,286	6,132	53,125	4,060	5,203	136,157	46,735	76,423	12,998
309,742	7,315	7,735	6,880	56,175	4,219	5,047	278,228	113,541	148,935	15,751
436,320	7,608	6,310	9,784	35,755	4,429	5,053	415,542	257,764	144,672	13,106
160,725	7,793	8,264	5,685	35,052	4,766	4,079	207,706	42,883	144,225	20,598
319,261	7,529	6,132	7,823	50,193	4,781	4,177	185,028	80,949	95,260	8,819
509,070	7,005	7,574	9,764	55,288	4,640	4,324	195,197	112,537	73,625	9,035

第6表（続）　保　険　給

（高齢受給者分（一般））

都道府県別	高齢受給								診
	1000人当たり診療件数				診療1件当たり日数				
	合　計	入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	平　均
									円
総数	15,931.27	508.05	13,521.38	1,901.84	2.13	13.81	1.69	2.17	28,691
北海道	16,681.72	652.98	14,427.10	1,601.64	2.32	17.04	1.62	2.58	42,371
青森	30,085.19	730.22	27,042.60	2,312.37	2.29	11.23	2.03	2.44	25,292
岩手	52,632.91	2,202.53	45,341.77	5,088.61	2.08	14.45	1.46	2.24	30,618
宮城	37,148.94	1,386.02	31,477.20	4,285.71	2.27	16.67	1.61	2.48	34,030
秋田	28,920.00	960.00	25,800.00	2,160.00	2.00	15.50	1.52	1.67	29,201
山形	18,142.86	785.71	15,357.14	2,000.00	1.85	10.91	1.43	1.54	24,551
福島	26,705.20	624.28	22,959.54	3,121.39	1.93	6.22	1.71	2.69	14,517
茨城	9,224.20	128.11	8,071.17	1,024.91	1.47	10.67	1.23	2.25	9,622
栃木	－	－	－	－	1.48	4.00	1.38	－	11,441
群馬	－	－	－	－	2.22	8.00	1.85	1.75	113,658
埼玉	188,000.00	－	132,000.00	56,000.00	1.52	－	1.39	1.82	17,976
千葉	16,972.97	594.59	14,378.38	2,000.00	1.89	9.82	1.52	2.22	30,983
東京	1,035.84	54.52	914.69	66.63	2.06	10.11	1.63	1.45	40,093
神奈川	6,259.77	126.72	5,347.41	785.64	1.67	8.10	1.45	2.15	21,558
新潟	20,655.74	786.89	17,114.75	2,754.10	1.90	12.83	1.32	2.38	32,050
富山	10,457.14	85.71	8,314.29	2,057.14	1.85	9.00	1.56	2.75	11,871
石川	23,209.88	987.65	20,000.00	2,222.22	2.32	15.10	1.72	2.07	47,601
福井	13,560.98	390.24	10,048.78	3,121.95	2.36	18.50	1.82	2.09	22,579
山梨	－	－	－	－	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	1.35	－	1.40	1.00	7,680
岐阜	－	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡	14,038.10	266.67	12,152.38	1,619.05	1.83	14.36	1.55	1.88	18,186
愛知	16,211.18	782.61	11,888.20	3,540.37	3.09	23.76	2.04	2.03	29,333
三重	21,390.19	562.90	18,371.00	2,456.29	1.94	15.68	1.52	1.95	21,585
滋賀	－	－	－	－	1.59	8.00	1.10	1.86	34,569
京都	25,066.67	－	21,333.33	3,733.33	1.55	－	1.40	2.43	11,816
大阪	5,496.30	155.56	4,318.52	1,022.22	2.22	15.14	1.71	2.41	29,520
兵庫	16,416.22	440.70	13,643.46	2,332.06	1.80	8.81	1.52	2.06	29,127
奈良	60,000.00	－	52,000.00	8,000.00	1.27	－	1.15	2.00	6,027
和歌山	19,483.39	442.80	16,383.76	2,656.83	1.76	8.90	1.59	1.62	18,247
鳥取	52,351.65	2,637.36	46,945.05	2,769.23	2.88	12.45	2.39	2.14	47,017
島根	20,649.75	182.74	18,030.46	2,436.55	1.69	7.83	1.55	2.31	13,672
岡山	6,995.88	246.91	6,074.07	674.90	1.68	8.27	1.40	1.80	50,225
広島	10,464.62	148.58	8,801.89	1,514.15	1.81	8.71	1.66	1.98	18,521
山口	21,469.47	687.02	17,656.49	3,125.95	2.34	12.38	1.99	2.10	30,589
徳島	10,354.21	168.47	8,358.53	1,827.21	1.70	5.38	1.54	2.10	19,294
香川	11,311.48	238.88	9,695.55	1,377.05	1.78	7.47	1.63	1.84	19,353
愛媛	10,817.06	379.64	9,188.45	1,248.97	2.23	18.28	1.61	1.88	31,375
高知	23,297.18	754.88	19,340.56	3,201.74	2.21	11.17	1.85	2.29	29,165
福岡	19,652.17	594.20	16,550.72	2,507.25	2.19	13.27	1.75	2.46	26,622
佐賀	29,532.93	934.13	26,155.69	2,443.11	1.89	7.69	1.68	1.85	21,809
長崎	27,686.85	1,125.55	23,326.44	3,234.86	2.36	14.66	1.77	2.32	28,523
熊本	20,786.96	712.46	17,993.02	2,081.49	2.32	16.10	1.80	2.10	26,889
大分	16,097.56	321.95	14,239.02	1,536.59	1.74	4.73	1.61	2.37	17,241
宮崎	29,403.04	1,355.82	25,254.64	2,792.58	2.43	18.96	1.57	2.16	46,971
鹿児島	27,492.96	1,492.96	23,408.45	2,591.55	3.01	17.32	2.18	2.27	37,063
沖縄	19,172.41	517.24	16,965.52	1,689.66	1.82	7.53	1.67	1.59	18,435

付　諸　率

者	分	(一	般)							
療1件当たり金額			診療1日当たり金額				1人当たり金額			
入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	合　計	入　院	入院外	歯　科
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
507,381	12,913	12,990	13,453	36,753	7,645	5,990	457,081	257,776	174,601	24,705
755,364	12,909	17,080	18,294	44,335	7,968	6,608	706,827	493,236	186,235	27,356
489,955	13,728	13,792	11,050	43,616	6,749	5,648	760,912	357,776	371,243	31,893
428,243	13,268	13,102	14,714	29,640	9,074	5,852	1,611,503	943,219	601,611	66,673
559,953	13,828	12,329	14,975	33,588	8,588	4,970	1,264,195	776,104	435,254	52,837
563,793	10,819	11,164	14,631	36,374	7,113	6,699	844,481	541,241	279,125	24,115
343,959	10,199	9,273	13,268	31,530	7,142	6,038	445,421	270,253	156,623	18,546
175,898	11,056	7,696	7,512	28,269	6,454	2,862	387,667	109,809	253,836	24,021
24,123	8,758	14,617	6,536	2,262	7,134	6,496	88,755	3,091	70,684	14,981
151,030	6,072	－	7,723	37,758	4,385	－	－	－	－	－
360,465	109,304	18,560	51,226	45,058	59,206	10,605	－	－	－	－
－	18,208	17,428	11,816	－	13,062	9,568	3,379,464	－	2,403,484	975,980
556,717	12,023	10,994	16,358	56,703	7,901	4,961	525,877	331,021	172,867	21,989
390,466	20,521	22,099	19,422	38,617	12,596	15,193	41,530	21,287	18,770	1,473
593,111	9,373	12,307	12,924	73,224	6,484	5,737	134,945	75,157	50,119	9,669
617,245	7,793	15,591	16,883	48,097	5,913	6,548	662,018	485,701	133,378	42,940
247,760	8,563	15,412	6,408	27,529	5,501	5,604	124,141	21,237	71,199	31,705
816,117	13,567	12,339	20,488	54,047	7,883	5,971	1,104,810	806,042	271,348	27,420
418,168	9,152	16,348	9,568	22,604	5,041	7,808	306,190	163,187	91,966	51,037
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	7,960	5,584	5,677	－	5,686	5,584	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
514,960	8,481	9,207	9,936	35,868	5,477	4,891	255,296	137,323	103,067	14,906
401,925	10,116	11,500	9,508	16,915	4,965	5,660	475,523	314,550	120,260	40,713
410,705	11,189	10,167	11,119	26,190	7,364	5,220	461,718	231,186	205,558	24,974
469,905	11,207	10,311	21,745	58,738	10,188	5,552	－	－	－	－
－	11,907	11,440	7,608	－	8,505	4,711	296,194	－533	254,018	42,709
629,076	11,250	15,468	13,283	41,543	6,565	6,429	162,252	97,856	48,584	15,811
602,102	13,570	11,865	16,219	68,324	8,903	5,763	478,158	265,349	185,138	27,671
－	5,804	7,472	4,758	－	5,030	3,736	361,600	－	301,824	59,776
340,096	11,153	8,349	10,359	38,213	7,006	5,164	355,508	150,596	182,731	22,181
316,593	34,064	9,864	16,316	25,429	14,267	4,603	2,461,432	834,971	1,599,146	27,316
231,523	11,238	15,345	8,082	29,556	7,271	6,636	282,328	42,309	202,630	37,389
894,344	20,218	11,466	29,854	108,187	14,430	6,353	351,367	220,826	122,803	7,738
554,033	10,506	12,563	10,229	63,578	6,311	6,341	193,814	82,321	92,471	19,022
500,702	15,431	12,883	13,083	40,434	7,758	6,127	656,725	343,994	272,458	40,273
245,663	16,136	12,865	11,360	45,623	10,503	6,128	199,770	41,386	134,877	23,507
364,582	12,204	9,795	10,864	48,802	7,472	5,333	218,905	87,090	118,327	13,489
546,493	12,767	11,689	14,096	29,903	7,929	6,228	339,383	207,472	117,312	14,599
436,051	15,682	14,677	13,176	39,029	8,474	6,402	679,451	329,167	303,292	46,992
545,373	10,205	12,055	12,138	41,103	5,815	4,896	523,182	324,062	168,894	30,226
352,544	10,876	12,408	11,566	45,831	6,469	6,696	644,098	329,323	284,462	30,314
445,180	10,212	15,587	12,088	30,364	5,763	6,733	789,698	501,075	238,203	50,421
393,865	13,929	13,302	11,570	24,467	7,720	6,332	558,933	280,611	250,634	27,688
298,312	11,016	16,032	9,888	63,105	6,849	6,761	277,537	96,042	156,860	24,635
684,083	16,220	15,745	19,334	36,089	10,317	7,291	1,381,094	927,492	409,634	43,968
447,371	13,742	11,333	12,304	25,829	6,299	4,989	1,018,965	667,906	321,688	29,371
274,838	11,438	10,193	10,138	36,483	6,863	6,403	353,438	142,157	194,058	17,223

（高齢受給者分（現役並み所得者））

都道府県別	高齢受給者								
	1000人当たり診療件数				診療1件当たり日数				診
	合　計	入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	平　均
									円
総　数	11,742.12	323.78	9,696.28	1,722.06	1.93	11.28	1.57	2.16	26,913
北海道	13,608.41	315.37	11,826.54	1,466.49	1.57	9.55	1.29	2.15	20,328
青森	11,828.57	-	10,457.14	1,371.43	1.83	-	1.73	2.56	9,350
岩手	26,080.00	320.00	21,120.00	4,640.00	1.58	9.00	1.33	2.24	14,254
宮城	22,814.81	681.48	19,348.15	2,785.19	1.97	11.70	1.60	2.13	32,937
秋田	-	-	-	-	1.00	-	1.00	-	5,217
山形	60,000.00	-	57,000.00	3,000.00	1.20	-	1.21	1.00	8,087
福島	15,804.88	780.49	12,487.80	2,536.59	2.59	19.88	1.63	2.00	86,644
茨城	5,221.37	183.21	3,572.52	1,465.65	1.65	5.50	1.26	2.13	18,066
栃木	36,000.00	-	36,000.00	-	1.17	-	1.17	-	12,553
群馬	-	-	-	-	1.00	-	1.00	-	1,001
埼玉	7,500.00	-	7,500.00	-	1.20	-	1.20	-	7,994
千葉	22,920.00	960.00	16,800.00	5,160.00	1.97	4.38	1.63	2.65	31,245
東京	1,848.28	82.76	1,517.24	248.28	2.45	9.33	2.16	1.89	173,366
神奈川	11,036.50	175.18	8,978.10	1,883.21	2.20	5.00	2.09	2.44	12,849
新潟	18,000.00	1,714.29	16,285.71	-	3.19	23.50	1.05	-	62,044
富山	2,500.00	-	2,250.00	250.00	1.70	-	1.33	5.00	8,364.00
石川	25,500.00	333.33	19,500.00	5,666.67	1.54	10.00	1.21	2.21	15,560
福井	24,000.00	-	24,000.00	-	1.25	-	1.25	-	3,173
山梨	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡	9,497.33	128.34	7,828.88	1,540.11	1.70	16.50	1.40	2.00	15,297
愛知	37,600.00	-	28,400.00	9,200.00	1.34	-	1.35	1.30	6,563
三重	8,072.73	-	7,090.91	981.82	1.53	-	1.45	2.11	13,777
滋賀	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都	-	-	-	-	1.50	-	1.50	-	6,045
大阪	7,257.29	318.30	4,997.35	1,941.64	2.25	13.40	1.62	2.05	30,786
兵庫	9,606.94	346.82	7,734.10	1,526.01	1.58	7.30	1.26	1.93	21,269
奈良	9,230.77	-	7,384.62	1,846.15	1.80	-	1.75	2.00	22,415
和歌山	4,928.57	428.57	3,857.14	642.86	2.00	11.00	1.00	2.00	105,945
鳥取	100,500.00	12,000.00	73,500.00	15,000.00	2.76	11.13	1.51	2.20	85,877
島根	16,763.36	641.22	14,748.09	1,374.05	2.69	18.00	1.93	3.73	34,011
岡山	6,000.00	-	5,040.00	960.00	1.27	-	1.05	2.45	12,361
広島	5,830.67	161.96	4,564.42	1,104.29	2.23	16.27	1.80	1.92	28,895
山口	20,053.48	545.45	17,037.43	2,470.59	1.74	11.12	1.41	2.00	24,192
徳島	8,514.52	946.06	5,975.10	1,593.36	3.93	20.21	1.73	2.53	106,946
香川	5,492.31	92.31	4,200.00	1,200.00	1.55	2.50	1.48	1.69	12,388
愛媛	6,722.29	85.82	5,692.49	943.98	1.95	10.33	1.82	1.97	22,666
高知	20,442.21	482.41	16,281.41	3,678.39	1.91	6.38	1.66	2.43	19,206
福岡	18,828.45	602.51	15,514.64	2,711.30	1.81	7.58	1.51	2.26	19,320
佐賀	8,941.18	235.29	5,882.35	2,823.53	1.53	3.00	1.28	1.92	14,185
長崎	20,148.15	481.48	17,629.63	2,037.04	1.62	9.15	1.37	2.00	21,841
熊本	10,684.21	368.42	8,684.21	1,631.58	1.69	7.14	1.34	2.32	30,361
大分	14,700.00	300.00	13,020.00	1,380.00	2.62	15.20	2.34	2.52	17,320
宮崎	22,666.67	631.58	19,789.47	2,245.61	2.04	5.44	1.93	2.09	11,438
鹿児島	7,262.14	116.50	5,864.08	1,281.55	1.96	5.67	1.80	2.36	18,901
沖縄	22,000.00	-	17,500.00	4,500.00	1.41	-	1.26	2.00	6,815

付　諸　率

分			(現役並み所得者)							
療1件当たり金額			診療1日当たり金額				1人当たり金額			
入　院	入院外	歯　科	平　均	入　院	入院外	歯　科	合　計	入　院	入院外	歯　科
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
579,934	11,135	11,773	13,968	51,398	7,083	5,439	316,011	187,772	107,965	20,274
507,933	8,068	14,332	12,928	53,187	6,264	6,664	276,626	160,189	95,419	21,017
-	8,401	16,589	5,120	-	4,857	6,474	110,599	-	87,848	22,751
628,000	6,242	8,398	9,006	69,778	4,708	3,747	371,757	200,960	131,831	38,966
733,709	11,297	11,801	16,740	62,734	7,053	5,546	751,453	500,009	218,576	32,868
-	5,217	-	5,217	-	5,217	-	-	-	-	-
-	8,355	3,003	6,740	-	6,902	3,003	485,247	-	476,238	9,009
1,564,517	8,364	17,297	33,420	78,718	5,122	8,648	1,369,403	1,221,086	104,442	43,875
150,016	14,654	9,892	10,955	27,276	11,663	4,655	94,332	27,484	52,350	14,498
-	12,553	-	10,760	-	10,760	-	451,920	-	451,920	-
-	1,001	-	1,001	-	1,001	-	-	-	-	-
-	7,994	-	6,662	-	6,662	-	59,955	-	59,955	-
525,127	8,490	13,445	15,830	120,029	5,213	5,072	716,128	504,122	142,628	69,378
3,065,773	42,874	6,676	70,826	328,476	19,816	3,534	320,428	253,719	65,051	1,657
281,820	8,221	9,896	5,845	56,364	3,928	4,053	141,812	49,370	73,806	18,636
594,567	5,989	-	19,447	25,301	5,689	-	1,116,788	1,019,258	97,530	-
-	5,854	30,954	4,920	-	4,391	6,191	20,911	-	13,172	7,739
528,683	8,305	10,342	10,087	52,868	6,891	4,688	396,772	176,228	161,940	58,604
-	3,173	-	2,538	-	2,538	-	76,146	-	76,146	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
520,977	7,535	12,612	8,984	31,574	5,376	6,306	145,277	66,863	58,989	19,424
-	6,883	5,573	4,896	-	5,091	4,273	246,758	-	195,488	51,271
-	13,233	17,707	9,022	-	9,151	8,387	111,221	-	93,836	17,385
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	6,045	-	4,030	-	4,030	-	-	-	-	-
495,575	8,866	11,006	13,683	36,983	5,480	5,371	223,421	157,743	44,308	21,370
338,140	8,970	11,590	13,421	46,321	7,118	5,999	204,333	117,274	69,373	17,686
-	26,374	6,580	12,453	-	15,071	3,290	206,911	-	194,764	12,148
1,173,255	3,339	10,046	52,973	106,660	3,339	5,023	522,159	502,824	12,878	6,458
614,015	15,631	7,571	31,101	55,192	10,350	3,441	8,630,639	7,368,183	1,148,888	113,568
711,207	6,126	17,283	12,625	39,512	3,172	4,630	570,142	456,041	90,353	23,748
-	11,706	15,801	9,718	-	11,174	6,449	74,167	-	58,998	15,169
689,880	8,751	15,211	12,973	42,395	4,853	7,922	168,478	111,735	39,945	16,797
352,953	15,781	9,612	13,872	31,747	11,218	4,806	485,133	192,520	268,866	23,748
758,214	29,968	8,924	27,214	37,516	17,373	3,526	910,594	717,315	179,060	14,220
87,070	12,015	7,948	8,012	34,828	8,099	4,696	68,039	8,037	50,465	9,537
597,711	16,372	8,345	11,605	57,843	8,975	4,237	152,367	51,293	93,196	7,878
370,496	10,475	11,777	10,047	58,117	6,299	4,854	392,603	178,732	170,553	43,319
303,190	10,043	9,322	10,670	39,981	6,660	4,126	363,772	182,675	155,821	25,275
79,890	11,573	14,151	9,294	26,630	9,042	7,383	126,831	18,798	68,078	39,955
529,446	8,811	14,629	13,456	57,839	6,413	7,315	440,061	254,919	155,342	29,800
292,284	22,481	13,161	17,969	40,920	16,785	5,667	324,388	107,684	195,231	21,474
296,727	11,071	15,547	6,610	19,522	4,729	6,165	254,611	89,018	144,138	21,454
136,924	7,579	10,159	5,598	25,149	3,929	4,852	259,267	86,478	149,975	22,814
496,100	11,062	11,390	9,631	87,547	6,141	4,819	137,265	57,798	64,870	14,597
-	5,990	10,025	4,836	-	4,764	5,012	149,930	-	104,818	45,112

第6表（続）　保　険　給

（被保険者分）

都道府県別	被保険									
	薬剤支給		高額療養費				傷病			
			入院		その他		計（平均）			
	1000人当たり件数	1件当たり金額	1000人当たり件数	1件当たり金額	1000人当たり件数	1件当たり金額	1000人当たり件数	1件当たり日数	1件当たり金額	1人当たり金額
		円		円		円			円	円
総数	2,810.45	9,231	−	−	12.10	48,043	122.77	35.37	308,192	37,945
北海道	3,642.00	10,397	−	−	12.66	37,516	187.60	29.62	322,958	60,810
青森	4,911.05	10,074	−	−	9.85	39,760	126.22	36.95	277,634	35,043
岩手	6,254.16	11,174	−	−	9.70	25,047	270.18	37.75	360,040	99,614
宮城	6,457.41	10,723	−	−	17.78	37,046	256.80	32.22	317,688	84,129
秋田	6,685.36	7,382	−	−	24.38	57,847	213.31	30.69	141,502	30,183
山形	5,491.06	12,510	−	−	−	−	126.25	33.05	105,815	13,359
福島	4,832.79	7,422	−	−	17.21	51,841	151.10	42.36	345,603	52,733
茨城	1,790.36	7,531	−	−	1.19	2,126	96.62	39.57	357,828	34,573
栃木	708,000.00	6,367	−	−	−	−	−	−	−	−
群馬	22,500.00	6,634	−	−	−	−	−	−	−	−
埼玉	50,250.00	5,893	−	−	−	−	790	30	314,908	352,260
千葉	5,030.52	6,862	−	−	31.90	44,889	87.01	39.02	246,233	21,482
東京	361.10	7,832	−	−	9.24	54,074	80.70	36.46	489,505	39,504
神奈川	1,862.97	6,649	−	−	4.90	55,999	78.38	40.05	294,853	23,127
新潟	3,363.06	6,406	−	−	−	−	109.62	34.53	300,407	33,038
富山	2,568.19	7,268	−	−	23.75	37,014	90.26	23.37	174,734	15,772
石川	2,893.88	12,761	−	−	21.43	31,554	107.53	55.28	518,026	59,156
福井	1,616.82	6,666	−	−	17.91	34,741	28.14	35.45	211,164	5,942
山梨	228,000.00	6,350	−	−	−	−	−	−	−	−
長野	79,500.00	7,179	−	−	−	−	−	−	−	−
岐阜	53,538.46	7,099	−	−	−	−	−	−	−	−
静岡	2,655.88	8,473	−	−	8.75	77,836	105.65	35.81	446,650	47,190
愛知	2,394.57	9,004	−	−	10.05	36,109	112.93	32.62	330,353	37,306
三重	3,164.55	8,398	−	−	10.01	85,761	172.89	38.84	334,512	57,948
滋賀	−	2,831	−	−	−	−	−	−	−	−
京都	4,977.44	9,703	−	−	180	31,081	375.00	30.48	246,244	92,342
大阪	822.25	7,076	−	−	7.21	28,213	121.14	33.98	304,375	36,876
兵庫	2,280.88	7,842	−	−	14.56	71,010	145.41	33.32	282,811	41,139
奈良	55,764.71	8,065	−	−	−	−	−	−	−	−
和歌山	2,661.02	11,445	−	−	14.76	55,344	110.77	26.07	161,602	17,915
鳥取	2,457.51	11,685	−	−	7.76	20,875	203.34	31.17	321,946	65,464
島根	3,051.18	12,485	−	−	24.51	68,152	156.26	32.05	230,626	36,037
岡山	1,054.97	7,519	−	−	12.00	34,243	93.61	37.34	348,043	32,591
広島	2,058.81	9,034	−	−	10.68	58,759	109.35	35.79	273,377	29,896
山口	3,477.89	9,894	−	−	11.86	51,728	111.71	41.06	343,127	38,802
徳島	1,720.85	9,597	−	−	8.42	73,447	36.48	54.06	374,066	13,647
香川	2,155.21	8,865	−	−	7.10	43,422	99.62	46.96	340,217	33,922
愛媛	1,230.13	11,151	−	−	15.64	31,411	96.74	34.44	296,405	28,675
高知	4,086.33	11,957	−	−	13.65	35,079	190.48	41.19	258,053	49,942
福岡	3,405.09	8,432	−	−	10.99	82,189	86.68	40.05	360,509	31,463
佐賀	6,001.52	7,687	−	−	8.90	20,260	234.42	26.61	163,853	38,411
長崎	4,716.36	10,033	−	−	15.82	23,431	164.75	32.56	227,049	37,498
熊本	3,659.07	9,022	−	−	16.42	48,203	133.52	32.28	212,048	28,312
大分	4,123.76	9,485	−	−	9.19	87,993	138.72	34.44	264,923	36,751
宮崎	4,684.39	8,877	−	−	8.04	93,132	94.91	29.53	161,140	15,294
鹿児島	5,498.94	7,999	−	−	11.48	51,645	145.26	38.26	290,523	42,470
沖縄	3,641.26	7,631	−	−	7.05	22,469	103.50	39.50	325,965	33,787

※高額療養費の入院分はその他分として計上している。

付　諸　率

（被扶養者分）

者分								被扶養者分			
手当金								薬剤支給			
職務上				職務外						（再掲）義務教育就学前	
1000人当たり件数	1件当たり日数	1件当たり金額	1人当たり金額	1000人当たり件数	1件当たり日数	1件当たり金額	1人当たり金額	1000人当たり件数	1件当たり金額	1000人当たり件数	1件当たり金額
		円	円			円	円		円		円
5.17	59.19	812,233	4,201	117.60	34.36	286,938	33,744	4,293.09	6,202	6,901.68	4,161
26.12	31.76	397,795	10,391	161.48	29.32	312,226	50,419	5,668.04	6,814	8,583.28	4,213
−	−	−	−	126.22	36.95	277,634	35,043	8,985.24	6,063	11,834.07	3,628
58.77	38.56	587,708	34,537	211.41	37.57	307,823	65,077	14,388.85	6,711	17,824.20	3,835
17.13	51.77	1,017,788	17,430	239.67	31.12	278,296	66,699	13,035.08	7,124	13,763.47	4,053
−	−	−	−	213.31	30.69	141,502	30,183	8,460.43	8,541	9,373.27	3,739
−	−	−	−	126.25	33.05	105,815	13,359	11,059.91	6,144	23,371.18	3,713
11.71	61.00	715,896	8,381	139.39	40.98	318,174	44,352	6,391.54	6,123	10,460.12	3,891
−	−	−	−	96.62	39.57	357,828	34,573	2,501.30	6,320	3,951.36	4,142
−	−	−	−	−	−	−	−	−	6,269	−	2,975
−	−	−	−	−	−	−	−	76,000.00	8,753	−	2,210
244.90	58.00	1,076,074.00	263,528.00	545	24.40	162,674.80	88,732	239,625.00	4,420	−	4,077
2.47	44.33	1,009,027	2,490	84.54	38.87	224,645	18,992	7,196.08	4,851	11,348.07	4,062
0.89	79.20	2,789,549	2,482	79.81	35.98	463,892	37,022	567.62	5,752	1,083.78	4,580
1.65	146.20	1,573,492	2,590	76.73	37.80	267,648	20,537	3,479.58	4,681	6,299.58	3,999
2.12	81.00	1,096,173	2,329	107.50	33.67	285,671	30,709	4,076.07	4,663	4,907.22	3,634
−	−	−	−	90.26	23.37	174,734	15,772	3,533.67	5,265	6,206.90	3,309
3.68	431.50	9,617,801	35,360	103.85	43.33	229,144	23,796	4,624.32	7,191	7,257.97	4,351
−	−	−	−	28.14	35.45	211,164	5,942	2,671.55	4,674	4,884.87	3,057
−	−	−	−	−	−	−	−	−	3,985	−	4,728
−	−	−	−	−	−	−	−	−	4,020	−	2,961
−	−	−	−	−	−	−	−	−	5,356	−	6,127
−	−	−	−	105.65	35.81	446,650	47,190	3,887.28	5,175	6,928.18	3,920
10.17	30.44	342,348	3,481	102.76	32.84	329,179	33,825	3,747.05	4,691	7,558.25	3,938
17.79	46.47	482,606	8,583	155.10	38.01	318,270	49,365	4,726.03	5,714	6,559.78	3,694
−	−	−	−	−	−	−	−	−	8,274	−	3,929
−	−	−	−	375.00	30.48	246,244	92,342	10,675.86	6,122	19,114.29	3,675
1.37	91.50	1,383,938	1,902	119.77	33.32	292,002	34,974	1,184.11	4,845	2,406.12	3,295
4.33	44.00	394,823	1,712	141.08	33.00	279,471	39,427	3,037.91	5,883	5,180.50	3,858
−	−	−	−	−	−	−	−	269,000.00	5,094	−	2,464
29.61	30.42	303,883	8,998	81.16	24.48	109,864	8,917	2,330.25	5,567	2,530.73	3,506
−	−	−	−	203.34	31.17	321,946	65,464	3,923.36	5,871	5,374.48	3,078
−	−	−	−	156.26	32.05	230,626	36,037	4,665.68	6,999	5,633.84	4,701
9.61	66.58	1,017,825	9,785	84.00	34.00	271,497	22,806	1,834.99	5,551	4,049.26	4,425
8.81	45.32	392,694	3,461	100.54	34.96	262,936	26,435	2,707.91	6,451	6,296.67	3,904
4.95	132.82	1,978,504	9,791	106.76	37.05	271,742	29,011	4,903.22	7,628	9,317.90	4,511
−	−	−	−	36.48	54.06	374,066	13,647	2,326.81	6,806	4,404.26	4,523
14.41	60.69	478,772	6,899	85.21	44.68	317,125	27,023	3,133.63	8,645	6,243.73	3,820
−	−	−	−	96.74	34.44	296,405	28,675	2,086.89	6,399	5,173.01	4,583
17.62	87.64	723,487	12,746	172.86	36.91	215,184	37,196	8,591.82	6,901	9,150.24	3,765
0.44	658.00	15,258,629	6,672	86.24	37.02	287,479	24,791	5,198.51	5,698	8,450.30	5,280
−	−	−	−	234.42	26.61	163,853	38,411	9,364.81	6,935	12,976.74	3,723
1.31	171.50	1,612,347	2,107	163.44	31.50	216,535	35,391	7,034.49	6,197	8,374.57	4,217
−	−	−	−	133.52	32.28	212,048	28,312	7,929.06	7,655	15,299.11	4,531
−	−	−	−	138.72	34.44	264,923	36,751	6,087.93	5,690	13,901.54	5,613
−	−	−	−	94.91	29.53	161,140	15,294	10,194.52	5,424	15,227.77	3,702
0.74	314.00	4,407,594	3,264	144.52	36.97	271,284	39,206	7,639.73	5,621	9,335.64	3,457
1.21	183.00	1,980,975	2,389	102.29	37.85	306,942	31,398	4,627.78	4,928	7,482.79	4,099

第6表（続）　保　険　給　付　諸　率

（被扶養者分）　（高齢受給者分）　（世帯合算分）　（再掲）

都道府県別	被扶養者分 高額療養費 入院 1000人当たり件数	被扶養者分 高額療養費 入院 1件当たり金額	被扶養者分 高額療養費 その他 1000人当たり件数	被扶養者分 高額療養費 その他 1件当たり金額	高齢受給者分（一般） 薬剤支給 1000人当たり件数	高齢受給者分（一般） 薬剤支給 1件当たり金額	高齢受給者分（現役並み所得者） 薬剤支給 1000人当たり件数	高齢受給者分（現役並み所得者） 薬剤支給 1件当たり金額	世帯合算高額療養費 1000人当たり件数	世帯合算高額療養費 1件当たり金額	高額療養費総計（再掲） 1000人当たり件数	高額療養費総計（再掲） 1件当たり金額
		円		円		円		円		円		円
総数	－	－	12.32	49,593	8,744.59	12,891	6,275.07	10,580	13.21	35,645	25.43	41,996
北海道	－	－	14.01	94,346	10,570.84	12,232	9,492.77	12,431	16.26	38,863	29.63	52,601
青森	－	－	7.23	12,877	18,547.67	13,666	7,285.71	5,865	16.19	31,455	24.73	30,414
岩手	－	－	6.55	82,959	29,924.05	12,172	14,240.00	11,898	16.44	47,409	24.66	47,194
宮城	－	－	7.88	31,130	20,753.80	12,070	11,733.33	8,816	13.21	46,120	26.42	40,770
秋田	－	－	28.01	3,182	18,720.00	33,826	－	14,144	14.59	60,519	40.87	39,278
山形	－	－	26.16	58,376	9,000.00	8,459	33,000.00	10,581	9.89	32,023	23.07	47,082
福島	－	－	23.43	18,771	19,144.51	8,504	9,170.73	7,005	15.85	40,323	36.10	36,299
茨城	－	－	6.79	9,032	5,423.49	9,806	3,755.73	13,809	12.78	27,990	16.85	23,175
栃木	－	－	－	－	－	12,418	24,000.00	1,603.00	4,000	4,445	4,000	4,445.00
群馬	－	－	－	－	－	63,253	－	8,365.00	－	－	－	－
埼玉	－	－	－	－	82,000.00	6,193	4,500.00	13,228	－	－	－	－
千葉	－	－	6.10	25,323	8,878.38	12,533	12,240.00	7,034	13.65	18,380	32.36	31,824
東京	－	－	11.27	43,613	533.06	11,268	634.48	16,304	5.73	32,283	16.15	42,099
神奈川	－	－	6.40	40,086	3,624.08	7,702	6,350.36	9,201	5.28	38,284	10.90	42,943
新潟	－	－	－	－	11,737.70	14,114	13,714.29	10,504	5.87	7,114	5.87	7,114
富山	－	－	10.92	22,356.00	4,971.43	17,103	1,250.00	7,636	30	40,221	48.26	37,496
石川	－	－	7.09	39,898	9,679.01	15,665	7,500.00	17,724	22.20	26,607	36.72	29,339
福井	－	－	13.63	94,917	5,268.29	14,170	24,000	4,471.00	14.44	40,072	30.08	51,742
山梨	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－	5,140	－	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡	－	－	18.54	61,144	9,123.81	10,179	4,620.32	6,207	7.87	55,375	21.64	62,334
愛知	－	－	8.24	30,752	6,857.14	8,162	13,200.00	13,974	13.93	10,389	23.04	19,560
三重	－	－	12.67	39,039	9,927.51	9,537	4,036.36	7,575	5.70	42,959	17.11	53,324
滋賀	－	－	－	－	－	4,657	－	－	－	－	－	－
京都	－	－	46.88	27,003	8,000.00	192,650	－	21,469	15	5,008	130.10	27,294
大阪	－	－	10.37	45,203	2,340.74	10,623	2,928.38	10,746	16.63	24,601	25.51	29,514
兵庫	－	－	8.47	49,339	7,675.59	10,459	5,098.27	9,808	13.83	47,170	25.04	53,811
奈良	－	－	－	－	52,000	17,935	4,615	6,343	－	－	－	－
和歌山	－	－	1.96	6,057	7,394.83	12,022	1,714.29	11,208	5.45	49,477	13.08	48,792
鳥取	－	－	3.20	32,735	25,582.42	10,479	30,000	10,648	7.09	86,091	12.61	59,041
島根	－	－	15.51	69,295	9,898.48	11,716	11,816.79	8,032	10.94	34,732	30.84	56,588
岡山	－	－	6.58	13,847	2,123.46	8,851	2,544.00	7,159	14.08	37,449	23.10	33,010
広島	－	－	12.71	41,832	6,077.83	11,139	3,224.54	10,248	11.29	46,379	23.02	47,822
山口	－	－	26.03	65,996	12,801.53	9,692	12,352.94	9,574	16.54	30,946	35.75	47,490
徳島	－	－	21.48	44,445	5,637.15	9,094	1,892.12	4,921	20.96	24,768	36.43	36,206
香川	－	－	22.59	49,473	5,831.38	34,691	1,707.69	10,003	12.92	33,503	28.00	41,357
愛媛	－	－	14.79	77,739	4,830.81	17,949	2,531.59	10,779	16.67	31,538	31.86	42,830
高知	－	－	10.01	54,306	13,509.76	11,943	8,261.31	10,916	16.23	26,522	28.40	32,936
福岡	－	－	15.86	38,943	11,043.48	8,267	11,297.07	7,732	9.06	65,708	22.65	59,426
佐賀	－	－	7.33	21,094	17,389.22	9,786	4,705.88	5,947	20.10	17,680	28.14	18,536
長崎	－	－	5.00	43,072	16,156.57	14,137	11,444.44	22,051	16.37	34,431	26.33	32,286
熊本	－	－	12.70	28,293	12,698.49	12,160	7,105.26	10,033	20.37	31,527	34.87	34,716
大分	－	－	17.60	35,008	8,165.85	17,816	6,240.00	8,696	17.53	33,678	31.11	41,721
宮崎	－	－	21.55	21,561	19,446.88	10,448	15,228.07	7,238	20.34	32,742	34.62	37,076
鹿児島	－	－	18.45	32,740	16,422.54	10,150	3,378.64	11,269	19.00	46,333	34.07	43,411
沖縄	－	－	6.31	22,030	11,310.34	13,188	10,000.00	5,064	8.02	33,660	14.63	28,493

※高額療養費の入院分はその他分として計上している。

第７表　特定疾病療養受療証交付数

都道府県別	新規交付数			返納数			年度末現在有効受療証数		
	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者
総数	69	17	52	63	18	45	201	49	152
	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北海道	6	1	5	7	－	7	18	2	16
青森	1	－	1	－	－	－	3	－	3
岩手	－	－	－	－	－	－	2	1	1
宮城	6	1	5	2	－	2	14	1	13
秋田	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山形	1	－	1	－	－	－	1	－	1
福島	1	－	1	－	－	－	2	－	2
茨城	－	－	－	1	1	－	2	2	－
栃木	－	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－
埼玉	－	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉	1	1	－	3	3	－	5	1	4
東京	3	－	3	2	－	2	11	2	9
神奈川	－	－	－	－	－	－	3	2	1
新潟	－	－	－	－	－	－	2	－	2
	－	－	－	－	－	－	－	－	－
富山	1	－	1	1	－	1	2	－	2
石川	1	1	－	1	1	－	2	2	－
福井	2	－	2	2	－	2	3	－	3
山梨	－	－	－	－	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡	1	1	－	－	－	－	3	2	1
愛知	1	1	－	1	1	－	－	－	－
三重	1	－	1	2	－	2	1	1	－
滋賀	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－	－	－	－	－
京都	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大阪	1	－	1	2	－	2	3	－	3
兵庫	2	－	2	3	－	3	9	2	7
奈良	－	－	－	－	－	－	－	－	－
和歌山	－	－	－	－	－	－	1	－	1
	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鳥取	3	－	3	2	－	2	3	－	3
島根	4	2	2	3	2	1	6	4	2
岡山	－	－	－	2	1	1	3	3	－
広島	8	1	7	2	1	1	14	2	12
山口	2	－	2	1	－	1	11	2	9
	－	－	－	－	－	－	－	－	－
徳島	3	－	3	6	3	3	3	2	1
香川	－	－	－	2	－	2	5	1	4
愛媛	3	－	3	5	1	4	15	6	9
高知	1	1	－	2	1	1	3	2	1
福岡	5	2	3	5	1	4	8	3	5
	－	－	－	－	－	－	－	－	－
佐賀	2	2	－	－	－	－	2	2	－
長崎	3	1	2	2	2	－	9	2	7
熊本	1	－	1	1	－	1	2	－	2
大分	－	－	－	－	－	－	1	－	1
宮崎	3	1	2	2	－	2	13	1	12
	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鹿児島	1	－	1	－	－	－	13	－	13
沖縄	1	1	－	1	－	1	3	1	2

第８表　（１）限度額適用・標準負担額減額認定証交付状況

都道府県別	新規交付数			返納数			年度末現在有効認定証数			うち長期該当者		
	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者
総数	20	14	6	23	15	8	15	12	3	－	－	－
北海道	2	1	1	1	－	1	2	1	1	－	－	－
青森	1	1	－	1	1	－	1	1	－	－	－	－
岩手	1	1	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－
宮城	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
秋田	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
福島	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
茨城	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
栃木	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
埼玉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉	2	1	1	1	－	1	1	1	－	－	－	－
東京	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－
神奈川	1	－	1	1	1	－	1	－	1	－	－	－
新潟	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
富山	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
石川	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
福井	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山梨	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
愛知	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－
三重	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
京都	1	1	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－
大阪	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－
兵庫	1	－	1	1	－	1	－	－	－	－	－	－
奈良	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
和歌山	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鳥取	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
島根	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
岡山	2	2	－	1	1	－	1	1	－	－	－	－
広島	1	1	－	1	1	－	1	1	－	－	－	－
山口	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－
徳島	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
香川	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
愛媛	1	1	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－
高知	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－
福岡	1	1	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－
佐賀	1	1	－	1	1	－	1	1	－	－	－	－
長崎	－	－	－	4	2	2	－	－	－	－	－	－
熊本	1	1	－	2	2	－	1	1	－	－	－	－
大分	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宮崎	1	1	－	1	1	－	1	1	－	－	－	－
鹿児島	1	1	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－
沖縄	2	－	2	1	－	1	1	－	1	－	－	－

第８表　（２）限度額適用認定証交付状況

都道府県別	新規交付数			返　納　数			年度末現在有効認定証数		
	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者	計	被保険者	被扶養者
総数	4,395	2,117	2,278	4,292	2,029	2,263	2,763	1,361	1,402
北海道	330	157	173	338	161	177	185	85	100
青森	110	51	59	106	43	63	65	39	26
岩手	47	32	15	46	27	19	26	20	6
宮城	142	83	59	135	80	55	90	55	35
秋田	14	11	3	12	9	3	10	8	2
山形	18	10	8	13	6	7	13	9	4
福島	53	20	33	60	29	31	34	14	20
茨城	61	29	32	68	33	35	28	13	15
栃木	－	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬	－	－	－	－	－	－	－	－	－
埼玉	1	1	－	－	－	－	1	1	－
千葉	90	54	36	97	54	43	51	28	23
東京	438	140	298	412	115	297	268	81	187
神奈川	119	53	66	121	51	70	68	32	36
新潟	27	10	17	32	14	18	15	7	8
富山	22	14	8	25	13	12	11	8	3
石川	56	37	19	40	28	12	45	28	17
福井	27	11	16	22	9	13	19	10	9
山梨	－	－	－	－	－	－	－	－	－
長野	－	－	－	－	－	－	－	－	－
岐阜	－	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡	92	42	50	80	44	36	56	22	34
愛知	47	24	23	43	19	24	32	16	16
三重	73	37	36	67	36	31	49	26	23
滋賀	－	－	－	－	－	－	－	－	－
京都	1	1	－	5	4	1	1	1	－
大阪	190	76	114	199	82	117	118	48	70
兵庫	178	78	100	161	72	89	133	58	75
奈良	－	－	－	－	－	－	－	－	－
和歌山	36	19	17	29	12	17	19	10	9
鳥取	40	21	19	42	23	19	28	17	11
島根	101	41	60	95	43	52	59	23	36
岡山	82	41	41	85	35	50	51	28	23
広島	208	98	110	227	119	108	127	58	69
山口	185	95	90	178	88	90	115	60	55
徳島	96	50	46	104	49	55	67	34	33
香川	72	36	36	83	43	40	48	28	20
愛媛	305	143	162	307	139	168	205	97	108
高知	59	38	21	53	31	22	39	29	10
福岡	176	78	98	167	70	97	106	51	55
佐賀	26	13	13	26	15	11	16	9	7
長崎	321	171	150	284	150	134	203	110	93
熊本	117	69	48	115	62	53	78	46	32
大分	104	56	48	86	42	44	68	37	31
宮崎	98	54	44	100	60	40	63	35	28
鹿児島	119	64	55	124	75	49	76	38	38
沖縄	114	59	55	105	44	61	77	42	35

関　係　諸　制　度

介　護　保　険

目　　次

第１表　年度別月別適用状況 …… 148
第２表　都道府県別適用状況 …… 149
第３表　標準報酬月額別被保険者数 …… 150

第１表　年度別月別適用状況

介護保険

（年度末・月末現在）

年度別 月別	被保険者数					被扶養者数	標準報酬月額の平均				
	計	汽船等	漁船(い)	漁船(ろ)	疾病任継		平均	汽船等	漁船(い)	漁船(ろ)	疾病任継
							円	円	円	円	円
平成18年度	43,592	27,628	761	12,240	2,963	27,913	406,598	435,493	406,999	359,493	331,654
平成19年度	42,544	27,368	735	11,755	2,686	27,066	419,431	441,563	413,420	388,466	331,089
平成20年度	41,242	26,581	762	11,108	2,791	26,338	423,996	443,163	441,945	398,996	336,038
平成21年度	39,996	25,464	775	10,680	3,077	25,504	419,954	442,574	435,032	386,020	346,749
平成22年度	38,732	24,874	847	10,315	2,696	24,543	418,992	441,102	434,094	384,599	341,840
平成23年度	37,151	24,206	797	9,679	2,469	23,302	418,464	439,763	428,082	388,835	322,699
平成24年度	35,745	23,474	879	8,996	2,396	22,185	422,967	441,899	417,579	399,730	326,713
平成25年度	34,335	22,892	864	8,435	2,144	21,114	430,852	446,741	427,067	409,421	347,032
平成26年度	33,097	22,418	837	7,922	1,920	20,184	437,946	450,960	430,139	423,053	350,841
平成27年度	31,953	21,928	846	7,429	1,750	19,231	450,868	461,224	429,688	444,886	356,735
平成27年４月	32,936	22,351	839	8,066	1,680	20,057	438,884	451,487	425,235	423,387	352,421
５月	32,926	22,349	872	7,984	1,721	20,037	439,086	453,623	420,101	418,610	354,923
６月	32,853	22,387	877	7,771	1,818	19,971	439,663	454,589	424,041	418,654	353,202
７月	32,651	22,394	869	7,576	1,812	19,820	436,183	454,717	419,797	403,140	353,149
８月	32,970	22,315	867	8,306	1,482	19,945	442,045	455,319	418,048	425,883	346,796
９月	33,034	22,234	870	8,614	1,316	19,920	452,808	456,369	444,949	460,225	349,281
10月	32,830	22,214	878	8,373	1,365	19,820	456,002	457,831	442,802	469,803	350,084
11月	32,691	22,182	870	8,181	1,458	19,739	455,009	458,580	443,772	464,605	353,538
12月	32,286	22,089	852	7,449	1,896	19,486	448,928	459,412	441,021	442,188	356,814
平成28年１月	32,101	22,017	851	7,322	1,911	19,372	450,015	460,682	431,645	445,043	354,361
２月	32,008	21,971	851	7,380	1,806	19,279	450,900	461,240	431,415	445,816	355,074
３月	31,953	21,928	846	7,429	1,750	19,231	450,868	461,224	429,688	444,886	356,735
平成28年度	31,053	21,459	826	7,141	1,627	18,334	460,362	471,155	431,218	454,816	357,147
平成28年４月	31,779	21,882	798	7,589	1,510	19,113	452,075	462,307	422,100	444,504	357,685
５月	31,887	21,901	854	7,606	1,526	19,120	453,144	465,122	421,176	440,743	360,937
６月	31,729	21,881	844	7,409	1,595	19,003	452,872	466,571	423,789	437,049	353,843
７月	31,653	21,905	847	7,294	1,607	18,918	449,949	466,519	426,182	424,635	351,505
８月	31,827	21,802	836	7,827	1,362	18,991	456,538	466,995	425,330	449,655	347,858
９月	31,887	21,743	840	8,138	1,166	18,991	465,824	467,718	422,576	481,536	351,995
10月	31,861	21,754	838	8,128	1,141	18,903	468,331	468,567	428,955	488,144	351,628
11月	31,672	21,709	841	7,855	1,267	18,740	466,121	468,915	432,623	479,633	356,725
12月	31,286	21,608	831	7,113	1,734	18,539	460,634	470,000	432,477	461,097	355,503
平成29年１月	31,174	21,533	833	6,976	1,832	18,475	460,799	470,554	432,156	462,502	352,679
２月	31,072	21,476	827	7,064	1,705	18,374	461,015	471,321	431,615	458,336	356,560
３月	31,053	21,459	826	7,141	1,627	18,334	460,362	471,155	431,218	454,816	357,147

第２表　都道府県別適用状況

介護保険

（年度末現在）

都道府県別	被保険者数					被扶養者数	標準報酬月額の平均				
	計	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	疾病任継		平均	汽船等	漁船（い）	漁船（ろ）	疾病任継
							円	円	円	円	円
総数	31,053	21,459	826	7,141	1,627	18,334	460,362	471,155	431,218	454,816	357,147
北海道	1,670	673	45	675	277	845	462,255	477,287	434,000	492,421	356,816
青森	627	119	－	447	61	344	359,180	376,874	－	360,546	314,656
岩手	287	67	－	154	66	121	457,031	418,060	－	517,429	355,667
宮城	989	206	97	429	257	489	466,049	427,282	366,804	570,438	360,327
秋田	79	31	－	42	6	43	316,456	403,226	－	248,095	346,667
山形	73	31	3	25	14	32	286,411	345,161	233,333	190,320	339,286
福島	294	68	12	181	33	172	358,068	407,059	362,500	331,282	402,424
茨城	383	76	2	302	3	222	521,493	561,842	300,000	514,278	373,333
栃木	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬	1	－	－	－	1	1	410,000	－	－	－	410,000
埼玉	6	2	－	－	4	2	453,000	539,000	－	－	410,000
千葉	522	161	37	291	33	292	333,448	432,161	377,297	266,584	392,303
東京	2,669	2,409	169	81	10	2,522	622,641	620,159	515,858	949,506	377,800
神奈川	1,441	1,222	128	64	27	739	537,489	550,025	496,719	436,281	403,333
新潟	276	205	－	50	21	128	482,957	461,463	－	602,320	408,571
富山	69	15	－	49	5	41	384,116	332,667	－	398,653	396,000
石川	270	20	1	184	65	97	353,830	340,500	170,000	381,435	282,615
福井	180	48	－	130	2	79	278,411	395,417	－	234,954	295,000
山梨	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
長野	1	－	－	－	1	－	200,000	－	－	－	200,000
岐阜	1	－	－	－	1	－	410,000	－	－	－	410,000
静岡	804	300	13	476	15	437	601,333	471,973	537,692	692,794	341,333
愛知	454	396	－	45	13	254	471,181	495,045	－	305,867	316,462
三重	533	227	24	263	19	289	544,874	422,070	449,583	675,764	320,632
滋賀	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
京都	39	12	3	23	1	14	293,333	306,667	190,000	294,783	410,000
大阪	1,582	1,561	9	－	12	947	473,430	474,738	385,556	－	369,167
兵庫	1,701	1,451	3	211	36	1,052	482,295	468,185	266,667	603,081	361,056
奈良	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
和歌山	227	169	－	58	－	124	390,899	438,473	－	252,276	－
鳥取	349	20	－	303	26	172	656,516	307,000	－	703,017	383,462
島根	463	99	－	337	27	190	406,743	366,384	－	426,267	311,037
岡山	722	711	1	－	10	419	446,463	448,411	180,000	－	334,600
広島	1,796	1,768	1	1	26	1,054	425,002	426,107	500,000	240,000	354,077
山口	1,303	1,093	3	142	65	808	440,270	460,212	220,000	326,380	363,908
徳島	788	762	－	12	14	498	437,178	439,640	－	393,333	340,714
香川	634	603	10	－	21	338	383,407	384,723	422,000	－	327,238
愛媛	2,660	2,353	104	155	48	1,675	450,220	456,038	417,192	407,845	373,417
高知	473	109	3	315	46	187	395,159	412,220	333,333	397,314	344,000
福岡	1,244	1,131	1	66	46	746	449,518	466,057	240,000	236,364	353,261
佐賀	203	183	－	11	9	106	434,000	440,339	－	380,909	370,000
長崎	1,980	961	86	825	108	1,041	403,260	424,966	350,558	388,012	368,556
熊本	790	691	42	26	31	443	389,370	398,498	387,619	192,923	353,032
大分	631	516	4	85	26	392	402,219	421,248	270,000	301,600	373,846
宮崎	548	100	1	415	32	259	339,887	414,100	240,000	323,051	329,438
鹿児島	815	494	21	217	83	442	434,321	454,713	428,571	407,318	385,012
沖縄	476	396	3	51	26	278	382,941	413,258	326,667	144,706	395,000

第３表　標準報酬月額別被保険者数

介護保険

（年度末現在）

標準報酬月額	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	被保険者数	割　合	被保険者数	割　合	被保険者数	割　合	被保険者数	割　合	被保険者数	割　合
		%		%		%		%		%
総　数	33,349	100.00	32,191	100.00	31,177	100.00	30,203	100.00	29,426	100.00
円										
58,000	146	0.44	135	0.42	136	0.44	114	0.38	97	0.33
68,000	13	0.04	20	0.06	13	0.04	17	0.06	17	0.06
78,000	32	0.10	39	0.12	33	0.11	34	0.11	22	0.07
88,000	30	0.09	26	0.08	26	0.08	26	0.09	40	0.14
98,000	276	0.83	209	0.65	192	0.62	141	0.47	120	0.41
小　計	497	1.49	429	1.33	400	1.28	332	1.10	296	1.01
104,000	66	0.20	62	0.19	50	0.16	40	0.13	24	0.08
110,000	85	0.25	97	0.30	67	0.21	64	0.21	60	0.20
118,000	137	0.41	95	0.30	70	0.22	63	0.21	44	0.15
126,000	68	0.20	69	0.21	42	0.13	17	0.06	36	0.12
134,000	165	0.49	167	0.52	98	0.31	99	0.33	108	0.37
小　計	521	1.56	490	1.52	327	1.05	283	0.94	272	0.92
142,000	93	0.28	90	0.28	73	0.23	74	0.25	64	0.22
150,000	386	1.16	317	0.98	325	1.04	240	0.79	221	0.75
160,000	115	0.34	118	0.37	112	0.36	129	0.43	83	0.28
170,000	221	0.66	201	0.62	162	0.52	155	0.51	114	0.39
180,000	365	1.09	350	1.09	306	0.98	239	0.79	233	0.79
小　計	1,180	3.54	1,076	3.34	978	3.14	837	2.77	715	2.43
190,000	207	0.62	190	0.59	196	0.63	199	0.66	188	0.64
200,000	702	2.11	618	1.92	662	2.12	610	2.02	569	1.93
220,000	682	2.05	611	1.90	548	1.76	467	1.55	420	1.43
240,000	913	2.74	787	2.44	711	2.28	710	2.35	639	2.17
260,000	1,109	3.33	1,098	3.41	1,071	3.44	918	3.04	882	3.00
小　計	3,613	10.83	3,304	10.26	3,188	10.23	2,904	9.61	2,698	9.17
280,000	1,118	3.35	1,051	3.26	949	3.04	812	2.69	743	2.52
300,000	1,954	5.86	1,932	6.00	1,833	5.88	1,604	5.31	1,531	5.20
320,000	1,231	3.69	1,171	3.64	1,122	3.60	969	3.21	931	3.16
340,000	1,517	4.55	1,396	4.34	1,254	4.02	1,093	3.62	1,064	3.62
360,000	1,857	5.57	1,742	5.41	1,617	5.19	1,530	5.07	1,414	4.81
小　計	7,677	23.02	7,292	22.65	6,775	21.73	6,008	19.89	5,683	19.31
380,000	2,144	6.43	2,000	6.21	1,987	6.37	1,841	6.10	1,704	5.79
410,000	2,786	8.35	2,679	8.32	2,435	7.81	2,320	7.68	2,155	7.32
440,000	2,474	7.42	2,377	7.38	2,339	7.50	2,293	7.59	2,251	7.65
470,000	2,149	6.44	2,107	6.55	2,134	6.84	2,135	7.07	2,120	7.20
500,000	2,073	6.22	2,020	6.28	1,993	6.39	2,082	6.89	2,064	7.01
小　計	11,626	34.86	11,183	34.74	10,888	34.92	10,671	35.33	10,294	34.98
530,000	1,604	4.81	1,524	4.73	1,454	4.66	1,609	5.33	1,643	5.58
560,000	1,306	3.92	1,378	4.28	1,395	4.47	1,376	4.56	1,430	4.86
590,000	1,025	3.07	1,091	3.39	1,223	3.92	1,206	3.99	1,219	4.14
620,000	809	2.43	844	2.62	828	2.66	901	2.98	975	3.31
650,000	598	1.79	598	1.86	648	2.08	717	2.37	760	2.58
小　計	5,342	16.02	5,435	16.88	5,548	17.80	5,809	19.23	6,027	20.48
680,000	455	1.36	485	1.51	465	1.49	525	1.74	562	1.91
710,000	416	1.25	476	1.48	501	1.61	571	1.89	505	1.72
750,000	379	1.14	393	1.22	433	1.39	409	1.35	459	1.56
790,000	259	0.78	235	0.73	251	0.81	356	1.18	366	1.24
830,000	168	0.50	167	0.52	242	0.78	242	0.80	231	0.79
小　計	1,677	5.03	1,756	5.45	1,892	6.07	2,103	6.96	2,123	7.21
880,000	147	0.44	163	0.51	172	0.55	203	0.67	221	0.75
930,000	139	0.42	131	0.41	125	0.40	131	0.43	167	0.57
980,000	127	0.38	121	0.38	110	0.35	124	0.41	175	0.59
1,030,000	95	0.28	88	0.27	74	0.24	81	0.27	99	0.34
1,090,000	92	0.28	95	0.30	106	0.34	91	0.30	65	0.22
小　計	600	1.80	598	1.86	587	1.88	630	2.09	727	2.47
1,150,000	68	0.20	78	0.24	74	0.24	75	0.25	61	0.21
1,210,000	548	1.64	550	1.71	520	1.67	551	1.82	71	0.24
1,270,000	・	・	・	・	・	・	・	・	87	0.30
1,330,000	・	・	・	・	・	・	・	・	47	0.16
1,390,000	・	・	・	・	・	・	・	・	325	1.10
小　計	616	1.85	628	1.95	594	1.91	626	2.07	591	2.01

注．疾病任意継続被保険者は除く。

そ　の　他

制度改正経過概要（主として事業統計に関連のある事項）

〔平成29年４月１日現在〕

船　員　保　険（昭14. 4. 6　公布）

Ⅰ　保　険　事　故

昭 15. 3. 1 ～　被保険者の疾病、負傷、老齢、障害、脱退、死亡。
22. 11. 1 ～　被保険者の失業を追加。
23. 9. 1 ～　被扶養者の疾病、負傷、死亡を追加。
29. 5. 1 ～　被保険者及び被扶養者の分娩を追加。
38. 8. 1 ～　被保険者の職務上の事由による行方不明を追加。
48. 12. 1 ～　通勤災害を職務上災害の場合に準じて保護。
61. 4. 1 ～　職務外年金部門を厚生年金保険への統合。老齢、脱退及び職務外の事由による障害、死亡を削除。
平 7. 4. 1 ～　被保険者の雇用の継続が困難となる事由の発生を追加。
22. 1. 1 ～　職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労災保険及び雇用保険に統合。新たな船員保険（新々法）における保険事故は次のとおり。
船員又はその被扶養者の職務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産。船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害、死亡等（労災保険と併せて保険給付を行う）。

Ⅱ　適　　用

１．保　険　者

昭 15. 3. 1 ～　政府
平 22. 1. 1 ～　全国健康保険協会

２．被　保　険　者

昭 15. 3. 1 ～　強　　制－：　船員法第１条に規定する船員（ただし、官吏、一般漁船船員、外国人を除く）。
年 金 任 継－：　10年以上15年未満被保険者であった者。
20. 4. 1 ～　強　　制－：　予備船員を加える。年金任継は７年以上15年未満被保険者であった者に緩和。
21. 1. 26 ～　外国人にも適用。
22. 12. 1 ～　一般漁船船員にも適用（ただし、失業部門は一部適用）。
24. 7. 27 ～　外国船舶に配乗される船員にも適用。
26. 1. 1 ～　恩給法の適用を受ける者は適用除外。
29. 5. 1 ～　年 金 任 継－：　７年６月以上15年未満被保険者であった者に緩和。
30. 1. 1 ～　市町村職員共済組合の組合員である被保険者は適用除外。
31. 7. 1 ～　公共企業体職員等共済組合の組合員である被保険者は適用除外。
33. 11. 1 ～　日本船舶を所有できる者が国内の港から外国の港まで回航する外国船舶に乗り組む船員に適用。
38. 4. 1 ～　20トン以上30トン未満の漁船船員に対する適用範囲の拡大。
46. 1. 1 ～　20トン未満の漁船船員に対する適用範囲の拡大。
47. 5. 15 ～　沖縄の本土復帰により沖縄の船員に適用。

沖縄の厚生年金保険の被保険者であった者で、一定期間沖縄に住所を有していた者については、年金任意継続被保険者となるための被保険者期間を短縮。

49. 1. 1 ～　20トン未満の漁船船員に対する適用範囲の拡大（第２次）。

51. 3. 1 ～　10トン未満の漁船船員に対する適用範囲の拡大（第３次）。

51. 7. 1 ～　疾病任継－：疾病部門に健康保険制度に準じた疾病任意継続被保険者制度を導入。資格喪失の日の前日までに継続して２月以上強制被保険者であった者。

59. 8. 1 ～　失業部門の60歳以後の新規資格取得者は適用除外（ただし、一定要件に該当する者には任意加入の暫定措置がある）。

61. 4. 1 ～　職務外年金部門の被保険者は厚生年金保険の第３種被保険者とする。

平 15. 4. 1 ～　疾病任継－：55歳以降60歳前に被保険者になった者に対する特例の廃止

20. 4. 1 ～　後期高齢者医療制度の被保険者は、職務外疾病部門適用除外。

22. 1. 1 ～　独法職員等 －：特定独立行政法人以外の独立行政法人及び国立大学法人等の職員である船員を独立行政法人等職員被保険者とする。

３．被扶養者

昭 23. 9. 1 ～　直系尊属、配偶者、子及び同一世帯に属する者で、専ら被保険者により生計を維持する者。

32. 5. 1 ～　直系尊属、配偶者、子で主として被保険者により生計を維持する者。三親等以内の親族、内縁関係にある配偶者の父母及び子等で、同一世帯に属し、主として被保険者により生計を維持する者。

48. 10. 1 ～　孫及び弟妹について同一世帯の要件を廃止。

平 20. 4. 1 ～　後期高齢者医療制度の被保険者等は除く。

28. 10. 1 ～　兄姉について同一世帯の要件を廃止。

４．標準報酬

昭 15. 3. 1 ～	年額	180円～	1,800円	（月額15円～150円） 12等級	変更時期は翌月。
20. 4. 1 ～	月額	20円～	250円	12等級	
20. 7. 16 ～					変更時期は年４回。
21. 4. 1 ～	月額	30円～	750円	25等級	変更時期は翌月。
22. 12. 1 ～	月額	500円～	8,000円	30等級	
24. 6. 1 ～	月額	2,000円～	24,000円	19等級	
26. 1. 1 ～	月額	3,500円～	24,000円	16等級	海難による推定死亡者の月額規定。
27. 4. 1 ～	月額	4,000円～	36,000円	21等級	
29. 5. 1 ～	月額	4,000円～	36,000円	19等級	
32. 4. 1 ～	月額	5,000円～	36,000円	18等級	歩合報酬の算定方法合理化。報酬月額算定基準日設定。
37. 4. 1 ～	月額	7,000円～	52,000円	21等級	
40. 5. 1 ～	月額	9,000円～	76,000円	25等級	
41. 4. 1 ～	月額	9,000円～	104,000円	30等級	
44. 11. 1 ～	月額	12,000円～	134,000円	32等級	
46. 10. 1 ～	月額	12,000円～	150,000円	34等級	
48. 10. 1 ～	月額	12,000円～	200,000円	39等級	
48. 11. 1 ～	月額	24,000円～	200,000円	33等級	
51. 8. 1 ～	月額	36,000円～	340,000円	35等級	
53. 1. 1 ～	月額	36,000円～	380,000円	37等級	
55. 10. 1 ～	月額	45,000円～	440,000円	36等級	
59. 10. 1 ～	月額	68,000円～	710,000円	39等級	年金部門以外

（健康保険の標準報酬の等級区分の改定措置等の事情を勘案して、社会保険審議会の意見を聴いて政令をもって標準報酬等級表の上限を改定できる。）

60. 10. 1 ～　月額68,000円～　470,000円　31等級　　年金部門のみ
61. 4. 1 ～　年金部門は厚生年金保険へ統合
平 4. 10. 1 ～　月額80,000円～　980,000円　42等級
6. 10. 1 ～　月額92,000円～　980,000円　40等級
13. 1. 1 ～　月額98,000円～　980,000円　39等級
15. 4. 1 ～　漁船船員の標準報酬月額の決定について「船員保険・漁船被保険者標準報酬改・決定早見表」を廃止。
19. 4. 1 ～　月額58,000円～1,210,000円　47等級
28. 4. 1 ～　月額58,000円～1,390,000円　50等級

5．標　準　賞　与　額

平 15. 4. 1 ～　年3回以下支給の賞与を対象とし、支給1回につき上限200万円。
19. 4. 1 ～　上限を年間（毎年４月１日から翌年３月31日まで）の累計額540万円に改正。
28. 4. 1 ～　上限を年間（毎年４月１日から翌年３月31日まで）の累計額573万円に改正。

Ⅲ　保　険　給　付

1．疾　病　給　付

⑴　療養の給付

昭 15. 6. 1 ～　範囲－：　診療、薬剤、治療材料の支給、処置・手術等の治療、病院等への収容、看護、移送。
職務上外を問わない。報酬年額1,800円を超える高級船員には給付しない。
全額給付。
給付期間は船員法による扶助終了後６月（ただし、結核性疾病については１年）。

16. 7. 1 ～　結核性疾病については、給付開始前１年間に６月以上の被保険者期間を要する。
18. 4. 1 ～　結核性疾病の受給制限を給付開始前１年間に３月以上の被保険者期間に緩和。
18. 10. 1 ～　職務上の給付期間を９月とする（船員法による扶助を保険給付に繰入れ）。
20. 4. 1 ～　報酬年額1,800円を超える高級船員にも給付。給付期間を２年に延長。
22. 12. 1 ～　自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の給付を追加（休養所の設置）。
28. 11. 1 ～　給付期間を３年に延長。
29. 5. 1 ～　行政庁の指定する船内診療所においても給付を実施。
32. 5. 1 ～　職務外の事由で、資格喪失後引続き給付を受けるには、資格喪失前１年間に３月以上又は３年間に１年以上の被保険者期間を要する（ただし、災害補償相当給付を除く）。
32. 7. 1 ～　一部負担制実施（初診の際100円以内）。
33. 10. 1 ～　新点数による給付実施。一部負担金の支払を要しない初診の規定を整備。
35. 7. 19 ～　職務上の傷病については、給付期間の制限を撤廃。
38. 4. 1 ～　職務外の傷病についても給付期間の制限を撤廃（ただし、資格喪失後引続き給付を受ける者については、その給付開始後５年を限度とする）。
40. 6. 1 ～　療養の給付（入院及び看護を除く）について船舶内における給付制限を撤廃。
42. 9. 1 ～　特例措置として一部負担制改正（初診の際200円）。投薬時一部負担制実施（１剤１日分ごとに15円…10月１日。標準報酬等級第９級（24,000円、被扶養者あるとき１人につき6,000円加算）以下免除）。
44. 9. 1 ～　一部負担制改正（初診の際200円）。
投薬時一部負担制廃止。
53. 1. 1 ～　一部負担制改正（初診の際600円）。

56. 3. 1 ～　一部負担制改正（初診の際800円。入院の際１月間１日につき500円、ただし、法第28条第２項該当者は250円）。

58. 2. 1 ～　老人保健法の規定による医療を受けることができる者には給付しない。

59. 10. 1 ～　職務外の事由の傷病について、一部負担制改正（療養の給付の額の$\frac{20}{100}$（厚生大臣の告示する日までの間は$\frac{10}{100}$）相当額）。10円未満の端数は四捨五入。

60. 4. 1 ～　船舶所有者及びその被保険者により構成する法人等は、本人の一部負担金について附加的な給付を行うことができる。

平 6. 10. 1 ～　療養の給付から入院時の食事の提供及び移送を引き離し「入院時食事療養費」「移送費」として規定。

9. 9. 1 ～　一部負担制改正（法律の本則に定める割合（療養の給付の額の$\frac{20}{100}$相当額）とする）。

外来薬剤一部負担制導入（〔内服薬〕投薬ごとに１日分につき１種類０円、２～３種類30円、４～５種類60円、６種類以上100円。〔外用薬〕投薬ごとに１種類50円、２種類100円、３種類以上150円。〔頓服薬〕投薬ごとに１種類につき10円。ただし６歳未満の者の薬剤負担は免除）。

14. 10. 1 ～　一部負担制改正（70歳に達する翌月以降、療養の給付の額の$\frac{10}{100}$（政令で定める報酬額等以上の場合は$\frac{20}{100}$）。

15. 4. 1 ～　外来薬剤一部負担制廃止。

一部負担制改正（70歳未満の場合、療養に要した額の$\frac{30}{100}$）。被保険者資格喪失後の継続給付制度の廃止。（平15. 3. 31。ただし、職務上の傷病は除く。）

18. 10. 1 ～　一部負担制改正（70歳に達する月の翌月以降、政令で定める報酬額等以上の場合（現役並み所得者）は$\frac{30}{100}$）。

災害等の際の一部負担金の減免制度の導入。

20. 4. 1 ～　一部負担制改正（70歳に達する月の翌月以降、療養に要した額の$\frac{20}{100}$（現役並み所得者を除く）、ただし、軽減特例措置により平成21年3月までは、療養に要した額の$\frac{10}{100}$（保険者からの給付は療養に要した額の$\frac{80}{100}$））。

21. 4. 1 ～　平成22年3月まで軽減特例措置を延長。

22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する［経過的職務上給付］。

22. 4. 1 ～　平成23年3月まで軽減特例措置を延長。

23. 4. 1 ～　平成24年3月まで軽減特例措置を延長。

24. 4. 1 ～　平成25年3月まで軽減特例措置を延長。

25. 4. 1 ～　平成26年3月まで軽減特例措置を延長。

26. 4. 1 ～　平成26年4月1日以降70歳に達する被保険者については、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、療養に係る一部負担金等の割合を2割とする。また、平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者については、75歳になるまで引き続き軽減特例措置の対象とし、一部負担金等の割合を1割とする。

⑵　入院時食事療養費

昭 15. 6. 1 ～　療養の給付の一部として入院時の食事の提供。

平 6. 10. 1 ～　療養の給付から引き離し、入院時食事療養費として平均的な家計における食費を勘案した定額の一部負担を導入。

一般１日600円、低所得者90日目まで１日450円、91日目以降１日300円、低所得者の老

齢福祉年金受給権者１日200円（平成８年９月まで）。

8. 10. 1 ～　一般１日760円、低所得者90日目まで１日650円、91日目以降１日500円、低所得者の老齢福祉年金受給権者１日300円。

13. 1. 1 ～　一般１日780円、低所得者90日目まで１日650円、91日目以降１日500円、低所得者の老齢福祉年金受給権者１日300円。

18. 4. 1 ～　標準負担額が１日単位から１食単位の算定に改める。
一般１食260円、低所得者90日目まで１食210円、91日目以降１食160円、低所得者の老齢福祉年金受給権者１食100円

22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

28. 4. 1 ～　一般１食360円、低所得者90日目まで１食210円、91日目以降１食160円、低所得者の老齢福祉年金受給権者１食100円

⑶　入院時生活療養費

平 18. 10. 1 ～　療養病床に入院する70歳以上の者の生活療養に要した費用について、保険給付として支給。

20. 4. 1 ～　支給対象者を65歳以上の者に拡大。

22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

⑷　保険外併用療養費

平 18. 10. 1 ～　評価療養（厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいう。）又は選定医療（被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定めるものをいう。）を受けたときに支給。

22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

⑸　特定療養費

昭 59. 10. 1～　特定承認保険医療機関で高度な先進技術の療養を受けたとき及び保険医療機関等で特別の病室、金・白金の歯科材料の使用を希望したとき等に支給（厚生大臣の定めた費用の額の$\frac{80}{100}$（厚生大臣の告示する日までの間は$\frac{90}{100}$）相当額）。

平 18. 10. 1～　廃止

⑹　訪問看護療養費・家族訪問看護療養費

平 6. 10. 1 ～ 在宅療養患者が訪問看護ステーションから訪問看護を受けた場合に訪問看護療養費を支給。

22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

⑺　療 養 費

昭 15. 6. 1 ～　療養の給付をすることが困難な場合、緊急その他やむを得ない場合で、申請があったと

きに限り給付。療養の給付に準ずる。
23. 9. 1 ～　給付額は現に要した費用以下とする。
32. 7. 1 ～　療養に要した費用の額より、一部負担金相当額を控除した額を標準とする。
56. 3. 1 ～　療養の給付をすることが困難であると都道府県知事が認めた場合、都道府県知事がやむを得ないと認めた場合に給付。療養の給付に準ずる。
平 22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

(8) 家族療養費

昭 23. 9. 1 ～　療養の給付及び療養費に準ずる（ただし、給付額は療養に要した費用の$\frac{1}{2}$）。
28. 11. 1 ～　同一の傷病で日雇健保から療養の給付を受けたときは、その限度で給付しない。
32. 5. 1 ～　被保険者資格喪失後も継続給付（受給制限は療養の給付に同じ）。
48. 10. 1 ～　療養に要した費用の$\frac{70}{100}$相当額を給付。
56. 3. 1 ～　入院の場合は、療養に要した費用の$\frac{80}{100}$相当額を給付。
58. 2. 1 ～　老人保健法の規定による医療を受けることができる者には給付しない。
59. 10. 1 ～　特定承認保険医療機関で高度な先進技術の療養を受けたとき及び保険医療機関等で特別の病室、金・白金の歯科材料の使用を希望したときにも支給（厚生大臣が定めた費用の額の、入院$\frac{80}{100}$、外来$\frac{70}{100}$相当額）。
平 9. 9. 1 ～　外来薬剤一部負担制導入（療養の給付と同じ）。
14. 10. 1 ～　３歳未満の場合は、療養に要した費用の$\frac{80}{100}$相当額を給付。70歳に達する翌月以降は、療養に要した費用の$\frac{90}{100}$相当額を給付（70歳以上の被保険者の被扶養者の場合は、政令で定める報酬額等以上の場合は$\frac{80}{100}$）。
15. 4. 1 ～　70歳未満（3歳未満を除く）の場合は、療養に要した費用の相当額を給付。
薬剤一部負担制廃止（療養の給付と同じ）。
18. 10. 1 ～　現役並み所得者に扶養される70歳以上の被扶養者は、療養に要した費用の$\frac{70}{100}$相当額を給付。ただし、特例措置により、平成21年3月までは$\frac{90}{100}$相当額を給付。
特定承認保険医療機関等で療養を受けた場合を廃止。
20. 4. 1 ～　給付割合が療養に要した費用の$\frac{80}{100}$となる若年層の範囲を３歳未満から義務教育就学前に拡大。
70歳以上の被扶養者（現役並み所得者に扶養される70歳以上の被扶養者を除く）の療養に要した費用の$\frac{80}{100}$相当額を給付（軽減特例措置により、平成21年3月までは療養に要した費用の$\frac{90}{100}$相当額を給付）。
21. 4. 1 ～　平成22年3月まで軽減特例措置を延長。
22. 4. 1 ～　平成23年3月まで軽減特例措置を延長。
23. 4. 1 ～　平成24年3月まで軽減特例措置を延長。
24. 4. 1 ～　平成25年3月まで軽減特例措置を延長。
25. 4. 1 ～　平成26年3月まで軽減特例措置を延長。
26. 4. 1 ～　平成26年4月1日以降70歳に達する被扶養者については、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、療養に係る一部負担金等の割合を2割とする。また、平成26年3月31日以前に70歳に達した被扶養者については、75歳になるまで引き続き軽減特例措置の対象とし、一部負担金等の割合を1割とする。

(9) 移送費

昭 15. 6. 1 ～　療養の給付の一部に移送。
平 6.10. 1 ～　療養の給付から「移送費」として現金給付化。
22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

⑽　高額療養費（家族高額療養費）
昭 48.10. 1 ～　被扶養者が同一の病院等から受けた療養に係る家族療養費の額が70,000円を超える場合に、当該家族療養費の額の$\frac{3}{7}$に相当する額から30,000円を控除した額を給付（家族高額療養費）。
51. 8. 1 ～　被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に係る家族療養費の額が91,000円を超える場合に、当該家族療養費の額の$\frac{3}{7}$に相当する額から39,000円を控除した額を給付（家族高額療養費）。
56. 3. 1 ～　被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に要した費用の額から、当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額が39,000円を超える場合に支給するものとし、その額から39,000円を控除した額を給付。
なお、支給される者が低所得者（市町村民税の非課税者及び生活保護法の被保護者。ただし、船員保険優先の公費負担医療が受けられる場合を除く。）については39,000円とあるのは15,000円とする（家族高額療養費）。
被保険者のうち低所得者（市町村民税の非課税者及び生活保護者）については、同一の月内に同一の病院等から受けた療養に係る一部負担金額が15,000円を超える場合に、当該一部負担金額から15,000円を控除した額を給付。（船員保険優先の公費負担医療が受けられる場合を除く。）
57. 9. 1 ～　被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に要した費用の額から、当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額が51,000円（被保険者が市町村民税非課税者である場合は15,000円）を超える場合、その額から51,000円（15,000円）を控除した額を給付。ただし、経過措置として57年12月31日まで51,000円は45,000円とし、又老人保健法が施行されるまでの間、70歳以上の者、ねたきり老人等は39,000円とする（家族高額療養費）。
59.10. 1 ～　被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に係る一部負担金等の額のうち30,000円以上のものを世帯単位で合算した額から51,000円（直近の12月間に３回以上高額療養費が支給されている場合（以下「高額多数該当世帯」という。）は30,000円）を控除した額を給付。ただし、被保険者が市町村民税非課税者等である場合は「30,000円」は「21,000円」とし、「51,000円」は「30,000円」とする。
生活保護の被保険者である被保険者又は被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に係る一部負担金等の額が30,000円を超える場合に、その額から30,000円を控除した額を給付。
人工腎臓を実施している慢性腎不全又は血友病について療養を受けた被保険者又は被扶養者が、同一月内に同一の病院等から受けた療養に係る一部負担金等の額が10,000円を超える場合に、その額から10,000円を控除した額を給付。
61. 5. 1 ～　自己負担限度額「51,000円」を「54,000円」に引き上げ。
平 元. 6. 1 ～　自己負担限度額「54,000円」を「57,000円」（低所得者については、「30,000円」を「31,800円」）に引き上げ。
高額多数該当世帯の自己負担限度額「30,000円」を「33,000円」（低所得者については「21,000円」を「22,000円」）に引き上げ。
3. 5. 1 ～　自己負担限度額「57,000円」を「60,000円」（低所得者については「31,800円」を

「33,600円」）に引き上げ。
高額多数該当世帯の自己負担限度額「33,000円」を「34,800円」（低所得者については「22,000円」を「23,400円」）に引き上げ。

5. 5. 1 ～　自己負担限度額「60,000円」を「63,000円」（低所得者については「33,600円」を「35,400円」）に引き上げ。
高額多数該当世帯の自己負担限度額「34,800円」を「37,200円」（低所得者については「23,400円」を「24,600円」）に引き上げ。

8. 6. 1 ～　自己負担限度額「63,000円」を「63,600円」に引き上げ。

13. 1. 1 ～　自己負担限度額「63,600円」を一般63,600円＋（医療費－318,000円）×１％、上位所得者121,800円＋（医療費－609,000円）×１％、低所得者は据え置き。高額多数該当世帯の自己負担限度額は、上位所得者については「37,200円」を「70,800円」とし、一般及び低所得者については据え置く。

平 14. 10. 1 ～　自己負担限度額を一般72,300円＋（医療費－361,500円）×１％、上位所得者139,800円＋（医療費－699,000円）×１％、低所得者は据え置き。
高額多数該当世帯の自己負担限度額は、上位所得者については、「70,800円」を「77,700円」、一般については、「37,200円」を「40,200円」とし、低所得者は据え置き。
70歳以上の者にかかる自己負担限度額を外来の場合、一定以上所得者については、「40,200円」、一般については、「12,000円」、低所得者については「8,000円」とし、入院の場合、一定以上所得者については、「72,300円＋（医療費－361,500円）×１％」、一般の場合、「40,200円」、低所得者Ⅰの場合「15,000円」、低所得者Ⅱの場合は「24,600円」とする。

15. 4. 1 ～　自己負担限度額を一般72,300円＋（医療費－241,000円）×１％、上位所得者139,800円＋（医療費－466,000円）×１％、他は据え置き。

18. 10. 1 ～　自己負担限度額を一般80,100円＋（医療費－267,000円）×１％、上位所得者（標準報酬月額53万円以上）150,000円＋（医療費－500,000円）×１％、低所得者は据え置き。
高額多数該当世帯の自己負担限度額は一般は44,400円、上位所得者は83,400円、低所得者は据え置き。
70歳以上の者に係る自己負担限度額を外来の場合、現役並み所得者については44,400円、一般、低所得者は据え置き。入院の場合、現役並み所得者は80,100円＋（医療費－267,000円）×１％、一般、低所得者は据え置き。
多数該当世帯は、現役並み所得者は44,400円、一般、低所得者は据え置き。
人工透析を要する標準報酬月額が53万円以上である70歳未満の被保険者、または、標準報酬月額が53万円以上の被保険者に扶養される70歳未満の被扶養者については、２万円に引き上げ。

19. 4. 1 ～　70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化の実施（限度額に関する認定証の申請が必要）。

24. 4. 1 ～　70歳未満の者の外来診療に係る高額療養費の現物給付化を実施（限度額に関する認定書の申請が必要）。

27. 1. 1 ～　70歳未満の者の自己負担限度額を、標準報酬月額83万円以上の者252,600円+（医療費-842,000円）×1%、多数該当140,100円、標準報酬月額53万円～79万円の者167,400円+（医療費-558,000円）×1%、多数該当93,000円、標準報酬月額28万円～50万円の者80,100円+（医療費-267,000円）×1%、多数該当44,400円、標準報酬月額26万円以下の者57,600円、多数該当44,400円、低所得者は据え置き。
70歳以上の者の自己負担限度額は、据え置き。

⑾　高額医療・高額介護合算療養費

平 20. 4. 1 ～　船員保険と介護保険の自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えた額を支給。

⑿ 傷病手当金

昭 15. 6. 1 ～　被保険者であった者（報酬年額1,800円以上の高級船員を除く）で、職務上外を問わず船員法による扶助終了後６月間（結核性疾病については１年以内）、１日について報酬日額$\frac{60}{100}$（独身入院者は$\frac{20}{100}$）を給付。

16. 7. 1 ～　結核性疾病については、給付開始前１年間に６月以上の被保険者期間を要する。

18. 4. 1 ～　結核性疾病に受給制限を給付開始前１年間に３月以上の被保険者期間に緩和。

18. 10. 1 ～　職務上の給付期間を９月とする（船員法による扶助を保険給付に繰り入れ）。

20. 4. 1 ～　報酬年額1,800円以上の高級船員にも給付。被扶養者のいない入院中の者に対する給付額を１日について報酬日額の$\frac{40}{100}$に改定。給付期間を２年に延長。

22. 12. 1 ～　職務上の支給額は４月間は報酬日額の全額、その後は$\frac{60}{100}$、さらに療養の給付終了後１月の範囲内で$\frac{60}{100}$、職務上の被扶養者のいない入院中の者に対しても減額しない。

28. 11. 1 ～　給付期間を３年に延長。

32. 5. 1 ～　職務外の被扶養者のいない入院中の者に対する給付額を、１日につき報酬日額の$\frac{50}{100}$とする。職務外の事由で、資格喪失後引続き給付を受けるには、資格喪失前１年間に３月以上又は３年間に１年以上の被保険者期間を要する。

35. 7. 19 ～　職務上の傷病については、給付期間の制限を撤廃。

48. 11. 1 ～　資格喪失後支給する職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和46年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に6.24 ～1.32の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

49. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和47年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に6.24～1.37の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

50. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和49年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に9.23～1.24の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

52. 4. 1 ～　職務上の障害年金を受けるときは、傷病手当金は支給しない。

52. 8. 1 ～　職務外の障害年金を受けるときは、傷病手当金は支給しない。
職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和51年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に12.37～1.11の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

54. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和52年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に14.35～1.16の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

55. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和54年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に15.07～1.06の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

56. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和55年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に16.00～1.06の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

58. 2. 1 ～　老人保健法の規定による被扶養者のいない入院中の者は標準報酬日額の$\frac{50}{100}$。

58. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和56年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に17.49～1.10の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

59. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和57年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に17.49～1.09の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

60. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和58年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に18.80～1.07の率を乗じて旧法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

61. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和59年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に18.80～1.07の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

63. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和60年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に20.10～1.07の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

平 元. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和62年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に20.10～1.06の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

2. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和63年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に21.69～1.06の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

3. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成２年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に22.20～1.03の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

4. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成３年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に23.14～1.04の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

5. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成４年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に23.61 ～1.02の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

6. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成５年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に23.97～1.02の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

6.10. 1 ～　入院の場合の減額規定の廃止。

7. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成６年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に24.51～1.02の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

8. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成７年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に24.81～1.01の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

9. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成８年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.16～1.01の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

10. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成９年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.41～1.01の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

11. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成10年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.31～1.00の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

12. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成11年３月31日以

前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.39～1.00の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

13. 4. 1 ～　退職又は老齢を支給事由とする年金が支給される場合には、その合計額により傷病手当金との調整を行うこととした。

13. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成12年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.52～1.00の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

14. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成13年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.32～0.99の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

15. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成14年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.10～0.99の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

16. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成15年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.10～0.98の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

17. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成16年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.03～0.98の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

18. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成17年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.12～0.98の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

19. 4. 1 ～　職務外の傷病手当金の支給額を標準報酬日額の$\frac{2}{3}$相当額に引き上げ。
疾病任意継続被保険者への支給を、資格取得後１年以内に発した傷病に限定。

19. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成18年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.07～0.98の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

20. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成19年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.11～0.98の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

21. 8. 1 ～　職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成20年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.03～0.98の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上の傷病手当金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

22. 8. 1 ～　経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成21年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.68～0.97の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

23. 8. 1 ～　経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成22年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.76～0.97の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

24. 8. 1 ～　経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成23年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.72～0.97の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算すること

とする。

25. 8. 1 ～　経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成24年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.64～0.96の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

26. 8. 1 ～　経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成25年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.58～0.96の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

27. 8. 1 ～　経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成26年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.67～0.97の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

28. 4. 1 ～　職務外の傷病手当金の支給額を、直近12か月の標準報酬月額の平均額$\frac{1}{30}$（被保険者期間が１年間に満たない場合は、被保険者期間の標準報酬月額の平均額）の$\frac{2}{3}$を支給。

⒀ 休 業 手 当 金

平 22. 1. 1 ～　従前の船員保険（新法）の職務上の傷病手当金の給付水準と労災保険の休業（補償）給付の給付水準との差額相当を、平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）の休業手当金として支給する[職務上上乗せ給付]。

【支給額】

①報酬を受けない最初の日～3日目

標準報酬日額の全額

②報酬を受けない4日目～4ヶ月（④を除く期間）

標準報酬日額の$\frac{40}{100}$

③療養を開始した日から1年6ヶ月を経過した日以後の期間（①及び④を除く期間で、労災保険の休業給付基礎日額に適用された年齢階層別の最高限度額が標準報酬日額より少ない場合に限る）

標準報酬日額から最高限度額を控除した額の$\frac{60}{100}$

④報酬を受けない4月以内の期間であって、療養を開始した日から1年6ヶ月を経過した日以後の期間（①を除く期間で、労災保険の休業給付基礎日額に適用された年齢階層別の最高限度額が標準報酬日額より少ない場合に限る）

②及び③の額の合算額

23. 8. 1 ～　休業手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成22年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.76～0.97の率を乗じて新々法第85条の規定を適用して計算することとする。

24. 8. 1 ～　休業手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成23年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.72～0.97の率を乗じて新々法第85条の規定を適用して計算することとする。

25. 8. 1 ～　休業手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成24年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.64～0.96の率を乗じて新々法第85条の規定を適用して計算することとする。

26. 8. 1 ～　経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成25年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.58～0.96の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

27. 8. 1 ～　経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成26年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.67～0.97の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

28. 8. 1 ～　経過的職務上給付の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成27年３月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に24.77～0.97の率を乗じて新法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

⑭　葬祭料・家族葬祭料

昭 20. 4. 1 ～　資格喪失当時の報酬月額の２月分を遺族に支給。

23. 9. 1 ～　被扶養者の死亡に対し、標準報酬月額の１月分を支給。

48.10. 1 ～　葬祭料：　最低保障額　30,000円
家族葬祭料：　標準報酬月額の1. 4月分を支給、最低保障額　30,000円

49.11. 1 ～　職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋90,000円

50. 4. 1 ～　職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋125,000円

51. 7. 1 ～　職務外の事由による葬祭料：　最低保障額　50,000円
家族葬祭料：　最低保障額　50,000円

52. 4. 1 ～　職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋150,000円

54. 4. 1 ～　職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋165,000円

56. 4. 1 ～　葬祭料の最低保障額、家族葬祭料の額は政令によって定める。
職務外の事由による葬祭料：　最低保障額　70,000円
家族葬祭料：　最低保障額　70,000円
職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋185,000円

58. 4. 1 ～　職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋205,000円

60. 4. 1 ～　職務外の事由による葬祭料：　最低保障額　100,000円
家族葬祭料：　最低保障額　100,000円

61. 4. 1 ～　職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋225,000円

63. 4. 1 ～　職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋240,000円

平 2. 4. 1 ～　職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋250,000円

4. 4. 1 ～　職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋265,000円

6. 4. 1 ～　職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋280,000円

8. 4. 1 ～　職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋295,000円

10. 4. 1 ～　職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋305,000円

12. 4. 1 ～　職務上の事由による葬祭料：　最低保障額　標準報酬月額１月分＋315,000円

18.10. 1 ～　職務外の事由による葬祭料：　50,000円
家族葬祭料　：　50,000円

22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

⑮　付　加　給　付

昭 48.10. 1 ～　政令の定めるところにより、付加給付を行うことができる。
平 18.10. 1 ～　職務外の事由による葬祭料および家族葬祭料に併せて葬祭料付加金を支給。
葬祭料付加金　　：資格喪失時の標準報酬月額２月分－葬祭料の額
家族葬祭料付加金：標準報酬月額1.4月分－家族葬祭料の額

⑯　出産育児一時金（分娩費、育児手当金）・出産手当金

昭 29. 5. 1 ～　分　娩　費：　被保険者は標準報酬月額の半月分（入院したときは$\frac{1}{4}$月分）。配偶者は1,000円。
出産手当金：　産前産後各42日間、１日について標準報酬日額の$\frac{60}{100}$。
育児手当金：　１児について６月間、１月について200円。
被保険者資格喪失後６月以内の給付については、資格喪失前１年間に６月以上の被保険者期間を要する。
32. 5. 1 ～　被保険者資格喪失後６月以内の給付については、資格喪失前１年間に３月以上又は３年間に１年以上の被保険者期間を要する。
36. 6.15 ～　被保険者の分娩費は最低保障額6,000円、配偶者分娩費は3,000円。育児手当金については2,000円。
44. 9. 1 ～　被保険者の分娩費は最低保障額20,000円、配偶者分娩費は10,000円。
48.10. 1 ～　被保険者の分娩費は最低保障額60,000円、配偶者分娩費は60,000円。
51. 7. 1 ～　被保険者の分娩費は最低保障額100,000円、配偶者分娩費は100,000円。
56. 4. 1 ～　分娩費の最低保障額、配偶者分娩費、育児手当金の額は政令によって定める。
被保険者の分娩費は最低保障額150,000円、配偶者分娩費は150,000円。
育児手当金については2,000円。
入院の場合の減額規定は廃止。
60. 4. 1 ～　被保険者の分娩費は最低保障額200,000円、配偶者分娩費は200,000円。
61. 4. 1 ～　出産手当金：　産前（妊娠判明から出産まで）と産後56日間、１日について標準報酬日額の$\frac{60}{100}$。
平 4. 4. 1 ～　出産手当金：　妊娠判明から出産までと出産日後56日間、１日について標準報酬日額の$\frac{60}{100}$。
4. 4. 1 ～　被保険者の分娩費は最低保障額240,000円、配偶者分娩費は240,000円。
6.10. 1 ～　分娩費・育児手当金を出産育児一時金に包括化。被保険者の出産育児一時金300,000円、配偶者分についても同額。
14.10. 1 ～　配偶者出産一時金の支給対象を被扶養配偶者から被扶養者へ拡大。（家族出産一時金とする。）
18.10. 1 ～　出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額を１児につき350,000円に引き上げ。
出産育児一時金・家族出産育児一時金の受取代理制度の導入。
19. 4. 1 ～　出産手当金：標準報酬日額の$\frac{2}{3}$へ引き上げ。
疾病任意継続被保険者への支給を廃止。
資格喪失後６か月以内に出産した者に対する出産手当金の支給を廃止。
21. 1. 1 ～　出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額を産科医療補償制度の創設に伴い、１児につき380,000円に引き上げ（産科医療補償制度に加入していない医療機関等の場合は、従来どおり350,000円）。
21.10. 1 ～　出産育児一時金・家族出産育児一時金の受取代理制度の廃止。
出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額を、平成23年3月31日までの暫定措置として1児につき420,000円に引上げ（産科医療補償制度に加入していない医療機関等の場合は、390,000円）。
平成23年3月31日までの暫定措置として出産育児一時金・家族出産育児一時金の直接支

払制度の導入。

23. 4. 1 ～　出産育児一時金・家族出産育児一時金の直接支払制度及び受取代理制度の導入。
支給額を、1児につき420,000円に引上げ。（産科医療補償制度に加入していない医療機関等の場合は、390,000円。）

27. 1. 1 ～　出産育児一時金・家族出産育児一時金の額を、産科医療補償制度の掛金が30,000円から16,000円に変更となったため、産科補償医療制度に加入していない医療機関等の場合は、1児につき404,000円に引上げ。

28. 4. 1 ～　出産手当金の支給額を、直近12か月の標準報酬月額の平均額の$\frac{1}{30}$（被保険者期間が１年間に満たない場合は、被保険者期間の標準報酬月額の平均額）の$\frac{2}{3}$を支給。

2．年　金　等　給　付

(1) 障害（廃疾）年金

昭 15. 6. 1 ～　〔廃疾年金〕職務上外を問わず、療養の給付を受けることができる期間内に治ゆ又はその期間を経過（高級船員は資格喪失後９月を経過）した者で、障害の状態となり、資格喪失前６年間に３年以上被保険者期間のある者。年金額は養老年金に同じ。

20. 4. 1 ～　〔障害年金〕療養の給付を受けることができる期間２年となる。職務上の資格期間廃止。職務外については、障害の状態となった日前６年間に３年以上の被保険者期間を要する。年金額は職務上については障害の程度に応じて平均報酬月額の５月分～８月分、職務外は平均報酬月額の４月分。加算については養老年金に同じ。

22. 11. 1 ～　職務上外を問わず年金額は最終報酬月額による。

22. 12. 1 ～　職務外の受給資格制限を障害の状態となった日前６月以上被保険者期間に緩和。

23. 9. 1 ～　職務上の１級～３級、職務外の１号～６号該当者については、配偶者及び16歳未満の子１人について2,400円を加給。昭和22年12月１日前に受給権が発生した者に支給する職務上の障害年金額を５倍に引上げ。

26. 2. 1 ～　昭和22年12月１日前の年金額を、職務上は更に２倍（当初の10倍）、職務外は10倍に引上げ。

28. 11. 1 ～　療養の給付を受けることができる期間３年となる。

29. 5. 1 ～　職務外の年金額については、昭和27年４月以降の平均標準報酬月額により算定。加給金を4,800円に引上げ。従前の年金の最低額を16,000円とする。子の加給金受給制限を18歳に繰下げ。

35. 5. 1 ～　最低年金額を20,000円に引上げ。

40. 5. 1 ～　職務外についての障害の程度を１級～３級に区分。職務外の年金額は老齢年金の額の算式に準じ、（最低保障額60,000円）１級及び２級該当者については加給金附加。
任意継続被保険者である期間に発した傷病についても給付の対象とする。
従前の年金の最低額を76,800円とする。

41. 2. 1 ～　職務上の傷病で、従来障害手当金を支給すべき障害の程度１級相当のものを、７級の障害年金の対象とする。職務上の年金額＝最終標準報酬月額×4.2月～８月（30,000円＋平均標準報酬月額×$\frac{120}{100}$）×0.75～1.25。職務上の１級～５級該当者については加給金附加。
従前の職務上年金額について、１級51,000円～７級30,600円をそれぞれ加算し、最低保障額を１級123,000円～７級75,600円とする。

43. 5. 11 ～　職務上の傷病で、従来の１級障害手当金相当の障害のうち、神経系統の障害及び１上肢又は１下肢に仮関節を残す重度の障害を７級障害年金の対象とする。

44. 11. 1 ～　職務上年金の定額部分を48,000円とする。最低年金額を96,000円とする。
加給金を配偶者12,000円、第１子7,200円、第２子以降4,800円とする。

従前の職務上年金額については、職務外$\frac{1}{2}$相当分を１級78,000円～７級46,800円とし

最低保障額を１級174,000円～７級97,200円とする。

45.11. 1 ～　職務上年金受給者のうち、障害の程度が１級から４級までのものについて、年金額の算出の最終標準報酬月額に乗ずべき月数。

１級　8.0月→9.3月　　２級　7.0月→8.3月

３級　6.5月→7.2月　　４級　6.0月→6.4月

46. 1. 1 ～　職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和42年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日の属する年度に応じて、1.21、1.4、1.7又は2.0を乗じて旧法第41条第１項の規定を適用して計算することとする。

46.11. 1 ～　職務外の最低保障額を105,600円とする。職務上年金に含まれる職務外相当分の定額部分を55,200円とする。

２以上の年金のうち一が職務上である年金受給権を有する者の併給調整の緩和。

障害の原因となった傷病の発生が昭和43年３月31日以前の職務上年金額を1.2倍～2.0倍に引上げ。

47.11. 1 ～　障害の原因となった傷病の発生が昭和44年３月31日以前の職務上年金額を1.2倍～2.4倍に引上げ。

48.11. 1 ～　職務上年金の定額部分を120,000円とする。最低保障額を240,000円とする。

加給金を配偶者28,800円、第１子及び第２子9,600円、第３子以降4,800円とする。

受給権者が障害年金を受ける程度の障害の状態に該当しなくなったときは３年間支給停止。

職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和46年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.32の率を乗じて旧法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

49. 8. 1 ～　職務外年金額（加給金を除く）を16.1％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和48年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。

職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和47年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の率を乗じて旧法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

49.11. 1 ～　職務上年金受給者について年金額の算出の最終標準報酬月額に乗ずべき月数の改正。

１級　9.3月→10.4月　　２級　8.3月→ 9.2月　　３級　7.2月→ 8.2月

４級　6.4月→ 7.1月　　５級　5.5月→ 6.1月　　６級　5.0月→ 5.2月

７級　4.2月→ 4.4月

50. 8. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を21.8％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和49年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。

職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和49年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の率を乗じて旧法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

51. 8. 1 ～　職務上年金の定額部分を198,000円とする。最低保障額を396,000円とする。

加給金を配偶者72,000円、第１子及び第２子24,000円、第３子以降4,800円とする。

51.10. 1 ～　職務外年金の受給資格期間を船員保険加入期間と、他の公的年金制度加入期間とを合算した期間が６月以上ある時とする。

52. 4. 1 ～　職務上の傷病が初診日から１年６月を経過しても治らず、障害の程度が１級～３級の場合は、障害年金を支給する。

52. 6. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を9.4％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和51年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

52. 8. 1 ～　職務外年金の障害認定日を初診日以後１年６月を経過した日とし、障害認定日においては軽度の障害であった者が、初診日から５年以内にその障害の程度が増進し障害の状態に該当するに至った時は、障害年金を支給する。
職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和51年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて12.37～1.11の率を乗じて旧法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

53. 6. 1 ～　職務外年金額（加給金を除く）を6.7％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和52年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

54. 6. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を3.4％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和53年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

54. 8. 1 ～　職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和52年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて14.35～1.16の率を乗じて旧法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

55. 6. 1 ～　職務上年金の定額部分を246,000円とする。最低保障額を501,600円とする。加給金を配偶者180,000円、第１子及び第２子60,000円、第３子以降24,000円とする。配偶者が老齢（退職）年金又は障害年金の支給を受けることができるときは、当該配偶者について計算する加給金の支給を停止する。

55. 8. 1 ～　職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和54年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて15.07～1.06の率を乗じて旧法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

56. 6. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を7.8％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和55年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

56. 8. 1 ～　職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和55年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて16.00～1.06の率を乗じて旧法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

57. 7. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を4.0％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和56年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

58. 8. 1 ～　職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて17.49～1.10の率を乗じて旧法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

59. 4. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を2.0％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和58年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。

59. 8. 1 ～　職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの年金額については最終標準報酬月額に1.09を乗じて旧法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

60. 4. 1 ～　職務外年金額（加給金を除く）を3.4％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和59年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。

60. 7. 1 ～　職務外年金のうち事後重症による障害年金についての初診日から５年以内という請求期限が撤廃され、65歳に達する日の前日までであれば障害年金の請求ができるように改正。

60. 8. 1 ～　職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和58年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて旧法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

61. 4. 1 ～　職務外年金は、厚生年金保険に統合。

61. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、昭和59年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

63. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、昭和60年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.07の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

平 元. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、昭和62年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.06の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

2. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、昭和63年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて21.69～1.06の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

3. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成２年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて22.20～1.03の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

4. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成３年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.14～1.04の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

5. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成４年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.61～1.02の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

6. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成５年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.97～1.02の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

6.10. 1 ～　障害年金を支給する程度の障害でなくなった日から起算して、障害年金を受けられる程度の障害の状態に該当しないで３年を経過したときは失権とせず支給停止とする。

7. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成６年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.51～1.02の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

8. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成７年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.81～1.01の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

9. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成８年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.16～1.01の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

10. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成９年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.41～1.01の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

11. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成10年３月31日以前に発したものの年金額について

は、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.31～1.00の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

12. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成11年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.39～1.00の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

13. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成12年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.52～1.00の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

14. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成13年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.32～0.99の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

15. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成14年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

16. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成15年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.98の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

17. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成16年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

18. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成17年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.12～0.98の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

19. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成18年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.07～0.98の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

20. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成19年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.11～0.98の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

21. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成20年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第41条第１項の規定を適用して計算した額とする。

22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。従前の船員保険（新法）の障害年金の給付水準と労災保険の障害（補償）年金及び傷病（補償）年金の給付水準の差額相当を、平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する[職務上上乗せ給付]。

【支給額】

労災保険の障害（補償）年金を受けている場合で、その給付の基礎となる年金給付基礎日額に適用された年齢・階層別の最高限度額が船員保険の標準報酬日額（標準報酬月額÷30）を下回る場合に次の年金額を支給。

年金額＝標準報酬日額から最高限度額を控除した額×障害の程度に応じて定める日数

（障害の程度に応じて定める日数）

１級	313日	２級	277日	３級	245日	４級	213日
５級	184日	６級	156日	７級	131日		

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害年金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康

保険協会が支給する[経過的職務上給付]。
なお、昭和61年3月31日以前に受給権が発生した障害年金については、旧法に基づき日本年金機構が支給する。

22. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成21年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.68～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条第１項、職務上上乗せ給付については新々法第88条第1項の規定を適用して計算した額とする。

23. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成22年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.76～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条第１項、職務上上乗せ給付については新々法第88条第1項の規定を適用して計算した額とする。

24. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成23年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.72～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条第１項、職務上上乗せ給付については新々法第88条第1項の規定を適用して計算した額とする。

25. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成24年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.64～0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条第１項、職務上上乗せ給付については新々法第88条第1項の規定を適用して計算した額とする。

26. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成25年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.58～0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条第１項、職務上上乗せ給付については新々法第88条第1項の規定を適用して計算した額とする。

27. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成26年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.67～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条第１項、職務上上乗せ給付については新々法第88条第1項の規定を適用して計算した額とする。

28. 8. 1 ～　当該障害の原因となった傷病が、平成27年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.77～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条第１項、職務上上乗せ給付については新々法第88条第1項の規定を適用して計算した額とする。

⑵　遺族年金（死亡手当金）

昭 15. 6. 1 ～　〔死亡手当金〕職務上外を問わず、３年以上15年未満被保険者であった者が死亡、資格喪失後３月以内に死亡又は療養の給付を受ける者が死亡したとき、遺族に支給。平均報酬月額の３月分（最低額100円）。

20. 4. 1 ～　〔遺族年金〕15年以上被保険者であった者が職務外で死亡、職務上障害年金受給権者が職務外で死亡又は職務外で療養の給付受給期間内に死亡したとき、配偶者、子（15歳未満）、父母、孫、祖父母に支給。年金額は、⑴養老年金受給権者及び15年以上被保険者の職務外死亡は養老年金額の$\frac{1}{2}$、⑵職務外障害年金受給権者死亡は障害年金額の$\frac{1}{2}$、⑶職務上障害年金受給権者の職務外死亡は平均報酬月額の2.5月分、⑷職務上療養の給付受給期間内死亡は平均報酬月額の５月分。⑶及び⑷については、15年を超える１年ごとに平均報酬日額の３日分を加算。子１人について平均報酬日額の10日分を加給。

22. 11. 1 ～　職務上障害年金受給権者死亡及び職務上療養の給付受給期間内死亡については、最終報酬月額による。

22. 12. 1 ～　職務上障害年金受給権者死亡及び職務上療養の給付受給期間内死亡については、最終平均報酬月額による。子の加給金受給制限を16歳に繰下げ。

23. 9. 1 ～　職務上障害年金受給権者死亡及び職務上療養の給付受給期間内死亡については、子１人について2,400円を加給。昭和22年12月１日前に受給権が発生した者に支給する職務上の遺族年金額を５倍に引上げ。

26. 1. 1 ～　等分支給規定設定。

26. 2. 1 ～　昭和22年12月１日前の年金額を、職務上は更に２倍（従前の10倍）に引上げ。

29. 5. 1 ～　老齢年金受給権者死亡によるものの昭和27年３月以前の標準報酬月額4,000円未満は4,000円に引上げ。加給金受給制限を18歳に繰下げ。加給金を4,800円に引上げ。従前の年金の最低額を14,400円（職務上障害年金受給権者死亡によるものは10,000円）とする。厚生年金保険との被保険者期間通算。

35. 5. 1 ～　最低年金額を14,880円（職務上障害年金受給権者死亡によるものは12,500円）に引上げ。

37. 4. 1 ～　寡婦、鰥夫、遺児年金を統合。従前の寡婦、鰥夫、遺児年金の受給要件を満して死亡した者の遺族にも支給。年金額＝（24,000円＋平均標準報酬月額×$\frac{8}{1000}$×180）×$\frac{1}{2}$。ただし、昭和27年４月以降の標準報酬月額により算定。18歳未満の子１人について4,800円を加給。

40. 5. 1 ～　職務外の年金額は、老齢年金の算出方法に準じて算出した額の$\frac{1}{2}$（最低保障額60,000円）。
任意継続被保険者である期間中の死亡についても給付の対象とする。

40. 6. 1 ～　妻の受給資格要件中、年齢に関する要件を廃止。

41. 2. 1 ～　年金額を、⑴職務上障害年金受給者の職務外死亡の年金額＝最終標準報酬月額×2.5月＋7,500円＋平均標準報酬月額×$\frac{30}{100}$。⑵職務上死亡の年金額＝最終標準報酬月額×５月（2.5月）＋15,000円＋平均標準報酬月額×$\frac{60}{100}$。
従来の年金額について20,400円（10,200円）を加算し、最低保障額を65,400円（60,000円）とする。

44. 11. 1 ～　定額部分を職務上障害年金受給者の職務外死亡については12,000円、職務上死亡については24,000円とする。
最低保障額を96,000円とする。
加給金を第１子7,200円、第２子以降4,800円とする。
15年以上被保険者であった者が職務外で死亡したとき、旧令の共済組合員期間を有する場合その期間のうち昭和17年６月～20年８月の期間を被保険者であった期間とみなす。
従前の職務上年金額については、職務外相当分を31,200円（15,600円）とし、最低保障額を96,000円とする。

45. 11. 1 ～　旧法第50条第２号の規定による遺族年金受給者の年金額の算式の最終標準報酬月額に乗ずべき月数を2.5月から2.75月に、同条第３号の規定による遺族年金受給者の年金額の算式の最終標準報酬月額に乗ずべき月数を５月から5.5月に改正。

46. 1. 1 ～　昭和42年３月31日以前に死亡原因の生じた職務上年金の年金額については、最終標準報酬月額に、1.2を乗じて、旧法第50条ノ２第１項第３号を適用して計算することとする。

46. 5. 27 ～　職務上遺族年金を受ける遺族の範囲に兄弟姉妹を加える。
遺族の範囲から除外する者として18歳以上60歳未満の兄弟姉妹を加える。

46. 11. 1 ～　職務外の最低保障額を105,600円とする。職務上年金に含まれる職務外相当分の定額部分を、職務上死亡については27,600円、職務上障害年金受給者の職務外死亡については、13,800円とする。職務上年金の遺族の範囲に兄弟姉妹を含める。
失踪宣告による死亡の場合の支給要件の緩和。
２以上の年金受給権を有する者の併給調整の緩和。
死亡の原因となった傷病の発生が昭和43年３月31日以前の職務上年金額を1.2倍に引上げ。

47. 11. 1 ～　死亡の原因となった傷病の発生が昭和44年３月31日以前の職務上年金額を1.2倍～1.4倍に引上げ。

48. 11. 1 ～　定額部分を職務上障害年金受給者の職務外死亡については30,000円、職務上死亡については60,000円とする。
最低保障額を240,000円とする。
加給金を第１子及び第２子9,600円、第３子以降4,800円とする。
職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和46年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該死亡の原因となった傷病の発した日に応じて6.24～1.32の率を乗じて旧法第50条ノ２第１項第３号の規定を適用して計算した額とする。

49. 8. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を16.1％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和48年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。
職務上年金額のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の改定措置に準じて引き上げる。
職務上年金額のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和47年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の率を乗じて旧法第50条ノ２第１項第３号の規定を適用して計算した額とする。

49. 11. 1 ～　職務上年金の額の算式中最終標準報酬月額に乗ずべき月数を加給金の対象となる子がいる場合に現行5.5月からその対象となる子の人数に応じ6.1月（１人）～8.2月（４人以上）に改正。
職務上年金の額の算式中最終標準報酬月額に乗ずべき月数について療養の給付を受けて３年経過後死亡の場合は2.75月の規定を削除。

50. 8. 1 ～　職務外年金額（加給金を除く）を21.8％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和49年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。
職務上年金額のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和49年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の率を乗じて旧法第50条ノ２第１項第３号の規定を適用して計算した額とする。

51. 8. 1 ～　定額部分を職務上障害年金受給者の職務外死亡については49,500円、職務上死亡については99,000円とする。
最低保障額を396,000円とする。
加給金を第１子及び第２子24,000円、第３子以降4,800円とする。
寡婦加算制度を導入し、子２人以上の場合は月額5,000円、子１人の場合は月額3,000円、60歳以上の場合は月額2,000円が加算される。

51. 10. 1 ～　船員保険の被保険者期間と他の公的年金制度の加入期間とを合算した期間が６カ月以上であれば遺族年金の受給資格期間を満たしたものとする。
職務外年金と共済組合の遺族年金との併給調整。

52. 6. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を9.4％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和51年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

52. 8. 1 ～　資格喪失後、在職中の職務外の傷病により、初診後５年以内に死亡した場合に遺族年金を支給する。
職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和51年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて12.37～1.11の率を乗じて旧法第50条ノ２第１項第３号の規定を適用して計算した額とする。

53. 6. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を6.7％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和52年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
寡婦加算額を子２人以上の場合は月額6,000円、子１人の場合は月額4,000円、60歳以上の場合は月額3,000円に引き上げる。

54. 6. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を3.4％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和53年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。
職務上年金額のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の改定措置に準じて引き上げる。
寡婦加算額を子２人以上の場合は月額7,000円、子１人の場合は月額5,000円、60歳以上の場合は月額4,000円に引き上げる。

54. 8. 1 ～　職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和52年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて14.35～1.16の率を乗じて旧法第50条ノ２第１項第３号の規定を適用して計算した額とする。

55. 6. 1 ～　定額部分を職務上障害年金受給者の職務外死亡については61,500円、職務上死亡については123,000円とする。
最低保障額を501,600円とする。
加給金を第１子及び第２子60,000円、第３子以降24,000円とする。
昭和40年５月１日前において職務外障害年金受給者であった者のうち現行の１級又は２級の障害の状態に該当する者が死亡した場合に、遺族年金を支給する。

55. 8. 1 ～　寡婦加算額を子２人以上の場合は210,000円、１人の場合は120,000円、60歳以上の場合は120,000円とする。
遺族年金の受給者である妻が他の制度から老齢（退職）年金又は障害年金を受けられる間は、寡婦加算額を支給停止する。
職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和54年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて15.07～1.06の率を乗じて旧法第50条ノ２第１項第３号の規定を適用して計算した額とする。

55.11. 1 ～　職務上年金又は職務上障害年金受給者の職務外死亡による遺族年金のうち、受給権者が55歳以上又は障害の状態にある妻であって加給の対象となる子がない場合においては最終標準報酬月額に職務上年金にあっては0.3月を、職務上障害年金受給者の職務外死亡による遺族年金にあっては0.15月を乗じて得た額を加給する。
職務上年金の額の算式中最終標準報酬月額に乗ずべき月数を加給金の対象となる子がいる場合に現行5.5月からその対象となる子の人数に応じ6.4月（１人）～8.2月（４人以上）に改正。

56. 6. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を7.8％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和55年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

56. 8. 1 ～　職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和55年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて16.00～1.06の率を乗じて旧法第50条ノ２第１項第３号の規定を適用して計算した額とする。

57. 7. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を4.0％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和56年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

58. 8. 1 ～　職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和56年３月31日以前に発したもの

の年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて17.49～1.10の率を乗じて旧法第50条ノ２第１項第３号の規定を適用して計算した額とする。

59. 4. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を2.0％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和58年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。

59. 8. 1 ～　職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に1.09を乗じて旧法第50条ノ２第１項第３号の規定を適用して計算した額とする。

60. 4. 1 ～　職務外年金の年金額（加給金を除く）を3.4％引き上げる（被保険者期間の全部が昭和59年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。

60. 8. 1 ～　職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和58年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1. 07の率を乗じて旧法第50条ノ２第１項第３号の規定を適用して計算した額とする。

61. 4. 1 ～　職務外年金は厚生年金保険に統合。

61. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、昭和59年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

63. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、昭和60年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.07の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

平 元. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、昭和62年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.06の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

2. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、昭和63年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて21.69～1.06の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

3. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、平成２年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて22.20～1.03の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

4. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、平成３年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.14～1.04の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

5. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、平成４年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.61～1.02の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

6. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、平成５年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.97～1.02の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

7. 4. 1 ～　遺族に含まれる子及び孫の年齢を18歳到達年度末までとする。
年金額の算式中最終標準報酬月額に乗ずべき月数を加給金の対象となる子がいる場合に現行6. 4月（１人）～ 8.2月（４人以上）を6.7月～8.2月（３人以上）とすることとする。

7. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、平成６年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.51～1.02の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

8. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、平成７年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.81～1.01の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

9. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成８年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.16～1.01の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

10. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成９年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.41～1.01の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

11. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成10年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.31～1.00の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

12. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成11年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.39～1.00の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

13. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成12年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.52～1.00の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

14. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成13年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.32～0.99の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

15. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成14年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

16. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成15年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.98の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

17. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成16年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

18. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成17年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.12～0.98の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

19. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成18年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.07～0.98の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

20. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成19年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.11～0.98の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

21. 8. 1 ～ 当該死亡の原因となった傷病が、平成20年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第50条ノ２の規定を適用して計算した額とする。

22. 1. 1 ～ 職務上給付を労災保険に統合。従前の船員保険（新法）の遺族年金の給付水準と労災保険の遺族（補償）年金の給付水準の差額相当を、平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する[職務上上乗せ給付]。

【支給額】

労災保険の遺族（補償）年金を受けている場合で、その給付の基礎となる年金給付基礎日額に適用された年齢・階層別の最高限度額が船員保険の標準報酬日額（標準報酬月額÷30）を下回る場合に次の年金額を支給。

年金額＝標準報酬日額から最高限度額を控除した額×遺族の人数に応じて定める日数

（遺族の人数に応じて定める日数）

１人　153日（175日※）　　２人　201日　　３人　223日　　４人　245日

※　55歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻は175日

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の遺族年金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

なお、昭和61年3月31日以前に受給権が発生した遺族年金については、旧法に基づき日本年金機構が支給する。

22. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、平成21年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.68～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第50条ノ２、職務上上乗せ給付については新々法第98条第1項の規定を適用して計算した額とする。

23. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、平成22年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.76～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第50条ノ２、職務上上乗せ給付については新々法第98条第1項の規定を適用して計算した額とする。

24. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、平成23年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.72～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第50条ノ２、職務上上乗せ給付については新々法第98条第1項の規定を適用して計算した額とする。

25. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、平成24年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.64～0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第50条ノ２、職務上上乗せ給付については新々法第98条第1項の規定を適用して計算した額とする。

26. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、平成25年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.58～0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第50条ノ２、職務上上乗せ給付については新々法第98条第1項の規定を適用して計算した額とする。

27. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、平成26年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.67～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第50条ノ２、職務上上乗せ給付については新々法第98条第1項の規定を適用して計算した額とする。

28. 8. 1 ～　当該死亡の原因となった傷病が、平成27年３月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.77～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第50条ノ２、職務上上乗せ給付については新々法第98条第1項の規定を適用して計算した額とする。

⑶　障害（廃疾）手当金

昭 15. 6. 1 ～　〔廃疾手当金〕職務上外を問わず、療養の給付を受けることができる期間内に治ゆ又はその期間を経過（高級船員は資格喪失後９月を経過）した者で、資格喪失前６年間に３年以上被保険者期間のある者。平均標準報酬月額の７月分。

20. 4. 1 ～　〔障害手当金〕職務外については、障害の状態となった日前６年間に３年以上の被保険者期間を要する。支給額は、職務上は平均報酬月額の２月分～　25月分。職務外は平均報酬月額の10月分。

22. 11. 1 ～　支給額は最終報酬月額による。

22. 12. 1 ～　職務外の受給資格制限を障害の状態となった日前６月以上被保険者期間に緩和。

29. 5. 1 ～　職務外については、昭和27年４月以降の平均標準報酬月額による。

40. 5. 1 ～　職務外については、療養の給付を受けることができる期間内に治ゆした者に支給。障害手当金の額は、老齢年金の額の算出方法に準じて算出した額の$\frac{150}{100}$。
任意継続被保険者である期間に発した傷病についても給付の対象とする。

41. 2. 1 ～　職務上について障害の程度を１級～７級に区分。障害手当金の額は、最終標準報酬月額の２月分～20月分。

43. 5. 11 ～　職務上の傷病で、従来の５級障害手当金相当の障害のうち、比較的重度の神経系統の障害を２級障害手当金の対象とするとともに、新たにこれと同程度の精神の障害を２級障害手当金の対象とする。

49. 11. 1 ～　職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和47年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6. 24～1. 37の率を乗じて旧法第41条ノ３第１号の規定を適用して計算した額とする。

50. 8. 1 ～　職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和49年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて9. 23～1. 24の率を乗じて旧法第41条ノ３第１号の規定を適用して計算した額とする。

51. 10. 1 ～　職務外の受給資格要件を船員保険加入期間と他の公的年金制度加入期間を合算した期間が６月以上ある時とする。

52. 8. 1 ～　職務外の障害認定は、初診日以後５年以内に延長。
職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和51年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて12. 37～1. 11の率を乗じて旧法第41条ノ３第１号の規定を適用して計算した額とする。

54. 8. 1 ～　職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和52年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて14. 35～1. 16の率を乗じて旧法第41条ノ３第１号の規定を適用して計算した額とする。

55. 8. 1 ～　職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和54年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて15. 07～1. 06の率を乗じて旧法第41条ノ３第１号の規定を適用して計算した額とする。

56. 8. 1 ～　職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和55年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて16. 00～1. 06の率を乗じて旧法第41条ノ３第１号の規定を適用して計算した額とする。

58. 8. 1 ～　職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて17. 49～1. 10の率を乗じて旧法第41条ノ３第１号の規定を適用して計算した額とする。

59. 8. 1 ～　職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの額については、最終標準報酬月額に1. 09を乗じて旧法第41条ノ３第１号の規定を適用して計算した額とする。

60. 8. 1 ～　職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和58年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18. 80～1. 07の率を乗じて旧法第41条ノ３第１号の規定を適用して計算した額とする。

61. 4. 1 ～　職務外障害手当金は厚生年金に統合。

61. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和59年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18. 80～1. 07の率を乗じて新法第41条ノ３第１号の規定を適用して計算した額とする。

63. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和60年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20. 10～1. 07の率を乗じて新法第41条ノ３第１号の規定を適用して計算した額とする。

平 元. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和62年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.06の率を乗じて新法第41条ノ３第１号の規定を適用して計算した額とする。

2. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和63年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて21.69～1.06の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

3. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成２年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて22.20～1.03の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

4. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成３年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.14～1.04の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

5. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成４年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.61～1.02の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

6. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成５年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.97～1.02の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

7. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成６年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.51～1.02の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

8. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成７年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.81～1.01の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

9. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成８年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.16～1.01の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

10. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成９年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.41～1.01の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

11. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成10年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.31～1.00の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

12. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成11年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.39～1.00の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

13. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成12年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.52～1.00の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

14. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成13年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.32～0.99の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

15. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成14年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

16. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成15年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.98

の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

17. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成16年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

18. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成17年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.12～0.98の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

19. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成18年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.07～0.98の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

20. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成19年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.11～0.98の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

21. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成20年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第41条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。従前の船員保険（新法）の障害手当金の給付水準と労災保険の障害（補償）一時金の給付水準の差額相当を、平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する[職務上上乗せ給付]。

【支給額】

労災保険の障害（補償）一時金が支給される場合に次の額を支給。

支給額＝最終標準報酬月額 × 障害の程度に応じて定める月数

（障害の程度に応じて定める月数）

１級	3.2月	２級	2.0月	３級	1.9月	４級	1.6月
５級	0.8月	６級	0.6月	７級	0.1月		

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害手当金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

22. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成21年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.68～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条ノ３、職務上上乗せ給付については新々法第90条の規定を適用して計算した額とする。

23. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成22年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.76～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条ノ３、職務上上乗せ給付については新々法第90条の規定を適用して計算した額とする。

24. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成23年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.72～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条ノ３、職務上上乗せ給付については新々法第90条の規定を適用して計算した額とする。

25. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成24年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.64～0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条ノ３、職務上上乗せ給付については新々法第90条の規定を適用して計算した額とする。

26. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成25年３月31日以前に発したもの

の手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.58～0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条ノ３、職務上上乗せ給付については新々法第90条の規定を適用して計算した額とする。

27. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成26年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.67～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条ノ３、職務上上乗せ給付については新々法第90条の規定を適用して計算した額とする。

28. 8. 1 ～　障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成27年３月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.77～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第41条ノ３、職務上上乗せ給付については新々法第90条の規定を適用して計算した額とする。

⑷　障害差額一時金

昭 40. 5. 1 ～　職務上の障害年金の受給者が、６年分に相当する額の障害年金を受けることなく障害手当金を受ける程度の障害の状態になったときその差額を一時金として支給（その障害の程度に応ずる職務上の障害手当金の額に相当する額を限度とする）。

41. 2. 1 ～　職務上の障害年金受給者の障害の程度が軽くなって失権した際、なお障害手当金を受ける程度の障害の状態にある場合、船員法に定める災害補償に相当する額と支給済みの障害年金との差額を一時金として支給。ただし、障害手当金の額に相当する額を限度とする。

48. 11. 1 ～　職務上の障害年金受給者の障害の程度が障害年金を受ける程度でなくなり、その状態のまま３年を経過した際、なお障害手当金を受ける程度の障害の状態にある場合、船員法に定める災害補償に相当する額と支給済みの障害年金との差額を一時金として支給。ただし、障害手当金の額に相当する額を限度とする。

48. 12. 1 ～　最終標準報酬月額に、障害年金の支給の基礎となった障害の程度に応じて、48月～25月の月数を乗じて得た額と支給済みの障害年金との差額を支給することとする。ただし、障害手当金の額に相当する額を限度とする。

49. 11. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和47年３月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の率を乗じて旧法第42条第１項の規定を適用して計算した額とする。

50. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和49年３月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の率を乗じて旧法第42条第１項の規定を適用して計算した額とする。

52. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和51年３月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて12.37～1.11の率を乗じて旧法第42条第１項の規定を適用して計算した額とする。

54. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和52年３月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて14.35～1.16の率を乗じて旧法第42条第１項の規定を適用して計算した額とする。

55. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和54年３月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて15.07～1.06の率を乗じて旧法第42条第１項の規定を適用して計算した額とする。

56. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和55年３月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて16.00～1.06の率を乗じて旧法第42条第１項の規定を適用して計算した額とする。

58. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年３月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて17.49～1.10の率を乗じて旧法第42条第

１項の規定を適用して計算した額とする。

59. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの額については、差額に1.09を乗じて旧法第42条第１項の規定を適用して計算した額とする。

60. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和58年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて旧法第42条第１項の規定を適用して計算した額とする。

61. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和59年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

63. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和60年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.07の率を乗じて新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

平 元. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和62年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.06の率を乗じて新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

2. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和63年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて21.69～1.06の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

3. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成２年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて22.20～1.03の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

4. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成３年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.14～1.04の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

5. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成４年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.61～1.02の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

6. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成５年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.97～1.02の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

7. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成６年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.51～1.02の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

8. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成７年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.81～1.01の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

9. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成８年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.16～1.01の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

10. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成９年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.41～1.01の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

11. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成10年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.31～1.00の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

12. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成11年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.39～1.00の率を乗じて、

新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

13. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成12年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.52～1.00の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

14. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成13年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.32～0.99の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

15. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成14年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

16. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成15年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.98の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

17. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成16年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

18. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成17年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.12～0.98の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

19. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成18年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.07～0.98の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

20. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成19年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.11～0.98の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

21. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成20年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、新法第42条の規定を適用して計算した額とする。

22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。労災保険の障害（補償）年金の受給者が障害の程度が軽減して障害（補償）一時金を受ける場合に、既に支給を受けた労災保険の障害（補償）年金、障害（補償）一時金と船員保険の障害年金（職務上上乗せ給付分）の総額が、船員法により支給されることになっている船員の災害補償の水準（最終標準報酬月額に障害の程度に応じて48～25月の月数を乗じて得た額）に満たないときは、その差額を平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する[職務上上乗せ給付]。

【支給額】

支給額＝最終標準報酬月額 × 障害の程度に応じて定める月数 － 既に支給を受けた障害（補償）年金等の総額

（障害の程度に応じて定める月数）

１級　48月　　２級　42月　　３級　39月　　４級　36月　　５級　33月
６級　30月　　７級　25月

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害差額一時金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

22. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成21年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.68～0.97の率を乗じ

て、経過的職務上給付については新法第 42 条、職務上上乗せ給付については新々法第91条の規定を適用して計算した額とする。

23. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成22年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.76～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第 42 条、職務上上乗せ給付については新々法第91条の規定を適用して計算した額とする。

24. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成23年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.72～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第 42 条、職務上上乗せ給付については新々法第91条の規定を適用して計算した額とする。

25. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成24年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.64～0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第 42 条、職務上上乗せ給付については新々法第91条の規定を適用して計算した額とする。

26. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成25年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.58～0.96の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第 42 条、職務上上乗せ給付については新々法第91条の規定を適用して計算した額とする。

27. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成26年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.67～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第 42 条、職務上上乗せ給付については新々法第91条の規定を適用して計算した額とする。

28. 8. 1 ～　差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成27年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.77～0.97の率を乗じて、経過的職務上給付については新法第 42 条、職務上上乗せ給付については新々法第91条の規定を適用して計算した額とする。

(5)　遺族一時金

昭 20. 4. 1 ～　職務上の傷病で療養の給付受給期間内に死亡し、遺族年金の支給を受ける者がいないときは、平均報酬月額の36月分を遺族に支給。被保険者期間15年を超える１年について平均報酬日額の36日分を加算。

22. 11. 1 ～　支給額は最終報酬月額による。

22. 12. 1 ～　支給額は最終平均報酬月額による。

26. 1. 1 ～　等分支給規定設定。

49. 11. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、昭和47年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の率を乗じて旧法第42条ノ３第１項の規定を適用して計算した額とする。

50. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、昭和49年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の率を乗じて旧法第42条ノ３第１項の規定を適用して計算した額とする。

52. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、昭和51年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて12.37～1.11の率を乗じて旧法第42条ノ３第１項の規定を適用して計算した額とする。

54. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、昭和52年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて14.35～1.16の率を乗じて旧法第42条ノ３第１項の規定を適用して計算した額とする。

55. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、昭和54年３月31日以前に発したものの額については、最終

標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて15.07～1.06の率を乗じて旧法第42条ノ３第１項の規定を適用して計算した額とする。

56. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、昭和55年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて16.00～1.06の率を乗じて旧法第42条ノ３第１項の規定を適用して計算した額とする。

58. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、昭和56年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて17.49～1.10の率を乗じて旧法第42条ノ３第１項の規定を適用して計算した額とする。

59. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの額については、最終標準報酬月額に1.09を乗じて旧法第42条ノ３第１項の規定を適用して計算した額とする。

60. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、昭和58年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて旧法第42条ノ３第１項の規定を適用して計算した額とする。

61. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、昭和59年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

63. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、昭和60年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.07の率を乗じて新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

平 元. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、昭和62年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.06の率を乗じて新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

2. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、昭和63年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて21.69～1.06の率を乗じて新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

3. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成２年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて22.20～1.03の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

4. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成３年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.14～1.04の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

5. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成４年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.61～1.02の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

6. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成５年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.97～1.02の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

7. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成６年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.51～1.02の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

8. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成７年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.81～1.01の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

9. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成８年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.16～1.01の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

10. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成９年３月31日以前に発したものの額については、最終

標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.41～1.01の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

11. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成10年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.31～1.00の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

12. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成12年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.39～1.00の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

13. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成12年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.52～1.00の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

14. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成13年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.32～0.99の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

15. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成14年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

16. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成15年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.98の率を乗じて、新法第42条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

17. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成16年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて 25.03～0.98 の率を乗じて、新法第 42 条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

18. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成17年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて 25.12～0.98 の率を乗じて、新法第 42 条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

19. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成18年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて 25.07～0.98 の率を乗じて、新法第 42 条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

20. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成19年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて 25.11～0.98 の率を乗じて、新法第 42 条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

21. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成20年３月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて 25.03～0.98 の率を乗じて、新法第 42 条ノ３の規定を適用して計算した額とする。

22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。従前の船員保険（新法）の遺族一時金の給付水準と労災保険の遺族（補償）一時金の給付水準の差額相当を、平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する[職務上上乗せ給付]。

【支給額】
労災保険の遺族（補償）一時金が支給される場合に次の額を支給。

支給額＝最終標準報酬月額 × 2.7月

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害手当金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

22. 8. 1 ～　死亡の原因となった傷病が、平成21年３月31日以前に発したものの額については、最

終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.68～0.97の率を乗じて、経過的職務上上乗せ給付については新法第42条ノ3、職務上上乗せ給付については新々法第101条の規定を適用して計算した額とする。

23. 8. 1～　死亡の原因となった傷病が、平成22年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.76～0.97の率を乗じて、経過的職務上上乗せ給付については新法第42条ノ3、職務上上乗せ給付については新々法第101条の規定を適用して計算した額とする。

24. 8. 1～　死亡の原因となった傷病が、平成23年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.72～0.97の率を乗じて、経過的職務上上乗せ給付については新法第42条ノ3、職務上上乗せ給付については新々法第101条の規定を適用して計算した額とする。

25. 8. 1～　死亡の原因となった傷病が、平成24年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.64～0.96の率を乗じて、経過的職務上上乗せ給付については新法第42条ノ3、職務上上乗せ給付については新々法第101条の規定を適用して計算した額とする。

26. 8. 1～　死亡の原因となった傷病が、平成25年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.58～0.96の率を乗じて、経過的職務上上乗せ給付については新法第42条ノ3、職務上上乗せ給付については新々法第101条の規定を適用して計算した額とする。

27. 8. 1～　死亡の原因となった傷病が、平成26年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.67～0.97の率を乗じて、経過的職務上上乗せ給付については新法第42条ノ3、職務上上乗せ給付については新々法第101条の規定を適用して計算した額とする。

28. 8. 1～　死亡の原因となった傷病が、平成27年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.77～0.97の率を乗じて、経過的職務上上乗せ給付については新法第42条ノ3、職務上上乗せ給付については新々法第101条の規定を適用して計算した額とする。

(6)　年金差額一時金

昭 15. 6. 1～　養老年金、廃疾年金（15年以上被保険者期間）受給権者が死亡したときは、支給を受けた年金額が5年分に満たないときはその差額、廃疾年金（15歳未満被保険者期間）受給権者が死亡したときは、脱退手当金と平均報酬月額の7月分との合算額と支給を受けた年金額との差額を遺族に支給。

20. 4. 1～　養老年金、障害年金（職務上及び職務外で15年以上被保険者）、職務外遺族年金受給権者の死亡については6年分との差額、職務上遺族年金受給権者の死亡については平均報酬月額の36月分との差額、障害年金（職務外で15年未満被保険者）受給権者死亡については、脱退手当金と平均報酬月額の10月分との合算額と支給を受けた年金額との差額を遺族に支給。

22. 11. 1～　支給額は最終報酬月額による。

22. 12. 1～　支給額は最終平均報酬月額による。

23. 9. 1～　寡婦、鰥夫、遺児年金受給権者の死亡については脱退手当金との差額を支給。

26. 1. 1～　等分支給規定設定。

29. 5. 1～　職務外の年金差額一時金を廃止。

41. 2. 1～　職務上の障害年金受給者が死亡については船員法に定める災害補償に相当する額と支給済みの障害年金との差額を遺族に支給。

48. 12. 1～　職務上の障害年金受給者が死亡については最終標準報酬月額に、障害年金の支給の基礎となった障害の程度に応じて、48月～25月の月数を乗じて得た額と支給済みの障害年金

との差額を支給。

平 22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。

障害年金差額一時金については、労災保険の障害（補償）年金の受給者が死亡した場合に、既に支給を受けた労災保険の障害（補償）年金、障害（補償）年金差額一時金と船員保険の障害年金（職務上上乗せ給付分）の総額が、船員法により支給されることとなっている船員の災害補償の水準（最終標準報酬月額に障害の程度に応じて48月～25月の月数を乗じて得た額）に満たないときは、その差額を平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する[職務上上乗せ給付]。

【障害年金差額一時金の支給額】

支給額＝最終標準報酬月額 × 障害の程度に応じて定める月数 － 既に支給を受けた障害（補償）年金等の総額

（障害の程度に応じて定める月数）

1級	48月	2級	42月	3級	39月	4級	36月	5級	33月
6級	30月	7級	25月						

遺族年金差額一時金については、遺族（補償）年金を受給している者が失権し、後順位者がいない場合に、既に支給を受けた労災保険の遺族（補償）年金、遺族（補償）一時金と船員保険の遺族年金（職務上上乗せ給付分）の総額が、船員法により支給されることとなっている船員の災害補償の水準（最終標準報酬月額の36月分）に満たないときは、その差額を平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）より支給する[職務上上乗せ給付]。

【遺族年金差額一時金の支給額】

支給額＝最終標準報酬月額 × 36月 － 既に支給を受けた遺族（補償）年金等の総額

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害年金及び遺族年金に係る年金差額一時金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

⑺　前払一時金

昭 56. 11. 1 ～　職務上の障害年金（傷病が治癒していない場合に支給する障害年金を除く。）又は職務上の遺族年金の受給権者が請求したときは、その者に支給すべき船員法に規定する災害補償に相当する保険給付の額の範囲内で障害前払一時金又は遺族前払一時金として支給。

平 22. 1. 1 ～　職務上給付を労災保険に統合。

平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）における障害前払一時金については、障害年金の受給権者（労災保険の障害（補償）年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が請求したときは、最終標準報酬日額に障害の程度に応じて定める日数を乗じて得た額を限度として支給する。[職務上上乗せ給付]。

【障害前払一時金の限度額】

限度額＝最終標準報酬日額 × 障害の程度に応じて定める日数

（障害の程度に応じて定める日数）

1級	1,340日	2級	1,190日	3級	1,050日	4級	920日		
5級	790日	6級	670日	7級	560日				

平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）における遺族前払一時金については、遺族年金の受給権者（労災保険の遺族（補償）年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が請求したときは、最終標準報酬日額の1,000日分を限度として支給する。[職務

上上乗せ給付]。

【遺族前払一時金の限度額】
限度額＝最終標準報酬日額 ×1,000 日

ただし、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害年金及び遺族年金に係る前払一時金は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給する[経過的職務上給付]。

⑻ 行方不明手当金

昭 38. 8. 1 ～ 被保険者が１月以上職務上の事由で行方不明となったとき、３月を限度として、１日について標準報酬日額相当額を被扶養者に支給。
なお、行方不明となった被保険者の死亡について、遺族年金を受けることができるようになったときは、行方不明手当金を受けることができる期間に係る遺族年金は支給されない。また、同一の事由により遺族厚生年金または遺族基礎年金が支給される場合は、行方不明手当金の一部が支給停止される。(遺族年金等との調整)

平 22. 1. 1 ～ 労災保険には同趣旨の給付がないことから、平成22年1月以降においても新たな船員保険（新々法）より支給する[独自給付]。なお、新たな船員保険の行方不明手当金については、遺族年金等との調整は行われない。

⑼ 介　護　料

平 8. 4. 1 ～ 船員保険障害年金（１級又は特定の障害の２級）の受給権者が、常時又は随時介護を受けているときに介護料を支給。
① 常時介護 57,050円～105,080円
② 随時介護 常時介護の$\frac{1}{2}$

9. 4. 1 ～ 常時介護： 57,550円 ～ 105,980円
10. 4. 1 ～ 常時介護： 58,150円 ～ 107,100円
11. 4. 1 ～ 常時介護： 58,570円 ～ 108,000円
12. 4. 1 ～ 常時介護： 58,750円 ～ 108,300円
15. 4. 1 ～ 常時介護： 57,580円 ～ 106,100円
16. 4. 1 ～ 常時介護： 56,950円 ～ 104,970円
18. 4. 1 ～ 常時介護： 56,710円 ～ 104,590円
20. 4. 1 ～ 常時介護： 56,930円 ～ 104,960円
22. 1. 1 ～ 労災保険に統合。平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の障害年金に係る介護料は、経過措置により平成22年1月以降においても従前の船員保険（新法）に基づき全国健康保険協会が支給。
22. 8. 1 ～ 経過的職務上給付の介護料　常時介護： 56,790円 ～ 104,730円
23. 4. 1 ～ 経過的職務上給付の介護料　常時介護： 56,720円 ～ 104,530円
24. 4. 1 ～ 経過的職務上給付の介護料　常時介護： 56,600円 ～ 104,290円
27. 4. 1 ～ 経過的職務上給付の介護料　常時介護： 56,790円 ～ 104,570円
28. 4. 1 ～ 経過的職務上給付の介護料　常時介護： 57,030円 ～ 104,950円
29. 4. 1 ～ 経過的職務上給付の介護料　常時介護： 57,110円 ～ 105,130円

⑽ そ　の　他

昭 57. 10. 1 ～ 船員保険法中「廃疾」を「障害」に改める。

Ⅳ　費用の負担

1．保　険　料　率

昭 15. 6. 1 ～　強制－：$\frac{82}{1000}$（ただし、高級船員$\frac{64}{1000}$）。年金任継－：$\frac{64}{1000}$。
保険料納付期限は翌月末（年金任意継続保険者の保険料納付期限はその月の10日）。

18. 10. 1 ～　強制－：$\frac{100}{1000}$（ただし、高級船員$\frac{64}{1000}$）。年金任継－：$\frac{64}{1000}$。

20. 4. 1 ～　強制－：$\frac{172}{1000}$　年金任継－：$\frac{122}{1000}$。

20. 7. 16 ～　保険料は年４回に分納。

21. 4. 1 ～　保険料納付期限は翌月末。

22. 11. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{192}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{170}{1000}$。年金任継－：$\frac{123}{1000}$。

23. 9. 1 ～　〔暫定〕失業保険の適用を受ける者－：$\frac{115}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{93}{1000}$。年金任継－：$\frac{100}{1000}$。

24. 6. 1 ～　〔暫定〕失業保険の適用を受ける者－：$\frac{130}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{110}{1000}$。年金任継－：$\frac{100}{1000}$。

26. 1. 1 ～　〔暫定〕失業保険の適用を受ける者－：$\frac{160}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{140}{1000}$。年金任継－：$\frac{100}{1000}$。

29. 5. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{161}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{145}{1000}$。年金任継－：$\frac{35}{1000}$。

32. 4. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{166}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{152}{1000}$。年金任継－：$\frac{35}{1000}$。

35. 5. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{169}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{158}{1000}$。年金任継－：$\frac{42}{1000}$。

40. 5. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{194}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{183}{1000}$。

40. 6. 1 ～　年金任継－：$\frac{67}{1000}$。
年金任意継続被保険者について保険料の前納制度を設定。

41. 4. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{202}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{191}{1000}$。

42. 8. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{205}{1000}$（特例措置）。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{194}{1000}$（特例措置）。

44. 9. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{205}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{194}{1000}$。

44. 11. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{216}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{205}{1000}$。年金任継－：$\frac{78}{1000}$。

45. 11. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{222}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{211}{1000}$。

46. 1. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{223}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{212}{1000}$。
（注）　昭和46年１月からメリット保険料制が導入され、月平均100人以上の被保険者を使用する船舶所有者の保険料率は職務上の事由により災害の発生状況に応じて上記の保険料率の$\frac{6}{1000}$の範囲で増加又は減少されることとなった。

46. 11. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{225}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{214}{1000}$。年金任

継－：$\frac{80}{1000}$。

48. 11. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{240}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{229}{1000}$。年金任継－：$\frac{95}{1000}$。

（注）　疾病部門の保険料率について、上下0.7％の範囲内で変更できる調整規定を設けた。

50. 1. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{242}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{231}{1000}$。

51. 7. 1 ～　疾病任継（創設）－：$\frac{72}{1000}$。疾病任意継続被保険者の保険料納付期限はその月の10日。

51. 8. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{253}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{242}{1000}$。年金任継－：$\frac{106}{1000}$。

52. 4. 1 ～　メリット保険料率の調整幅を35％の範囲内に拡大。

53. 2. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{257}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{246}{1000}$。（保険料率調整規定の適用による）。

53. 3. 1 ～　疾病任継－：$\frac{76}{1000}$（保険料率調整規定の適用による）。

54. 6. 8 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{260}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{246}{1000}$。

55. 10. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{279}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{265}{1000}$。

55. 11. 1 ～　年金任継－：$\frac{125}{1000}$。

55. 12. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{284}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{270}{1000}$。

56. 3. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{294}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{280}{1000}$（保険料率調整規定の適用による）。

疾病任継－：$\frac{86}{1000}$（保険料率調整規定の適用による）。

57. 4. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{304}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{290}{1000}$（保険料率調整規定の適用による）。

疾病任継－：$\frac{96}{1000}$（保険料率調整規定の適用による）。

（注）　疾病部門の保険料率について、上下2.9％の範囲内で変更できることとした。

59. 4. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{305}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{291}{1000}$（災害保険料率の引上げ）。

59. 8. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{310}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{291}{1000}$（失業保険料率の引上げ）。

（注）　失業部門の保険料率について、上下0.2％の範囲内で変更できることとした。

60. 10. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{321}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{302}{1000}$。年金任継－：$\frac{136}{1000}$。（年金保険料率の引上げ）

（注）　特別失業保険料率の創設、最大0.5％の範囲内で船舶所有者から徴収。

61. 4. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{185}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{166}{1000}$（職務外年金の厚生年金保険への統合による）。

平 元. 3. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{188}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{168}{1000}$（疾病、失業、災害保険料率の引上げ）。

元. 4. 1 ～　疾病任継－：$\frac{97}{1000}$（保険料率調整規定の適用による）。

2. 3. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{192}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{172}{1000}$（疾病、災害保険料率の引上げ）。

2. 4. 1 ～　疾病任継－：$\frac{99}{1000}$（保険料率調整規定の適用による）。

3. 3. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{195}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{175}{1000}$（保険料率調整規定の適用及び災害保険料率の変更）。

3. 4. 1 ～　疾病任継－：$\frac{102}{1000}$（保険料率調整規定の適用による）。

15. 4. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{187}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{169}{1000}$（総報酬制導入）。

疾病任継－：$\frac{105}{1000}$（保険料調整規定の適用による）

19. 4. 1 ～　失業保険の適用を受ける者－：$\frac{181}{1000}$。失業保険の適用を受けない者－：$\frac{169}{1000}$（失業保険料率の引下げ）。

21. 4. 1 ～　21年4月分から12月までの失業部門の保険料率のうち、被保険者負担分について$\frac{4}{1000}$とする。

22. 1. 1 ～　新船員保険制度へ移行。

（職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に統合）

強制被保険者：$\frac{108}{1000}$（疾病保険料率：$\frac{94}{1000}$［うち控除率：$\frac{1.5}{1000}$］、災害保健福祉保険料率：$\frac{14}{1000}$）

疾病任意継続被保険者：$\frac{99}{1000}$（疾病保険料率：$\frac{94}{1000}$［うち控除率：$\frac{1.5}{1000}$］、災害保健福祉保険料率：$\frac{5}{1000}$）

独立行政法人等職員被保険者：$\frac{5}{1000}$（すべて災害保健福祉保険料率）

後期高齢者医療被保険者等：$\frac{14}{1000}$（すべて災害保健福祉保険料率）

24. 3. 1 ～　強制被保険者：$\frac{110}{1000}$（疾病保険料率：$\frac{98}{1000}$［うち控除率：$\frac{3.5}{1000}$］、災害保健福祉保険料率：$\frac{12}{1000}$）

独立行政法人等職員被保険者：$\frac{4.1}{1000}$（すべて災害保健福祉保険料率）

後期高齢者医療被保険者等：$\frac{12}{1000}$（すべて災害保健福祉保険料率）

24. 4. 1 ～　疾病任意継続被保険者：$\frac{102.2}{1000}$（疾病保険料率：$\frac{98}{1000}$［うち控除率：$\frac{3.5}{1000}$］、災害保健福祉保険料率：$\frac{4.2}{1000}$）

25. 3. 1 ～　強制被保険者：$\frac{111.5}{1000}$（疾病保険料率：$\frac{101}{1000}$［うち控除率：$\frac{5}{1000}$］、災害保健福祉保険料率：$\frac{10.5}{1000}$）

独立行政法人等職員被保険者：$\frac{3.1}{1000}$（すべて災害保健福祉保険料率）

後期高齢者医療被保険者等：$\frac{8.8}{1000}$（すべて災害保健福祉保険料率）

25. 4. 1 ～　疾病任意継続被保険者：$\frac{104.9}{1000}$（疾病保険料率：$\frac{101}{1000}$［うち控除率：$\frac{5}{1000}$］、災害保健福祉保険料率：$\frac{3.9}{1000}$）

26. 3. 1 ～　独立行政法人等職員被保険者：$\frac{2.9}{1000}$（すべて災害保健福祉保険料率）

26. 4. 1 ～　疾病任意継続被保険者: $\frac{104.5}{1000}$（疾病保険料率:$\frac{101}{1000}$［うち控除率: $\frac{5}{1000}$］、災害保健福祉保険料率: $\frac{3.5}{1000}$）

27. 3. 1 ～　独立行政法人等職員被保険者:$\frac{3.3}{1000}$（すべて災害保健福祉保険料率）

27. 4. 1 ～　疾病任意継続被保険者: $\frac{104.3}{1000}$（疾病保険料率:$\frac{101}{1000}$［うち控除率: $\frac{5}{1000}$］、災害保健福祉保険料率: $\frac{3.3}{1000}$）

２．介護保険第２号被保険者に該当する者の介護保険料率

平 12. 4. 1 ～ $\frac{3}{1000}$。

13. 1. 1 ～ $\frac{15.9}{1000}$。疾病任意継続被保険者については２月１日から適用。

13. 3. 1 ～ $\frac{16.6}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

14. 3. 1 ～ $\frac{16.5}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

15. 4. 1 ～ $\frac{9.7}{1000}$。

16. 3. 1 ～ $\frac{12.5}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

19. 3. 1 ～ $\frac{14.3}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

20. 3. 1 ～ $\frac{13.1}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

21. 3. 1 ～ $\frac{13.4}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

22. 1. 1 ～ 新船員保険制度へ移行

22. 3. 1 ～ $\frac{14.7}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

23. 3. 1 ～ $\frac{16.2}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

24. 3. 1 ～ $\frac{17.3}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

25. 3. 1 ～ $\frac{16.3}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

26. 3. 1 ～ $\frac{17.1}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

27. 3. 1 ～ $\frac{16.7}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

28. 3. 1 ～ $\frac{16.8}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

29. 3. 1 ～ $\frac{15.9}{1000}$。疾病任意継続被保険者については４月１日から適用。

平成22年1月の船員保険制度の見直しについて

【概要】

平成21年12月以前の船員保険は職務外疾病部門、職務上疾病・年金部門及び失業部門の三部門を有する総合保険として国（社会保険庁）において運営されてきたが、平成19年の法律改正により、職務上給付（労災保険相当分）[職務上疾病・年金部門]及び失業給付[失業部門]が、それぞれ労災保険及び雇用保険に統合され、平成22年1月以降の新たな船員保険は、職務外給付[職務外疾病部門]とILO条約や船員法に則った独自給付、職務上上乗せ給付を行う制度として、全国健康保険協会が運営することとなった。

なお、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病を支給事由とする職務上給付については、経過措置により、平成22年1月以降においても、従前の船員保険に基づき全国健康保険協会が支給することとされている（経過的職務上給付）。

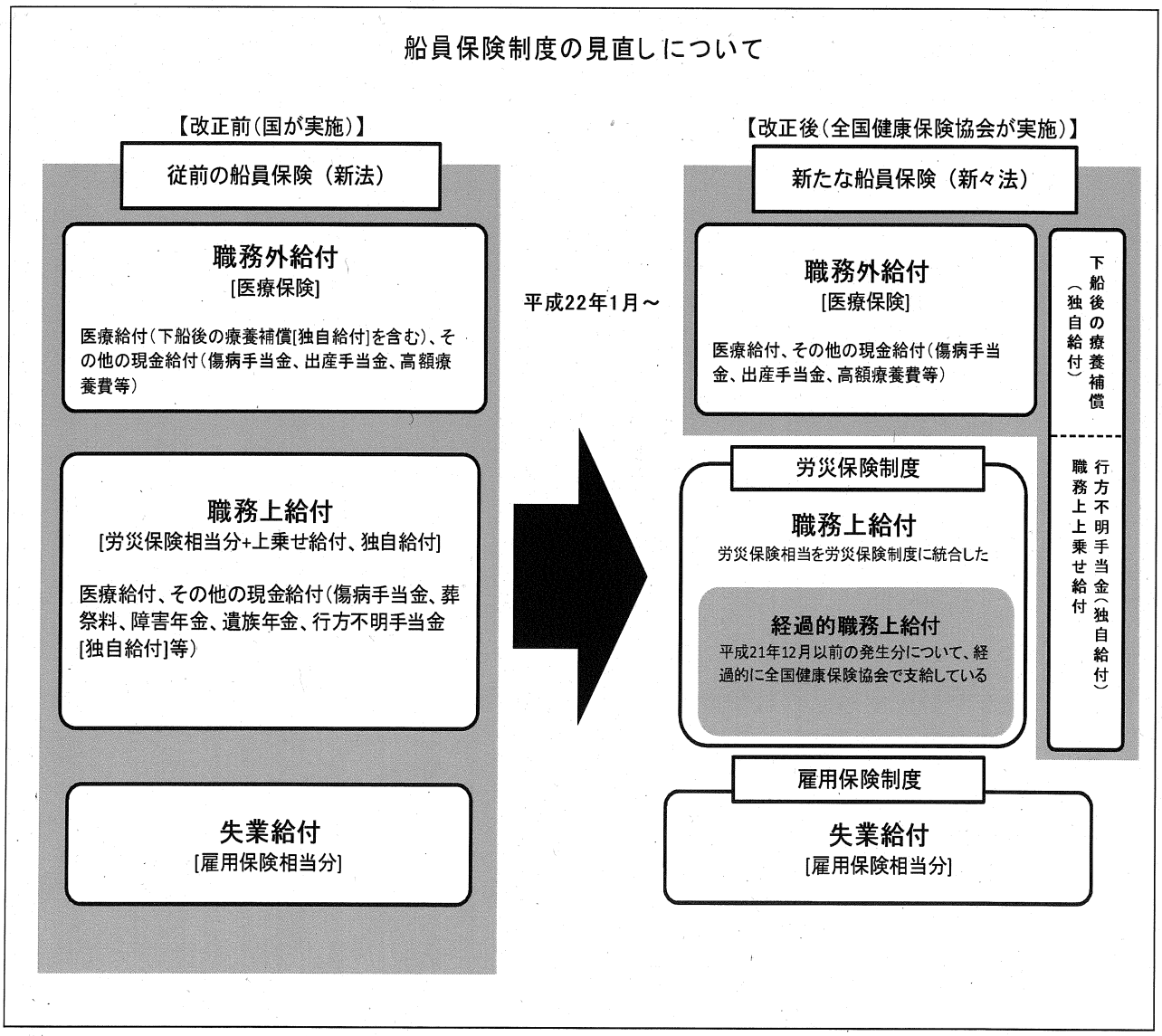

【独自給付及び職務上上乗せ給付について】

新たな船員保険から給付されるILO条約や船員法に則った「独自給付」「職務上上乗せ給付」としては、次のような給付がある。

1．独自給付

労災保険には同趣旨の給付がないことから、船員保険の職務上給付（労災保険相当部分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新たな船員保険の保険給付として支給するもの。下船後の療養補償及び行方不明手当金が該当する。

(1) 下船後の療養補償

雇入契約存続中に発生した職務外の傷病について、下船日（療養を受けることができる状態になった日）から3ヶ月目の末日までの間において、船舶所有者の負担する保険料による療養補償を行うもの。被保険者（であった者）は、自己負担なしで療養を受けることができる。

(2) 行方不明手当金

被保険者が職務上の事由により1ヶ月以上行方不明になったとき、3ヶ月を限度に被扶養者に対して1日につき標準報酬日額の所得補償を行うもの。

2．職務上上乗せ給付

労災保険に同趣旨の給付はあるが、船員に対する災害補償の水準が労災保険の水準を上回ることから、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新たな船員保険の保険給付として、従前の船員保険の給付水準と労災保険の給付水準との差額相当を支給するもの。休業手当金、障害年金、障害手当金、遺族年金、遺族一時金等を労災保険の上乗せとて支給している。

以下に、職務上上乗せ給付の仕組みを休業手当金と障害手当金を例に示す。

(1) 休業手当金

職務上の事由または通勤災害の傷病による療養のため、労働することができないために報酬を受けない日について、労災保険より支給される休業（補償）給付の上乗せとして支給するもの。

【支給額】

従前の船員保険の職務上傷病手当金と労災保険の休業（補償）給付の差額相当

休業または療養開始からの期間	給付水準		
	従前の船員保険［職務上傷病手当金］	労災保険［休業(補償)給付］	新たな船員保険［休業手当金］
休業1日目～3日目	標準報酬日額の100%	－	標準報酬日額の100%
休業4日目～4ヶ月	標準報酬日額の100%	給付基礎日額の60%	標準報酬日額の40%
休業5ヶ月～療養開始1年6ヶ月	標準報酬日額の60%	給付基礎日額の60%	－
療養開始1年7ヶ月～	標準報酬日額の60%	給付基礎日額(※)の60% (※)年齢階層ごとの最高限度額を超える場合は最高限度額	労災保険の最高限度額が船員保険の標準報酬日額を下回る場合にはその差額の60%

（休業手当金の支給イメージ）

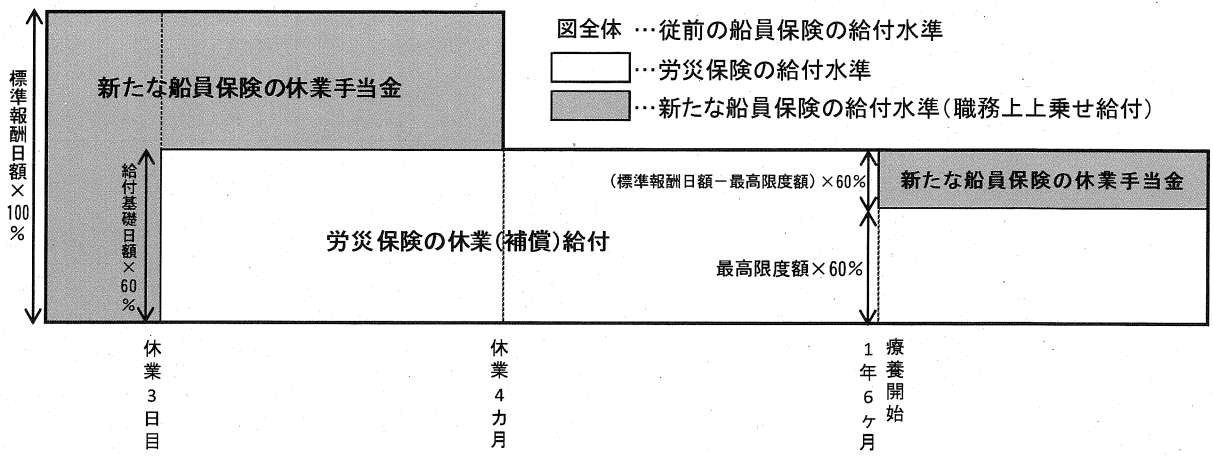

(2) 障害手当金

職務上の事由または通勤災害の傷病が治癒したあとも、一定の障害状態（障害年金を受けることができない程度の障害）が残り、労災保険の障害（補償）一時金を受けられる場合に上乗せとして支給するもの。

【支給額】

従前の船員保険の障害手当金と労災保険の障害（補償）給付の差額相当（支給月数の差分相当）

障害の程度		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給付水準	従前の船員保険の支給月数[障害手当金]	20月	15月	12月	9月	6月	4月	2月
	労災保険の支給日数(月数)[障害(補償)給付]	503日(16.8月)	391日(13.0月)	302日(10.1月)	223日(7.4月)	156日(5.2月)	101日(3.4月)	56日(1.9月)
	新たな船員保険の支給月数[障害手当金]	3.2月	2.0月	1.9月	1.6月	0.8月	0.6月	0.1月

「障害手当金」の支給額＝標準報酬月額×障害の程度に応じて定める支給月数
「障害(補償)給付」の支給額＝給付基礎日額×障害の程度に応じて定める支給日数

（障害手当金の支給イメージ〔1級〕）

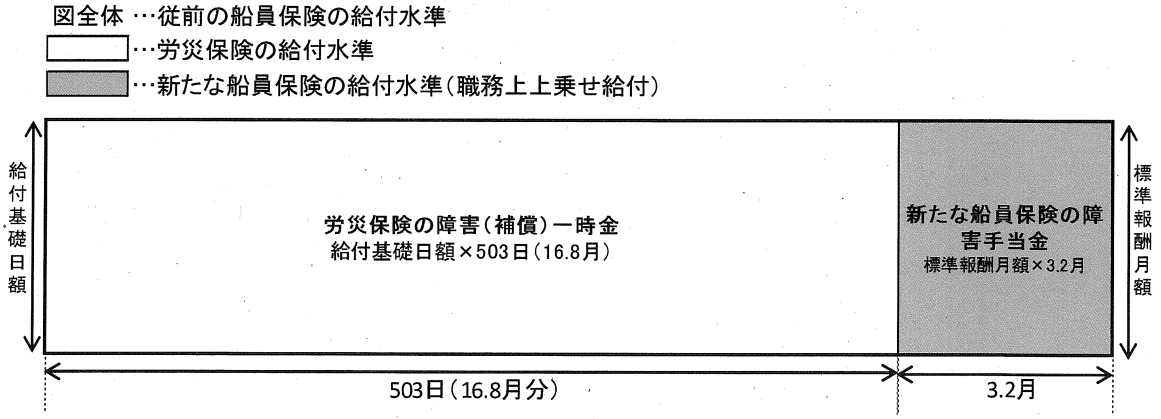

従前の船員保険（新法）の保険給付の体系
≪統計上の区分≫

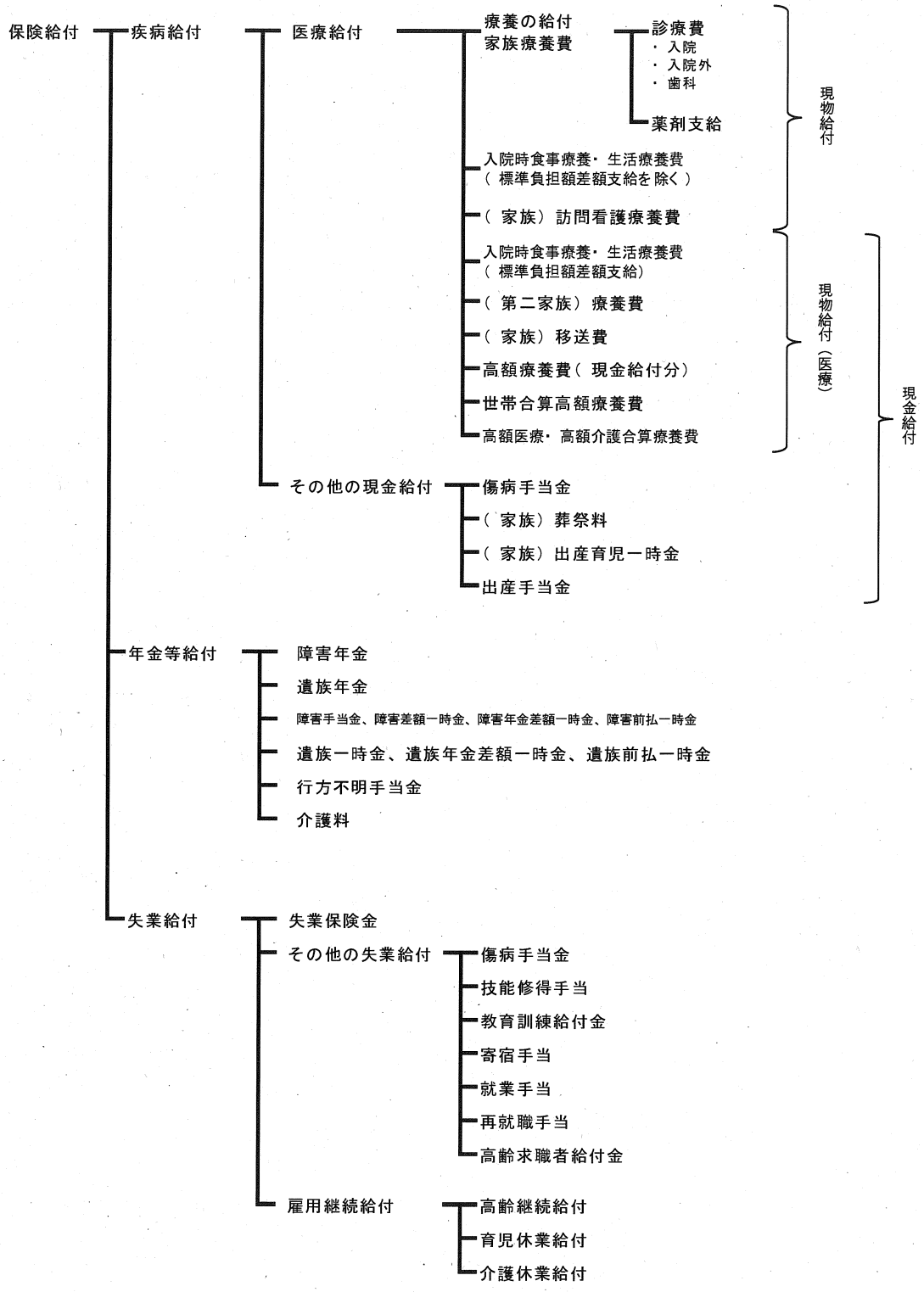

新たな船員保険（新々法）の保険給付の体系
≪統計上の区分≫

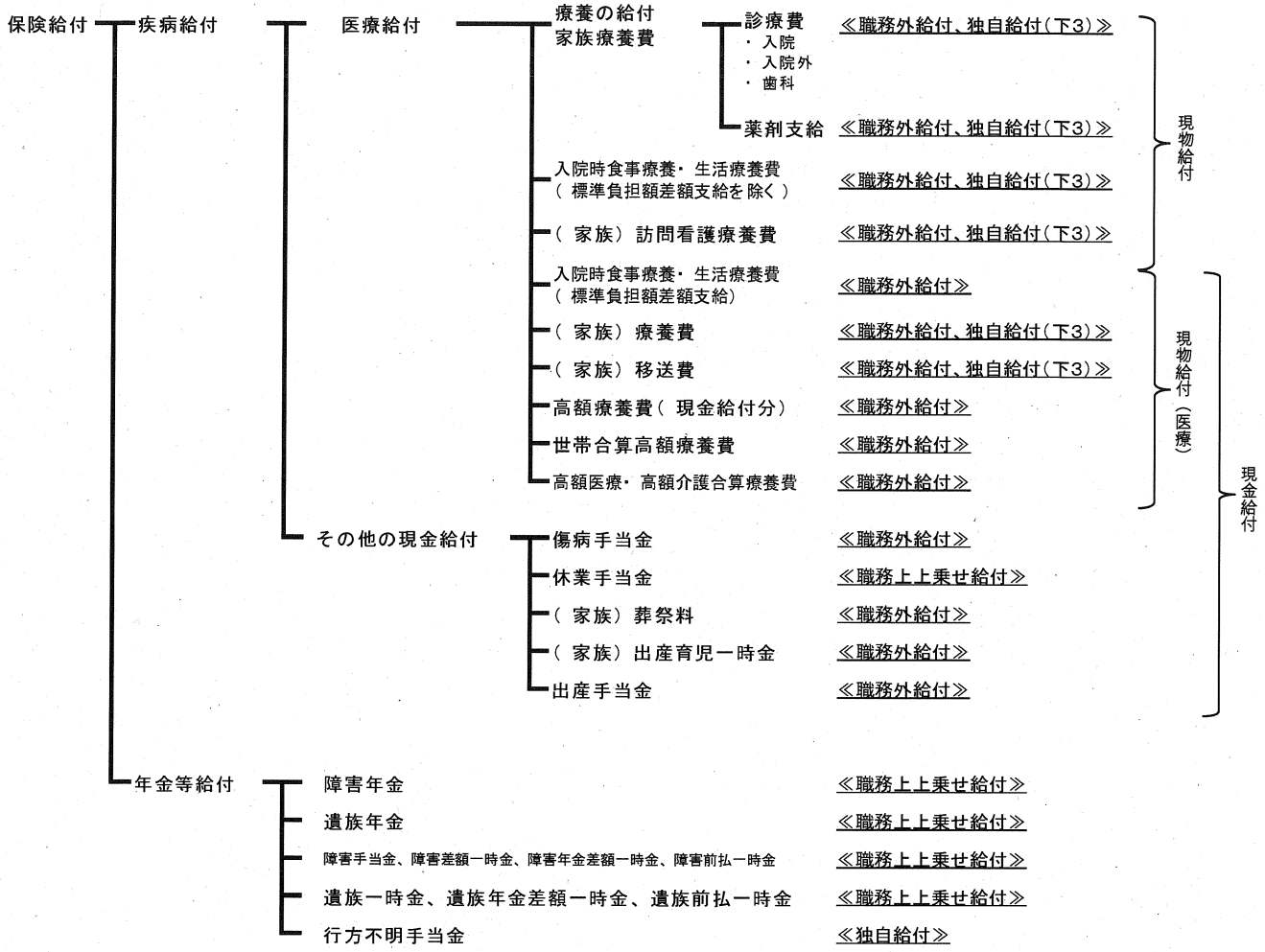

※　平成21年12月以前に発生した職務上の災害による傷病が支給事由の職務上給付は、経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、従前の船員保険に基づき全国健康保険協会が支給する。≪経過的職務上給付≫

用　語　の　解　説

用語の解説

注.　平成29年4月1日現在のものである。

Ⅰ　船員保険法

旧法

国民年金法の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）（昭和61年4月1日施行）により、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。この年報においては、同法による改正前の船員保険法を「旧法」という。

新法、新々法

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）（平成22年1月1日施行）により、船員保険の職務上年金部門・年金部門及び失業部門はそれぞれ、労災保険及び失業保険に統合された。この年報においては、同法による改正前の船員保険法を「新法」、改正後の船員保険法を「新々法」という。また、単に「法」と表記した場合は「新々法」を指す。

Ⅱ　適用関係

船舶所有者

船舶所有者とは、

① 船舶の所有権を有する者

② 船舶共有の場合には船舶管理人

③ 船舶賃借の場合には船舶借入人

④ 船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者

が船員保険法上の船舶所有者となる。すなわち自己の所有する船舶、管理する船舶、借り入れた船舶又はその他の船舶において労務の提供を受けるために船員を使用する者をいい、必ずしも船舶の所有権とは関係がない。

被保険者

(1)　強制被保険者

船員法第1条に定める船員として船舶所有者に使用される者（船員法の適用を受けない船舶に乗り組む者は被保険者とならない）である。ただし、船員であっても共済組合の組合員（独立行政法人等職員被保険者を除く）は、保険給付及び保険料徴収が行われず、適用除外に等しく扱われる。

船舶所有者に使用されない人（例えば漁船の船主船長等）は、被保険者とならない。また、カー・フェリー等の売店、食堂の従業員は船を直接航行させるための乗組員ではないが、船員法の適用を受け、船員手帳を所持する船員であるから被保険者とされる。

(2)　疾病任意継続被保険者

継続して2か月以上強制被保険者であった者が、疾病関係の給付を受けるために、資格喪失後20日以内に申し出て、最大2年間被保険者の資格を継続することができる。

(3)　独立行政法人等職員被保険者

特定独立行政法人以外の独立行政法人及び国立大学法人等の職員（以下「独立行政法人等職員」という。）である船員保険の被保険者。平成21年12月以前においては労災保険より職務上給付が行われていたため、給付内容によってはＩＬＯ条約や船員法で定められた水準の災害補償が行われていなかったが、平成22年1月以降の新たな船員保険では、独立行政法人等職員（船員）は「独立行政法人等職員

被保険者」（法第2条第3項）として、職務上上乗せ給付等の保険給付を行っている。

船舶種別

(1) 汽船等

船舶の種類が、漁船以外の船舶（汽船（A船）及び機帆船（B船））をいう。

(2) 漁船（い）

船舶の種類が旧法第 34 条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を除く。）（C船）をいう。つまり、直接漁業に従事しない漁船をいう。

(3) 漁船（ろ）

船舶の種類が旧法第 34 条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれにも該当しない漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を含む。）（D船）をいう。つまり、直接漁業に従事する漁船をいう。

被扶養者

被扶養者とは、被保険者に扶養されている者のことで、自身に保険事故が生じたとき家族給付を受けることができる者のことである。なお、国民健康保険では、家族も被保険者とされ、いわゆる家族給付といった考え方はない。また、厚生年金保険及び国民年金等では、被保険者に扶養されている家族は、遺族給付を受けることはあっても、家族自身に保険事故が生じた場合の給付は行われない。

加入者

被保険者及び被扶養者のことである。

(1) 義務教育就学前（平成 19 年度までは3歳未満）

法第 76 条第2項の規定に基づき、6歳に達する日以後の最初の3月 31 日以前の者で自己負担割合が2割になる者のことである。

(2) 高齢受給者（一般）

法第 55 条第1項及び第 76 条第2項の規定に基づき、70 歳以上の者（平成 14 年9月 30 日に 70 歳以上であった者を除く。以下同じ）のうち自己負担割合が2割になる者のことである。（平成 19 年度までの自己負担割合は1割負担）

ただし、特例措置により平成 26 年3月 31 日以前に７０歳に達した者については1割負担である。

(3) 高齢受給者（現役並み所得者）

法第 55 条第1項及び第 76 条第2項の規定に基づき、70 歳以上の者のうち自己負担割合が3割になる者のことである。（平成 19 年度までの自己負担割合は2割負担）

扶養率

75 歳未満の被保険者数に対する被扶養者数の比率をいう。

標準報酬月額

船員保険においては、それぞれの被保険者の報酬を、月額にして最低 58,000 円から最高 1,390,000 円までの 50 等級の区分に集約した報酬月額にあてはめて、この額を基礎にして保険料の算出等を行うこととしており、この仮定的な報酬月額を標準報酬月額という。

標準賞与額

標準賞与額とは、被保険者が労働の対象として3ヵ月を超える期間ごとにうける賞与（年3回以下支給）で、千円未満の端数を切り捨てた額であり、年間（毎年4月1日から翌年3月 31 日までの累計）573 万円が上限となっている。

育児休業

育児休業期間中のため保険料が免除されている者をいう。

産前産後休業

産前産後休業中のため保険料が免除されている者をいう。

漁船被保険者標準報酬改・決定早見表

漁船に乗り込む被保険者の標準報酬月額については、総報酬制導入（平成15年）以前においては、漁船船員の歩合給には、少なくとも一定額以上の報酬について一律に賞与分としてある程度の控除分を認めることが妥当であるという考え方に基づき、行政庁において作成した「漁船被保険者標準報酬改・決定早見表」により一定額を控除して標準報酬月額を算定していた（総報酬制導入に伴い平成15年4月1日より廃止）。

III　給付関係

保険給付（費）

保険給付とは、被保険者又は被保険者であった者や被扶養者に保険事故（病気、けが、分べん、死亡等）が生じた場合に、その事故に対応して保険者が行う一定の給付であり、その給付（現物及び現金）の金額を保険給付費という。

保険給付（費）の類別

この年報においては、船員保険の保険給付を医療・年金の部門の別により疾病給付と年金等給付に類別している。なお、新たな船員保険（新々法）の保険給付の体系により、疾病給付、年金等給付の別及び職務外給付、独自給付、職務上上乗せ給付、経過的職務上給付の別（類別については例言に記載）を表すと194頁の図のとおりとなる。

(1)　疾病給付（費）

疾病給付とは保険給付のうち、診療費、薬剤支給、入院時食事生活療養費、訪問看護療養費、療養費、移送費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金のことであり、その給付の金額を疾病給付費という。

診療費及び薬剤支給については当該月診療分又は調剤分を対象としており、その他については当該月に給付決定が行われた分を対象としている。ただし、前月以前の診療分であっても請求遅延分として当該月診療分とともに請求されたものを含む。

また、疾病給付については医療に係る給付である医療給付（診療費、薬剤支給、入院時食事生活療養費、訪問看護療養費、療養費、移送費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費）と、その他の現金給付（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金）に類別しており、医療給付の金額を医療給付費、その他の現金給付の金額をその他の現金給付費という。

①　医療費

疾病給付費の種別のうち、医療給付費に患者負担分及び公費負担分を含めた金額をいう。

なお、保険外併用療養費の差額負担（評価療養、選定療養に該当）分は含まれない。

②　件数

保険給付の対象となった件数のことであり、診療費においては、支払基金に請求のあった診療報酬明細書（レセプト）の枚数である。

③　日数

診療費のうち、入院については当該月中に入院した日数をいい、入院外及び歯科については当該月に通院した日数をいう。

傷病手当金及び出産手当金においては、給付が決定された日数である。

④　点数　＜参考＞

健康保険法第76条第2項の規定に基づいて定められた厚生労働省告示「診療報酬の算定方法」により算出され、診療報酬明細書（レセプト）等に記入された点数のことである。記入された点数に、単

価 10 円を乗じたものが、現物給付の医療費である。

(2) 年金等給付（費）

年金等給付とは保険給付のうち、障害年金、遺族年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、障害前払一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、遺族前払一時金、行方不明手当金のことであり、その給付の金額を年金等給付費という。

障害年金及び遺族年金については当該月末時点での受給権者（受給者）に係る年金額等を対象としており、その他については当該月に給付決定が行われた分を対象としている。

入院時食事療養費

入院中の食事の費用のうち、船員保険から給付するものをいう。入院中の食事の費用は、入院時食事療養費と患者が支払う標準負担額によりまかなわれる。

入院時生活療養費

療養病床に入院する 65 歳以上（平成 20 年３月までは、70 歳以上）の生活療養に要した費用のうち、船員保険から給付するものをいう。入院中の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養）の費用は、入院時生活療養費と患者が支払う標準負担額によりまかなわれる。

また、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の「標準負担額差額支給除く」は現物給付のことをいい、「標準負担額差額支給」は、標準負担額の減額措置を受ける資格を満たす低所得者が申請を行わなかったため減額措置を受けられなかった場合に、事後的に療養費支給申請書を提出して受けた減額分の払い戻し分をいう。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の件数は「標準負担額差額支給」の件数であり、金額は「標準負担額差額支給除く」と「標準負担額差額支給」の合計である。

高額療養費

高額療養費とは、被保険者もしくはその被扶養者が、同一月に同一医療機関において支払った一部負担金の額が自己負担限度額を越えた場合、その額から自己負担限度額を控除した額が高額療養費として支給される。

(1) 多数該当負担軽減分

多数該当負担軽減分とは、高額療養費に係る当該療養があった月以前の 12 か月以内に既に３回以上高額療養費の支給を受けているときは、自己負担限度額が引き下げられるが、この引き下げられて支給された高額療養費のことをいう。

(2) 世帯合算高額療養費

世帯合算高額療養費として、高齢受給者がいない世帯では、同一月に一部負担金の額が 21,000 円（平成 14 年９月 30 日までは一般、上位所得者は 30,000 円）以上のレセプトが複数枚生じた場合に、これを合算して自己負担限度額を越えたならば、合算した額から自己負担限度額を控除した額を高額療養費として支給するが、この時の高額療養費をいう。

高齢受給者がいる世帯では、限度額は３段階に設定されており、１ヶ月に支払った、外来のすべての自己負担を個人ごとに合算し、その額が個人ごとの限度額を超えていれば超えた分が支給され、次に高齢受給者の外来と入院のすべての自己負担（外来は個人単位の限度額を適用した後になお残る自己負担）を世帯で合算し、その額が世帯ごとの限度額を超えていれば、超えた分が支給され、最後に高齢受給者のすべての自己負担（前記２段階の限度額を適用した後になお残る自己負担）と 70 歳未満の加入者の合算対象基準額 21,000 円以上の自己負担を世帯で合算し、限度額を超えていれば、その超えた分が支給される。

高額医療・高額介護合算療養費

高額医療・高額介護合算療養費として、高額療養費の算定対象世帯に介護保険受給者がいる場合、船員保険の自己負担額と介護保険の利用者負担額の合計額が定められた自己負担額を超えた場合、その超えた

額が支給される。

限度額適用・標準負担額減額認定証

75 歳未満の加入者で市区町村税が非課税などによる低所得者の入院時の窓口負担が軽減される（現物給付の高額療養費及び入院時食事療養費等）。有効期限は、申請月から初めて到来する７月までである。

限度額適用認定証

70 歳未満の加入者で上位所得者・一般所得者の入院時の窓口負担が軽減される（現物給付の高額療養費）。有効期限は、申請月から最長１年間である。

特定疾病療養受療証

費用が著しく高額な一定の治療を長期に渡り継続しなければならない場合で、厚生労働大臣が定める治療及び疾病については、その療養を受けた被保険者または被扶養者が保険者の認定を受けた場合、窓口で支払う一部負担金等の金額は、保険医療機関または保険薬局ごとに１か月に 10,000 円（なお、人工透析を要する 70 歳未満の上位所得者及びその被扶養者は 20,000 円）を最高限度とすることになっている。この認定を受けた場合に交付される証が、特定疾病療養受療証である。

なお、厚生労働大臣が定める治療及び疾病としては、

① 人工腎臓を実施している慢性腎不全

② 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害

③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

がある。

保険給付諸率

保険給付諸率の算出にあたって、被保険者数、被扶養者数または加入者数で除す場合、月別の表章においては当該月の月末現在の被保険者数等を用い、年度別の表章においては、年度平均の被保険者数等を用いている。

(1) 1,000 人当たり件数

保険給付費の種別ごとに、当該期間（月または年度）別の件数を、その期間に対応する被保険者数、被扶養者数または加入者数で除して 1,000 倍した数である。被保険者の保険給付に係る件数は、当該期間に対応する被保険者数で、被扶養者数の保険給付に係る件数は、当該期間に対応する被扶養者数で、世帯合算高額療養費に係る件数は、当該期間に対応する加入者数でそれぞれ除している。

また、件数に高齢受給に係る分が含まれていない場合（「入院時食事・生活療養費（標準負担額差額支給）」、「療養費」、「移送費」及び「高額療養費」以外の医療給付費に係る件数が該当する。）は、被保険者数等にも高齢受給者の数を含めておらず、件数に高齢受給者に係る分が含まれている場合（「入院時食事・生活療養費（標準負担額差額支給）」、「療養費」、「移送費」、「高額療養費」及び「その他の現金給付」に係る件数が該当する）は、被保険者数等にも含めている。

(2) １件当たり日数

保険給付費の種別ごとに、当該期間（月または年度）別の日数をその期間に対応する件数で除した数である。

(3) １件当たり金額

保険給付費の種別ごとに、当該期間（月または年度）別の保険給付費の金額をその期間に対応する件数で除した数である。

(4) １日当たり金額

保険給付費の種別ごとに、当該期間（月または年度）別の保険給付費の金額をその期間に対応する日数で除した数である。

(5) １人当たり金額

保険給付費の種別ごとに、当該期間（月または年度）別の保険給付費の金額をその期間に対応する被保険者数、被扶養者数または加入者数で除した数である。その他の定義については、1,000人当たり件数と同様である。

⑹　医療費の３要素

診療費に係る１人当たり医療費（「１人当たり診療費」という。）は、以下のように分解できる。

１人当たり診療費（円／人）
＝1,000人当たり件数（件／人）
×１件当たり日数（日／件）
×１日当たり金額（円／日）÷1,000

1,000人当たり件数（診療費に係る場合は、「受診率」という。）、１件当たり日数及び１日当たり金額を医療費の３要素という。医療費の動向指標である１人当たり診療費の変動を分析する際にその要因をさぐるため３要素に分解し、３要素ごとの変動をみることが有効である。

①　1,000人当たり件数（受診率）は、受診傾向の高低
②　１件当たり日数は、入院であれば入院期間、入院外・歯科であれば通院日数の長短
③　１日当たり金額は、１日当たりの診療費の単価

を示しているといえる。例えば、インフルエンザが流行する場合、②及び③などはあまり変動せず、①が大きく増加し、結果として１人当たり診療費が増加することになる。

下船後の療養補償

雇入契約存続中に発生した職務外の傷病について、下船日（療養を受けることができる状態になった日）から３ヶ月目の末日までの間において、船舶所有者の負担する保険料による療養補償を行うものである。被保険者（であった者）は、医療機関に療養補償証明書を提出することにより、自己負担なしで療養を受けることができる。下船後の療養補償は労災保険には同趣旨の給付がない船員保険独自の給付であることから、平成22年１月以降も新たな船員保険（新々法）の保険給付として支給する［独自給付］。なお、この年報では下船後の療養補償を「下３」と略して表記する場合がある。

行方不明手当金

被保険者が職務上の事由により１ヶ月以上行方不明になったとき、３ヶ月を限度に被扶養者に対して１日につき標準報酬日額の所得補償を行うものである。行方不明手当金は労災保険には同趣旨の給付がない船員保険独自の給付であることから、平成22年１月以降も新たな船員保険（新々法）の保険給付として支給する［独自給付］。

休業手当金

職務上の事由または通勤による疾病または負傷及びこれにより発したる疾病による療養のため、労働することができないために報酬を受けない日について、休業補償を行うものである。新たな船員保険（新々法）の保険給付であり、従前の船員保険（新法）の職務上の傷病手当金の給付水準と労災保険の休業（補償）給付の給付水準との差額相当を、労災保険より支給される休業（補償）給付の上乗せとして支給する［職務上上乗せ給付］。

障害年金

被保険者であった間に発した職務上の事由または通勤による疾病または負傷及びこれにより発したる疾病が治癒した時に、一定以上の障害の状態（１級から７級）にある場合、または傷病が１年５月たっても治癒しない場合で重い障害の状態（１級から３級）にある場合に支給する年金のことである。

平成21年12月以前の船員保険（新法）においては、最終報酬標準報酬月額に障害の程度に応じて10.4月～4.4月の月数を乗じて得た年金額を支給する。

平成22年１月以降の新たな船員保険（新々法）においては、労災保険の障害（補償）年金を受けている場合で、その給付の基礎となる年金給付基礎日額に適用された年齢・階層別の最高限度額が船員保険の標

準報酬日額（標準報酬月額÷30）を下回る場合に、標準報酬日額から最高限度額を控除した額に障害の程度に応じて313日～131日の日数を乗じて得た年金額を支給する［職務上上乗せ給付］。

遺族年金

被保険者が職務上の事由または通勤により死亡したときに、その遺族に対して支給する年金のことである。

平成21年12月以前の船員保険（新法）においては、最終標準報酬月額の5.5月分に遺族の人数に応じた加給金又は寡婦加算を加えた年金額を支給する。

平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）においては、労災保険の遺族（補償）年金を受けている場合で、その給付の基礎となる年金給付基礎日額に適用された年齢・階層別の最高限度額が船員保険の標準報酬日額（標準報酬月額÷30）を下回る場合に、標準報酬日額から最高限度額を控除した額に、遺族の人数に応じて定める日数（153日～245日）を乗じて得た年金額を支給する［職務上上乗せ給付］。

障害手当金

被保険者であった間に発した職務上の事由または通勤による疾病または負傷及びこれにより発したる疾病が治癒した時に、一定の障害の状態（障害年金を受けることができない程度の障害）が残った場合に支給する一時金のことである。

平成21年12月以前の船員保険（新法）においては、最終標準報酬月額に障害の程度に応じて20～2月の月数を乗じて得た金額を支給する。

平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）においては、労災保険の障害（補償）一時金が支給される場合に、最終標準報酬月額に障害の程度に応じて3.2月～0.1月の月数を乗じて得た金額を支給する［職務上上乗せ給付］。

遺族一時金

被保険者が職務上の事由または通勤により死亡したときに、遺族年金の対象となる遺族がいない場合に、その他の遺族に対して支給する一時金のことである。

平成21年12月以前の船員保険（新法）においては、最終標準報酬月額の36月分を支給する。

平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）においては、労災保険の遺族（補償）一時金が支給される場合に、最終標準報酬月額の2.7月分を支給する［職務上上乗せ給付］。

障害差額一時金

障害年金の受給者が障害の程度が軽減して障害手当金を受ける程度の障害になった場合であって、すでに支給された障害年金が、船員法により支給されることになっている災害補償の水準（最終標準報酬月額に障害の程度に応じて48月～25月の月数を乗じて得た金額。以下「船員の災害補償（障害手当）の水準」という。）に満たないときに支給する一時金のことである。

平成21年12月以前の船員保険（新法）においては、船員の災害補償（障害手当）の水準から、すでに支給を受けた障害年金の総額を差し引いた額を支給する。なお、その額が、回復した後の障害の程度に応じた障害手当金の額を超えるときは、その手当金の額を支給する。

平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）においては、船員の災害補償（障害手当）の水準から、すでに支給を受けた労災保険の障害（補償）年金、障害（補償）一時金と船員保険の障害年金（職務上上乗せ給付分）の総額を差し引いた額を支給する［職務上上乗せ給付］。

障害年金差額一時金

障害年金の受給者が死亡した場合であって、すでに支給された障害年金の額が船員の災害補償（障害手当）の水準に満たないときに、遺族に対して支給する一時金のことである。

平成21年12月以前の船員保険（新法）においては、船員の災害補償（障害手当）の水準から、すでに支給を受けた障害年金の総額を差し引いた額を支給する。

平成 22 年１月以降の新たな船員保険（新々法）においては、船員の災害補償（障害手当）の水準から、すでに支給を受けた労災保険の障害（補償）年金、障害（補償）年金差額一時金と船員保険の障害年金（職務上上乗せ給付分）の総額を差し引いた額を支給する[職務上上乗せ給付]。

遺族年金差額一時金

遺族年金の受給者が失権し後順位者がいないときに、すでに支給された遺族年金の額が、船員法により支給されることになっている災害補償の水準（最終報酬月額の 36 月分（以下「船員の災害補償（遺族手当）の水準」という。））に満たないときに、その他の遺族に対して支給する一時金のことである。

平成 21 年 12 月以前の船員保険（新法）においては、船員の災害補償（遺族手当）の水準から、すでに支給を受けた遺族年金の総額を差し引いた額を支給する。

平成 22 年１月以降の新たな船員保険（新々法）においては、船員の災害補償（遺族手当）の水準から、すでに支給を受けた労災保険の遺族（補償）年金、遺族（補償）一時金と船員保険の遺族年金（職務上上乗せ給付分）の総額を差し引いた額を支給する[職務上上乗せ給付]。

介護料

職務上の障害年金１級の者または２級で「神経系統の機能または精神の著しい障害」及び「胸腹部臓器の機能の著しい障害」の者であって、常時または随時介護を要すると認められた者が、実際に介護を受けるときに支給される。介護料は労災保険に同趣旨で同程度の介護（補償）給付があることから、平成 22 年１月以降の新たな船員保険（新々法）の保険給付とされていない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金額

ある時点においてとらえた受給権者または受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

平均年金月額

年金額の総額を受給権者数または受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを 12 で除した金額をいう。

新規裁定

当該期間（月または年度）中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額である。

Ⅳ　福祉事業関係

福祉事業

船員保険法第 111 条第３項に基づき全国健康保険協会が実施する、加入者の福祉の増進等を目的とした事業。

特別支給金

労災保険の給付を受ける者等を対象として、一定の要件に該当する場合に、船員保険の福祉事業において法定給付を補完する給付として支給するもの。休業特別支給金、予後特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、経過的特別支給金がある。

(1) 休業特別支給金

労災保険の休業（補償）給付の受給者を対象として、労災保険の休業給付基礎日額を月額換算した額の該当する標準報酬月額の等級が船員保険の標準報酬月額より一等級以上低い場合等に支給する特別支給金。

【１日当たりの支給額】

①報酬を受けない４日目～４ヶ月（労災保険の休業給付基礎日額を月額換算した額の該当する標準報酬月額の等級が船員保険の標準報酬月額より一等級以上低い場合に限る。）

標準報酬日額（船員保険）の$\frac{60}{100}$から休業給付基礎日額（労災保険）の$\frac{60}{100}$を控除した額

②報酬を受けない４ヶ月を超える期間（③を除く期間で、労災保険の休業給付基礎日額を月額換算した額の該当する標準報酬月額の等級が船員保険の標準報酬月額より一等級以上低い場合に限る。）

標準報酬日額（船員保険）の$\frac{80}{100}$から休業給付基礎日額（労災保険）の$\frac{80}{100}$を控除した額

③療養を開始した日から１年６カ月を経過した日以後の期間（労災保険の給付基礎日額が年齢階層別の最高限度額に該当する場合に限る。）

標準報酬日額（船員保険）の$\frac{20}{100}$から最高限度額（労災保険）の$\frac{20}{100}$を控除した額

(2) 予後特別支給金

労災保険の療養（補償）給付を受けなくなった後、当該給付による疾病または負傷により船舶に乗り組むことができない場合を対象に、当該給付を受けなくなった日から１ヶ月の範囲内において支給する特別支給金。

【１日当たりの支給額】

標準報酬日額の$\frac{80}{100}$

(3) 障害特別支給金

労災保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金、障害（補償）一時金の受給者を対象として、労災保険の障害（補償）年金等の給付基礎日額を月額換算した額の該当する標準報酬月額の等級が、船員保険の最終標準報酬月額の等級より一等級以上低い場合に支給する特別支給金。

①障害（補償）年金、傷病（補償）年金の受給者

【１年当たりの支給額】

１年当たりの支給額 ＝ 最終標準報酬月額 × 障害の程度に応じて定める月数 －（労災保険の年金額 ＋ 船員保険の年金額）

（障害の程度に応じて定める月数）

１級 10.4月　２級 9.2月　３級 8.2月　４級 7.1月　５級 6.1月

６級 5.2月　７級 4.4月

②障害（補償）一時金の受給者

【支給額】

支給額 ＝ 最終標準報酬月額 × 障害の程度に応じて定める月数 －（労災保険の一時金額 ＋ 船員保険の一時金額）

（障害の程度に応じて定める月数）

1級　20月　　2級　15月　　3級　12月　　4級　9月　　5級　6月

6級　4月　　7級　2月

⑷　遺族特別支給金

労災保険の遺族（補償）年金、遺族（補償）一時金の受給者を対象として、労災保険の遺族（補償）年金等の給付基礎日額を月額換算した額の該当する標準報酬月額の等級が、船員保険の最終標準報酬月額の等級より一等級以上低い場合に支給する特別支給金。

①遺族（補償）年金の受給者

【1年当たりの支給額】

1年当たりの支給額　＝ 最終標準報酬月額 × 遺族の人数に応じて定める月数 －（労災保険の年金額 ＋ 船員保険の年金額）

（遺族の人数に応じて定める月数）

1人　5.5月（5.8月※）　　2人　6.7月　　3人　7.4月　　4人以上　8.2月

※　55歳以上の妻又は船保規則第128条に規定する障害状態にある妻は5.8月

②遺族（補償）一時金の受給者

【支給額】

支給額　＝　最終標準報酬月額　×　36月　－（労災保険の一時金額 ＋ 船員保険の一時金額）

※①②いずれの場合も、支給を受ける者が2人以上いるときは、その人数で除して得た額とする。

⑸　経過的特別支給金

労災保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金、障害（補償）一時金、遺族（補償）年金、遺族（補償）一時金の受給者を対象として、当分の間、一時金を支給する特別支給金。ただし、労災保険の給付基礎日額を月額換算した額の該当する標準報酬月額の等級が、船員保険の最終標準報酬月額の等級を上回る場合、又は労災保険の障害特別年金、傷病特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金、遺族特別一時金を受給できる場合は支給しない。

①障害（補償）年金、傷病（補償）年金の受給者

【支給額】

支給額　＝　最終標準報酬月額　×　障害の程度に応じて定める月数

（障害の程度に応じて定める月数）

1級　10.4月　　2級　9.2月　　3級　8.2月　　4級　7.1月　　5級　6.1月

6級　5.2月　　7級　4.4月

②障害（補償）一時金の受給者

【支給額】

支給額　＝　最終標準報酬月額　×　障害の程度に応じて定める月数　× $\frac{8}{100}$

（障害の程度に応じて定める月数）

1級　20月　　2級　15月　　3級　12月　　4級　9月　　5級　6月

6級　4月　　7級　2月

③遺族（補償）年金の受給者

【支給額】

支給額　＝ 最終標準報酬月額 × 遺族の人数に応じて定める月数

（遺族の人数に応じて定める月数）

1人　5.5月（5.8月※）　　2人　6.7月　　3人　7.4月　　4人以上　8.2月

※　55歳以上の妻又は船保規則第128条に規定する障害状態にある妻は5.8月

④遺族（補償）一時金の受給者

【支給額】

$$\text{支給額} = \text{最終標準報酬月額} \times 36\text{月} \times \frac{8}{100}$$

※③④いずれの場合も、支給を受ける者が2人以上いるときは、その人数で除して得た額とする。

特別支給金（経過措置分）

経過措置により、平成22年1月以降においても経過的職務上給付として支給する傷病手当金、障害年金、遺族年金、障害手当金、遺族一時金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族年金差額一時金を受給する場合に支給する、従前の船員保険の福祉事業の特別支給金。傷病手当特別支給金、第一種特別支給金、第二種特別支給金がある。

(1)　傷病手当特別支給金

経過的職務上給付として支給する傷病手当金を4ヶ月超えて受給する者に対して、その超えた日から支給する特別支給金。

【1日当たりの支給額】

傷病手当金の額の$\frac{1}{3}$

(2)　第一種特別支給金

経過的職務上給付として支給する障害年金、障害手当金、遺族年金、遺族一時金を受ける権利を有することとなった者に対して支給する特別支給金。

①障害年金または障害手当金を受ける権利を有することとなった者

【支給額】

障害の程度に応じて定める次の金額

（障害年金）

1級　3,420,000円　　2級　3,200,000円　　3級　3,000,000円　　4級　2,640,000円

5級　2,250,000円　　6級　1,920,000円　　7級　1,590,000円

（障害年金※）

1級　1,140,000円　　2級　1,070,000円　　3級　1,000,000円

※　傷病が1年6ヶ月経過しても治らない場合で政令に定める障害状態に該当し、障害年金を請求して受給することとなった者

（障害手当金）

1級　650,000円　　2級　500,000円　　3級　390,000円　　4級　290,000円

5級　200,000円　　6級　140,000円　　7級　80,000円

②遺族年金または遺族一時金を受ける権利を有することとなった者

【支給額】

3,000,000円

(3)　第二種特別支給金

経過的職務上給付として支給する障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金の受給者に対して、年金または一時金に上乗せして支給する特別支給金。

【支給額】

年金または一時金の額の$\frac{8}{100}$

就学等援護費

職務上の事由（通勤災害等を含む）により亡くなった船員の家族及び重度の障害により障害年金を受けることとなった船員または家族などの教育費、保育費の負担の軽減を図るために、船員保険の福祉事業として支給する給付のことである。

就学等援護費は、平成22年1月以降は労災保険の社会復帰促進事業において実施されているが、平成22年1月以降においても経過的職務上給付として支給する障害年金または遺族年金の受給者等については、引き続き、船員保険の福祉事業として支給している。

脊髄損傷患者等介護事業

在宅中の脊髄損傷患者等のうち、常時又は随時介護を要する状態にある者に対し、その介護費用の実質補填を図るために、船員保険の福祉事業として介護料を支給する事業。

介護料の法定給付化が行われた平成8年4月1日以降は、法定給付としての介護料の支給の対象外とされた障害年金3級の受給権者及び支給額が減少となった障害年金2級の受給権者であって、平成8年4月1日において福祉事業における介護料の支給を受けていた者に対し、経過的措置として引き続き、船員保険の福祉事業において支給している。

整形外科療養事業

船員保険に加入していた間の傷病により身体に障害が生じた人を対象として、失われた労働機能の回復や生活条件を向上させ社会復帰支援を図るため、整形外科療養（義肢、装具、補助器、補助車、及び補聴器等の支給または修理、これに伴う必要な診療や移送等）を行う事業。

整形外科療養事業は、平成22年1月以降は労災保険の社会復帰促進事業において実施されているが、平成22年1月以降においても経過的職務上給付として支給する障害年金または障害手当金の受給者については、引き続き、船員保険の福祉事業として支給している。

高額医療費貸付事業・出産費貸付事業

高額療養費または（家族）出産育児一時金の支給までの間、それぞれの給付見込み額の8割相当額を限度として、無利子の貸付を行う事業。

無線医療助言事業

船員の健康を守り、生命の安全を図るため、航海中の船舶内において急病人やけが人が発生した際に船舶内の衛生管理者等から電話、ＦＡＸ、メール等により寄せられる助言要請に対し、速やかに医師による救急処置の指示等の医療助言を365日24時間体制で無料サービスしている事業。

洋上救急医療援護事業

日本の周辺海域を航行する船舶内で、病気、負傷等により緊急に医師の治療を必要とする被保険者等からの救急診療要請に対し、医師及び看護師を往診させるための体制を充実させ、海上医療体制の向上を図ることとし、現在、洋上救急医療（救急診療要請に対し、登録された医療機関の医師及び看護師を海上保安庁等の巡視船艇、航空機等により往診させ陸上の病院に搬送する事業）を実施している「公益社団法人日本水難救済会」に洋上救急医療体制を維持するための費用を援護する事業。

保養事業

船員の疲労回復、静養、家族との団らんの場を提供することにより、福祉の増進を図るため、船員保険保養所等について、船員保険の加入者等が優先的に利用できる等の環境を構築すること及びこれに附帯する事業。

契約保養施設利用補助事業

船員保険の加入者が船員保険保養所等の廃止された地域において、船員保険保養所等の廃止によるその代替措置として選定された保養施設を利用した場合に、その利用料金の一部を補助する事業。

旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業

船員保険の加入者が、協会の指定した旅行代理店（近畿日本ツーリスト・日本旅行）の契約宿泊施設を利用する際、宿泊料金の一部を補助する事業。

「利用者の皆様へ」

この年報の内容及びこれに関する統計の照会については、下記にお問い合わせください。

全国健康保険協会船員保険部

船員保険企画グループ

電話：(03)6862-3060(代)

平成30年10月　発行

船員保険事業年報

平成28年度

編集・発行　全国健康保険協会船員保険部

〒102-8016
東京都千代田区富士見2－7－2
ステージビルディング14階

印　刷　　株式会社　ワコー